

(別紙2) 機能・帳票要件

機能・帳票要件一覧（ツリー図）

※大項目が数字の事業が標準仕様書の対象範囲、英字は標準仕様書の対象範囲外となる。

大項目	中項目	機能ID	頁番号
障害者福祉	1. 障害者福祉共通	0220001～0220013, 0220016～0220079, 0221255～0221258, 0221368～0221369, 0221388, 0221389 0220080～0220096 0220097～0220131, 0221356, 0221398 0220132～0220164, 0221321～0221323 0220165～0220179 0220180～0220216, 0221259～0221260 0220217～0220223	1
	2. 身体障害者手帳	0220224～0220230, 0220232～0220243, 0221261～0221262, 0221324 0220244～0220247 0220248～0220256, 0220259～0220264, 0221263～0221265, 0221325, 0221352 0220265～0220268 0220269～0220273 0220274～0220298, 0221326 0220299～0220301	27
	3. 療育手帳	0220302～0220319, 0221266 0220320～0220323 0220324～0220327, 0220329, 0220331～0220337, 0221268, 0221370 0221386～0221387 0220338～0220341 0220342～0220345 0220346～0220369, 0221327	40
	4. 精神障害者保健福祉手帳	0220370, 0220372～0220385, 0221269, 0221350～0221351 0220386～0220389 0220390～0220392, 0220394, 0220396～0220401, 0221270, 0221371, 0221385 0220402～0220406 0220407～0220409 0220410～0220430, 0221346, 0221390 0220431～0220433	51
	5. 国制度手当	0220434～0220482, 0221271, 0221372～0221373 0220483～0220487 0220488～0220505 0220506～0220511 0220512～0220555 0220556～0220557	61
	6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	0220558～0220624, 0220626～0220627, 0220629～0220639, 0220641～0220658, 0221272～0221273, 0221328～0221330, 0221353, 0221360, 0221374～0221376, 0221391, 0221392 0221399 0220659～0220674 0220675～0220693 0220694～0220699 0220700～0220739 0220740～0220750 0220751～0220760	78

機能・帳票要件一覧（ツリー図）

※大項目が数字の事業が標準仕様書の対象範囲、英字は標準仕様書の対象範囲外となる。

大項目	中項目	機能ID	頁番号
7. 障害福祉サービス等（給付管理）	7. 1. 契約管理機能 7. 2. 市町村審査機能 7. 3. 高額障害福祉サービス費等管理機能 7. 4. 支給実績管理機能 7. 5. 報酬単価サービスコード管理機能 7. 6. 国保連合会との連携機能 7. 7. 帳票出力機能	0220761～0220763 0220764～0220771 0220772～0220773, 0220776～0220783, 0220785～0220796, 0220798～0220802, 0221274, 0221331, 0221357～0221359 0220803～0220813 0220814～0220815 0220816～0220829 0220830～0220847	… 117
8. 自立支援医療（更生医療）	8. 1. 受給者台帳管理機能 8. 2. 一覧管理機能 8. 3. 公費負担医療管理機能 8. 4. 帳票出力機能 8. 5. 統計管理機能 8. 6. マスタ管理機能	0220848～0220854, 0220858～0220862, 0220864～0220868, 0220870～0220877, 0221275～0221277, 0221332～0221334, 0221347, 0221361, 0221365, 0221377～0221378, 0221393 0220878～0220881 0220882～0220891 0220893～0220898, 0220900～0220912, 0221279, 0221335 0220913, 0220915, 0220917～0220918, 0221280～0221283 0220919～0220925	… 134
9. 自立支援医療（育成医療）	9. 1. 受給者台帳管理機能 9. 2. 一覧管理機能 9. 3. 公費負担医療管理機能 9. 4. 帳票出力機能 9. 5. 統計管理機能 9. 6. マスタ管理機能	0220926～0220933, 0220937～0220941, 0220943～0220947, 0220949～0220955, 0221284～0221286, 0221336～0221338, 0221348, 0221362, 0221366, 0221379～0221380, 0221394 0220956～0220958 0220959～0220966 0220968～0220973, 0220975～0220985, 0221339 0220986, 0220988, 0220990～0220991, 0221288～0221291 0220992～0220998	… 148
10. 自立支援医療（精神通院医療）	10. 1. 受給者台帳管理機能 10. 2. 一覧管理機能 10. 3. 公費負担医療管理機能 10. 4. 帳票出力機能 10. 5. 統計管理機能 10. 7. マスタ管理機能	0220999～0221006, 0221010～0221012, 0221014～0221021, 0221023～0221029, 0221293～0221294, 0221340～0221342, 0221349, 0221363, 0221367, 0221381～0221383, 0221395, 0221396 0221030～0221036 0221037～0221047 0221049～0221053, 0221055～0221067, 0221296, 0221343 0221070～0221071, 0221297～0221302 0221072～0221078	… 162
11. 補装具	11. 1. 台帳管理機能 11. 2. 一覧管理機能 11. 3. マスタ管理機能 11. 4. 集計表作成機能 11. 5. 帳票出力機能	0221079～0221090, 0221092～0221112, 0221303～0221305, 0221364 0221113～0221114 0221116～0221122, 0221306 0221123～0221133 0221134～0221137, 0221140～0221141, 0221143, 0221307～0221309, 0221344	… 179

機能・帳票要件一覧（ツリー図）

※大項目が数字の事業が標準仕様書の対象範囲、英字は標準仕様書の対象範囲外となる。

大項目	中項目	機能ID	頁番号
	11. 6. 国保連合会との連携機能	0221144	
12. 特別児童扶養手当	12. 1. 台帳管理機能	0221146~0221163, 0221167~0221180, 0221183~0221186, 0221188~0221190, 0221192, 0221310~0221317, 0221354~0221355, 0221384	... 191
	12. 2. 進達管理機能	0221193~0221196	
	12. 3. 一覧管理機能	0221197~0221204	
	12. 4. 支払管理機能	0221166, 0221205~0221206, 0221208~0221216, 0221318	
	12. 5. 集計表作成機能	0221217	
	12. 6. 帳票出力機能	0221219~0221221, 0221223, 0221225~0221236, 0221238~0221240, 0221242~0221249, 0221251~0221252, 0221319~0221320, 0221345	
	12. 7. マスタ管理機能	0221253~0221254	
※（指定都市）に関する要件は「指定都市の制度上必要な機能」及び「人口規模や大量処理のために必要な機能」に関する機能を個別に規定している。			
(指定都市) 1. 障害者福祉共通	1. 1. 他システム連携	0228002~0228003, 0228040~0228042, 0228096	... 207
	1. 2. マスタ管理機能	0228004~0228010	
	1. 4. 台帳管理機能	0228011, 0228046~0228047	
	1. 5. 一覧管理機能	0228012	
	1. 6. 帳票出力機能	0228013~0228015	
	1. 7. 固有機能	0228016~0228017, 0228048	
(指定都市) 2. 身体障害者手帳	2. 1. 申請管理機能	0228050~0228052, 0228097	... 210
	2. 2. 進達管理機能	0228053	
	2. 3. 台帳管理機能	0228054, 0228088~0228089	
	2. 7. 帳票出力機能	0228090	
(指定都市) 3. 療育手帳	3. 1. 申請管理機能	0228055~0228056, 0228098	... 212
	3. 3. 台帳管理機能	0228057, 0228091~0228092	
	3. 4. 一覧管理機能	0228023	
	3. 7. 帳票出力機能	0228093	
(指定都市) 4. 精神障害者保健福祉手帳	4. 1. 申請管理機能	0228058~0228060	... 214
	4. 3. 台帳管理機能	0228061~0228063	
	4. 7. 帳票出力機能	0228025	
(指定都市) 5. 国制度手当	5. 1. 台帳管理機能	0228026	... 216
(指定都市) 6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6. 1. 受給者台帳管理機能	0228027~0228029, 0228064~0228065	... 217
(指定都市) 7. 障害福祉サービス等（給付管理）	7. 2. 市町村審査機能	0228066	... 218
	7. 3. 高額障害福祉サービス費等管理機能	0228031	
(指定都市) 8. 自立支援医療（更生医療）	8. 1. 受給者台帳管理機能	0228032, 0228067~0228070	... 219
	8. 6. マスタ管理機能	0228071	
(指定都市) 9. 自立支援医療（育成医療）	9. 1. 受給者台帳管理機能	0228072~0228074, 0228094	... 221
	9. 6. マスタ管理機能	0228075	
(指定都市) 10. 自立支援医療（精神通院医療）	10. 1. 受給者台帳管理機能	0228076~0228079	... 223
	10. 3. 公費負担医療管理機能	0228033	
	10. 4. 帳票出力機能	0228080	
	10. 7. マスタ管理機能	0228081	
(指定都市) 11. 補装具	11. 1. 台帳管理機能	0228082~0228085	... 225

機能・帳票要件一覧（ツリー図）

※大項目が数字の事業が標準仕様書の対象範囲、英字は標準仕様書の対象範囲外となる。

大項目	中項目	機能ID	頁番号
	11. 3. マスタ管理機能	0228086	
(指定都市) 12. 特別児童扶養手当	12. 1. 台帳管理機能	0228035, 0228087, 0228095	... 226
	12. 3. 一覧管理機能	0228036~0228037	
	12. 6. 帳票出力機能	0228039	
※以下の（市町村独自事業）は事例を掲載しており、記載の事業に限らない			
A. 市町村独自手当	(市区町村独自事業)		
B. 地域生活支援事業	(市区町村独自事業)		
C. タクシー券交付	(市区町村独自事業)		
D. 訪問入浴サービス	(市区町村独自事業)		
E. 重心医療費助成	(市区町村独自事業)		
F. 自動車改造費助成	(市区町村独自事業)		

障害者福祉システム

機能・帳票要件【改定履歴】

版数	改定日	主な改定理由	機能ID	機能IDの変更状況 (削除／新規採番／ 変更なし)	新規採番の場合の 適合基準日
第2.1版	令和5年3月31日	第2.1版公開	—	—	—
第3.0版	令和6年3月29日	特別児童扶養手当証書の廃止に伴う省令改正対応	0221145	削除	令和8年4月1日
			0221164	削除	令和8年4月1日
			0221165	削除	令和8年4月1日
			0221181	削除	令和8年4月1日
			0221182	削除	令和8年4月1日
			0221187	削除	令和8年4月1日
			0221191	削除	令和8年4月1日
			0221207	削除	令和8年4月1日
			0221222	削除	令和8年4月1日
			0221224	削除	令和8年4月1日
			0221237	削除	令和8年4月1日
			0221241	削除	令和8年4月1日
			0221250	削除	令和8年4月1日
			0228034	削除	令和8年4月1日
			0228038	削除	令和8年4月1日
			0221310	新規採番	令和8年4月1日
			0221311	新規採番	令和8年4月1日
			0221312	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0221313	新規採番	令和8年4月1日
			0221314	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0221315	新規採番	令和8年4月1日
			0221316	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0221318	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0221319	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0221320	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0228095	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定

版数	改定日	主な改定理由	機能ID	機能IDの変更状況 (削除／新規採番／ 変更なし)	新規採番の場合の 適合基準日
第3.0版	令和6年3月29日	自立支援医療のオンライン資格確認対応	0221278	新規採番	令和8年4月1日
			0221287	新規採番	令和8年4月1日
			0221295	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0220892	削除	令和8年4月1日
			0220967	削除	令和8年4月1日
			0221048	削除	令和8年4月1日
			0221332	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0221333	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0221334	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0221335	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0221336	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0221337	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0221338	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0221339	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0221340	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0221341	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0221342	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0221343	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
第3.0版	令和6年3月29日	指定都市要件検討の対応	0228018	削除	令和8年4月1日
			0228021	削除	令和8年4月1日
			0228022	削除	令和8年4月1日
			0228024	削除	令和8年4月1日
			0228030	削除	令和8年4月1日
			0228040	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0228041	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0228042	新規採番	令和8年4月1日
			0228046	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0228047	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0228048	新規採番	令和8年4月1日
			0228050	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0228051	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0228052	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定

版数	改定日	主な改定理由	機能ID	機能IDの変更状況 (削除／新規採番／ 変更なし)	新規採番の場合の 適合基準日
			0228053	新規採番	令和8年4月1日
			0228054	新規採番	令和8年4月1日
			0228055	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0228056	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0228057	新規採番	令和8年4月1日
			0228058	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0228059	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0228060	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0228061	新規採番	令和8年4月1日
			0228062	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0228063	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0228064	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0228065	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0228066	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0228067	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0228068	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0228069	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0228070	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0228071	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0228072	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0228073	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0228074	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0228075	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0228076	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0228077	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0228078	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0228079	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0228080	新規採番	令和8年4月1日
			0228081	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定

版数	改定日	主な改定理由	機能ID	機能IDの変更状況 (削除／新規採番／ 変更なし)	新規採番の場合の 適合基準日
			0228082	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0228083	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0228084	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0228085	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0228086	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0228087	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0228088	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0228089	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0228090	新規採番	令和8年4月1日
			0228091	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0228092	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0228093	新規採番	令和8年4月1日
			0228094	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
第3.0版	令和6年3月29日	検討会内容の反映	0220028	変更なし(実装類型の みの修正)	標準オプション機能 であるため未規定
			0220029	変更なし(実装類型の みの修正)	標準オプション機能 であるため未規定
			0220030	変更なし(実装類型の みの修正)	標準オプション機能 であるため未規定
			0220231	削除	令和8年4月1日
			0220254	削除	令和8年4月1日
			0220258	削除	令和8年4月1日
			0220328	削除	令和8年4月1日
			0220330	削除	令和8年4月1日
			0220395	削除	令和8年4月1日
			0220628	削除	令和8年4月1日
			0220857	削除	令和8年4月1日
			0220869	削除	令和8年4月1日
			0220914	削除	令和8年4月1日
			0220916	削除	令和8年4月1日
			0220936	削除	令和8年4月1日
			0220948	削除	令和8年4月1日

版数	改定日	主な改定理由	機能ID	機能IDの変更状況 (削除／新規採番／ 変更なし)	新規採番の場合の 適合基準日
			0220987	削除	令和8年4月1日
			0220989	削除	令和8年4月1日
			0221009	削除	令和8年4月1日
			0221022	削除	令和8年4月1日
			0221068	削除	令和8年4月1日
			0221069	削除	令和8年4月1日
			0221091	削除	令和8年4月1日
			0221115	削除	令和8年4月1日
			0221138	削除	令和8年4月1日
			0221139	削除	令和8年4月1日
			0221142	削除	令和8年4月1日
			0221162	変更なし(実装類型の みの修正)	令和8年4月1日
			0221255	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0221255	削除	令和8年4月1日
			0221256	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0221257	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0221258	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0221259	新規採番	令和8年4月1日
			0221260	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0221261	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0221262	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0221263	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0221264	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0221265	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0221266	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0221267	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0221268	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0221269	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0221270	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定

版数	改定日	主な改定理由	機能ID	機能IDの変更状況 (削除／新規採番／ 変更なし)	新規採番の場合の 適合基準日
			0221271	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0221272	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0221273	新規採番	令和8年4月1日
			0221274	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0221275	新規採番	令和8年4月1日
			0221276	新規採番	令和8年4月1日
			0221277	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0221279	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0221280	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0221281	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0221282	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0221283	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0221284	新規採番	令和8年4月1日
			0221285	新規採番	令和8年4月1日
			0221286	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0221288	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0221289	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0221290	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0221291	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0221292	新規採番	令和8年4月1日
			0221293	新規採番	令和8年4月1日
			0221294	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0221296	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0221297	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0221298	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0221299	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0221300	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0221301	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0221302	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定

版数	改定日	主な改定理由	機能ID	機能IDの変更状況 (削除／新規採番／ 変更なし)	新規採番の場合の 適合基準日
			0221303	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0221304	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0221305	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0221306	新規採番	令和8年4月1日
			0221307	新規採番	令和8年4月1日
			0221308	新規採番	令和8年4月1日
			0221309	新規採番	令和8年4月1日
			0221317	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0220257	削除	令和8年4月1日
			0220625	削除	令和8年4月1日
			0220784	削除	令和8年4月1日
			0220899	削除	令和8年4月1日
			0220974	削除	令和8年4月1日
			0221054	削除	令和8年4月1日
			0221218	削除	令和8年4月1日
			0220371	削除	令和8年4月1日
			0221321	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0221322	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0221323	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0221324	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0221325	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0221326	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0221327	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0221328	新規採番	令和8年4月1日
			0221329	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0221330	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0221331	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0221344	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0221345	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定

版数	改定日	主な改定理由	機能ID	機能IDの変更状況 (削除／新規採番／ 変更なし)	新規採番の場合の 適合基準日
			0221346	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0221347	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0221348	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0221349	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0221350	新規採番	令和8年4月1日
			0221351	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0221352	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0221353	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0221155	変更なし	標準オプション機能 であるため未規定
			0221354	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0221355	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0221356	新規採番	令和8年4月1日
			0220774	削除	令和8年4月1日
			0221357	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0220775	削除	令和8年4月1日
			0221358	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0220797	削除	令和8年4月1日
			0221359	新規採番	令和8年4月1日
			0221360	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0221361	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0221362	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0221363	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0221364	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0220863	削除	令和8年4月1日
			0220942	削除	令和8年4月1日
			0221013	削除	令和8年4月1日
			0221365	新規採番	令和8年4月1日
			0221366	新規採番	令和8年4月1日
			0221367	新規採番	令和8年4月1日

版数	改定日	主な改定理由	機能ID	機能IDの変更状況 (削除／新規採番／ 変更なし)	新規採番の場合の 適合基準日
第4.0版	令和6年8月30日	精神障害者保健福祉手帳の旅客運賃の割引対応	0220393	削除	令和8年4月1日
			0221371	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0221385	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0221267	削除	令和8年4月1日
			0221386	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0221387	新規採番	令和8年4月1日
第4.0版	令和6年8月30日	PMHとの連携に関するPMH仕様書の変更等に伴う対応	0221278	削除	令和8年4月1日
			0221287	削除	令和8年4月1日
			0221295	削除	令和8年4月1日
			0221378	新規採番	令和8年4月1日
			0221380	新規採番	令和8年4月1日
			0221383	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
第4.0版	令和6年8月30日	令和6年12月2日のマイナ保険証開始に伴う対応	0220014	削除	令和8年4月1日
			0220015	削除	令和8年4月1日
			0220640	削除	令和8年4月1日
			0220855	削除	令和8年4月1日
			0220856	削除	令和8年4月1日
			0220934	削除	令和8年4月1日
			0220935	削除	令和8年4月1日
			0221007	削除	令和8年4月1日
			0221008	削除	令和8年4月1日
			0221368	新規採番	令和8年4月1日
			0221369	新規採番	令和8年4月1日
			0221375	新規採番	令和8年4月1日
			0221376	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0221377	新規採番	令和8年4月1日
			0221379	新規採番	令和8年4月1日
			0221381	新規採番	令和8年4月1日
			0228001	削除	令和8年4月1日

版数	改定日	主な改定理由	機能ID	機能IDの変更状況 (削除／新規採番／ 変更なし)	新規採番の場合の 適合基準日
			0228096	新規採番	令和8年4月1日
第4.0版	令和6年8月30日	標準化PMOツール等の意見を踏まえた見直し等による改定	0221292	削除	令和8年4月1日
			0221370	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0221372	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0221373	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0221374	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0221382	新規採番	令和8年4月1日
			0221384	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
第4.1版	令和7年1月31日	令和7年までの行政手続オンライン化に向けた対応	0221388	新規採番	令和8年4月1日
			0221389	新規採番	令和8年4月1日
第4.1版	令和7年1月31日	令和6年12月2日のマイナ保険証への移行に伴う対応	0221375	新規採番	令和8年4月1日
			0221399	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
第4.1版	令和7年1月31日	標準化PMOツール等の意見を踏まえた見直し等による改定	0220420	削除	令和8年4月1日
			0221390	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0220613	削除	令和8年4月1日
			0221391	新規採番	令和8年4月1日
			0221392	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0221393	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0221394	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0221395	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0221396	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0221398	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0228097	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定
			0228098	新規採番	標準オプション機能 であるため未規定

機能・帳票要件

* 小項目には機能ID (ID) のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定し た項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	障害者福祉シ ステム	障害者総合 支援システム	審査会シ ステム	請求審査シ ステム	特別児童扶養 手当システム	要件の考え方・理由	備考 (改定内容等)	適合基準日
1. 障害者福利共通														
1. 障害者福祉共通	1.1. 他システム連携	1.1.1.		0220001	住民登録システムに、住基情報を照会する。 ※1 「住基情報を照会」は、府内データ連携機能との連携を含むデータの参照、取り込みは問わず利用できること ※2 連携頻度は随時、日次・月次等とする ※3 個人番号も連携できること ※4 支援措置対象者情報も連携できること	◎	◎	×	×	◎	・住基情報との連携要件を定めている。 ・自治体の運用やベンダーシステムの形態により様々な運用形態があるため、標準として必要と想定される要件を※で追記している。 ・具体的な連携項目は、デジタル庁が「機能別連携仕様」として定めている。 ・個人番号はマイナンバーである。以下同様。 ・府内データ連携機能は、デジタル庁が「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」に規定している。		令和8年4月1日	
1. 障害者福祉共通	1.1. 他システム連携	1.1.1.		0220002	機能ID：0220001 に以下も加えること。 発行抑止情報（住基抑止設定）を連携できること	○	○	×	×	○	・個人番号はマイナンバーである。以下同様。 ・府内データ連携機能は、デジタル庁が「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」に規定している。			
1. 障害者福祉共通	1.1. 他システム連携	1.1.50.		0220003	障害者福祉システム又は障害者総合支援システムに、発行抑止情報（住基抑止設定）を照会する。	×	×	○	×	×	照会する発行抑止情報（住基抑止設定）は機能ID：0220002に記載の内容となる。			
1. 障害者福祉共通	1.1. 他システム連携	1.1.51.		0220004	審査会システムに、発行抑止情報（住基抑止設定）を提供する。	○	○	×	×	×	提供する発行抑止情報（住基抑止設定）は機能ID：0220002に記載の内容となる。			
1. 障害者福祉共通	1.1. 他システム連携	1.1.29.		0220005	住登外者宛名番号管理システム等に、住登外情報を照会する。 ※1 データの参照、取り込みは問わず、利用できること ※2 連携頻度は随時、日次・月次等とする	◎	◎	×	×	◎	デジタル庁が規定する「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」の住登外者宛名番号管理機能や府内データ連携機能を利用する。		令和8年4月1日	
1. 障害者福祉共通	1.1. 他システム連携	1.1.30.		0220006	住登外者宛名番号管理システム等に、送付先情報を照会する。 ※1 データの参照、取り込みは問わず、利用できること ※2 連携頻度は随時、日次・月次等とする	○	○	×	×	○	デジタル庁が規定する「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」の住登外者宛名番号管理機能や府内データ連携機能を利用する。		令和8年4月1日	
1. 障害者福祉共通	1.1. 他システム連携	1.1.2.		0220007	住基の異動情報を元に、各事業の対象者及び関係者の異動内容を確認できること。 ※1 各事業は、業務フローに記載の事業とする ※2 対象事業を選択できること ※3 EUC機能による対応でよい	◎	◎	×	×	◎			令和8年4月1日	
1. 障害者福祉共通	1.1. 他システム連携	1.1.2.		0220008	機能ID：0220007 に以下も加えること。 再転入者や住登外転入者の同一人特定のために、同一人物一覧で確認できること	○	○	×	×	○				
1. 障害者福祉共通	1.1. 他システム連携	1.1.3.		0220009	文字要件は、「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」の規定に準ずること。	◎	◎	◎	×	◎			令和8年4月1日	
1. 障害者福祉共通	1.1. 他システム連携	1.1.4.		0220010	個人住民税システムに、個人住民税情報を照会する。 ※1 「個人住民税情報を照会」は、府内データ連携機能との連携を含む ※2 データの参照、取り込みは問わず利用できること ※3 連携頻度は年次・月次等とする	◎	◎	×	×	◎	・具体的な連携項目は、デジタル庁が「機能別連携仕様」として定めている。 ・府内データ連携機能は、デジタル庁が「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」に規定している。		令和8年4月1日	

機能・帳票要件 ※ 小項目には機能ID (ID) のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	障害者福祉システム	障害者総合支援システム	審査会システム	請求審査システム	特別児童扶養手当システム	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
1.障害者福祉共通	1.1.他システム連携	1.1.4.		0220011	機能ID：0220010 に以下も加えること。 ※1 更正情報を履歴で管理できること ※2 連携・参照する税項目を事業ごとに設定できること ※3 住登者かつ他市町村賦課されている税情報を連携できること ※4 住登外者で課税されている税情報を連携できること		○	○	×	×	○	具体的な連携項目は、デジタル庁が「機能別連携仕様」として定めている。 ・標準オプションの※3については、データ標準レイアウト様式B-002 No221：住民登録外課税の有無、No222：住民登録外課税者の課税地市区町村コードを連携することで把握し、情報照会事務につなげることを想定。		
1.障害者福祉共通	1.1.他システム連携	1.1.49.		0220012	機能ID：0220010 に以下も加えること。 指定都市の県費負担教職員の税源移譲前の税率による業務処理を可能とするため、市町村民税所得割額、市町村民税_住宅借入金等特別税額控除額、市町村民税_寄附金税額控除額は、8%ではなく6%（税源移譲前）も連携できること		○	○	×	×	○	具体的な連携項目は、デジタル庁が「機能別連携仕様」として定めている。		
1.障害者福祉共通	1.1.他システム連携	1.1.5.		0220013	個人住民税の更正情報を元に、各事業の対象者及び関係者の異動者及び異動内容を確認できること。 ※1 各事業は、業務フローに記載の事業とする ※2 対象事業を選択できること ※3 EUC機能による対応でよい		◎	◎	×	×	◎			令和8年4月1日
1.障害者福祉共通	1.1.他システム連携	1.1.6.		0221368	国民健康保険システムに、国民健康保険情報を照会する。 ※1 「国民健康保険情報を照会」は、府内データ連携機能との連携を含む ※2 データの参照、取り込みは問わず利用できること ※3 連携頻度は随時、日次・月次等とする ※4 各事業の対象者及び関係者の異動者及び異動内容をEUC機能等により確認できること		◎	○	×	×	×	・具体的な連携項目は、デジタル庁が「機能別連携仕様」として定めている。 ・府内データ連携機能は、デジタル庁が「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」に規定している。 【第4.0版】標準化検討会における検討により、令和6年12月2日より健康保険証が廃止されることから、障害者福祉システムの実装区分を実装必須に変更する。	【第4.0版】機能ID：0220014から修正	令和8年4月1日
1.障害者福祉共通	1.1.他システム連携	1.1.7.		0221369	後期高齢者医療システムに、後期高齢者医療保険情報を照会する。 ※1 「後期高齢者医療保険情報を照会」は、府内データ連携機能との連携を含む ※2 データの参照、取り込みは問わず利用できること ※3 連携頻度は随時、日次・月次等とする ※4 各事業の対象者及び関係者の異動者及び異動内容をEUC機能等により確認できること		◎	○	×	×	×	・具体的な連携項目は、デジタル庁が「機能別連携仕様」として定めている。 ・府内データ連携機能は、デジタル庁が「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」に規定している。 【第4.0版】標準化検討会における検討により、令和6年12月2日より健康保険証が廃止されることから、障害者福祉システムの実装区分を実装必須に変更する。	【第4.0版】機能ID：0220015から修正	令和8年4月1日
1.障害者福祉共通	1.1.他システム連携	1.1.8.		0220016	国民年金システムに、国民年金情報を照会する。 ※ 府内連携における国民年金情報との連携は実装不可とする。府内連携では年金受給額を取得できず、日本年金機構への公用照会やマイナンバーを利用した情報照会が必要となるためである。		×	×	×	×	×	マイナンバーを利用した情報照会の要件は、機能ID：0220071、0220074に記載している。		
1.障害者福祉共通	1.1.他システム連携	1.1.9.		0220017	生活保護システムに、生活保護情報を照会する。 ※1 「生活保護情報を照会」は、府内データ連携機能との連携を含む ※2 データの参照、取り込みは問わず利用できること ※3 連携頻度は日次・月次等とする ※4 各事業の対象者及び関係者の異動者及び異動内容をEUC機能等により確認できること		○	○	×	×	×	・具体的な連携項目は、デジタル庁が「機能別連携仕様」として定めている。 ・府内データ連携機能は、デジタル庁が「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」に規定している。		

機能・帳票要件 ※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定し た項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	障害者福祉シ ステム	障害者総合支 援システム	審査会シ ステム	請求審査シス テム	特別児童扶養 手当システム	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
1.障害者福祉共通	1.1.他システム連携	1.1.10.		0220018	介護保険システムに、介護保険情報を照会する。 ※1 「介護保険情報を照会」は、府内データ連携機能との連携を含む ※2 データの参照、取り込みは問わず利用できること ※3 連携頻度は日次・月次等とする ※4 各事業の対象者及び関係者の異動者及び異動内容をEUC機能等により確認できること	◎	○	×	×	×	×	・具体的な連携項目は、デジタル庁が「機能別連携仕様」として定めている。 ・府内データ連携機能は、デジタル庁が「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」に規定している。		
1.障害者福祉共通	1.1.他システム連携	1.1.11.		0220019	子ども育て支援システム等他システムに、支援措置対象者情報を照会する。 ※1 「支援措置対象者情報を照会」は、府内データ連携機能との連携を含む ※2 データの参照、取り込みは問わず利用できること ※3 連携頻度は日次・月次等とする ※4 各事業の対象者及び関係者の異動者及び異動内容をEUC機能等により確認できること ※5 機能ID：0220001 の※5で連携される情報と識別できるように管理すること	○	○	×	×	○	・※5の識別については、支援措置対象者情報は、①障害者福祉で独自に登録するもの、②住基連携により取得するもの、③子ども育て等他システムからの連携により取得するもの、が混在することとなるため、支援措置対象者情報について確認したい事項が出てきた場合の確認先の把握を目的とし、またの自治体によってはデータ移行時の識別等での利用を想定している。 ・府内データ連携機能は、デジタル庁が「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」に規定している。			
1.障害者福祉共通	1.1.他システム連携	1.1.52.		0220020	障害者福祉システム又は障害者総合支援システムに、支援措置対象者情報を照会する。	×	×	○	×	×	×	照会する支援措置対象者情報は以下の機能IDに記載された情報となる。 機能ID：0220001、0220019、0220105		
1.障害者福祉共通	1.1.他システム連携	1.1.53.		0220021	審査会システムに、支援措置対象者情報を提供する。	○	○	×	×	×	×	提供する支援措置対象者情報は以下の機能IDに記載された情報となる。 機能ID：0220001、0220019、0220105		
1.障害者福祉共通	1.1.他システム連携	1.1.54.		0220022	障害者福祉システム又は障害者総合支援システムに、送付先情報を照会する。	×	×	○	×	×	×	照会する送付先情報は以下の機能IDに記載された情報となる。 機能ID：0220006、0220119、0220120		
1.障害者福祉共通	1.1.他システム連携	1.1.55.		0220023	審査会システムに、送付先情報を提供する。	○	○	×	×	×	×	提供する送付先情報は以下の機能IDに記載された情報となる。 機能ID：0220006、0220119、0220120		
1.障害者福祉共通	1.1.他システム連携	1.1.56.		0220024	障害者福祉システム又は障害者総合支援システムに、連絡先情報を照会する。	×	×	○	×	×	×	照会する連絡先情報は以下の機能IDに記載された情報となる。 機能ID：0220111、0220112		
1.障害者福祉共通	1.1.他システム連携	1.1.57.		0220025	審査会システムに、連絡先情報を提供する。	○	○	×	×	×	×	提供する連絡先情報は以下の機能IDに記載された情報となる。 機能ID：0220111、0220112		
1.障害者福祉共通	1.1.他システム連携	1.1.58.		0220026	障害者福祉システム又は障害者総合支援システムに、メモ情報を照会する。	×	×	○	×	×	×	照会するメモ情報は以下の機能IDに記載された情報となる。 機能ID：0220154、0220155		
1.障害者福祉共通	1.1.他システム連携	1.1.59.		0220027	審査会システムに、メモ情報を提供する。	○	○	×	×	×	×	提供するメモ情報は以下の機能IDに記載された情報となる。 機能ID：0220154、0220155		
1.障害者福祉共通	1.1.他システム連携	1.1.31.		0220028	個人住民税システム等の他システムやサブユニットに、身体障害者手帳情報を提供する。	◎	○	×	×	×	×	個人住民税システムのように、手帳情報の連携を実装必須としている他業務があるため実装必須としている。連携する項目は連携要件に定められる。	【第3.0版】標準化検討会における検討により、機能ID：0220032の照会に対する提供機能が必要であるため、障害者総合支援システムの実装区分を×から○に変更	令和8年4月1日
1.障害者福祉共通	1.1.他システム連携	1.1.35.		0220029	個人住民税システム等の他システムやサブユニットに、療育手帳情報を提供する。	◎	○	×	×	×	×	【第3.0版】標準化検討会における検討により、機能ID：0220034の照会に対する提供機能が必要であるため、障害者総合支援システムの実装区分を×から○に変更	【第3.0版】標準化検討会における検討により、機能ID：0220034の照会に対する提供機能が必要であるため、障害者総合支援システムの実装区分を×から○に変更	令和8年4月1日

機能・帳票要件 ※ 小項目には機能ID (ID) のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定し た項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分					要件の考え方・理由	備考 (改定内容等)	適合基準日	
						障害者福祉シ ステム	障害者総合支 援システム	審査会シ ステム	請求審査シス テム	特別児童扶養 手当システム				
1.障害 者福祉 共通	1.1.他 システム連携	1.1.36.		0220030	個人住民税システム等の他システムやサブユニットに、精神障害者保健福祉手帳情報を提供する。	◎	○	×	×	×		【第3.0版】標準化検討会における検討により、機能ID 0220030の照会に対する提供機能が必要であるため、障害者総合支援システムの実装区分を×から○に変更	令和8年4月1日	
1.障害 者福祉 共通	1.1.他 システム連携			0221255	健康管理システムに、精神障害者保健福祉手帳情報を照会する。	○	×	×	×	×		精神障害者保健福祉手帳情報を健康管理システムとして利用する場合、障害者福祉システムに取り込む機能である。	【第3.0版】標準化検討会における検討により追加	
1.障害 者福祉 共通	1.1.他 システム連携			0221256	健康管理システムに、自立支援医療（精神通院医療）情報を照会する。	○	×	×	×	×		自立支援医療（精神通院医療）情報を健康管理システムとして利用する場合、障害者福祉システムに取り込む機能である。	【第3.0版】標準化検討会における検討により追加	
1.障害 者福祉 共通	1.1.他 システム連携			0221257	健康管理システム等に、自立支援医療（育成医療）情報を照会する。	○	×	×	×	×		自立支援医療（育成医療）情報を健康管理システム又は児童福祉システムとして利用する場合、障害者福祉システムに取り込む機能である。	【第3.0版】標準化検討会における検討により追加	
1.障害 者福祉 共通	1.1.他 システム連携	1.1.32.		0220031	障害者福祉システムに、身体障害者手帳情報を照会する。	×	○	×	×	○				
1.障害 者福祉 共通	1.1.他 システム連携	1.1.60.		0220032	障害者福祉システム又は障害者総合支援システムに、身体障害者手帳情報を照会する。	×	×	○	×	×				
1.障害 者福祉 共通	1.1.他 システム連携	1.1.37.		0220033	障害者福祉システムに、療育手帳情報を照会する。	×	○	×	×	○				
1.障害 者福祉 共通	1.1.他 システム連携	1.1.61.		0220034	障害者福祉システム又は障害者総合支援システムに、療育手帳情報を照会する。	×	×	○	×	×				
1.障害 者福祉 共通	1.1.他 システム連携	1.1.38.		0220035	障害者福祉システムに、精神障害者保健福祉手帳情報を照会する。	×	○	×	×	○				
1.障害 者福祉 共通	1.1.他 システム連携	1.1.62.		0220036	障害者福祉システム又は障害者総合支援システムに、精神障害者保健福祉手帳情報を照会する。	×	×	○	×	×				
1.障害 者福祉 共通	1.1.他 システム連携	1.1.12.		0220037	子ども育て支援システム等の他システムに、障害者福祉システム（サブユニットを含む）で個別管理している支援措置対象者情報を提供する。	○	○	×	×	○				
1.障害 者福祉 共通	1.1.他 システム連携	1.1.77.		0220038	障害者総合支援システムに補装具情報を提供する。	○	×	×	×	×				
1.障害 者福祉 共通	1.1.他 システム連携	1.1.78.		0220039	障害者福祉システムに補装具情報を照会する。	×	○	×	×	×				
1.障害 者福祉 共通	1.1.他 システム連携	1.1.81.		0220040	個人住民税システム等の他システムに自立支援医療（更生医療）情報を提供する。	◎	×	×	×	×		個人住民税システムのように、自立支援医療（更生医療）情報の連携を実装必須としている他業務があるため実装必須としている。連携する項目は連携要件に定められる。	令和8年4月1日	
1.障害 者福祉 共通	1.1.他 システム連携	1.1.82.		0220041	個人住民税システム等の他システムに自立支援医療（精神通院医療）情報を提供する。	◎	×	×	×	×		個人住民税システムのように、自立支援医療（精神通院医療）情報の連携を実装必須としている他業務があるため実装必須としている。連携する項目は連携要件に定められる。	令和8年4月1日	
1.障害 者福祉 共通	1.1.他 システム連携			0221258	個人住民税システム等の他システムに自立支援医療（育成医療）情報を提供する。	○	×	×	×	×		【第3.0版】標準化PMOツールへの意見等により当該機能を追加している。	【第3.0版】標準化検討会における検討により追加	
1.障害 者福祉 共通	1.1.他 システム連携	1.1.83.		0220042	生活保護システムに国制度手当情報を提供する。	○	×	×	×	×		連携する項目は連携要件に定められる。		
1.障害 者福祉 共通	1.1.他 システム連携	1.1.84.		0220043	生活保護システムに特別児童扶養手当情報を提供する。	○	×	×	×	○		連携する項目は連携要件に定められる。		

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID (ID) のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	障害者福祉システム	障害者総合支援システム	審査会システム	請求審査システム	特別児童扶養手当システム	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
1.障害者福祉共通	1.1.他システム連携	1.1.85.		0220044	子ども子育て支援システム等の他システムに特別児童扶養手当児童情報を提供する。	◎	×	×	×	×	◎	子ども子育て支援システムのように、特別児童扶養手当児童情報の連携を実装必須としている他業務があるため実装必須としている。連携する項目は連携要件に定められる。		令和8年4月1日
1.障害者福祉共通	1.1.他システム連携	1.1.63.		0220045	独自施策システムに、以下の情報を提供する。 ・対象者情報 ※障害者・児 ・身体障害者手帳情報 ・療育手帳情報 ・精神障害者保健福祉手帳情報 ・支援措置対象者情報 ・発行抑止情報 (住基抑止設定) ・送付先情報 ・連絡先情報 ・メモ情報	○	×	×	×	×	×	・地域生活支援事業や独自事業を管理する独自施策システムとの連携機能となる。 ・「地方公共団体情報システム標準化基本方針」4.1.4 標準準拠システム以外のシステムとの関係に対応している。 ・具体的な連携項目は、デジタル庁が「機能別連携仕様」に定める。		
1.障害者福祉共通	1.1.他システム連携	1.1.75.		0220046	独自施策システムに、以下の情報を提供する。 ・サービス受給情報 ※機能ID : 0220144 の情報	○	×	×	×	×	×			
1.障害者福祉共通	1.1.他システム連携	1.1.76.		0220047	独自施策システムに、以下の情報を提供する。 ・サービス受給情報 ※機能ID : 0220145 の情報	○	×	×	×	×	×			
1.障害者福祉共通	1.1.他システム連携	1.1.67.		0220048	独自施策システムに、以下の情報を提供する。 ・個人住民税情報 ※本人、障害者福祉用世帯員	○	×	×	×	×	×			
1.障害者福祉共通	1.1.他システム連携	1.1.68.		0220049	独自施策システムに、以下の情報を提供する。 ・国民健康保険情報	○	×	×	×	×	×			
1.障害者福祉共通	1.1.他システム連携	1.1.69.		0220050	独自施策システムに、以下の情報を提供する。 ・後期高齢者医療保険情報	○	×	×	×	×	×			
1.障害者福祉共通	1.1.他システム連携	1.1.70.		0220051	独自施策システムに、以下の情報を提供する。 ・生活保護情報	○	×	×	×	×	×			
1.障害者福祉共通	1.1.他システム連携	1.1.71.		0220052	独自施策システムに、以下の情報を提供する。 ・介護保険情報	○	×	×	×	×	×			
1.障害者福祉共通	1.1.他システム連携	1.1.72.		0220053	独自施策システムに、以下の情報を提供する。 ・保険者情報 ※自立支援医療で管理している	○	×	×	×	×	×			
1.障害者福祉共通	1.1.他システム連携	1.1.64.		0220054	独自施策システムに、以下の情報を照会する。 ・サービス受給状況情報	○	×	×	×	×	×	サービス受給状況情報は、機能ID : 0220144、0220145 に記載の項目、機能ID : 0220285 の印字に必要な項目を想定している。		
1.障害者福祉共通	1.1.他システム連携	1.1.74.		0220055	独自施策システムに、以下の情報を照会する。 ・日常生活用具給付情報	○	×	×	×	×	×	日常生活用具給付情報は、機能ID : 0220284 の印字に必要な項目を想定している。		
1.障害者福祉共通	1.1.他システム連携	1.1.79.		0220056	独自施策システムに、以下の情報を照会する。 ・地域生活支援事業（給付管理）情報	○	○	×	×	×	×	地域生活支援事業（給付管理）情報は、機能ID : 0220781 の計算に必要な項目を想定している。		
1.障害者福祉共通	1.1.他システム連携	1.1.34.		0220057	団体内統合宛名番号の付番依頼及び中間サーバーへの副本情報登録機能 団体内統合宛名機能（「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」）に規定する団体内統合宛名機能をいう。以下同じ）における団体内統合宛名番号の付番や宛名情報の更新のために、登録、更新した宛名情報及び個人番号を団体内統合宛名機能へ連携できること。 団体内統合宛名機能を経由して、副本情報の登録等、中間サーバーとの連携ができること。なお、中間サーバーとの連携のうち、中間サーバーから取得したURLを元にHTTPダウンロードする場合は、団体内統合宛名機能を経由せず連携すること。	◎	◎	×	×	◎	◎			令和8年4月1日
1.障害者福祉共通	1.1.他システム連携	1.1.39.		0220058	マイナンバー制度における中間サーバーや団体内統合宛名システムへ副本登録用のデータを作成し、連携できること。 ・療育手帳 ※1 住登外対象者も副本登録対象とすること ※2 副本登録の住登外対象者で個人番号未登録者を把握できること	○	×	×	×	×	×	・指定都市、児童相談所設置市町村、権限移譲市区町村の対応が必要な自治体は実装必須となる。 ・システム切替にあたり必要な場合は全件登録及びその後の異動分の反映が行えること。		

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID (ID) のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分					要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日	
						障害者福祉システム	障害者総合支援システム	審査会システム	請求審査システム	特別児童扶養手当システム				
1. 障害者福祉共通	1.1. 他システム連携	1.1.40.		0220059	マイナンバー制度における中間サーバーや団体内統合宛名システムへ副本登録用のデータを作成し、連携できること。 ・精神障害者保健福祉手帳 ※1 住登外対象者も副本登録対象とすること ※2 副本登録の住登外対象者で個人番号未登録者を把握できること	○	×	×	×	×	×	・指定都市、権限移譲市区町村の対応が必要な自治体は実装必須となる。 ・システム切替にあたり必要な場合は全件登録及びその後の異動分の反映が行えること。		
1. 障害者福祉共通	1.1. 他システム連携	1.1.41.		0220060	マイナンバー制度における中間サーバーや団体内統合宛名システムへ副本登録用のデータを作成し、連携できること。 ・特別児童扶養手当 ※1 住登外対象者も副本登録対象とすること ※2 副本登録の住登外対象者で個人番号未登録者を把握できること	○	×	×	×	×	○	・指定都市、権限移譲市区町村の対応が必要な自治体は実装必須となる。 ・システム切替にあたり必要な場合は全件登録及びその後の異動分の反映が行えること。		
1. 障害者福祉共通	1.1. 他システム連携	1.1.42.		0220061	マイナンバー制度における中間サーバーや団体内統合宛名システムへ副本登録用のデータを作成し、連携できること。 ・自立支援医療（精神通院医療） ※1 住登外対象者も副本登録対象とすること ※2 副本登録の住登外対象者で個人番号未登録者を把握できること	○	×	×	×	×	×	・指定都市、権限移譲市区町村の対応が必要な自治体は実装必須となる。 ・システム切替にあたり必要な場合は全件登録及びその後の異動分の反映が行えること。		
1. 障害者福祉共通	1.1. 他システム連携	1.1.43.		0220062	マイナンバー制度における中間サーバーや団体内統合宛名システムへ副本登録用のデータを作成し、連携できること。 ・身体障害者手帳 ※1 住登外対象者も副本登録対象とすること ※2 副本登録の住登外対象者で個人番号未登録者を把握できること	○	×	×	×	×	×	・指定都市、中核市、権限移譲市区町村の対応が必要な自治体は実装必須となる。 ・システム切替にあたり必要な場合は全件登録及びその後の異動分の反映が行えること。		
1. 障害者福祉共通	1.1. 他システム連携	1.1.44.		0220063	マイナンバー制度における中間サーバーや団体内統合宛名システムへ副本登録用のデータを作成し、連携できること。 ・国制度手当 ※1 住登外対象者も副本登録対象とすること ※2 副本登録の住登外対象者で個人番号未登録者を把握できること	○	×	×	×	×	×	・一般市以上、権限移譲町村の対応が必要な自治体は実装必須となる。 ・システム切替にあたり必要な場合は全件登録及びその後の異動分の反映が行えること。		
1. 障害者福祉共通	1.1. 他システム連携	1.1.17.		0220064	マイナンバー制度における中間サーバーや団体内統合宛名システムへ副本登録用のデータを作成し、連携できること。 ・障害者自立支援給付 ・障害児通所支援 ※1 住登外対象者も副本登録対象とすること ※2 副本登録の住登外対象者で個人番号未登録者を把握できること	◎	◎	×	×	×	×	システム切替にあたり必要な場合は全件登録及びその後の異動分の反映が行えること。		令和8年4月1日
1. 障害者福祉共通	1.1. 他システム連携	1.1.45.		0220065	マイナンバー制度における中間サーバーや団体内統合宛名システムへ副本登録用のデータを作成し、連携できること。 ・補装具 ※1 住登外対象者も副本登録対象とすること ※2 副本登録の住登外対象者で個人番号未登録者を把握できること	◎	×	×	×	×	×	システム切替にあたり必要な場合は全件登録及びその後の異動分の反映が行えること。		令和8年4月1日
1. 障害者福祉共通	1.1. 他システム連携	1.1.46.		0220066	マイナンバー制度における中間サーバーや団体内統合宛名システムへ副本登録用のデータを作成し、連携できること。 ・自立支援医療（更生医療） ※1 住登外対象者も副本登録対象とすること ※2 副本登録の住登外対象者で個人番号未登録者を把握できること	◎	×	×	×	×	×	システム切替にあたり必要な場合は全件登録及びその後の異動分の反映が行えること。		令和8年4月1日
1. 障害者福祉共通	1.1. 他システム連携	1.1.47.		0220067	マイナンバー制度における中間サーバーや団体内統合宛名システムへ副本登録用のデータを作成し、連携できること。 ・自立支援医療（育成医療） ※1 住登外対象者も副本登録対象とすること ※2 副本登録の住登外対象者で個人番号未登録者を把握できること	◎	×	×	×	×	×	システム切替にあたり必要な場合は全件登録及びその後の異動分の反映が行えること。		令和8年4月1日
1. 障害者福祉共通	1.1. 他システム連携	1.1.33.		0220068	マイナンバー制度における副本データとの整合性確認ができること、又は団体内統合宛名システムで整合性確認を行う場合で整合性確認用データの作成が必要な場合は、整合性確認用データを作成し、連携できること。	○	○	×	×	×	○	障害者福祉システム（サブユニットを含む）から整合性確認用データを連携することなく、団体内統合宛名システムで整合性確認が行える場合や自治体の運用により当要件の必要性は分かれるとするため、標準オプションとしている。		

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID (ID) のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分					要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
						障害者福祉システム	障害者総合支援システム	審査会システム	請求審査システム	特別児童扶養手当システム			
1.障害者福祉共通	1.1.他システム連携	1.1.18.		0220069	マイナンバー制度における情報提供ネットワークシステムより提供される配信マスタを取り込みできること。	○	○	×	×	○	マイナンバーを利用した情報照会を行う機能は以下に大別され、利用する機能は自治体の運用により分かれ。当要件は①の場合となり、②及び③の利用も可とするが、①の場合は実装必須とする。 ①障害者福祉システム（サブユニットを含む）を利用 ②中間サーバー接続端末を利用 ③団体内統合宛名システムの機能を利用		
1.障害者福祉共通	1.1.他システム連携	1.1.65.		0220070	マイナンバー制度における情報提供ネットワークシステムより提供される独自マスタを取り込みできること。	○	○	×	×	○	マイナンバーを利用した情報照会を行う機能は以下に大別され、利用する機能は自治体の運用により分かれ。当要件は①の場合となるが、②及び③の利用も可とする。 ①障害者福祉システム（サブユニットを含む）を利用 ②中間サーバー接続端末を利用 ③団体内統合宛名システムの機能を利用	副本登録する場合に独自マスタを必要とするかはベンダのシステムにより異なる。	
1.障害者福祉共通	1.1.他システム連携	1.1.19.		0220071	マイナンバー制度における中間サーバーや団体内統合宛名システムへ情報照会内容のデータ（情報提供依頼のデータ）を作成し、連携できること。 ※1 連携できる事業（身体障害者手帳、障害福祉サービス等の単位）をパラメタ等で設定できること ※2 一括してデータ作成し、連携できること	○	○	×	×	○	・マイナンバーを利用した情報照会を行う機能は以下に大別され、利用する機能は自治体の運用により分かれ。当要件は①の場合となり、②及び③の利用も可とするが、①の場合は機能ID：0220071 及び0220074 の標準オプションは実装必須とする。 ①障害者福祉システム（サブユニットを含む）を利用 ②中間サーバー接続端末を利用 ③団体内統合宛名システムの機能を利用		
1.障害者福祉共通	1.1.他システム連携	1.1.73.		0220072	機能ID：0220071 に以下も加えること。 ※1 照会側不開示コードを設定できること。 ※2 設定により、支援措置対象者の場合は照会側不開示コードを自動設定できること。	○	○	×	×	○	・機能ID：0220072の照会側不開示コードは、自治体中間サーバー外部インターフェイス仕様書 別紙2コード定義書1.3.38 照会側不開示コード（1:開示、2:不開示）である。		
1.障害者福祉共通	1.1.他システム連携	1.1.19.		0220073	取得した公金受取口座情報を、他システム（公金受取口座の対象事務を処理するシステムを除く。）に提供できること。	×	×	×	×	×	デジタル庁「標準仕様書間の横並び調整方針」の要件である。		
1.障害者福祉共通	1.1.他システム連携	1.1.20.		0220074	マイナンバー制度における中間サーバーや団体内統合宛名システムから引き渡される情報照会結果データを取り込み、情報照会結果を確認できること。 ※ 連携できる事業（身体障害者手帳、障害福祉サービス等の単位）をパラメタ等で設定できること	○	○	×	×	○			

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID (ID) のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	障害者福祉システム	障害者総合支援システム	審査会システム	請求審査システム	特別児童扶養手当システム	要件の考え方・理由	備考 (改定内容等)	適合基準日
1. 障害者福祉共通	1.1. 他システム連携	1.1.66.		0220075	公金受取口座（公的給付支給等口座の利用の意思の有無（公金口座区分））を管理できること。 公金受取口座の利用の意思がある場合には、申請又は給付の都度、情報提供ネットワークシステムを通じて公金受取口座登録システムから公金受取口座情報を自動で取得し、給付金等の振込先口座として利用できること。 【補足事項】 <ul style="list-style-type: none">・国制度手当、特別児童扶養手当、障害福祉サービス等を対象とする。・公金口座区分の管理は、機能ID：0220447、0220791、0221162に定めている。・情報提供ネットワークシステムとの連携は、機能ID：0220071、0220074に定めている。・「自動で取得」とは、バッチスケジュールにより取得し、取り出した口座情報を一括で障害者福祉システム（サブユニットを含む）に取り込むことを意味しているが、機能ID：0220071、0220074の「要件の考え方・理由」に記載のとおり、②及び③の利用も可としている。	○	◎	×	×	○	○	○国制度手当 一般市以上、権限移譲町村の対応が必要な自治体は実装必須となる。 ○特別児童扶養手当 指定都市、権限移譲町村の対応が必要な自治体は実装必須となる。 ○障害福祉サービス等 全ての自治体が実装必須となる。	デジタル庁「標準仕様書間の横並び調整方針」の要件である。	令和8年4月1日
1. 障害者福祉共通	1.1. 他システム連携	1.1.21.		0220076	マイナンバー制度における中間サーバーや団体内統合宛名システムから引き渡される情報照会結果データ（特定個人情報番号2の地方税情報データについて、提供された地方税情報）を障害者福祉システム（サブユニットを含む）内で管理する地方税テーブルに取り込みできること。 ※ 取り込みできる事業（障害福祉サービスや更生医療等の単位）をパラメタ等で設定できること	○	○	×	×	○	1月1日以後転入者や住所地特例者等の地方税情報については、情報照会した結果を、直接、障害者福祉システム内で管理する地方税テーブルに取り込むことで、各事業における所得判定等の事務処理に寄与することを目的とした要件である。			
1. 障害者福祉共通	1.1. 他システム連携	1.1.22.		0220077	マイナポータルびったりサービスより受け付けた申請データのうち管理が必要な項目を、申請管理機能（「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」において規定する申請管理機能をいう。以下同じ。）を経由して取得できること。 なお、経過措置として、「自治体の行政手続のオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書（令和5年1月20日 総務省）」に規定される連携方式3、4により申請管理機能を経由して取得することも許容される。また、管理が必要な項目とは、標準仕様書における管理項目を想定しているが、標準仕様書における管理項目が不足する場合には必要に応じて管理項目以外の項目を取得してもよい。 申請管理機能がマイナポータルびったりサービス等に対して申請処理状況（処理中、要再申請、完了、却下、取下げのステータス）を送信する場合に用いるため、取得した項目等を表示、出力等できること。 【対象事務】 <ul style="list-style-type: none">・特別児童扶養手当所得状況届・障害福祉手当（福祉手当）所得状況届・特別障害者手当所得状況届・総務省が策定した「自治体の行政手続きのオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書」により実現している事務	◎	◎	×	×	◎	「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」において、「自治体の行政手続のオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書（令和5年1月20日 総務省）」により構築された申請管理機能を有するシステムの継続利用が経過措置として認められている。連携方式3、4に基づく連携は本経過措置に基づき認められるものであることに留意すること。		令和8年4月1日	
1. 障害者福祉共通	1.1. 他システム連携	新規追加		0221388	機能ID：0220077 に以下の国制度手当に関する事務手続きを加えること。 【対象事務】 <ul style="list-style-type: none">・障害児福祉手当の認定請求・障害児福祉手当の障害状態再審査（診断）の請求・障害児福祉手当（福祉手当）の氏名変更の届出・障害児福祉手当（福祉手当）の住所変更の届出・障害児福祉手当（福祉手当）の支払方法変更の届出・障害児福祉手当（福祉手当）の受給資格喪失の届出・特別障害者手当の認定請求・特別障害者手当の障害状態再審査（診断）の請求・特別障害者手当の氏名変更の届出・特別障害者手当の住所変更の届出・特別障害者手当の支払方法変更の届出・特別障害者手当の受給資格喪失の届出	◎	×	×	×	×	【第4.1版】令和7年までの行政手続オンライン化に対応するため、当該機能を追加している。	【第4.1版】標準化検討会における検討により追加	令和8年4月1日	

機能・帳票要件

* 小項目には機能ID (ID) のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	障害者福祉システム	障害者総合支援システム	審査会システム	請求審査システム	特別児童扶養手当システム	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
1.障害者福祉共通	1.1.他システム連携		新規追加	0221389	機能ID : 0220077 に以下の特別児童扶養手当に関する事務手続きを加えること。 【対象事務】 ・特別児童扶養手当の認定請求 ・特別児童扶養手当額の改定の請求（増額） ・特別児童扶養手当額の改定の届出（減額） ・特別児童扶養手当の障害状態再審査（診断）の請求 ・特別児童扶養手当の未払いの手当の請求 ・特別児童扶養手当の受給証明書の申請 ・特別児童扶養手当の氏名変更の届出 ・特別児童扶養手当の住所変更の届出 ・特別児童扶養手当の支払方法変更の届出 ・特別児童扶養手当の受給資格喪失の届出	◎	×	×	×	×	◎	【第4.1版】令和7年までの行政手続オンライン化に対応するため、当該機能を追加している。	【第4.1版】標準化検討会における検討により追加	令和8年4月1日
1.障害者福祉共通	1.1.他システム連携	1.1.28.		0220079	連携用データの取込時や作成・送信時にエラーが発生した場合、エラー内容を確認できること。 また、エラー対応後、取込や作成・送信の再処理ができること。	◎	◎	◎	×	◎				令和8年4月1日
1.障害者福祉共通	1.2.マスタ管理機能	1.2.1.		0220080	コードマスターを管理（登録、修正、削除、照会）できること。	◎	◎	◎	◎	◎	・障害者福祉システム（サブユニットを含む）の共通として管理するマスターを記載しており、医療機関や事業者等の各事業で管理するマスターは各事業の要件に記載している。			令和8年4月1日
1.障害者福祉共通	1.2.マスタ管理機能	1.2.1.		0220081	機能ID : 0220080 に以下も加えること。 一括で管理できること	○	○	○	○	○	・具体的なコード内容はデジタル庁がデータ要件（コード一覧）として定める。 ・コードマスターの管理について、コード内容は基本データリスト（障害者福祉）のコード一覧に定められているが、各コードの追加、修正、削除、照会の制御は、コード一覧の備考欄に記載されている内容（変更可、任意設定等と記載）のとおりとすること。			令和8年4月1日
1.障害者福祉共通	1.2.マスタ管理機能	1.2.2.		0220082	金融機関マスタデータ（金融機関コード、金融機関漢字名称、金融機関名カナ、店舗番号、店舗漢字名称、店舗名カナ）を登録、修正、削除、照会できること。 金融機関マスタデータを管理する権限を特定ユーザーに限定できること。 金融機関マスタデータを一覧で確認できること。	◎	◎	○	×	◎	・コードマスターの管理について、コード内容は基本データリスト（障害者福祉）のコード一覧に定められているが、各コードの追加、修正、削除、照会の制御は、コード一覧の備考欄に記載されている内容（変更可、任意設定等と記載）のとおりとすること。			令和8年4月1日
1.障害者福祉共通	1.2.マスタ管理機能	1.2.2.		0220083	全国銀行協会フォーマットの様式を基に、金融機関マスタデータの一括更新が可能であること。 金融機関マスタデータ（金融機関有効開始日、金融機関有効終了日、指定金融区分コード、電子納付対応有無コード、店舗有効開始日、店舗有効終了日、本店支店区分、手形交換所番号、店舗郵便番号、店舗住所、店舗電話番号）を登録、修正、削除、照会できること。	○	○	○	×	○				
1.障害者福祉共通	1.2.マスタ管理機能	1.2.14.		0220084	各事業で管理する医療機関マスター情報をCSVファイルから一括登録できること。 ※ 各都道府県や支払基金によりファイルレイアウトが異なる場合が考えられるが、更新条件やエラー処理等はベンダの実装範囲の機能とする。	○	×	×	×	×	医療機関マスターは障害者福祉共通として一元管理することは差し支えない。			
1.障害者福祉共通	1.2.マスタ管理機能	1.2.13.		0220085	全国の自治体情報を管理できること。 ※ データの参照、保持は問わず利用できること	○	○	×	×	○	・転入前自治体や転出先自治体宛て帳票の送付先の印字で利用するために管理する。 ・地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が提供する「全国町・字ファイル」や、政府刊行物「市町村役場便覧」等の電子データを取り込む仕組みでもよい。			
1.障害者福祉共通	1.2.マスタ管理機能	1.2.4.		0220086	通知書等の出力において、印字する電子公印は帳票単位で公印の種類及び印影もしくは”（公印省略）”といった文言を管理できること。 ※1 職務代理者の公印も管理できること ※2 印影は自治体の要求するサイズで管理できることを目的として、画像ファイルの形式、解像度、容量等を幅広く対応できること	◎	◎	◎	×	◎				令和8年4月1日

機能・帳票要件 ※ 小項目には機能ID (ID) のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定し た項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分					要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日	
						障害者福祉シ ステム	障害者総合支 援システム	審査会 システム	請求審査シス 템	特別児童扶養 手当システム				
1.障害 者福祉 共通	1.2.マ スタ管 理機能	1.2.5.		0220087	「管理場所」単位で通知書等に印字する公印の種類及び印影もしくは”(公印省略)”といった文言を管理できること。 【補足事項】 当要件は、帳票単位での公印の設定値より優先して「管理場所」の入力値で印字させる場合に設定する。例えば、国制度手当や障害福祉サービス等において、精神障害者は保健所管理、身体・知的障害者は福祉事務所管理となっている場合、同一帳票であっても障害種別（管理場所）により決定権者・公印が異なるため、当設定を利用する。	○	○	○	×	○		「管理場所」は、機能ID : 0220217 を参照。		
1.障害 者福祉 共通	1.2.マ スタ管 理機能	1.2.12.		0220088	全帳票について、公印の種類及び印影もしくは”(公印省略)”の設定内容を一覧で確認できること。	○	○	○	×	○	公印等の設定漏れや誤りが確認でき、適切に管理するための要件である。			
1.障害 者福祉 共通	1.2.マ スタ管 理機能	1.2.6.		0220089	帳票の出力において、印字する首長や福祉事務所長、職務代理者等の情報を設定でき、職務開始日、職務終了日により自動的に切り替わること。	◎	◎	◎	×	◎			令和8年4月1日	
1.障害 者福祉 共通	1.2.マ スタ管 理機能	1.2.6.		0220090	機能ID : 0220089 に以下も加えること。 ※1 設定は所属（指定都市では区役所等）単位でできること ※2 職務代理者を反映させる通知書等を帳票単位に指定できること ※3 ※2で指定した帳票に対して、職務代理者の一括反映有無を設定できること ※4 公印のみ印刷してある台紙に首長名を印字する方式の場合、印刷する公印は変更せず、首長名部分のみを職務代理者に変更できること	○	○	○	×	○				
1.障害 者福祉 共通	1.2.マ スタ管 理機能	1.2.8.		0220091	通知書等に印字する問合せ先を管理でき、帳票単位で指定できること。 ※1 管理する項目は、帳票詳細要件に記載の項目とする ※2 管理単位は、自治体組織に応じた単位で管理できること（例えば、福祉課で全ての事業を担当しており問合せ先が1つの場合は1つのみの管理となる） ※3 問合せ先を印字しない設定ができる	◎	◎	◎	×	◎	問合せ先の担当部署名には、担当も設定できること。 例) ●●市福祉部障害福祉課 担当：佐藤、鈴木		令和8年4月1日	
1.障害 者福祉 共通	1.2.マ スタ管 理機能	1.2.8.		0220092	機能ID : 0220091 に以下も加えること。 問合せ先を文言マスタと同様の方法で管理できること 【補足事項】 複数の問合せ先に対応するための機能となる。 問合せ先を複数設定した場合は、帳票レイアウトの（問合せ先）の領域にある項目は全て印字せず、文言マスタと同様に設定された文言を印字すること。	○	○	○	×	○				
1.障害 者福祉 共通	1.2.マ スタ管 理機能	1.2.9.		0220093	「管理場所」単位で通知書等に印字する問合せ先を設定できること。 【補足事項】 当要件は、帳票単位での問合わせの設定値より優先して「管理場所」の入力値で印字させる場合に設定する。例えば、国制度手当や障害福祉サービス等において、精神障害者は保健所管理、身体・知的障害者は福祉事務所管理となっている場合、同一帳票であっても障害種別（管理場所）により問合せ先が異なるため、当設定を利用する。	○	○	○	×	○	「管理場所」は、機能ID : 0220217 を参照。			
1.障害 者福祉 共通	1.2.マ スタ管 理機能	1.2.15.		0220094	通知書等に印字する音声コードを帳票単位で管理できること。 ※ 音声コードは「Uni-Voice」又は「SPコード」の仕様に準拠することとし、ベンダの実装範囲の機能とする。	○	○	○	×	○	視覚障害者や日本語は読めないが聞き取りはできる外国人、高齢で文字が読みづらくなった方等向けに、音声読み上げ装置やスマートフォン等を利用して、音声で聞き取ることができるようになる機能である。			
1.障害 者福祉 共通	1.2.マ スタ管 理機能	1.2.10.		0220095	マスタ管理情報は、適用開始日、適用終了日による管理ができること。	○	○	○	○	○				
1.障害 者福祉 共通	1.2.マ スタ管 理機能	1.2.11.		0220096	機能・帳票要件及び帳票詳細要件に記載している「パラメタ」は、利用者が変更できること。	◎	◎	◎	×	◎			令和8年4月1日	

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID (ID) のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定し た項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分					要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
						障害者福祉シ ステム	障害者総合支 援システム	審査会 システム	請求審査シス テム	特別児童扶養 手当システム			
1. 障害者福祉共通	1.3. データ管理機能	1.3.1.		0220097	障害者福祉システム（サブユニットを含む）上で、住基情報（対象者および世帯員）を確認できること。 ※1 データの参照、データの取り込みは問わず、確認できればよい ※2 支援措置対象者情報も連携される場合は、支援措置対象者として識別できること	◎	◎	○	×	◎	履歴の確認は、氏名住所変更の場合に前の履歴を確認する用途等を想定した要件であるが、自治体の運用により必要有無が分かれるため、標準オプションとしている。		令和8年4月1日
1. 障害者福祉共通	1.3. データ管理機能	1.3.1.		0220098	機能ID：0220097 に以下も加えること。 履歴も確認できること	○	○	○	×	○			
1. 障害者福祉共通	1.3. データ管理機能	1.3.2.		0220099	障害者福祉システム（サブユニットを含む）上で、住登外者（住所地特例者）を管理（登録・修正・削除・照会）できること。 ※1 団体内統合宛名システムからの連携により取得できることを含む ※2 登録事業番号、登録日、登録者IDも管理できること	◎	◎	○	×	◎			令和8年4月1日
1. 障害者福祉共通	1.3. データ管理機能	1.3.28.		0220100	機能ID：0220099 に以下も加えること。 住登外者の削除は、台帳情報やメモ情報等の何かしらの情報が登録されていない住登外者に限ること	○	○	○	×	○			
1. 障害者福祉共通	1.3. データ管理機能	1.3.22		0220101	住登外者宛名番号の付番依頼・管理機能 住登外者宛名番号の付番・管理に関して、以下の処理ができること。 ・住登外者宛名番号管理機能（「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」に規定する住登外者宛名番号管理機能をいう。）に対して対象者を照会し、照会結果を表示できること。 ・住登外者宛名番号の付番に際し、住登外者宛名番号管理機能より受領した照会結果に対象者が含まれる場合は、該当する住登外者宛名番号を当該対象者の宛名番号として管理し、その選択結果を住登外者宛名番号管理機能に対して連携できること。照会結果に対象者が含まれていない場合は、住登外者宛名番号管理機能に対して住登外者宛名番号の付番依頼ができること。 ・登録、更新した住登外者の宛名情報を住登外者宛名番号管理機能に対して連携できること。	◎	◎	×	×	◎	住登外者宛名番号管理機能のうち付番機能を障害者福祉システムに個別に実装する場合、以下のとおりとする。 ・障害者福祉システムと住登外者宛名番号管理機能のうち付番機能との間の連携については提供事業者の責任において対応することとし、必ずしもデータ連携機能の要件に定めるとおり、データ連携機能を実装する必要はない。 ・宛名番号を用いて住登外者に関する情報を他の基幹業務システムと連携することが想定されることから、障害者福祉システムと他の基幹業務システムにおいて、別人に同一の住登外者宛名番号を付番しないことを原則とするが、自治体の判断等にて住登外者に関する情報を他の基幹業務システムと連携しない運用を行う場合は、自治体の責任によって、基幹業務システムごとに住登外者に宛名番号を付番することを許容する。		令和8年4月1日
1. 障害者福祉共通	1.3. データ管理機能	1.3.23.		0220102	住民の住所については住民記録システムから取得すること。 当該システムにおいて、住所登録が必要な場合は、住所マスタを保持すること。	◎	◎	×	×	◎			令和8年4月1日
1. 障害者福祉共通	1.3. データ管理機能	1.3.3.		0220103	住登外者（住所地特例者）の個人番号を管理（登録・修正・削除・照会）できること。 ※1 住登外者宛名番号管理システムや団体内統合宛名システムからの連携により取得できることを含む ※2 番号法別表第一の要件を満たす個人番号を管理できること ※3 番号法別表第一の要件を満たさない個人番号は管理できないこと ※4 所属や職員により利用権限設定できること	◎	◎	×	×	◎			令和8年4月1日
1. 障害者福祉共通	1.3. データ管理機能	1.3.4.		0220104	再転入時や住登外者から住民登録者になることにより宛名番号が変更された場合、同一人物としてマイナンバーの副本登録ができる仕組みがあること。 ※ 再転入時は、住民記録システム標準仕様書において、「従前使用していた宛名番号をそのまま引き継ぐこと」となっているが100%ではないことと、住登外者から住民登録者となった場合は宛名番号が変更となるための要件である	◎	◎	×	×	◎			令和8年4月1日

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID (ID) のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定し た項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	障害者福祉シ ステム	障害者総合支 援システム	審査会 システム	請求審査シス テム	特別児童扶養 手当システム	要件の考え方・理由	備考 (改定内容等)	適合基準日
1.障害者福祉共通	1.3.データ管理機能	1.3.5.		0220105	支援措置対象者を個別に履歴管理でき、明示的に気づける仕組みとすること。 【管理項目】 宛名番号 支援措置区分 支援措置開始年月日 支援措置終了年月日 登録システム 支援内容 ※1 住基情報又は子ども子育て情報の連携により取得する支援措置対象者情報とは別に管理できること ※2 所属や職員により利用権限設定できること	◎	◎	◎	×	◎	・機能ID: 0220001（住基情報との連携により取得）、機能ID: 0220019（子ども子育て支援システムとの連携により取得）、機能ID: 0220105（障害者福祉システム（サブユニットを含む）内で個別管理）の3バタンを管理するための管理項目を記載している。 ・「支援内容」は、全角1,000文字で管理できることとし、虐待状況やその他の内容も含めて管理する項目とする。		令和8年4月1日	
1.障害者福祉共通	1.3.データ管理機能	1.3.5.		0220106	機能ID: 0220105 以下も加えること。 住基情報又は子ども子育て情報の連携により取得する支援措置対象者と障害者福祉システム（サブユニットを含む）で個別管理する支援措置対象者は、区別して明示的に気づける仕組みとすること	○	○	○	×	○				
1.障害者福祉共通	1.3.データ管理機能	1.3.6.		0220107	住基世帯とは別に障害者福祉用世帯情報を事業毎に管理（登録・修正・削除・照会）できること。 ※1 自立支援医療では支給認定基準世帯員、手当では配偶者・扶養義務者等、事業毎に対象世帯員を管理できること ※2 各事業において、所得判定（手帳においては家族管理）で使用するものである ※3 住基情報で保持しており、他システムを参照し表示することができる場合を含む	◎	◎	×	×	◎	各事業の所得判定等で利用する世帯員の管理は、障害者福祉共通の要件として定めている。カナ氏名、氏名等の具体的な管理項目は、各事業の機能・帳票要件に定めている。		令和8年4月1日	
1.障害者福祉共通	1.3.データ管理機能	1.3.6.		0220108	機能ID: 0220107 以下も加えること。 既に登録されている障害者福祉用世帯情報を参考し、複製したい情報を選択することで入力負荷を軽減できること	○	○	×	×	○				
1.障害者福祉共通	1.3.データ管理機能	1.3.7.		0220109	障害者福祉用世帯情報を登録する際は、住基世帯の世帯員からの登録の他、別世帯や住登外者（住所地特例者）からもできること。	◎	◎	×	×	◎				令和8年4月1日
1.障害者福祉共通	1.3.データ管理機能	1.3.8.		0220110	障害者福祉用世帯の各世帯員に対して、住基情報では管理していない以下の項目を追加で管理できること。 【管理項目】 住民区分コード 世帯員種別コード 本人から見た統括コード 同居別居コード 旧姓併記有無 該当日 非該当日 ※1 入力はいずれも任意とする ※2 住登外者も住登者と同様に管理できること	○	○	×	×	○	・障害者福祉共通で管理する世帯員の管理項目のうち、共通的に追加で管理する項目を定義しているが、自治体の運用により必要有無が分かれるため、標準オプションとしている。 ・住民区分コード 住民登録システムにおける「住民状態」は住登外者が含まれず、また日本人と外国人の別は「住民種別」の別項目となっている。障害者福祉システム（サブユニットを含む）においては、現住、転出、死亡、消除の他に、日本人と外国人の別及び住登外者も含めた内容を1項目で管理できるように「住民区分コード」を管理項目として定めている。具体的なコード内容はデータ要件のコード一覧を参照のこと。			

機能・帳票要件

* 小項目には機能ID (ID) のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定し た項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分					要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
						障害者福祉シ ステム	障害者総合支 援システム	審査会 システム	請求審査シス テム	特別児童扶養 手当システム			
1.障害者福祉共通	1.3.データ管理機能	1.3.9.		0220111	対象者及び障害者福祉用世帯の各世帯員について、個人単位で電話番号、携帯番号、メールアドレスの連絡先を管理でき、各事業の台帳画面や一覧で確認できること。 【管理項目】 宛名番号 連絡先電話番号1 連絡先電話番号2 連絡先メールアドレス 連絡先備考 ※1 連絡先備考も管理できること（架電の優先先、登録事業、登録者、勤務先や知人の情報等を管理するため） ※2 一覧での確認はEUC機能でよい	◎	◎	◎	×	◎	電話番号等の連絡先は、各事業で重複して管理するのではなく、個人単位で管理することとしている。		令和8年4月1日
1.障害者福祉共通	1.3.データ管理機能	1.3.9.		0220112	機能ID：0220111に以下も加えること。 ※ 履歴管理できること	○	○	○	×	○			
1.障害者福祉共通	1.3.データ管理機能	1.3.10.		0220113	住基上分離されている同一住所の住民を検索できること。 ※ 住基情報を確認できること	◎	◎	×	×	◎	扶養義務者候補を特定するために利用する要件である。		令和8年4月1日
1.障害者福祉共通	1.3.データ管理機能	1.3.10.		0220114	機能ID：0220113に以下も加えること。 ※1 履歴も含めて検索できること ※2 住基情報（異動日）で絞り込めるこ	○	○	×	×	○			
1.障害者福祉共通	1.3.データ管理機能	1.3.11.		0220115	税情報の閲覧権限のある事業について、障害者福祉システム（サブユニットを含む）上で、住民税情報（対象者および世帯員）を確認できること。 ※1 データの参照、データの取り込みは問わず確認できればよい ※2 過年度も確認できること ※3 所属や職員により利用権限設定できること	◎	◎	×	×	◎	更正履歴の確認は、機能ID：0220011に記載のとおり、更正情報は自治体の運用により利用有無が分かれるため、標準オプションとしている。		令和8年4月1日
1.障害者福祉共通	1.3.データ管理機能	1.3.26.		0220116	機能ID：0220115に以下も加えること。 機能ID：0220076により取り込んだ税情報は、マイナンバー制度の利用目的の範囲で利用できること	○	○	×	×	○			
1.障害者福祉共通	1.3.データ管理機能	1.3.11.		0220117	機能ID：0220115に以下も加えること。 更正履歴も確認できること	○	○	×	×	○			
1.障害者福祉共通	1.3.データ管理機能	1.3.12.		0220118	障害者福祉独自の税項目（税額控除前の住宅借入金等特別税額控除額、寄附金税額控除額等）を住民税情報とは別に管理できること。 ※ 各事業の所得判定で必要な障害者福祉独自の税項目に対して税額を登録、修正し、判定で利用できること	◎	◎	×	×	◎	具体的な管理項目や管理方法は、各事業の機能・帳票要件に記載している。		令和8年4月1日
1.障害者福祉共通	1.3.データ管理機能	1.3.13.		0220119	住基住所、障害者福祉用世帯の世帯員住所とは別に、送付先情報を履歴管理（登録・修正・削除・照会）できること。 【管理項目】 宛名番号 事業番号 登録事由 氏名 郵便番号 住所 住所方書 備考 ※1 対象者単位で複数管理できること ※2 どの送付先情報を利用するかを設定できること（全事業の通知書等に一律で印字される） ※3 事業毎に利用したい送付先情報を設定でき、事業毎の利用有無を設定できること（※3設定>※2設定の優先順にて、送付先の印字が可能となる） ※4 登録事由（支援措置対象者や成年被後見人等）も管理できること	◎	◎	◎	×	◎			

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID (ID) のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定し た項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分					要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日		
						障害者福祉シ ステム	障害者総合支 援システム	審査会 システム	請求審査シス テム	特別児童扶養 手当システム					
1. 障害者福祉共通	1.3. データ管理機能	1.3.13.		0220120	機能ID : 0220119 に以下も加えること。 【管理項目】 有効期間開始日 有効期間終了日	○	○	○	×	○					
1. 障害者福祉共通	1.3. データ管理機能	1.3.15.		0220121	登録した送付先の情報を一覧で確認できること。 ※ EUC機能でよい	○	○	○	×	○					
1. 障害者福祉共通	1.3. データ管理機能	1.3.16.		0220122	統廃合する金融機関、支店の口座情報に対して、統合後の金融機関コード、店舗番号に一括置換できること。 【補足事項】 金融機関マスターのデータ置換ではなく、各事業で管理している口座情報を更新する要件である	◎	◎	○	×	◎				令和8年4月1日	
1. 障害者福祉共通	1.3. データ管理機能	1.3.16.		0220123	機能ID : 0220122 に以下も加えること。 更新する事業（特別障害者手当、特別児童扶養手当等）を選択できること	○	○	○	×	○					
1. 障害者福祉共通	1.3. データ管理機能	1.3.17.		0220124	特定の金融機関、支店の口座情報を利用している受給者を一覧で確認できること。	◎	◎	○	×	◎				令和8年4月1日	
1. 障害者福祉共通	1.3. データ管理機能	1.3.24.		0220125	特定の金融機関、支店の口座情報を利用している事業者（※）を一覧で確認できること。 ※ 障害支援区分判定における認定調査委託事業者情報・認定調査員情報・医師情報・合議体構成委員情報、補装具事業者マスター情報	○	○	○	×	×					
1. 障害者福祉共通	1.3. データ管理機能	1.3.25.		0220126	公金受取口座登録システムから取得した公金受取口座情報を障害者福祉システム（サブユニットを含む）で管理する金融機関マスターデータに未登録の金融機関や店舗を一覧で確認できること。 【補足事項】 国制度手当、特別児童扶養手当、障害福祉サービス等を対象とする。	○	○	×	×	○					
1. 障害者福祉共通	1.3. データ管理機能	1.3.18.		0220127	帳票の出力履歴を管理できること。 【管理項目】 宛名番号 事業番号 発行履歴番号 帳票コード 発行日 発行時刻 文書番号 帳票作成者 ※ 帳票の再出力をを行うための管理となるため、住民へお渡しする帳票（通知書の他に申請書類や受給者証等）を対象とする	◎	◎	◎	×	◎	データ要件では、宛名番号、事業番号、発行履歴番号がキーとなるため、再発行がある場合は発行履歴番号により履歴管理すること			令和8年4月1日	
1. 障害者福祉共通	1.3. データ管理機能	1.3.19.		0220128	障害児者の状況を管理し、各台帳画面や一覧で確認できること 【管理項目】 医療的ケアの有無 施設入所の有無 強度行動障害の有無 音声コードの印字有無	○	○	×	×	○					
1. 障害者福祉共通	1.3. データ管理機能	新規追加		0221398	障害児者の状況を管理し、各台帳画面や一覧で確認できること 【管理項目】 高次脳機能障害の有無	○	○	×	×	○	第4.1版での管理項目の追加となるため、機能ID : 0220128 とは分けている。	【第4.1版】標準化検討会における検討により追加			

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID (ID) のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定し た項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	障害者福祉シ ステム	障害者総合支 援システム	審査会シス テム	請求審査シス テム	特別児童扶養 手当システム	要件の考え方・理由	備考 (改定内容等)	適合基準日
1.障害者福祉共通	1.3.データ管理機能			0221356	自立支援医療のオンライン資格確認でPMHに連携するために必要な項目である不開示フラグを管理し、自立支援医療の各台帳画面や一覧で確認できること 【管理項目】 不開示フラグ	◎	×	×	×	×	×	・「(別添1) PMH登録時の自立支援医療設定内容」#8(不開示フラグ)に設定するために管理する項目である。 ・当項目は副本登録時に利用する自治体中間サーバー外部インターフェイス仕様書 別紙2コード定義書1.3.63 不開示フラグ (0:開示, 1:不開示) に該当するが、PMHの仕様に合わせてfalse:開示 true:不開示で管理する。 【第3.0版】自立支援医療のオンライン資格確認に対応するため、当該機能を追加している。	【第3.0版】標準化検討会における検討により追加	令和8年4月1日
1.障害者福祉共通	1.3.20.			0220129	データ(移行したデータを含む)は、地方自治体が定める期間、利用できること。	○	○	○	×	○				
1.障害者福祉共通	1.3.データ管理機能	1.3.27.		0220130	法令年限及び業務上必要な期間(保存期間)を経過した情報について、標準準拠システムから物理削除できること。 個人番号利用事務においては、保存期間を経過した場合には、個人番号及び関連情報を標準準拠システムからできるだけ速やかに物理削除できること。 保存期間は、各地方公共団体が任意で指定できること。	◎	◎	◎	×	◎				令和8年4月1日
1.障害者福祉共通	1.3.データ管理機能	1.3.21.		0220131	地方自治体が定める保管期限を超過した資格喪失データや支給実績データ、画像データを削除できること。また、CSVファイル等で削除対象データの事前確認及び削除済データのバックアップができること。 ※ 一括でできること	○	○	○	×	○		支給実績データは、以下が想定される。 ・国制度手当及び特別児童扶養手当の手当支給データ ・障害福祉サービス等の給付実績データ ・自立支援医療の公費負担医療(レセプト)データ		
1.障害者福祉共通	1.4.台帳管理機能	1.4.1.		0220132	対象者検索は、以下の項目を複数組み合わせてできること。 ・宛名番号 ・カナ氏名 ・氏名 ・生年月日(西暦・和暦) ・住所+方書 ・身体障害者手帳番号 ・療育手帳番号 ・精神障害者保健福祉手帳番号 ※ 手帳番号以外の項目は、住基情報の連携により取得した住基情報に対しての検索となる	◎	◎	◎	×	◎		障害者福祉共通の要件として記載しており、以下の項目については、各事業で必要であれば、各事業の機能・帳票要件に記載しています。 ・国制度手当の認定番号 ・特別児童扶養手当の受給者番号 ・障害福祉サービス/障害児通所支援の受給者番号 ・補助具の支給番号 ・自立支援医療の受給者番号 等 「受付場所」「管理場所」「担当場所」は、機能ID: 0220217 を参照。		令和8年4月1日
1.障害者福祉共通	1.4.台帳管理機能	1.4.1.		0220133	機能ID: 0220132 に以下の項目も加えること。 ・受付場所 ・管理場所 ・担当場所 ・住民区分 【補足事項】 住民区分は現住、転出、死亡、消除、住登外といった内容を管理するが、転出・死亡・消除の抹消者を除く、住登外のみ、といった選択を行えること	○	○	○	×	○				
1.障害者福祉共通	1.4.台帳管理機能	1.4.24.		0220134	機能ID: 0220132 に以下の項目も加えること。 ・旧氏カナ ・旧氏 ※ 住基情報の連携により取得した住基情報に対しての検索となる	○	○	○	×	○				

機能・帳票要件 ※ 小項目には機能ID (ID) のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定し た項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分					要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日	
						障害者福祉シ ステム	障害者総合支 援システム	審査会シス テム	請求審査シス テム	特別児童扶養 手当システム				
1.障害者福祉共通	1.4. 台帳管理機能	1.4.2.		0220135	氏名に関する検索は、住民登録システム標準仕様書に準拠した「あいまい検索」（異体字や正字も包含した検索を除く。）ができること。	◎	◎	◎	×	◎			令和8年4月1日	
1.障害者福祉共通	1.4. 台帳管理機能	1.4.25.		0220136	旧氏、旧氏カナ検索は、住民登録システム標準仕様書に準拠した「あいまい検索」（異体字や正字も包含した検索を除く。）ができること。	○	○	○	×	○				
1.障害者福祉共通	1.4. 台帳管理機能	1.4.3.		0220137	対象者検索は、外国人の場合は本名、通称名、英字名のいずれでも検索できること。	◎	◎	◎	×	◎	データ項目名としては、本名は「氏名_外国人漢字」、通称名は「通称_英字名」は「氏名_外国人ローマ字」が該当する。		令和8年4月1日	
1.障害者福祉共通	1.4. 台帳管理機能	1.4.4.		0220138	対象者検索は、各事業の台帳として管理している対象者、保護者、配偶者、支給申請に係る障害児、扶養義務者、医療保険世帯員の以下の情報に対しても検索できること。 ・宛名番号 ・カナ氏名 ・氏名 ・生年月日（西暦・和暦） ・住所+方書	○	○	○	×	○				
1.障害者福祉共通	1.4. 台帳管理機能	1.4.21.		0220139	マイナンバーカード情報を元に対象者を検索できること。	○	○	○	×	○	窓口対応の利便性向上やマイナンバーカードの利用促進のため。			
1.障害者福祉共通	1.4. 台帳管理機能	1.4.22.		0220140	各申請書・届出に印字されたバーコード情報もしくは二次元コード情報を元に対象者を検索できること。	○	○	○	×	○	業務効率を向上させるために、印字されたバーコードもしくは二次元コードを読みとって、台帳登録画面等で対象者情報を検索し、必要な情報を表示するための要件である。 読み取った情報で対象者検索ができるよいため、バーコードもしくは二次元コードの種類は問わないが、自治体の財政負担につながらない実装方法が望ましい。			
1.障害者福祉共通	1.4. 台帳管理機能	1.4.5.		0220141	対象者検索により、該当者が複数存在した場合は、該当者一覧を表示し、選択した明細で台帳画面に戻り対象者を確定できること。	◎	◎	◎	×	◎			令和8年4月1日	
1.障害者福祉共通	1.4. 台帳管理機能	1.4.5.		0220142	機能ID: 0220141 に以下も加えること。 該当者一覧に表示している項目で任意で並べ替えできること。	○	○	○	×	○				
1.障害者福祉共通	1.4. 台帳管理機能	1.4.6.		0220143	対象者検索は、過去の検索に使用した条件を一定の件数保存でき、容易に再検索できること。 ※ 一定の件数はパラメタで設定できること	◎	◎	◎	×	◎	例えばカナ氏名検索時に「ヒヨウジュンタロウ」で検索した後、次の人をカナ氏名検索する際に「ヒヨウジュンタロウ」が選択肢として自動表示され、それを選択することで検索できるといった要件となる。		令和8年4月1日	
1.障害者福祉共通	1.4. 台帳管理機能	1.4.7.		0220144	対象者及び障害者福祉用世帯の世帯員の障害者福祉システム（サブユニットを含む）で管理している各事業の受給状況を確認できること。 受給状況を把握する項目として、以下の項目を必須表示すること。 ・資格取得を表すもの（例）決定日、有効期間開始日 ・資格喪失を表すもの（例）廃止日・喪失日・返還日 ・資格状態を表すもの（例）申請中、却下、取下、廃止を含む ※1 各台帳画面で対象者を特定した際に確認できること ※2 各事業の最新履歴を初期表示し、全履歴表示にも切替できること	◎	◎	×	×	◎	特別児童扶養手当については、受給者は障害児本人ではないが、問い合わせ時等で簡単に確認できるようにするために、障害児で検索した際も特別児童扶養手当を受給していることを分かるようにすること。		令和8年4月1日	

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID (ID) のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定し た項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分					要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日	
						障害者福祉シ ステム	障害者総合支 援システム	審査会シ ステム	請求審査シス テム	特別児童扶養 手当システム				
1. 障害者福祉共通	1.4. 台帳管理機能	1. 4. 7.		0220145	機能ID : 0220144 で必須表示とする項目に加えて、以下を任意表示すること。 ・進行状態を表すもの ・その他 ※1 「その他」として表示する内容は、事業単位に複数設定できること 例) ・障害福祉サービスの場合は、支給期間、サービス種類、支給量、負担上限月額 等 ・自立支援医療の場合は有効期間（開始日・終了日） 等 ・身体障害者手帳の場合は手帳番号、総合等級 等 ・国制度手当の場合は支給月額 等	○	○	×	×	○				
1. 障害者福祉共通	1.4. 台帳管理機能	1. 4. 26.		0220146	機能ID : 0220144、0220145 の要件に加えて、独自施策システムで管理している各事業の受給状況を確認できること。 ※1 独自施策システムと連携ができる場合であること ※2 表示有無をパラメタ等で設定できること	○	○	×	×	○				
1. 障害者福祉共通	1.4. 台帳管理機能	1. 4. 8.		0220147	対象者及び障害者福祉用世帯の世帯員（もしくは住基世帯員）の生活保護情報、介護保険情報、国民健康保険情報、後期高齢者医療保険情報を確認でき、明示的に気づける仕組みとすること。 ※ 事業ごとに閲覧権限のある情報とすること	○	○	×	×	×	機能ID : 0220014～0220018 に記載の要件を実装している場合の要件となるため、標準オプションとしている。			
1. 障害者福祉共通	1.4. 台帳管理機能	1. 4. 9.		0220148	各台帳画面で対象者を特定した際、対象者の身体障害者手帳情報、療育手帳情報、精神障害者保健福祉手帳情報を確認でき、明示的に気づける仕組みとすること。	◎	◎	◎	×	◎			令和8年4月1日	
1. 障害者福祉共通	1.4. 台帳管理機能	1. 4. 10.		0220149	各台帳画面で対象者を特定した際、支援措置対象者（障害者福祉システム（サブユニットを含む）で個別管理する支援措置対象者を含む）である場合は、明示的に気づける仕組みとすること。	◎	◎	◎	×	◎			令和8年4月1日	
1. 障害者福祉共通	1.4. 台帳管理機能	1. 4. 27.		0220150	各台帳画面で対象者を特定した際、対象者の送付先情報を確認でき、明示的に気づける仕組みとすること。	○	○	○	×	○				
1. 障害者福祉共通	1.4. 台帳管理機能	1. 4. 11.		0220151	各台帳画面で対象者を特定した際、生年月日とシステム日付から計算した年齢を自動表示すること。	◎	◎	◎	×	◎			令和8年4月1日	
1. 障害者福祉共通	1.4. 台帳管理機能	1. 4. 12.		0220152	各台帳画面で対象者を特定した際、各事業や申請種別により対象者及び関連世帯員の個人番号を確認できること。 ※1 番号法別表第一の要件を満たす個人番号の確認ができるること ※2 番号法別表第一の要件を満たさない個人番号の確認はできないこと ※3 所属や職員により利用権限設定できること ※4 所属や職員により利用権限設定できること	○	○	×	×	○	障害者福祉システム（サブユニットを含む）で個人番号を保持している場合は実装必須とする。			
1. 障害者福祉共通	1.4. 台帳管理機能	1. 4. 23.		0220153	各台帳画面で対象者を特定した際、各事業や申請種別により対象者及び関連世帯員の個人番号を確認できること。 ※1 他システムで保持する個人番号を参照する場合の要件である ※2 番号法別表第一の要件を満たす個人番号の確認ができるること ※3 番号法別表第一の要件を満たさない個人番号の確認はできないこと ※4 所属や職員により利用権限設定できること	○	○	×	×	○				

機能・帳票要件

* 小項目には機能ID (ID) のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定し た項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分					要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日	
						障害者福祉シ ステム	障害者総合支 援システム	審査会シス テム	請求審査シス テム	特別児童扶養 手当システム				
1.障害者福祉共通	1.4.台帳管理機能	1.4.13.		0220154	各台帳画面で対象者毎に、全事業共通、各事業のそれぞれのメモ情報を履歴で管理できること。 【管理項目】 登録事業番号 ※共通か各事業メモかの識別用 宛名番号 履歴番号 登録日 登録者ID メモ重要度コード メモ分類コード メモ内容 ※ 対象者を特定した際、メモ情報が存在する場合は明示的に気づける仕組みとし、メモ重要度が判別できること	◎	◎	◎	×	◎	・メモ重要度コード ”大”、“中”、“小”等の重要度を設定する。選択肢は利用者の任意設定とする。 ・メモ分類コード ”苦情”、“電話対応内容”、“送付時の注意事項”等メモを見る際の分類を設定する。選択肢は利用者の任意設定とする。 ・メモ機能による相談管理も行えることとするが、専用機能レベルの充実させた機能は、標準化の対象外として別管理とする。		令和8年4月1日	
1.障害者福祉共通	1.4.台帳管理機能	1.4.13.		0220155	機能ID : 0220154 に以下も加えること。 【管理項目】 有効期限 進捗状況コード ※1 所属（課や係等の単位）や職員（複数指定可）により利用権限設定できること ※2 登録された履歴を含むメモ情報は、各管理項目や入力したキーで抽出し、一覧で確認できること	○	○	○	×	○				
1.障害者福祉共通	1.4.台帳管理機能	1.4.14.		0220156	各台帳画面でWord、Excel等で作成した資料やPDF、画像ファイルを対象者と関連付けし管理できること。 ※ 対象者を特定した際、ファイルが存在する場合は明示的に気づける仕組みとすること	◎	◎	○	×	◎				令和8年4月1日
1.障害者福祉共通	1.4.台帳管理機能	1.4.14.		0220157	機能ID : 0220156 に以下も加えること。 所属（課や係等の単位）や職員（複数指定可）により利用権限設定できること	○	○	○	×	○				
1.障害者福祉共通	1.4.台帳管理機能			0221321	各台帳画面で、機能ID : 0220156 の資料やPDF、画像ファイル情報を複数まとめて登録できること。	○	○	○	×	○	・人口規模や大量処理のために必要な機能 ・障害者福祉の各業務フローの各処理において利用できる機能とする。	【第3.0版】にて、指定都市要件（協議案_管理番号 : 110）として検討後、指定都市以外への拡大を検討し追加。		
1.障害者福祉共通	1.4.台帳管理機能	1.4.15.		0220158	再転入時や住登外者から住民登録者になることにより宛名番号が変更された場合、変更後の宛名番号へ過去の履歴を統合もしくは紐づけて、同一人物の情報として利用できること。 ※1 再転入時は、住民記録システム標準仕様書において、「従前使用していた宛名番号をそのまま引き継ぐこと」となっているが100%ではない ※2 宛名番号が変更となり、別人の情報となることを防止するため、宛名番号の紐づけもしくは宛名番号の置き換えにより同一人物の情報として扱えるようすること ※3 利用目的は、窓口や電話でのケース対応、身体障害者/知的障害者更生指導台帳への記載を想定しており、業務個別の判定処理等は想定外とする	◎	◎	◎	×	◎				令和8年4月1日
1.障害者福祉共通	1.4.台帳管理機能	1.4.28.		0220159	各事業の台帳について、申請書・届出情報をCSVファイルから一括登録できること。 ※ 帳票レイアウトに定められた申請書・届出の項目について、機能・帳票要件に定める管理項目の範囲において登録できること。オンライン申請に対応した申請書・届出は申請管理機能を経由した取得と同様の仕様で構わない。宛名番号による対象者の特定にも対応すること。更新条件やエラー処理等はベンダの実装範囲の機能とする。	○	○	○	×	○	・AI-OCRやRPA等を利用してデータ化された申請書・届出情報を一括して登録する機能である。 ・新規申請や転入の場合には手帳番号や受給者番号等が不明であるため、カナ氏名や生年月日等から対象者を特定することとなるが、エラー増加抑止のために宛名番号にも対応できるようにしている。			

機能・帳票要件 ※ 小項目には機能ID (ID) のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定し た項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	障害者福祉シ ステム	障害者総合支 援システム	審査会シス テム	請求審査シス テム	特別児童扶養 手当システム	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
1.障害者福祉共通	1.4.台帳管理機能			0221322	各事業で管理する独自施策項目について、宛名番号、履歴番号及び各独自施策項目をCSVファイルから一括登録できること。 ※1 履歴番号が空白の場合は、最新履歴に紐づけること ※2 CSVファイルの取込は、以下の機能ID単位に分けること 機能ID：0220256、0220332、0220397、0220458、0220605、0220655、0220865、0220944、0221017、0221109、0221157、0221158、0221160、0221168 ※3 一括登録時に更新する項目を選択できること。項目の選択方法（パラメタ等で設定、処理時に指定等）はベンダの実装範囲とする ※4 一括登録時に更新する項目に、既に値が入っている場合は、アラート（処理中止、上書き続行）を表示すること	○	○	○	×	○	・人口規模や大量処理のために必要な機能 ・各事業の各業務フローの「申請情報登録」又は「届出情報登録」が完了した後ににおいて利用する機能とする。 ・取込するCSVファイルのレイアウトは、ベンダの実装範囲とするが、宛名番号、履歴番号より対象者及び履歴に紐づけることとする。 例) 機能ID：0220256（身体障害者手帳独自施策項目の管理）のCSVファイルレイアウト 宛名番号、履歴番号、区分1コード、区分2コード、区分3コード、区分4コード、区分5コード、日付1、日付2、日付3、日付4、日付5、備考1、備考2、備考3、備考4、備考5 ※データ型や桁数等の属性は基本データリストに準じる	【第3.0版】にて、指定都市要件（協議案_管理番号：1）として検討後、指定都市以外への拡大を検討し追加。		
1.障害者福祉共通	1.4.台帳管理機能			0221323	「進行状態コード」の更新方法は、ベンダの実装範囲とする。	○	○	○	×	○	・「進行状態コード」は添付書類再提出待ち等の細かなステータスの管理を目的としており、自治体毎に柔軟なコードを設定できるように、基本データリストのコードID：007「進行状態」において、「ユーティリティに任意に設定」とされている。（申請、取下、却下、決定、廃止等のステータスは、「資格状態コード」で管理されている。） 一方で、日々各項目の入力等と連動させて「進行状態コード」を自動的に更新させることで、項目間の整合性を抑制し、入力負荷となるないシステム設計としているベンダも存在する。 そのため、標準仕様書における機能としては、ベンダの実装範囲としている。 例) 区役所や特定機関での処理の進行状態を管理するため、「申請入力中」、「申請入力済」、「判定依頼中」、「判定済」、「決定済」を管理・更新する等。 また、他の管理項目の入力と連動する等して「進行状態コード」を自動更新させる等、利用者の利便性を考慮した実装がされる場合は、基本データリストのコードID：007「進行状態」のコード値はベンダの実装範囲での対応も可能とする。	【第3.0版】にて、指定都市要件（協議案_管理番号：1追-5）として検討後、指定都市以外への拡大を検討し追加。		
1.障害者福祉共通	1.4.台帳管理機能	1.4.16.		0220160	必須入力項目を容易に判別でき、誤入力防止として保存前にチェックし、エラーや警告等のメッセージを表示できること。 ※ 必須入力とする管理項目はデータ要件に準拠すること	◎	◎	◎	×	◎				令和8年4月1日
1.障害者福祉共通	1.4.台帳管理機能	1.4.17.		0220161	データの登録、修正時にデータ型、桁数のチェック（エラー）ができること。 ※1 各管理項目のデータ型、桁数はデータ要件に準拠すること ※2 日付項目の場合は、日付のチェックができればよい	◎	◎	◎	×	◎				令和8年4月1日
1.障害者福祉共通	1.4.台帳管理機能	1.4.18.		0220162	データの登録、修正時に各管理項目間の整合性チェック（エラー・アラート）ができること。 ※ 各管理項目間の入力チェックはデータ要件に準拠すること	◎	◎	◎	×	◎				令和8年4月1日
1.障害者福祉共通	1.4.台帳管理機能	1.4.19.		0220163	データの削除時に削除実行してよいかの注意喚起（アラート）ができること。	◎	◎	◎	×	◎				令和8年4月1日
1.障害者福祉共通	1.4.台帳管理機能	1.4.20.		0220164	処理途中の状態から処理を中断する場合（保存前に検索や閉じるボタンを押下した場合等）は、中断前に注意喚起（アラート）を行うことで誤操作による中断を未然に防げること。 ※ オンライン画面による一覧表示や一括登録処理の場合も同様の注意喚起（アラート）ができること	◎	◎	◎	×	◎				令和8年4月1日

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID (ID) のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分					要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
						障害者福祉システム	障害者総合支援システム	審査会システム	請求審査システム	特別児童扶養手当システム			
1.障害者福祉共通	1.5.一覧管理機能	1.5.1.		0220165	EUC機能（「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」に規定するEUC機能をいう。）を利用して、データの抽出・分析・加工・出力ができる。 EUC機能へ連携するデータ項目は「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」の「基本データリスト（障害者福祉システム）」の規定に従うこと。（障害者福祉システムとEUC機能を一体のパッケージとして構築する場合についても、基本データリストに定義されたデータ項目を利用できることを前提に、基本データリスト外のデータ項目の利用も可能とする。） なお、機能別連携仕様にて他業務から取得しているデータ項目については、基本データリストにないデータ項目であっても、データソースの対象として、データの型、桁数等は連携元である他業務の基本データリストの定義に従う必要がある。 支援措置対象者（障害者福祉システム（サブユニットを含む）で個別管理する支援措置対象者を含む）が含まれている場合は明示的に気づけること。	◎	◎	◎	×	◎	当要件は、障害者福祉共通として定義しており、各事業に付帯して必要とする要件は、各事業の機能・帳票要件に定義している。		令和8年4月1日
1.障害者福祉共通	1.5.一覧管理機能	1.5.1.		0220166	機能ID：0220165 に以下も加えること。 EUC機能による出力は、スケジュール管理（参照、登録、修正、削除）による自動実行ができる。	○	○	○	×	○	当要件は、障害者福祉共通として定義しており、各事業に付帯して必要とする要件は、各事業の機能・帳票要件に定義している。		
1.障害者福祉共通	1.5.一覧管理機能	1.5.2.		0220167	各事業の任意の一覧抽出結果には、各台帳で管理している項目を表示できること。 ※1 コード項目は、日本語名称で表示できること ※2 個人番号は含まない	◎	◎	◎	×	◎			令和8年4月1日
1.障害者福祉共通	1.5.一覧管理機能	1.5.3.		0220168	各事業の任意の一覧抽出結果には、連絡先情報、住基情報、身体障害者手帳情報、療育手帳情報、精神障害者保健福祉手帳情報を付加もしくは参照できること。 ※ 生活保護情報や介護保険情報等の付加は、各事業の要件で必要に応じて定める	◎	◎	◎	×	◎	連絡先情報は、機能ID：0220111		令和8年4月1日
1.障害者福祉共通	1.5.一覧管理機能	1.5.3.		0220169	各事業の任意の一覧抽出結果には、住民区分、メモ情報、住基異同も付加もしくは参照できること。 ※ 住基異同とは、本人及び保護者の氏名又は住所が住基と異なるか否かである	○	○	○	×	○			
1.障害者福祉共通	1.5.一覧管理機能	1.5.4.		0220170	各事業の一覧画面において、任意の一覧抽出結果から通知書等の帳票を一括出力する時、出力対象・不要明細を選択できること。	◎	◎	◎	×	◎	オンライン画面により一覧抽出し、一括出力する場合の要件である。		令和8年4月1日
1.障害者福祉共通	1.5.一覧管理機能	1.5.5.		0220171	■帳票詳細要件 01、02■ 各事業の任意の一覧抽出結果から宛名シール、窓空き宛名を一括出力でき、カスタマーバーコードも印字できること。 ※1 カスタマーバーコードは、印字有無をパラメタ等で設定できること ※2 事業者や医療機関、医師を管理する事業は、事業者等宛も対応でき、敬称は設定できること	◎	◎	◎	×	◎	障害者福祉共通として出力できる帳票として種類を定義している。専用帳票が定義されていない場合においても、各事業の情報を一覧抽出後、宛名シール、宛名印刷もしくは宛名・問合せ印刷に対応することを想定した要件となっている。なお、印字する宛名部分は送付先情報が優先される。	「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」2.3 文字要件において、外字の扱いは無くなることから、外字の扱いは削除している。	令和8年4月1日
1.障害者福祉共通	1.5.一覧管理機能	1.5.5.		0220172	■帳票詳細要件 03■ 各事業の任意の一覧抽出結果から窓空き宛名・問合せ先を一括出力でき、カスタマーバーコードも印字できること。 ※1 カスタマーバーコードは、印字有無をパラメタ等で設定できること ※2 事業者や医療機関、医師を管理する事業は、事業者等宛も対応でき、敬称は設定できること 【補足事項】 当帳票は3つ折り時の「宛先」と「問合せ先」の2つの窓空き封筒に対応したものであり、印字する内容は「宛先」と「問合せ先」となる	○	○	○	×	○		「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」2.3 文字要件において、外字の扱いは無くなることから、外字の扱いは削除している。	

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID (ID) のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分					要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日	
						障害者福祉システム	障害者総合支援システム	審査会システム	請求審査システム	特別児童扶養手当システム				
1.障害者福祉共通	1.5.一覧管理機能	1.5.6.		0220173	各事業の任意の一覧抽出結果では、支援措置対象者（障害者福祉システム（サブユニットを含む）で個別管理する支援措置対象者を含む）が含まれていた場合は明示的に気づける仕組みとすること。	◎	◎	◎	×	◎			令和8年4月1日	
1.障害者福祉共通	1.5.一覧管理機能	1.5.6.		0220174	機能ID：0220173に記載の要件は、住基情報の連携により取得する支援措置対象者と障害者福祉システム（サブユニットを含む）で個別管理する支援措置対象者は、区別して明示的に気づける仕組みとすること	○	○	○	×	○				
1.障害者福祉共通	1.5.一覧管理機能	1.5.8.		0220175	各事業の一覧画面において、時間を要する検索条件が設定された場合は、検索処理の継続確認（アラート）ができる仕組みとすること。 ※ 検索前に表示件数を指定できる等により、検索に時間がかかるない仕組みを含む	◎	◎	◎	×	◎			令和8年4月1日	
1.障害者福祉共通	1.5.一覧管理機能	1.5.9.		0220176	各事業の一覧画面において、一覧表示できる上限を超えるデータを取得する検索条件が設定された場合は、エラーとして検索条件の再設定を促す仕組みとすること。 ※ 検索前に表示件数を指定できる等により、検索結果を分割して表示できるような仕組みを含む	◎	◎	◎	×	◎			令和8年4月1日	
1.障害者福祉共通	1.5.一覧管理機能	1.5.11.		0220177	マイナンバー制度における情報照会の照会状況（依頼受付済、結果取込済、照会エラー等）を確認できること	◎	◎	×	×	◎	マイナンバーを利用した情報照会を行う機能は以下に大別され、利用する機能は自治体の運用により分かれる。当要件は①の場合となるが、②及び③の利用も可とする。 ①障害者福祉システム（サブユニットを含む）を利用 ②中間サーバー接続端末を利用 ③団体内統合宛名システムの機能を利用			令和8年4月1日
1.障害者福祉共通	1.5.一覧管理機能	1.5.12.		0220178	各事業の登録及び世帯員としても登録が1つもない住登外者を一覧で確認できること。	○	○	×	×	○	不要な住登外者を把握し削除するための要件である。			
1.障害者福祉共通	1.5.一覧管理機能	1.5.13.		0220179	機能ID：0220075により公金受取口座情報を自動で取得した場合は、変更者及び変更前後の口座情報について、変更者のみの一覧により確認できること。	○	○	×	×	○				
1.障害者福祉共通	1.6.帳票出力機能	1.6.1.		0220180	宛名部分は、送付先を最優先して印字できること。 ※ 共通要件として、送付先情報>世帯情報とすること	◎	◎	○	×	◎			令和8年4月1日	
1.障害者福祉共通	1.6.帳票出力機能	1.6.32.		0220181	機能ID：0220180に以下も加えること。 世帯情報と住基情報を分けて管理する場合は、送付先情報>世帯情報>住基情報をとすること	○	○	○	×	○				
1.障害者福祉共通	1.6.帳票出力機能	1.6.2.		0220182	通知書等の外部帳票に口座番号を印字する場合は、パラメタ等でアスタリスクの印字有無やマスクする桁数を設定でき、アスタリスクを印字できること。	◎	◎	×	×	◎			令和8年4月1日	
1.障害者福祉共通	1.6.帳票出力機能	1.6.28.		0220183	申請書・届出のゆうちょ銀行の「記号」欄にある6マス目に「-」を印字できること。	○	○	○	×	○				
1.障害者福祉共通	1.6.帳票出力機能	1.6.3.		0220184	宛名を出力するときは、窓あき封筒に対応でき、カスタマーバーコードを印字できること。 ※1 通知書等のみならず、宛名印刷、宛名シールも対応できること ※2 カスタマーバーコードは印字有無を設定できること	◎	◎	◎	×	◎			令和8年4月1日	
1.障害者福祉共通	1.6.帳票出力機能	1.6.3.		0220185	機能ID：0220184に以下も加えること。 ※ カスタマーバーコードは、帳票単位に印字有無を設定できること	○	○	○	×	○				

機能・帳票要件 ※ 小項目には機能ID (ID) のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した 項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分					要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
						障害者福祉シス テム	障害者総合支 援システム	審査会シス テム	請求審査シス テム	特別児童扶養 手当システム			
1.障害者福祉共通	1.6.帳票出力機能	1.6.4.		0220186	公印が必要な帳票を出力する場合は、電子公印もしくは”（公印省略）”といった文言を印字できること。 ※1 帳票単位で設定した電子公印を印字すること ※2 職務代理者の公印印字も対応できること ※3 “公印もしくは”（公印省略）”といった文言の印字有無をパラメタ等で設定できること 【補足事項】 公印の印字位置が調整できること（SE作業で構わない）	◎	◎	◎	×	◎	・帳票レイアウトに表記している「印」の部分については、公印もしくは”（公印省略）”といった文言を印字する場所を示すものであるため、公印もしくは”（公印省略）”といった文言を印字しない場合は、「印」の部分は表記しないこと ・「管理場所」は、機能ID : 0220217 を参照。		令和8年4月1日
1.障害者福祉共通	1.6.帳票出力機能	1.6.4.		0220187	機能ID : 0220186 に以下も加えること。 ※ 「管理場所」単位での設定がある場合は、実装必須の※1に優先して、「管理場所」の入力値により印字すること	○	○	○	×	○			
1.障害者福祉共通	1.6.帳票出力機能	1.6.5.		0220188	通知書等を出力する場合は、問合せ先を印字できること。 ※1 帳票単位で設定した問合せ先を印字すること ※2 「管理場所」単位での設定がある場合は、※1に優先して、「管理場所」の入力値により印字すること	○	○	○	×	○	「管理場所」は、機能ID : 0220217 を参照。		
1.障害者福祉共通	1.6.帳票出力機能	1.6.30.		0220189	通知書等を出力する場合は、帳票単位で設定した音声コードを印字できること。 ※1 音声コードの印字は「Uni-Voice」又は「SPコード」の仕様に準拠することとし、ペンダの実装範囲の機能とする ※2 機能ID : 0220128 「音声コードの印字有無」が「有」の対象者について印字すること	○	○	○	×	○	視覚障害者や日本語は読めないが聞き取りはできる外国人、高齢で文字が読みづらくなった方等向けに、音声読み上げ装置やスマートフォン等を利用して、音声で聞き取ることができるようになる機能である。	・印字場所は問合せ先の右側余白部分となる。	
1.障害者福祉共通	1.6.帳票出力機能	1.6.6.		0220190	文書番号を伴う通知書出力時は、手入力した文書番号を前後の記号文字も含めて印字できること。 ※1 文書番号未入力時は、文書番号の前後の記号文字も含めて印字しないこと ※2 文書番号の前後の記号文字は、文書番号を印字する帳票ごとにパラメタ等で設定できること ※3 文書番号を印字する設定の無い帳票は、文書番号を印字しないこと	◎	◎	◎	×	◎	「管理場所」は、機能ID : 0220217 を参照。		令和8年4月1日
1.障害者福祉共通	1.6.帳票出力機能	1.6.6.		0220191	機能ID : 0220190 に以下も加えること。 ※1 文書番号は文書番号記号ごとの年度ごとに自動付番できること ※2 自動付番の利用有無をパラメタ等で設定できること ※3 文書番号の前後の記号文字は、文書番号を印字する帳票について「管理場所」ごとに設定でき、「管理場所」ごとの設定時は 実装必須の※2より優先して印字すること ※4 文書番号未入力であっても文書番号の前後の記号文字は印字する。を設定でき、「有」が設定されている場合は、実装必須の※1より優先して、文書番号の前後の記号文字を印字すること	○	○	○	×	○			
1.障害者福祉共通	1.6.帳票出力機能	1.6.7.		0220192	通知書出力時は、発行日は任意で設定し、印字できること。 ※ 発行日が未入力・未設定の場合は、発行日を印字しないこと	◎	◎	◎	×	◎			令和8年4月1日
1.障害者福祉共通	1.6.帳票出力機能	1.6.8.		0220193	印刷時（P D F ファイル保存時を含む）はプレビューが選択できること。	◎	◎	◎	×	◎			令和8年4月1日
1.障害者福祉共通	1.6.帳票出力機能	1.6.9.		0220194	印刷時はP D F ファイル保存が選択できること。	◎	◎	◎	×	◎			令和8年4月1日
1.障害者福祉共通	1.6.帳票出力機能	1.6.23.		0220195	印刷時は最低限の機能として出力プリンタの変更、用紙（カセット）指定、ページ指定、両面印刷指定、2in1指定ができること。	○	○	○	×	○			
1.障害者福祉共通	1.6.帳票出力機能	1.6.10.		0220196	帳票の再出力を隨時できること。 ※ 住民へお渡しする帳票（通知書の他に申請書類や受給者証等）を対象とする	◎	◎	◎	×	◎	再出力できる年数は非機能要件となるため定義していない。		令和8年4月1日
1.障害者福祉共通	1.6.帳票出力機能	1.6.22.		0220197	帳票の再出力を一括できること。 ※ 住民へお渡しする帳票（通知書の他に申請書類や受給者証等）を対象とする	○	○	○	×	○	再出力できる年数は非機能要件となるため定義していない。		

機能・帳票要件

* 小項目には機能ID (ID) のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分					要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
						障害者福祉システム	障害者総合支援システム	審査会システム	請求審査システム	特別児童扶養手当システム			
1.障害者福祉共通	1.6.帳票出力機能	1.6.25.		0220198	帳票の一括出力時、日付指定してそれ以前に出力されたものを出力対象外とするようにできること。	○	○	○	×	○	月次処理でお知らせ通知等を一括出力する際、過去出力済のものが出来されないよう制御するため。		
1.障害者福祉共通	1.6.帳票出力機能	1.6.11.		0220199	帳票の一括出力時の出力順は任意で指定できること。 ※ 具体的な出力順は、事業や帳票種類により異なるため共通要件としては定めない	◎	◎	◎	×	◎	出力順は管理場所順、支援措置対象順、郵便番号順、世帯番号順等の複数項目での並び順等を考慮し、ペンドが実装する出力順を指定できることも可とする。		令和8年4月1日
1.障害者福祉共通	1.6.帳票出力機能	1.6.12.		0220200	各申請書・届出の出力時は、申請者名等を印字した出力ができる他、対象者に係る情報を空欄のまま出力(空印刷)もできること。 ※ 帳票単位で設定し空印刷できること	○	○	×	×	○			
1.障害者福祉共通	1.6.帳票出力機能	1.6.13.		0220201	通知書等の帳票を一括出力する時、支援措置対象者（障害者福祉システム（サブユニットを含む）で個別管理する支援措置対象者を含む）が含まれていた場合は明示的に気づける仕組みとすること。	◎	◎	○	×	◎			令和8年4月1日
1.障害者福祉共通	1.6.帳票出力機能	1.6.14.		0220202	通知書等の帳票を一括出力する時、転出死亡等の住基の非住民が含まれていた場合は明示的に気づける仕組みとすること。	○	○	○	×	○	「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」2.3 文字要件において、外字の扱いは無くなることから、外字の扱いは削除している。		
1.障害者福祉共通	1.6.帳票出力機能	1.6.27.		0220203	通知書等の帳票を一括出力する時、転出死亡等の住基の非住民が含まれていた場合は出力対象外とし、出力対象外者を一覧で確認できること。	○	○	○	×	○			
1.障害者福祉共通	1.6.帳票出力機能	1.6.31.		0220204	帳票出力時、「⑦に定める文字サイズでは印字枠に収まらない文字数の場合は、印字枠に収まるように文字サイズを縮小や改行をして印字すること」について、当要件に替えて、文字流れ対応として、該当欄を空欄とし、更に明示的に気づける仕組みとすること。	○	○	○	×	○	障害者福祉システム標準仕様書 第3章 機能・帳票要件 2. 帳票詳細要件の以下に関する要件となる。 ⑦ 帳票に印字する文字サイズは、帳票タイトルを14ポイント、他の項目は10.5ポイントを基本とすること。帳票によっては所定枚数に収める必要がある等の理由により教示文等の項目の文字サイズの縮小が必要な箇所は7ポイントを最小とする。 ⑧ 「機能・帳票要件に個別に定める場合を除き、⑦に定める文字サイズでは印字枠に収まらない文字数の場合は、印字枠に収まるように文字サイズを縮小や改行をして印字すること。」		
1.障害者福祉共通	1.6.帳票出力機能	1.6.15.		0220205	帳票単位に出力有無を設定できること。	◎	◎	◎	×	◎	実装必須の帳票であっても、自治体によっては未利用の帳票が存在する。また標準オプションの帳票はより利用有無が分かれる。よって、当要件を設けている。		令和8年4月1日
1.障害者福祉共通	1.6.帳票出力機能	1.6.26.		0220206	大量帳票等の印刷のため、当該帳票等のデータについてCSV形式のテキストファイルを作成し、出力できること。 二次元コード（カスタマーパーコードを含む。）については、二次元コードの値をファイルに格納すること。	◎	◎	◎	×	◎			令和8年4月1日
1.障害者福祉共通	1.6.帳票出力機能	1.6.16.		0220207	大量帳票等の印刷のため、当該帳票等のデータについて印刷イメージファイル(PDF形式等)を作成し、出力できること。	○	○	○	×	○	「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」2.3 文字要件において、外字の扱いは無くなることから、外字の扱いは削除している。		

機能・帳票要件 ※ 小項目には機能ID (ID) のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考 (改定内容等)	適合基準日
1.障害者福祉共通	1.6.帳票出力機能	1.6.17.		0220208	通知書等の固定文言（教示文全体を含む）を管理できること。 ※1 帳票単位の印字場所単位に設定できること ※2 印字有無、文言を設定できること ※3 文言は、次の管理ができること ・複数行（改行付き）を管理できること ・先頭文字に全角空白文字を設定できる等インデントに対応できること ・半角文字、英数、記号等、一般的な通知書における文言に対応できること ※文字の強調（ボールド、アンダーライン、文字サイズ等）は含まれない	◎ ○ ○ × ○	・固定文言の管理は、データ要件においては「文言マスター情報グループ」のデータ項目が該当する。市区町村コード、管轄場所コード、帳票コード、文言印字番号、文言出力順、文言履歴番号を主キーとし、1つの文言明細の文言桁数は全角・半角のそれぞれ300文字とする。 例えば、「不服申立て及び取消訴訟」文が550文字ある場合は、文言出力順：1は300文字、2：250文字のように分割して管理すること。 なお、機能ID：0220211 も同様の管理とする。従って自由記載欄においても同様となる。	障害者福祉システム標準仕様書「表3-13 システム印字項目の編集方法」の「システム印字項目の種類」が「固定文言」又は「自由記載」に記載されている要件に該当する。	令和8年4月1日
1.障害者福祉共通	1.6.帳票出力機能	1.6.29.		0220209	機能ID：0220208 以下も加えること。 自由記載欄に印字する文字は、文字の強調（文字フォント、文字サイズ、太字、斜体、下線、二重下線）に対応できること	○ ○ ○ × ○	・「管理場所」は、機能ID：0220217 を参照。		
1.障害者福祉共通	1.6.帳票出力機能	1.6.17.		0220210	通知書等の固定文言（教示文全体を含む）を管理できること。 ※ 実装必須の※1に加えて「管理場所」単位で設定できること	○ ○ ○ × ○			
1.障害者福祉共通	1.6.帳票出力機能	1.6.18.		0220211	通知書等への印字項目等を管理できること。 ※1 帳票単位の印字場所単位に設定できること ※2 印字有無、印字する管理項目、前付加文言、後付加文言を設定できること ※3 ※2を複数設定できること 【補足事項】 設定できる管理項目は資格台帳情報（※）とし支給・実績情報等は含まれない。また、印字する際は、資格台帳情報の物理最新履歴又是有効最新履歴。もしくは設定された基準日に合致する履歴の資格台帳情報の管理項目とする。なお、有効最新履歴とは受給中となっている履歴とし、物理最新履歴が申請中や却下等の場合を考慮したものである。 (※)基本データリストの以下のグループ名に規定されたデータ項目とする。身体障害者手帳情報、身体障害者手帳部位障害情報、療育手帳情報、精神障害者保健福祉手帳情報、国制度手当決定情報、国制度手当障害程度審査情報、障害福祉サービス申請決定情報、障害福祉サービス申請決定サービス情報、障害支援区区分決定対象者情報、障害児支援申請決定情報、障害児支援申請決定サービス情報、障害福祉サービスモニタリング情報、障害児支援モニタリング情報、既存高額障害福祉サービス等給付費勤契約対象者情報、新高額障害福祉サービス等給付費勤契約対象者情報、既存高額障害福祉サービス等給付費支給申請決定情報、新高額障害福祉サービス等給付費支給申請決定情報、高額障害児給付費支給申請決定情報、既存高額障害福祉サービス等給付費支給申請決定情報、高額障害児給付費支給申請決定情報、新高額障害福祉サービス等給付費支給申請決定情報、更生医療情報、育成医療情報、精神通院医療情報、補装具情報、特別児童扶養手当決定情報、特別児童扶養手当決定児童情報、対象者情報、保護者情報、対象者事業情報	◎ ○ ○ × ○	・当設定により、例えば身体障害者手帳の備考欄へ次のとおり印字できる。 例) 再交付日を印字する場合 ・印字項目：再交付日 ・印字有無：有 ・前付加文言：（空白） ・後付加文言：「再交付」 備考欄への印字は、以下のようになる。 「令和8年**月**日 再交付」 ・「管理場所」は、機能ID：0220217 を参照。	障害者福祉システム標準仕様書「表3-13 システム印字項目の編集方法」の「システム印字項目の種類」が「編集」又は「自由記載」に記載されている要件に該当する。	令和8年4月1日
1.障害者福祉共通	1.6.帳票出力機能	1.6.18.		0220212	通知書等への印字項目等を管理できること。 ※ 実装必須の※1に加えて「管理場所」単位で設定できること	○ ○ ○ × ○			
1.障害者福祉共通	1.6.帳票出力機能	1.6.19.		0220213	帳票における対象者等の住民の住所欄（窓空き部分を含む）は、住登外者等の「住所_都道府県」の印字が必要な場合を除き、「住所_市区町村名」+「住所_町字」+「住所_番地号表記」、「住所_方書」とのおり印字すること	◎ ○ ○ × ○	住民登録システムより連携される住登者の住所について、データ要件におけるデータ項目は以下のとおりとなる。 ・住所_市区町村名（例：千代田区） ・住所_町字（例：霞が関2丁目） ・住所_番地号表記（例：1-6） ・住所_方書		令和8年4月1日
1.障害者福祉共通	1.6.帳票出力機能			0221259	「氏名優先区分コード」は、外国人住民に送付する通知書・お知らせ等の窓空宛名部分の氏名欄の印字で利用できること。 ※「氏名優先区分コード」の内容は、001_住民基本台帳_基本データリストのコードID：014（氏名優先区分）となる	◎ ○ ○ × ○	・「氏名優先区分コード」を利用した氏名の画面表示は、画面要件となる。 【第3.0版】標準化検討会における検討により追加	【第3.0版】標準化検討会における検討により追加	令和8年4月1日

機能・帳票要件

* 小項目には機能ID (ID) のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定し た項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分					要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
						障害者福祉シ ステム	障害者総合支 援システム	審査会 システム	請求審査シス 템	特別児童扶養 手当システム			
1.障害 者福祉 共通	1.6.帳 票出力 機能			0221260	「氏名優先区分コード」は、外国人住民が所持する手帳や受給者証等(※)の氏名欄の印字で利用できること。なお、他の帳票の氏名欄への印字も可とする。 (※)身体障害者手帳、身体障害者手帳交付証明書、療育手帳、療育手帳交付証明書、精神障害者保健福祉手帳、精神障害者保健福祉手帳交付証明書、障害福祉サービス受給者証、地域相談支援受給者証、療養介護医療受給者証、通所受給者証、肢体不自由児通所医療受給者証、自立支援医療受給者証、補装具費支給券、特別児童扶養手当受給証明書	○	○	×	×	○	・「氏名優先区分コード」を利用した氏名の画面表示は、画面要件となる。 【第3.0版】標準化PMOツールへの意見等により当該機能を追加している。	【第3.0版】標準化検討会における検討により追加	
1.障害 者福祉 共通	1.6.帳 票出力 機能	1.6.20.		0220214	各申請書・届出の一番下にある自由記載欄に対して、個人を一意に識別できるバーコードもしくは二次元コードを印字できること。 ※ 帳票単位で印字有無を設定できること	○	○	×	×	○	業務効率を向上させるために、印字したバーコードもしくは二次元コードを読みとって、台帳登録画面等で対象者情報を検索し、必要な情報を表示するための要件である。 読み取った情報で対象者検索ができるようよいため、バーコードもしくは二次元コードの種類は問わないが、自治体の財政負担につながらない実装方法が望ましい。		
1.障害 者福祉 共通	1.6.帳 票出力 機能	1.6.21.		0220215	各申請書・届出の一番下にある自由記載欄に対して、電子申請サイトや手続き方法の案内等の自治体ホームページにアクセスするための二次元コードを印字できること。 ※ 帳票単位で印字有無やアクセス先を設定できること	○	○	×	×	○	電子申請サイトや手続き方法サイトへ直接案内できるようにするための要件である。 スマートフォン等の住民が利用可能な機器に対応できればよいため、自由記載欄の枠に収まる範囲であれば、二次元コードの種類は問わない。		
1.障害 者福祉 共通	1.6.帳 票出力 機能	1.6.24.		0220216	転入前自治体や転出先自治体宛ての帳票出力時、全国自治体情報マスターから選択した内容で送付先を印字できること。 ※1 カスタマーバーコードも印字できること ※2 「部署名+敬称」はパラメタ等で設定でき、自治体名に付加できること	○	×	×	×	○	印字項目は以下となる。 ・郵便番号 ・住所 ・方言 ・自治体名+部署名+敬称 ・カスタマーバーコード		
1.障害 者福祉 共通	1.7.固 有機能	1.7.1.		0220217	各事業において、以下の項目を管理できること。 【管理項目】 ・受付場所コード ・管理場所コード ※決定・管理場所 ・担当場所コード ※1 受付場所コード、管理場所コード、担当場所コードそれぞれの利用有無を設定でき、「無」設定時は非表示とすること ※2 受付場所コード、管理場所コード、担当場所コードそれぞれの必須入力有無を設定でき、「有」設定時に未入力の場合はエラーとすること ※3 受付場所コード、管理場所コード、担当場所コードそれぞれの項目名を設定できること ※居住区、管理区、行政区等 ※4 受付場所コード、管理場所コード、担当場所コードそれぞれの項目に対して、操作者の所属情報からの初期設定有無を設定でき、「有」設定時は初期設定できること ※5 公印や間合せ先等は、管理場所コード毎の設定となる（受付場所コード、担当場所コード毎ではない）	○	○	○	×	○	当要件は、指定都市における管理区役所・支所・複数福祉事務所のある市区町村における福祉事務所、市町村合併等による支所、精神と身体・知的で管理場所が異なる市区町村における管理場所等、「場所」に係る要件を定めている。 ○受付場所コード、管理場所コード、担当場所コードを利用する場合の想定内容 ・管理場所コード 通知書等の文書番号、発行者、公印、問い合わせ先、固定文言等は、管理場所による設定がされている場合は、入力された管理場所により印字内容が制御される。 ・受付場所コード 受付した場所を管理したい場合に利用する項目であり、他項目との関連性はない。 利用例1) 指定都市で、A区管轄下にあるア支所で受付した場合にア支所での受付を管理したい場合 利用例2) 複数福祉事務所の市で、A福祉事務所管轄の住民がB福祉事務所で受付した場合、管理場所はB福祉事務所となるが、A福祉事務所で受付したことを管理したい場合 ・担当場所コード		
1.障害 者福祉 共通	1.7.固 有機能	1.7.2.		0220218	各事業の一覧管理機能（各種一覧での確認、EUC機能）、集計表作成機能/統計管理機能（集計数値・根拠の出力）、帳票出力機能（一括出力）、進達管理機能、支払機能、公費負担医療管理機能の要件に付帯して、「受付場所」、「管理場所」、「担当場所」を指定（全体もしくは各選択肢）して一括処理できること。 【補足事項】 指定都市においては、市全体もしくは行政区ごとに抽出や出力がで必要である 複数福祉事務所のある市においては、市全体もしくは福祉事務所ごとに抽出や出力がで必要である	○	○	○	×	○			

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID (ID) のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分					要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
						障害者福祉システム	障害者総合支援システム	審査会システム	請求審査システム	特別児童扶養手当システム			
1. 障害者福祉共通	1.7. 固有機能	1.7.3.		0220219	福祉事務所をまたがる転居時（指定都市においては区間異動時）に、転居先において、「管理場所」を転居先として居住地変更の台帳入力ができること。 【補足事項】 転居先で区間転入として新規台帳登録すること、転居元で喪失登録することは想定していません。	○	○	○	×	○	指定都市かつ精神と身体・知的で管理場所が分かれる場合の担当区役所等を管理するための項目であり、他項目との関連性はない。 （利用例） 管理場所は本庁の精神保健課になるが、EUC機能を利用して区役所ごとの受給者数集計等を出すために担当となる区役所を管理したい場合		
1. 障害者福祉共通	1.7. 固有機能	1.7.4.		0220220	各業務で処理中に福祉事務所をまたがる転居（指定都市においては区間異動）した対象者の情報に対して、業務に応じて該当情報を処理すべき福祉事務所（指定都市においては区）で処理できること。 【補足事項】 基本的には転居先で居住地変更の入力をを行うこととなるが、例えば新規申請中に発生した場合は「管理場所」を変更できることといった要件となる。	○	○	○	×	○			
1. 障害者福祉共通	1.7. 固有機能	1.7.5.		0220221	福祉事務所（指定都市においては区）ごとに処理制御や利用権限を設定でき、設定に応じた各機能を利用できること。 【補足事項】 例えば、本庁職員は全てのデータに対して更新・照会を可能とするが、A区職員は「管理場所」がA区のみ更新・照会を可能とし、「管理場所」が他区は照会のみとするといった要件となる。	○	○	○	×	○			
1. 障害者福祉共通	1.7. 固有機能	1.7.6.		0220222	利用権限設定により扱える「管理場所」が限られる場合、事業ごとの対象者の履歴情報について、最新履歴の「管理場所」で全ての履歴を扱えること。（台帳画面における履歴情報、一覧での確認、集計表作成等の全ての機能を対象とする。） 【補足事項】 例えば、区間転居により、最新履歴の「管理場所」はA区、1つ前の履歴はB区とすると、A区において1つ前の履歴のB区の情報も更新・照会できることといった要件となる。	○	○	○	×	○			
1. 障害者福祉共通	1.7. 固有機能	1.7.7.		0220223	各事業の申請や届出は、対象者の「管理場所」でのみ登録できること。ただし、「管理場所」以外では照会できること。 ※ 設定によりアラートも可能とすること。 【補足事項】 当要件は、住基情報との連携で「居住区」を取得でき、対象者検索で取得した「居住区」と「管理場所」が異なる場合はエラーにするといった要件となる。	○	○	○	×	○			

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定 した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
2. 身体障害者手帳									
2. 身体 障害者 手帳	2.1. 申 請管理 機能	2.1.1.		0220224	身体障害者手帳の申請・届出情報（新規交付、転入、再交付、障害更新（障害程度の変更・障害の追加）、再認定、居住地変更、氏名保護者変更、返還、複数障害部位の一部を返還、死亡、転出、職権処理を含む）を管理（登録、修正、削除、照会）できること。	◎			令和8年4月1日
2. 身体 障害者 手帳	2.1. 申 請管理 機能	2.1.2.		0220225	以下の申請・届出情報を管理できること。 【管理項目】 申請日 ※申請、届出のあった日 申請事由コード 変更日 返還日 申請理由コード ※3つまで管理できること、また1つ目は入力必須 受付番号 ※ケース番号、申請受理番号等 備考 資格状態コード	◎	<ul style="list-style-type: none"> 申請事由コードは進達時の申請事由である。 申請理由コードは各申請・届出の理由を管理する項目である。 返還日は、旧手帳返還を指すものは無く、転出死亡障害回復等により管理対象外として管理する項目である。 	実装必須の【管理項目】は、管理項目としてシステム上実装することが必須なのであり、入力必須項目とイコールではない。入力必須有無は、「エラー／アラート（チェック条件）の考え方について」で示している。	令和8年4月1日
2. 身体 障害者 手帳	2.1. 申 請管理 機能	2.1.2.		0220226	以下の申請・届出情報を管理できること。 【管理項目】 不足書類種類コード ※ 10種類まで管理できること 不足書類 ※ 不足書類種類コードに対して非該当、該当を選択 進達日 進達先機関コード 希望手帳様式コード ※紙、カード 手帳交付方法コード ※郵送、来所等 手帳交付場所コード 自立支援医療（更生医療）の同時申請有無 督促期限 進行状態コード 宛先優先度コード 申請時の主たる障害部位コード 事務担当者	○	<ul style="list-style-type: none"> 不足書類について、添付書類の管理ではなく、添付に必要な書類の不足を管理し、備考で管理する自治体と運用が分かれため、標準オプションとしている。 進達日を標準オプションとしているのは中核市においては進達が不要となるためである。 督促期限は、「身体障害者手帳の再認定について（再通知）」を出力する際、期限に印字する項目である。 宛先優先度は、機能ID：0220298 ※3に記載の要件を満たすために、個人別に設定できるようにするための項目である。 		
2. 身体 障害者 手帳	2.1. 申 請管理 機能	2.1.2.		0220227	以下の申請・届出情報を管理できること。 【管理項目】 受領日（申請者から手帳を預かった日） 本籍地	×	<ul style="list-style-type: none"> 受領日は、通常は再交付申請時の申請日と同日になること、また受領日とは「申請者へ引渡すための手帳を都道府県から受領した日」と認識する場合もあることから、必要であれば備考やメモへの入力で代用すること。 本籍地は、平成31年4月1日の省令改正により、交付申請書及び手帳への表示項目から本籍地が削除されたため、実装不可としている。 		

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定 した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日	
2.身体障害者手帳	2.1.申請管理機能	2.1.3.		0220228	<p>以下の対象者情報を管理できること。</p> <p>【管理項目】</p> <p>個人番号 宛名番号 世帯番号 氏名 カナ氏名 英字名 通称名 通称名カナ 氏名優先区分コード 郵便番号 住所 住所方書 生年月日 性別 住所コード 旧住所 旧住所方書 転入日 新住所 新住所方書 転出日</p> <p>※1 個人番号、住基情報で保持している管理項目は、他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む ※2 障害者福祉用世帯で、身体障害者手帳の対象者として紐づけてよい ※3 性別は”その他”も管理できること ※4 電話番号、携帯番号は障害者福祉共通での管理とする</p>	◎	管理項目の「住所コード」は、基本データリストのデータ項目ID：02203003「住所_市区町村コード」、02203004「住所_町字コード」が該当する。なお、カスタマーパーコードを印字する等の理由により独自に住所コードを保持するのは可能である。			令和8年4月1日
2.身体障害者手帳	2.1.申請管理機能	2.1.4.		0220229	<p>以下の保護者情報を管理できること。</p> <p>【管理項目】</p> <p>宛名番号 世帯番号 氏名 カナ氏名 英字名 通称名 通称名カナ 氏名優先区分コード 統柄 郵便番号 住所 住所方書 生年月日 性別 住所コード</p> <p>また、対象者の申請日時点年齢が15歳未満で保護者未入力の場合は、エラーメッセージを表示すること。</p> <p>※1 住基情報で保持している管理項目は、他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む ※2 障害者福祉用世帯で、身体障害者手帳の保護者として紐づけてよい ※3 統柄は住民票上の統柄ではなく、対象者から見た統柄とすること ※4 性別は”その他”も管理できること ※5 電話番号、携帯番号は障害者福祉共通での管理とする</p>	◎	管理項目の「住所コード」は、基本データリストのデータ項目ID：02203070「保護者住所_市区町村コード」、02203071「保護者住所_町字コード」が該当する。なお、カスタマーパーコードを印字する等の理由により独自に住所コードを保持るのは可能である。			令和8年4月1日

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】 ◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定 した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日	
2.身体障害者手帳	2.1.申請管理機能	2.1.5.		0220230	以下の情報を管理できること。 【管理項目】 職業 学歴	×	平成31年3月29日の事務連絡「身体障害者福祉法施行規則及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について」にて、交付申請書から本籍地、職業、教育の欄が削除されたため、実装不可としている。 管理したい場合は、備考やメモ機能を活用すること。			
2.身体障害者手帳	2.1.申請管理機能	2.1.6.		0221261	以下の診断書情報を管理できること。 【管理項目】 医療機関番号（※3） 診療科目コード（※3） 医師番号（※3） 弁別区分（右）コード 弁別区分（左）コード 視力（右） 視力（左） 矯正視力（右） 矯正視力（左） 聽力（右） 聽力（左） 語音明瞭度（右） 語音明瞭度（左） ※1 弁別区分の入力値より、視力を自動計算できること ※2 視力及び聴力の入力値より、障害部位ごとの等級を自動設定できること。なお、視力及び聴力の入力値のみならず、「障害部位ごとの障害内容」等の管理項目も含めて障害部位ごとの等級を自動設定することは、ベンダの実装範囲で可とする ※3 障害部位ごとに管理できること	○	・診断書情報の管理は不要、または備考で管理する自治体と運用が分かれるため、標準オプションとしている。 ・弁別区分とは、“光覚なし”、“光覚弁”、“明暗弁”、“手動弁”、“指數弁”的ことである。 【第3.0版】標準化検討会における検討により、※2の自動設定の方法にベンダの実装範囲の規定を追加	【第3.0版】機能ID：0220231から修正		
2.身体障害者手帳	2.1.申請管理機能	2.1.7.		0220232	以下の画像情報を管理できること。 【管理項目】 申請書、診断書（※3）、審査部会等意見、手帳、手帳用写真の画像情報 ※1 スキャンした画像を台帳情報として登録、参照、ダウンロードできること ※2 画像データの保存方法は問わない（移行できればよい） ※3 障害部位ごとに管理できること	○	画像情報で管理する自治体向けの管理項目となるため、標準オプションとしている。			
2.身体障害者手帳	2.1.申請管理機能	2.1.16.		0220233	機能ID:0220232 の申請書の画像情報は、機能ID:0220140 のバーコード情報もしくは二次元コード情報を元に、まとめて登録できること。 ※ 最新履歴に対して登録できること	○				
2.身体障害者手帳	2.1.申請管理機能	2.1.8.		0220234	対象者の転出入に伴う福祉事務所間の送付を管理できること。 【管理項目】 依頼日 ※転入前福祉事務所への依頼日 報告日 ※転入前福祉事務所からの回答日 回答日 ※転出先福祉事務所への回答日	○	・居住地変更通知（更生指導台帳の移管）に関する項目である。			

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
2.身体障害者手帳	2.1.申請管理機能	2.1.9.		0220235	受付番号の入力時、重複している場合はエラーとすること。	◎			令和8年4月1日
2.身体障害者手帳	2.1.申請管理機能			0221324	機能ID：0220229（対象者の申請日時点年齢が15歳未満で保護者未入力の場合は、エラーメッセージを表示すること）について、「保護者未入力の場合」を「保護者未入力の場合又は対象者と保護者が同一の場合」とすること。	○	・人口規模や大量処理のために必要な機能	【第3.0版】にて、指定都市要件（協議案_管理番号：5）として検討後、指定都市以外への拡大を検討し追加。	
2.身体障害者手帳	2.1.申請管理機能	2.1.9.		0220236	受付番号（ケース番号）は、手入力の他に自動付番もできること。 ※1 自動付番は、通番とすること（年度毎に通番しない） ※2 ※1に加え、管理組織単位での通番も選択できること ※3 自動付番後に手修正できること	○			
2.身体障害者手帳	2.1.申請管理機能	2.1.10.		0220237	最新の台帳履歴情報が申請中の状態に対して、更に申請・届出情報を登録できること。 ※1 当機能を利用するかはパラメタ等で設定できること ※2 申請中情報がある場合は、申請中情報に対する登録か追加登録かを選択できること ※3 申請中の履歴が複数ある場合は、明示的に気づける仕組みとすること	◎	・申請を実装必須、進達を標準オプションとして分けて定めているのは中核市においては進達が不要となるためである。 ・同時に複数の申請・届出情報を入力可能とし、追加登録した申請・届出情報に対して進達をできるようにする機能である。		令和8年4月1日
2.身体障害者手帳	2.1.申請管理機能	2.1.10.		0220238	最新の台帳履歴情報が進達中の状態に対して、更に申請・届出情報を登録し、更に進達できること。 ※1 当機能を利用するかはパラメタ等で設定できること ※2 進達中情報がある場合は、進達中情報に対する登録か追加登録かを選択できること ※3 進達中の履歴が複数ある場合は、明示的に気づける仕組みとすること	○			
2.身体障害者手帳	2.1.申請管理機能	2.1.11.		0220239	申請・届出から決定・手帳交付までの情報を履歴で管理することができ、入力した履歴情報の照会が可能であること。管理できる履歴の件数は上限が無いこと。	◎			令和8年4月1日
2.身体障害者手帳	2.1.申請管理機能	2.1.12.		0220240	住基の異動情報を基に、手帳所持者、保護者の住所、氏名、転出、死亡を自動更新できること。 ※1 自動更新有無を設定できること ※2 自動更新させる異動事由はパラメタ等により設定できること ※3 転出の自動更新を行う際は、住所地特例者となる場合があるため、※5により確認し、該当する場合は修正すること ※4 異動前の住基住所、住基氏名と異なる住所、氏名となっているデータ状態の場合は、住基の住所・氏名異動があっても自動更新しないこと ※5 自動処理した手帳所持者及び保護者は、一覧により確認できること ※6 手帳所持者及び保護者の住所、氏名を他システムを参照し表示している場合は、住所変更、氏名変更の自動更新は不要とする	○	住基の異動情報の活用については、以下に大別されるため、※1から※3の要件も含めた上で、標準オプションとしている。 ①原則利用しない（届出を基に処理する） ②事実確認、届出の促しに活用する ③転出や死亡等の一部の異動事由は自動的に台帳情報に反映させる ④自動的に台帳情報に反映させる		

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定 した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
2.身体障害者手帳	2.1.申請管理機能	2.1.13.		0220241	本籍地を登録する際は住基情報より自動取得できること。	×	・平成31年4月1日の省令改正により、交付申請書及び手帳への表示項目から本籍地が削除されたため、実装不可としている。		
2.身体障害者手帳	2.1.申請管理機能	2.1.14.		0220242	医療機関の入力における医療機関情報の検索は、医療機関番号、医療機関コード、医療機関名称漢字、医療機関名称カナ、医療機関住所で検索できること。 また、医療機関名称漢字、医療機関名称カナ検索は、住民記録システム標準仕様書に準拠した氏名、カナ氏名検索と同様のあいまい検索ができること。	○			
2.身体障害者手帳	2.1.申請管理機能	2.1.15.		0220243	医師の入力における医師情報の検索は、医師番号、医師氏名、医師氏名カナ、指定障害種別コードで検索できること。 また、医師氏名、医師氏名カナ検索は、住民記録システム標準仕様書に準拠した氏名、カナ氏名検索と同様のあいまい検索ができること。	○			
2.身体障害者手帳	2.1.申請管理機能			0221262	進行状態コードは、ペンドの実装範囲により、各日付項目等の入力等と連動させる形で自動更新できること。	○	進行状態コードの更新方法として、各日付項目の入力等と連動させる形で自動的に更新することで、項目間の不整合を抑止し、入力負荷を低減するシステム設計をしているペンドや現行運用している自治体が存在することから、当機能要件を追加している。	【第3.0版】標準化検討会における検討により追加	
2.身体障害者手帳	2.2.進達管理機能	2.2.1.		0220244	進達状況（進達日・申請事由等）を管理（登録、修正、削除、参照）できること。	○	指定都市、中核市、権限移譲市区町村においては進達が不要であるため標準オプションとしている。なお、指定都市において区役所から更生相談所へ送付する事務、権限移譲市区町村において共同設置の審査機関へ送付する事務について進達機能を利用するには問題ない。		
2.身体障害者手帳	2.2.進達管理機能	2.2.2.		0220245	進達対象者を抽出し、進達の一括登録ができること。 ※ 一括登録対象は選択も可能とすること	○			
2.身体障害者手帳	2.2.進達管理機能	2.2.3.		0220246	進達を履歴管理でき、過去の履歴を照会できること。	○			
2.身体障害者手帳	2.2.進達管理機能	2.2.4.		0220247	都道府県へ送付するための進達情報ファイルを作成できること。 ※ EUC機能の利用又はペンドの実装範囲の機能とする	○	・ファイルレイアウトは都道府県と市町村間で取り決めること。 ・都道府県システムに取り込むためにコード値や文字等の変換が必要である場合は、標準準拠システム外で実施すること。	都道府県の現行システムはそれぞれであるため、都道府県により進達情報ファイルの取り込みレイアウトは異なる。	
2.身体障害者手帳	2.3.台帳管理機能	2.3.1.		0220248	判定結果（保留、交付決定、却下）及び取下を管理（登録、修正、削除、照会）できること。 【管理項目】 判定日 判定結果コード 判定理由 ※ 判定結果コードには保留、却下、決定の他に取下も含むこと	◎			令和8年4月1日

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定 した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
2.身体障害者手帳	2.3.台帳管理機能	2.3.1.		0220249	判定結果（交付決定、却下）を決定した日を管理できること。 【管理項目】 決定日 医師意見との相違有無	○	・決定日は、判定機関からの結果を受けて自庁内で交付を決定した日（判定日と分けて管理したい場合用）である。		
2.身体障害者手帳	2.3.台帳管理機能	2.3.2.		0220250	手帳情報を管理（登録、修正、削除、照会）できること。 【管理項目】 初回交付日 再交付日 手帳交付者コード 手帳番号 障害部位コード 障害部位ごとの等級コード 障害部位ごとの再認定年月 障害部位ごとの障害認定日 統計部位コード ※主たる障害部位 障害名 障害種別コード 総合等級コード 指導記録	◎	・「初回交付日」について、帳票詳細要件及び帳票レイアウトでは、手帳の従来の表記等の関係から「交付日」もしくは「交付年月日」としている部分が多数あるが、初回交付日を意味している。 ・手帳番号は以下の構成となる。 例）「東京都 第〇〇〇〇〇号」 「東京都」の部分は、手帳交付者コードで管理し、「〇〇〇〇〇」の部分は手帳番号で管理する。 ・統計部位コードは、福祉行政報告例第14で必要となる項目（複数障害部位の場合、主たる障害部位で計上するための項目）である。 ・障害種別コードは、身体障害者手帳に記載の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」のことであり、副本登録として令和3年6月改版で追加されたTK0000200000130の項目のことである。 ・指導記録は、「身体障害者更生指導台帳（指導記録）」の指導記録に印字される項目である。		令和8年4月1日
2.身体障害者手帳	2.3.台帳管理機能	2.3.2.		0220251	手帳情報を管理（登録、修正、削除、照会）できること。 【管理項目】 障害部位ごとの再認定理由 障害部位ごとの障害原因コード 障害部位ごとの診断日 障害部位ごとの障害内容コード 障害部位ごとの障害種類の号 障害名（カード型） 原傷病名 高齢法50条2該当有無 初回交付場所	○	・「障害部位ごとの障害種類の号」は、身体障害者障害程度等級表にある号である。 ・「障害名（カード型）」は、短縮した障害名を管理し、カード型手帳の印字で利用する。		
2.身体障害者手帳	2.3.台帳管理機能			0221263	以下の管理項目を管理できること。 【管理項目】 障害部位ごとの視覚障害（糖尿病主原因）該当フラグ	○	障害部位ごとの視覚障害（糖尿病主原因）該当フラグは、福祉行政報告例第14表の再掲である「糖尿病を主原因とする」を計上するための項目であり、機能ID：0220251「障害部位ごとの障害原因コード」等で識別できない場合に利用する。 【第3.0版】標準化検討会における検討により追加	【第3.0版】標準化検討会における検討により追加	

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】 ◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定 した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
2.身体障害者手帳	2.3.台帳管理機能	2.3.13.		0220252	手帳情報を管理（登録、修正、削除、照会）できること。 【管理項目】 総合等級変更状況コード	○	総合等級変更状況コードは、1~3級→4級や4級⇒1~3級といった選択肢を管理し、履歴を確認せずに前回の総合等級コードからの変更内容を把握するとともに、身体障害者手帳の総合等級コードの変更漏れを無くすために管理する項目である。		
2.身体障害者手帳	2.3.台帳管理機能	2.3.11.		0220253	カード型手帳の以下の項目を管理できること。 【管理項目】 カード登録日 カード解除日 カード発行日	○			
2.身体障害者手帳	2.3.台帳管理機能	2.3.12.		0221264	事務処理に係る以下の項目を管理できること。 【管理項目】 手帳受領日 手帳引渡日 ※ 当管理項目は、次の履歴登録時に引き継がないこと	○	・手帳受領日は、都道府県等から手帳を受領した日である。 ・手帳引渡日は、窓口等で対象者へ手帳を引き渡した日である。 【第3.0版】標準化検討会における検討により、「通知発送日」は、機能ID：0220192（通知書出力時は、発行日は任意で設定し、印字できること）、機能ID：0220127（帳票の出力履歴を管理できること）で対応可能であるため削除している。	【第3.0版】機能ID：0220254から修正	
2.身体障害者手帳	2.3.台帳管理機能	2.3.3.		0220255	手帳交付に付帯して以下の項目を管理できること。 【管理項目】 NHK受信料減免有無 NHK受信料減免お客様番号 有料道路減免有無	○			
2.身体障害者手帳	2.3.台帳管理機能	2.3.4.		0220256	身体障害者手帳独自施策項目として以下を実装すること。 【管理項目】 区分1コード～区分5コード 日付1～日付5 備考1～備考5 ※1 利用有無を設定できること ※2 項目名称を設定できること ※3 未入力時のエラー又はアラートを設定できること ※4 EUC機能で扱えること ※5 帳票詳細要件に記載の印字項目の設定対象とすること ※6 次の履歴登録時に引き継がないかを設定できること	○	独自に管理したい項目及び既存システムにおいて管理している情報のうち標準化検討会における検討により、自動設定の方法にベンダの実装範囲を追加		
2.身体障害者手帳	2.3.台帳管理機能	2.3.5.		0221325	障害種別コードは、手入力の他に、単一障害部位の場合は計算により自動設定できること。 ※1 複数障害部位であってもひとつの障害部位が第1種の場合は、第1種に自動設定できること ※2 計算過程等の自動設定の方法はベンダの実装範囲で可とする	○	【第3.0版】標準化検討会における検討により、自動設定の方法にベンダの実装範囲を追加	【第3.0版】機能ID：0220257から修正	
2.身体障害者手帳	2.3.台帳管理機能			0221352	障害種別コードは、ベンダの実装範囲で複数障害部位の場合も自動設定できること。	○	【第3.0版】標準化検討会における検討により、障害種別コードの入力誤り抑止のために、現行システムで既に実装されている場合も考慮し追加	【第3.0版】標準化検討会における検討により追加	

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】 ◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定 した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
2.身体障害者手帳	2.3.台帳管理機能	2.3.6.		0221265	総合等級コード及び統計部位区分コードは、手入力の他に、障害部位毎の等級コードの指數合算により自動設定できること。 ※ 計算過程等の自動設定の方法はベンダの実装範囲で可とする	○	【第3.0版】標準化検討会における検討により、自動設定の方法にベンダの実装範囲の規定を追加	【第3.0版】機能ID：0220258から修正	
2.身体障害者手帳	2.3.台帳管理機能	2.3.10.		0220259	障害名は、障害部位ごとの障害内容コード、障害部位ごとの等級コード、障害部位ごとの再認定年月等を編集したものを反映でき、修正できること。 ※ 編集させる管理項目及び項目間の接続文字はパラメタで設定できること	○	パラメタで設定できる管理項目は、機能ID：0221263、0220251に記載している手帳情報の管理項目のうち、「障害部位ごとの***」とする。		
2.身体障害者手帳	2.3.台帳管理機能	2.3.7.		0220260	総合等級コードと障害部位毎の等級コードの指數合算が不整合の場合はアラート表示すること。	○			
2.身体障害者手帳	2.3.台帳管理機能	2.3.8.		0220261	手帳番号の入力時、重複している場合はエラーとすること。ただし同一人物の場合はアラートとし登録も可能とすること。	◎			令和8年4月1日
2.身体障害者手帳	2.3.台帳管理機能	2.3.8.		0220262	自府であらたに交付する手帳の手帳番号について、手入力の他に自動付番もできること。 ※ 自動付番は、自府交付手帳番号の最大番号からの通番とする	○	手帳番号の自動付番は自府で交付する手帳に対してであり、他自治体で交付された手帳の手帳番号は手入力となる。		
2.身体障害者手帳	2.3.台帳管理機能	2.3.9.		0220263	指導記録について、手帳番号、障害種別、総合等級、申請事由を保存時に自動設定できること。	○	「保存時に自動設定できること」とは、手入力作業軽減を目的としているため、保存ボタン押下時の処理に限定するものではなく、例えば「ボタン押下等の手動による自動設定」等、自動設定の方法やタイミングは任意とする。		
2.身体障害者手帳	2.3.台帳管理機能	2.3.14.		0220264	都道府県からの判定結果ファイルを一括して読み込みできること。 ※ ベンダの実装範囲の機能とする	○	・都道府県は市町村の標準準拠システムのベンダの実装内容（ファイルレイアウトやチェック条件、エラー後の処理等）を確認の上、判定結果ファイルを作成すること。 ・標準準拠システムに取り込むためにコード値や文字等の変換が必要である場合は、標準準拠システム外で実施すること。	都道府県の現行システムはそれぞれであるため、都道府県により判定結果情報ファイルの送付レイアウトは異なる。	
2.身体障害者手帳	2.4.一覧管理機能	2.4.1.		0220265	進達者を一覧で確認できること。	○			
2.身体障害者手帳	2.4.一覧管理機能	2.4.2.		0220266	手帳交付者を一覧で確認できること。	◎			令和8年4月1日
2.身体障害者手帳	2.4.一覧管理機能	2.4.3.		0220267	再認定者（予定者、完了者、未了者）を一覧で確認できること。	◎			令和8年4月1日

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定 した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
2.身体障害者手帳	2.4.一覧管理機能	2.4.4.		0220268	<p>指定条件で抽出し、一覧を確認、加工できること（EUCができること）。</p> <p>※1 障害者福祉共通に記載のEUC機能を満たすこと</p> <p>※2 任意に指定できる管理項目の抽出条件に手帳要件特有の”基準日時点の手帳所持者”も含まれること</p> <p>※3 医療機関、診療科目、医師マスターの情報も表示できること</p> <p>※4 最新履歴、全履歴、受給中履歴等の表示する履歴は任意に指定できること。ただし、※2の条件指定の場合は、該当履歴とすること</p>	◎		「表示項目は申請・台帳管理項目全てを対象とし、任意に指定できることは、※1に含まれるため削除。」	令和8年4月1日
2.身体障害者手帳	2.5.集計表作成機能	2.5.1.		0220269	福祉行政報告例「第14表 身体障害者手帳交付台帳登載数」の集計数値を出せること。	◎			令和8年4月1日
2.身体障害者手帳	2.5.集計表作成機能	2.5.1.		0220270	<p>福祉行政報告例「第14表 身体障害者手帳交付台帳登載数」は以下によること。</p> <p>※1 様式（固定帳票）で出力すること</p> <p>※2 集計根拠となった該当情報をEUC機能を利用して出せること</p>	○	集計根拠となった該当情報の出力は、機能ID：0220269 実装必須機能の集計数値と同時に出力する等により、処理の時間差による差異を発生させないこと。		
2.身体障害者手帳	2.5.集計表作成機能	2.5.2.		0220271	福祉行政報告例「第16表 身体障害者更生援護」の書式で作成できること。	×	・平成19年10月17日「福祉行政報告例の様式の改正について」で廃止されているため実装不可とする。		
2.身体障害者手帳	2.5.集計表作成機能	2.5.3.		0220272	<p>各種統計資料（都道府県集計、市区町村独自集計）をEUC機能を利用して作成できること。</p> <p>※ 集計数値がであること</p>	◎			令和8年4月1日
2.身体障害者手帳	2.5.集計表作成機能	2.5.3.		0220273	<p>各種統計資料（都道府県集計、市区町村独自集計）は以下によること。</p> <p>※ 集計根拠となった該当情報をEUC機能を利用して出せること</p>	○			
2.身体障害者手帳	2.7.帳票出力機能	2.7.1.		0220274	■帳票詳細要件01■ 「身体障害者手帳交付証明書」を出力できること。	○	自治体の運用（都道府県の運用も含む）や交付権限により出力有無が分かれるものは、標準オプションとしている。 以降の帳票についても同様である。		
2.身体障害者手帳	2.7.帳票出力機能	2.7.2.		0220275	<p>■帳票詳細要件02■ 「身体障害者手帳交付（再交付）について」を出力できること。</p> <p>※1 一括出力できること</p> <p>※2 一括出力時は手帳交付方法コードが「郵送」の場合を除くこと</p>	○		<p>※3 帳票詳細要件の「お持ちいただくもの」（固定文言3+編集1）への印字に関する要件は、ノンカスタマイズによる実装が困難であるため削除している。</p> <p>帳票レイアウトに示す「2. 身体障害者手帳（新規、紛失による再交付の場合は除く）」のように、文言マスターの設定の範囲で、お持ちいただくもの及びその条件を設定すること。</p>	

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定 した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日	
2.身体障害者手帳	2.7. 帳票出力機能	2.7.23.		0220276	■帳票詳細要件24■ 「身体障害者手帳交付（再交付）について（郵送）」を出力できること。 ※1 一括出力できること ※2 一括出力時は手帳交付方法コードが「郵送」の場合とすること	○				
2.身体障害者手帳	2.7. 帳票出力機能	2.7.3.		0220277	■帳票詳細要件03■ 「身体障害者手帳交付（再交付）決定通知書」を出力できること。 ※ 一括出力できること	○	・当帳票は、自庁で交付決定する場合に利用する。			
2.身体障害者手帳	2.7. 帳票出力機能	2.7.4.		0220278	■帳票詳細要件04■ 「身体障害者手帳交付申請却下決定通知書」を出力できること。 ※「身体障害者手帳に係る交付手続き及び医師の指定に関する取扱いについて」様式第2	○	・当帳票は、自庁で手帳を交付しない決定をする場合に利用する。			
2.身体障害者手帳	2.7. 帳票出力機能	2.7.5.		0220279	■帳票詳細要件05、帳票詳細要件23■ 05「身体障害者手帳の再認定について」、 23「身体障害者手帳の再認定について（通知）」 を出力できること。 ※05「身体障害者障害程度の再認定の取扱いについて」様式第1 ※1 05は交付時、23は再認定期前に出力できること ※2 一括出力できること ※3 23は出力時に再認定申請が登録されている場合は出力できないこと	○				
2.身体障害者手帳	2.7. 帳票出力機能	2.7.6.		0220280	■帳票詳細要件21■ 「身体障害者手帳の再認定について（再通知）」を出力できること。 ※ 督促期限が未入力の場合は注意喚起（アラート）ができること	○	・再認定期月経過後に送付する場合に利用する。			
2.身体障害者手帳	2.7. 帳票出力機能	2.7.7.		0220281	■帳票詳細要件06■ 「身体障害者手帳居住地等変更通知書」を出力できること。 ※「身体障害者手帳に係る交付手続き及び医師の指定に関する取扱いについて」様式第4	○	・「更生指導台帳の送付依頼」として、転入に対して、転入前自治体へ送付する通知となる。			
2.身体障害者手帳	2.7. 帳票出力機能	2.7.8.		0220282	「身体障害者手帳交付申請受理簿」をEUC機能を利用して作成できること。	◎			令和8年4月1日	
2.身体障害者手帳	2.7. 帳票出力機能	2.7.9.		0220283	■帳票詳細要件 07、08、09、10、11■ 07「身体障害者更生指導台帳」、 08「身体障害者更生指導台帳（指導記録）」、 09「身体障害者更生指導台帳（更生医療）」、 10「身体障害者更生指導台帳（育成医療）」、 11「身体障害者更生指導台帳（補装具）」 を出力できること。 ※1 出力する帳票をパラメタ等で設定できること ※2 08の帳票には、身体障害者手帳台帳の履歴情報も含めること	◎	・転出先自治体への送付について、身体障害者更生指導台帳は、法令・通知等において様式や処理方法（電子データ（PDFファイル等）による送付）等の規定はないため、個人情報保護の観点からの的确に保護するための処置を行うことを前提に、電子データ（PDF化したファイル等）で送付することも差し支えない。 ・08「身体障害者更生指導台帳（指導			令和8年4月1日

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定 した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
2.身体障害者手帳	2.7. 帳票出力機能	2.7.24.		0220284	日常生活用具について、以下の要領で身体障害者更生指導台帳（日常生活用具）を出力できること。 ※1 独自施策システムと連携ができる場合であること ※2 出力有無をパラメタ等で設定できること ※3 「身体障害者更生指導台帳（補装具）」の帳票レイアウトを利用し、印字編集条件等は帳票詳細要件に従うこと	○	記録）」に出力する事業は、機能ID：0220283においては、管理項目「指導記録」を管理する身体障害者手帳、更生医療、補装具とし、機能ID：0220285においては、連携される独自事業とする。		
2.身体障害者手帳	2.7. 帳票出力機能	2.7.25.		0220285	独自事業について、以下の要領で身体障害者更生指導台帳（指導記録）に印字できること。 ※1 独自施策システムと連携ができる場合であること ※2 印字有無をパラメタ等で設定できること ※3 印字編集条件等は帳票詳細要件に従うこと	○			
2.身体障害者手帳	2.7. 帳票出力機能	2.7.10.		0220286	■帳票詳細要件 12 ■ 「身体障害者更生指導台帳の送付について」を出力できること。	○	・「更生指導台帳の通知連絡」として、転出に対して、転出先自治体へ送付する通知となる。		
2.身体障害者手帳	2.7. 帳票出力機能	2.7.11.		0220287	■帳票詳細要件 13 ■ 「身体障害者手帳交付申請者一覧（進達）」を出力できること。 ※ 申請事由コード毎の改ページ有無設定に応じて出力できること	○			
2.身体障害者手帳	2.7. 帳票出力機能	2.7.12.		0220288	「身体障害者手帳交付台帳」をEUC機能を利用して作成できること。 ※ 身体障害者福祉法施行令 第9条(身体障害者手帳交付台帳)に規定	◎			令和8年4月1日
2.身体障害者手帳	2.7. 帳票出力機能	2.7.13.		0220289	■帳票詳細要件14 ■ 「身体障害者手帳（紙様式）」を出力できること。 ※「身体障害者手帳の様式等について」別紙1 ※1 出力時、希望手帳様式コードが「カード」の場合は注意喚起（アラート）できること ※2 一括出力できること ※3 一括出力時、希望手帳様式コードが「カード」の場合は含めないこと	○			
2.身体障害者手帳	2.7. 帳票出力機能	2.7.14.		0220290	「身体障害者手帳（カード型）」作成のため、必要な情報を複数人分まとめてCSV出力でき、登録した写真のスキャン画像ファイルをダウンロードできること。 ※ 希望手帳様式コードが「カード」以外の場合は含めないこと	○			
2.身体障害者手帳	2.7. 帳票出力機能	2.7.15.		0220291	■帳票詳細要件15 ■ 「身体障害者手帳交付申請書」を出力できること。 ※省令第2条 別表第2号	○			
2.身体障害者手帳	2.7. 帳票出力機能	2.7.16.		0220292	■帳票詳細要件16 ■ 「身体障害者手帳再交付申請書」を出力できること。 ※「身体障害者手帳に係る交付手続き及び医師の指定に関する取扱いについて」様式第5	○			
2.身体障害者手帳	2.7. 帳票出力機能	2.7.17.		0220293	■帳票詳細要件18 ■ 「身体障害者居住地等変更届書」を出力できること。 ※「身体障害者手帳に係る交付手続き及び医師の指定に関する取扱いについて」様式第3	○			

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定 した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
2.身体障害者手帳	2.7.帳票出力機能	2.7.18.		0220294	■帳票詳細要件19■ 「身体障害者手帳返還届」を出力できること。 ※「身体障害者手帳に係る交付手続き及び医師の指定に関する取扱いについて」様式第6	○			
2.身体障害者手帳	2.7.帳票出力機能	2.7.19.		0220295	■帳票詳細要件20■ 「身体障害者手帳交付証明書発行願」を出力できること。	○			
2.身体障害者手帳	2.7.帳票出力機能	2.7.20.		0220296	■帳票詳細要件17■ 「身体障害者死亡通知書」を出力できること。 ※「身体障害者手帳に係る交付手続き及び医師の指定に関する取扱いについて」様式第8	○			
2.身体障害者手帳	2.7.帳票出力機能	2.7.21.		0220297	■帳票詳細要件22■ 「身体障害者手帳返還命令書」を出力できること。 ※ 身体障害者福祉法 第16条第2項（身体障害者手帳の返還）に規定されている帳票	○			
2.身体障害者手帳	2.7.帳票出力機能			0221326	■帳票詳細要件25■ 「身体障害者手帳取下届」を出力できること。	○	【第3.0版】標準化検討会における検討により、当帳票の出力機能を追加	【第3.0版】標準化検討会における検討により追加	
2.身体障害者手帳	2.7.帳票出力機能	2.7.22.		0220298	手帳所持者宛ての通知等を出力する場合は、送付先の宛名へは送付先情報、保護者情報、本人情報の優先度で印字すること。 ※1 送付先情報、保護者情報はデータが登録されている場合である ※2 本人情報より保護者情報を優先する場合は、本人の年齢が15歳又は18歳（パラメタで指定可とする）未満の場合とすること（年齢を判断する基準日は通知書等印刷時の発行日（発行日は任意に変更できること）とすること ※3 優先度は、手動で選択・変更もできること	○			
2.身体障害者手帳	2.8.マスタ管理機能	2.8.1.		0220299	医療機関、診療科目、医師をマスターで管理（登録・修正・削除・照会）できること。 【管理項目】 医療機関番号 ※システム内部で管理する番号 医療機関コード ※先頭2桁が都道府県番号となっているもの 医療機関種別コード ※医科、歯科等 医療機関都道府県コード 医療機関名称漢字 医療機関名称カナ 医療機関郵便番号 医療機関住所 医療機関住所方書 医療機関電話番号 医療機関ファックス番号 医療機関診療科目コード ※20種類まで管理可 医師番号 医師氏名 医師氏名カナ 診療科目コード ※5種類まで管理可 指定障害種別コード 指定医指定日 指定医廃止日 指定医廃止理由 医療機関番号 ※医師が属する医療機関番号	○	・医療機関番号としてシステム内部で発番する番号を管理していない場合は、医療機関番号=医療機関コードとして問題ない。 ・診療科目コードは、利用者が任意で設定可能とする。		

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定 した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
2.身体障害者手帳	2.8.マ スタ管 理機能	2.8.2.		0220300	医療機関、診療科目、医師を一覧で確認できること。	○			
2.身体障害者手帳	2.8.マ スタ管 理機能	2.8.3.		0220301	医療機関、診療科目、医師の一覧をEUC機能を利用して出力できること。	○			

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（旧）のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定 した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
3. 療育手帳									
3. 療育手帳	3. 1. 申請管理機能	3. 1. 1.		0220302	療育手帳の申請・届出情報（新規交付、転入、再交付、再判定、居住地変更、氏名保護者変更、返還、死亡、転出、職権処理を含む）を管理（登録、修正、削除、照会）できること。	◎			令和8年4月1日
3. 療育手帳	3. 1. 申請管理機能	3. 1. 2.		0220303	<p>以下の申請・届出情報を管理できること。 【管理項目】 申請日 ※申請・届出のあった日 申請事由コード 進達日 変更日 返還日 申請理由コード ※3つまで管理できること、また1つ目は入力必須受付番号 判定機関コード 備考 資格状態コード</p> <p>※1 判定機関コードは、「療育手帳交付申請者一覧（進達）」で出力の振り分けでも利用する ※2 判定機関コードは、判定機関ではない進達先の管理も含む</p>	◎	<ul style="list-style-type: none"> 申請事由コードは進達時の申請事由である。 申請理由コードは各申請・届出の理由を管理する項目である。 返還日は、旧手帳返還を指すものは無く、転出死亡障害回復等により管理対象外として管理する項目である。 	実装必須項目は、管理項目としてシステム上実装することが必須なのであり、入力必須項目とイコールではない。入力必須有無は、「エラー／アラート（チェック条件）の考え方について」で示している。	令和8年4月1日
3. 療育手帳	3. 1. 申請管理機能	3. 1. 2.		0220304	<p>以下の申請・届出情報を管理できること。 【管理項目】 希望手帳様式コード ※紙、カード 手帳交付方法コード ※郵送、来所等 手帳交付場所コード 不足書類種類コード ※ 10種類まで管理できること 不足書類 ※ 不足書類種類コードに対して非該当、該当を選択 前回判定日 前回判定機関 進行状態コード 宛先優先度コード</p> <p>※ 前回判定機関は、他都道府県等も管理できること</p>	○	<ul style="list-style-type: none"> 不足書類は、添付書類の管理ではなく、添付に必要な書類の不足を管理する。備考で管理する自治体と運用が分かれるため、標準オプションとしている。 宛先優先度は、機能ID : 0220369 の※3に記載の要件を満たすために、個人別に設定できるようにするための項目である。 		
3. 療育手帳	3. 1. 申請管理機能	3. 1. 2.		0220305	以下の申請・届出情報を管理できること。 【管理項目】 受領日（申請者から手帳を預かった日）	×	<ul style="list-style-type: none"> 受領日は、通常は再交付申請時の申請日と同日になること、また受領日とは「申請者へ引渡すための手帳を都道府県から受領した日」と認識する場合もあることから、必要であれば備考やメモへの入力で代用すること。 		

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定 した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日	
3.療育手帳	3.1.申請管理機能	3.1.3.		0220306	<p>以下の対象者情報を管理できること。</p> <p>【管理項目】</p> <p>個人番号 宛名番号 世帯番号 氏名 カナ氏名 英字名 通称名 通称名カナ 氏名優先区分コード 郵便番号 住所 住所方書 生年月日 性別 住所コード 旧住所 旧住所方書 転入日 新住所 新住所方書 転出日</p> <p>※1 個人番号、住基情報で保持している管理項目は、他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む ※2 障害者福祉用世帯で、療育手帳の対象者として紐づけてよい ※3 性別は”その他”も管理できること ※4 電話番号、携帯番号は障害者福祉共通での管理とする</p>	◎	管理項目の「住所コード」は、基本データリストのデータ項目ID：02203003「住所_市区町村コード」、02203004「住所_町字コード」が該当する。なお、カスタマーパーコードを印字する等の理由により独自に住所コードを保持するのは可能である。			令和8年4月1日
3.療育手帳	3.1.申請管理機能	3.1.4.		0220307	<p>以下の保護者情報を管理できること。</p> <p>【管理項目】</p> <p>宛名番号 世帯番号 氏名 カナ氏名 英字名 通称名 通称名カナ 氏名優先区分コード 続柄 郵便番号 住所 住所方書 生年月日 性別 住所コード</p> <p>※1 住基情報で保持している管理項目は、他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む ※2 障害者福祉用世帯で、療育手帳の保護者として紐づけてよい ※3 続柄は住民票上の続柄ではなく、対象者から見た続柄とすること ※4 性別は”その他”も管理できること ※5 電話番号、携帯番号は障害者福祉共通での管理とする</p>	◎	管理項目の「住所コード」は、基本データリストのデータ項目ID：02203070「保護者住所_市区町村コード」、02203071「保護者住所_町字コード」が該当する。なお、カスタマーパーコードを印字する等の理由により独自に住所コードを保持るのは可能である。			令和8年4月1日

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（旧）のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定 した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日	
3.療育手帳	3.1.申請管理機能	3.1.5.		0220308	以下の検査情報を管理できること。 【管理項目】 判定方法コード ※来所・巡回・訪問・文書 検査日 ※予約日を兼ねる 検査時間 ※〇時〇分とし、予約時間を兼ねる 検査機関コード 検査方式コード ※個別式知能検査、個別式発達検査等 IQ 精神疾患の有無 発達障害の有無 精神・発達年齢 ※〇歳〇月 その他検査・程度内容 総合判定（処遇方針の検討）の状況 医師診察日 医師診察時間 ※〇時〇分 医師名 心理判定員	○				
3.療育手帳	3.1.申請管理機能	3.1.6.		0220309	以下の情報を管理できること。 【管理項目】 職業 学歴	×	平成31年3月29日の事務連絡「身体障害者福祉法施行規則及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について」にて、身体障害者手帳交付申請書から本籍地、職業、教育の欄が削除されたため、身体障害者手帳では当項目を実装不可としているが、療育手帳においても同様の考え方とする。 管理したい場合は、備考やメモ機能を活用すること。			
3.療育手帳	3.1.申請管理機能	3.1.7.		0220310	以下の画像情報を管理できること。 【管理項目】 申請書、診断書、手帳、手帳用写真の画像情報 ※1 スキャンした画像を台帳情報として登録、参照、ダウンロードできること ※2 画像データの保存方法は問わない（移行できればよい）	○	画像情報で管理する自治体向けの管理項目となるため、標準オプションとしている。			
3.療育手帳	3.1.申請管理機能	3.1.14.		0220311	機能ID:0220310 の申請書の画像情報は、機能ID:0220140 のバーコード情報もしくは二次元コード情報を元に、まとめて登録できること。 ※ 最新履歴に対して登録できること	○				
3.療育手帳	3.1.申請管理機能	3.1.8.		0220312	対象者の転入出に伴う福祉事務所間の送付を管理できること。 【管理項目】 依頼日 ※転入前福祉事務所への依頼日 報告日 ※転入前福祉事務所からの回答日 回答日 ※転出先福祉事務所への回答日	○	・居住地変更通知（更生指導台帳の移管）に関する項目である。			
3.療育手帳	3.1.申請管理機能	3.1.9.		0220313	受付番号の入力時、重複している場合はエラーとすること。	◎			令和8年4月1日	

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID(旧)のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日	
3.療育手帳	3.1.申請管理機能	3.1.9.		0220314	受付番号は、手入力の他に自動付番もできること ※1 自動付番は、通番とすること（年度毎に通番しない） ※2 ※1に加え、管理組織単位での通番も選択できること ※3 自動付番後に手修正できること	○				
3.療育手帳	3.1.申請管理機能	3.1.10.		0220315	最新の台帳履歴情報が申請・進達中の状態に対して、更に申請・届出情報を登録し、更に進達できること。 ※1 当機能を利用する場合はパラメタ等で設定できること ※2 申請中情報がある場合は、申請中情報に対する登録か追加登録かを選択できること ※3 申請中の履歴が複数ある場合は、明示的に気づける仕組みとすること	◎			令和8年4月1日	
3.療育手帳	3.1.申請管理機能	3.1.11.		0220316	申請・届出から決定・手帳交付までの情報を履歴で管理することができ、入力した履歴情報の照会が可能であること。管理できる履歴の件数は上限が無いこと。	◎			令和8年4月1日	
3.療育手帳	3.1.申請管理機能	3.1.12.		0220317	住基の異動情報を基に、手帳所持者、保護者の住所、氏名、転出、死亡を自動更新できること。 ※1 自動更新有無を設定できること ※2 自動更新させる異動事由はパラメタ等により設定できること ※3 転出の自動更新を行う際は、住所地特例者となる場合があるため、※5により確認し、該当する場合は修正すること ※4 異動前の住基住所、住基氏名と異なる住所、氏名となっているデータ状態の場合は、住基の住所・氏名異動があっても自動更新しないこと ※5 自動処理した手帳所持者及び保護者は、一覧により確認できること ※6 手帳所持者及び保護者の住所、氏名を他システムを参照し表示している場合は、住所変更、氏名変更の自動更新は不要とする	○	住基の異動情報の活用については、以下に大別されるため、※1から※3の要件も含めた上で、標準オプションとしている。 ①原則利用しない（届出を基に処理する） ②事実確認、届出の促しに活用する ③転出や死亡等の一部の異動事由は自動的に台帳情報に反映させる ④自動的に台帳情報に反映させる			
3.療育手帳	3.1.申請管理機能	3.1.13.		0220318	対象者の申請時の年齢が18歳未満、かつ保護者が未入力の場合は、アラートとすること。	○	18歳未満の対象児童の場合は、保護者の居住地を管轄する自治体が援護地となるため、当チェックを設けている。			
3.療育手帳	3.1.申請管理機能	3.1.15.		0220319	18歳以上で判定却下のある対象者は、2回目以降の申請情報登録時にエラー又はアラートとすること。	○	18歳以上の申請は、18歳未満で知的障害があったことが要件となるため、既に18歳以上の申請がありかつ却下されている場合、同様の理由での再度の申請は認められないための要件である。			
3.療育手帳	3.1.申請管理機能			0221266	進行状態コードは、ベンダの実装範囲により、各日付項目等の入力等と連動させる形で自動更新できること。	○	進行状態コードの更新方法として、各日付項目の入力等と連動させる形で自動的に更新することで、項目間の不整合を抑止し、入力負荷を低減するシステム設計をしているベンダや現行運用している自治体が存在することから、当機能要件を追加している。	【第3.0版】標準化検討会における検討により追加		

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（旧）のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定 した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
3.療育手帳	3.2.進達管理機能	3.2.1.		0220320	進達状況（進達日・申請事由・進達先等）を管理（登録、修正、削除、参照）できること。 ※ 進達先は、判定機関が該当する	◎			令和8年4月1日
3.療育手帳	3.2.進達管理機能	3.2.2.		0220321	進達対象者を抽出し、進達の一括登録ができること。 ※ 一括登録対象は選択も可能とすること	○			
3.療育手帳	3.2.進達管理機能	3.2.3.		0220322	進達を履歴管理でき、過去の履歴を照会できること。	◎			令和8年4月1日
3.療育手帳	3.2.進達管理機能	3.2.4.		0220323	都道府県へ送付するための進達情報ファイルを作成できること。 ※ EUC機能の利用又はベンダの実装範囲の機能とする	○	・ファイルレイアウトは都道府県と市町村間で取り決めること。 ・都道府県システムに取り込むためにコード値や文字等の変換が必要である場合は、標準準拠システム外で実施すること。	都道府県の現行システムはそれぞれであるため、都道府県により進達情報ファイルの取り込みレイアウトは異なる。	
3.療育手帳	3.3.台帳管理機能	3.3.1.		0220324	判定結果（交付決定、却下）及び取下を管理（登録、修正、削除、照会）できること。 【管理項目】 判定日 判定結果コード 判定理由 ※ 判定結果コードには却下、決定の他に取下も含むこと	◎			令和8年4月1日
3.療育手帳	3.3.台帳管理機能	3.3.1.		0220325	判定結果（交付決定、却下）を決定した日を管理できること。 【管理項目】 決定日	○	・決定日は、判定機関からの結果を受けて自庁内で交付を決定した日（判定日と分けて管理したい場合用）である。		
3.療育手帳	3.3.台帳管理機能	3.3.9.		0220326	判定に伴う処理情報を管理できること。 【管理項目】 手続き有無 手続き処理済フラグ	○	・判定機関の判定後に、市町村（指定都市は行政区）の手帳再出力等の手続きの有無及び未処理/処理済を管理することで、処理見落とし誤りを防ぐための要件である。		

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定 した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
3.療育手帳	3.3.台帳管理機能	3.3.2.		0220327	手帳情報を管理（登録、修正、削除、照会）できること。 【管理項目】 初回交付日 再交付日 手帳交付者コード 手帳番号 再判定年月 障害程度コード	◎	<ul style="list-style-type: none"> 「初回交付日」について、帳票詳細要素及び帳票レイアウトでは、手帳の従来の表記等の関係から「交付日」もしくは「交付年月日」としている部分が多数あるが、初回交付日を意味している。 手帳番号は以下の構成となる。 例) 「東京都 第〇〇〇〇〇号」「東京都」の部分は、手帳交付者コードで管理し、「〇〇〇〇〇」の部分は手帳番号で管理する。 再判定年月は、令和2年8月3日（障発0803号第3号）「療育手帳制度の実施について」第5章「障害の程度の確認は、前回の判定の際に次の判定年月として示された時期に行う」により、再判定年月ではなく再判定年月としている。 		令和8年4月1日
3.療育手帳	3.3.台帳管理機能	3.3.2.		0221386	手帳情報を管理（登録、修正、削除、照会）できること。 【管理項目】 指導記録 初回交付場所 程度変更状況コード 次回判定機関コード 再判定不要フラグ	○	<ul style="list-style-type: none"> 指導記録は、「知的障害者更生指導台帳（指導記録）」の指導記録に印字される項目である。 程度変更状況コードは、B→Aといった選択肢を管理し、履歴を確認せずに前回の障害程度からの変更内容を把握するための項目である。 <p>【第3.0版】標準化検討会における検討により、「再判定不要フラグ」の管理項目を追加</p> <p>【第4.0版】標準化検討会における検討により、「旅客運賃割引コード」を実装必須機能に変更することから、当該管理項目を削除</p>	【第4.0版】機能ID：0221267から分割し修正	
3.療育手帳	3.3.台帳管理機能	訂正		0221387	手帳情報を管理（登録、修正、削除、照会）できること。 【管理項目】 障害種別コード	◎	<ul style="list-style-type: none"> 障害種別コードは、療育手帳に記載の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」のことである。 <p>【第4.0版】標準化検討会における検討により、「障害種別コード」を実装必須機能に変更することから、当該機能を追加</p>	【第4.0版】機能ID：0221267から分割し修正	令和8年4月1日
3.療育手帳	3.3.台帳管理機能	3.3.7.		0220329	カード型手帳の以下の項目を管理できること。 【管理項目】 カード登録日 カード解除日 カード発行日	○			

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID(旧)のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定 した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
3.療育手帳	3.3.台帳管理機能	3.3.8.		0221268	事務処理に係る以下の項目を管理できること。 【管理項目】 判定機関受付日 ※受付場所から送付された申請書を判定機関が受け取った日 判定機関結果送付日 ※判定機関から受付場所に結果を送付した日 手帳受領日 手帳引渡日 ※ 当管理項目は、次の履歴登録時に引き継がないこと	○	・手帳受領日は、都道府県等から手帳を受領した日である。 ・手帳引渡日は、窓口等で対象者へ手帳を引き渡した日である。 【第3.0版】標準化検討会における検討により、「通知発送日」は、機能ID：0220192（通知書出力時は、発行日は任意で設定し、印字できること）、機能ID：0220127（帳票の出力履歴を管理できること）で対応可能であるため削除している。	【第3.0版】機能ID：0220330から修正	
3.療育手帳	3.3.台帳管理機能	3.3.3.		0220331	手帳交付に付帯して以下の項目を管理できること。 【管理項目】 N H K 受信料減免有無 N H K 受信料減免お客様番号 有料道路減免有無	○			
3.療育手帳	3.3.台帳管理機能	3.3.4.		0220332	療育手帳独自施策項目として以下を実装すること。 【管理項目】 区分1コード～区分5コード 日付1～日付5 備考1～備考5 ※1 利用有無を設定できること ※2 項目名称を設定できること ※3 未入力時のエラー又はアラートを設定できること ※4 E U C 機能で扱えること ※5 帳票詳細要件に記載の印字項目の設定対象とすること ※6 次の履歴登録時に引き継がないかを設定できること	○	独自に管理したい項目及び既存システムにおいて管理している情報のうち標準準拠システムへ移行したい項目も想定し、区分、日付、備考をそれぞれ5項目管理できることとした。		
3.療育手帳	3.3.台帳管理機能			0221370	旅客運賃割引コードは、障害程度コードから自動設定できること。 ※ 自動設定の方法はベンダの実装範囲で可とする	○	【第4.0版】標準化検討会における検討により、障害程度が重度の場合は旅客運賃割引は第1種、重度以外は第2種であるため、旅客運賃割引コードの入力誤り抑止のために当該機能を追加している。	【第4.0版】標準化検討会における検討により追加	
3.療育手帳	3.3.台帳管理機能	3.3.5.		0220333	手帳番号の入力時、重複している場合はエラーとすること。ただし同一人物の場合はアラートとし登録も可能とすること。	◎			令和8年4月1日
3.療育手帳	3.3.台帳管理機能	3.3.5.		0220334	自府であらたに交付する手帳の手帳番号について、手入力の他に自動付番もできること。 ※ 自動付番は、自府交付手帳番号の最大番号からの通番とする	○	手帳番号の自動付番は自府で交付する手帳に対してであり、他自治体で交付された手帳の手帳番号は手入力となる。		
3.療育手帳	3.3.台帳管理機能	3.3.6.		0220335	指導記録について、手帳番号、障害程度、申請事由を保存時に自動設定できること。	○	「保存時に自動設定できること」とは、手入力作業軽減を目的としているため、保存ボタン押下時の処理に限定するものではなく、例えば「ボタン押下等の手動による自動設定」等、自動設定の方法やタイミングは任意とする。		

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（旧）のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定 した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日	
3.療育手帳	3.3.台帳管理機能	3.3.10.		0220336	次回判定機関コードは、対象者の年齢により管轄の児童相談所又は更生相談所を自動設定できること。 ※1 年齢判断の時点は設定できること 例) 再判定年月の月末時点	○	年齢到達等で次回の判定機関が切り替わるケースを見落とさないようにするための要件である。			
3.療育手帳	3.3.台帳管理機能	3.3.11.		0220337	都道府県からの判定結果ファイルを一括して読み込める。 ※ ベンダの実装範囲の機能とする	○	・都道府県は市町村の標準準拠システムのベンダの実装内容（ファイルレイアウトやチェック条件、エラー後の処理等）を確認の上、判定結果ファイルを作成すること。 ・標準準拠システムに取り込むためにコード値や文字等の変換が必要である場合は、標準準拠システム外で実施すること。	都道府県の現行システムはそれぞれであるため、都道府県により判定結果情報ファイルの送付レイアウトは異なる。		
3.療育手帳	3.4.一覧管理機能	3.4.1.		0220338	進達者を一覧で確認できること。	◎			令和8年4月1日	
3.療育手帳	3.4.一覧管理機能	3.4.2.		0220339	手帳交付者を一覧で確認できること。	◎			令和8年4月1日	
3.療育手帳	3.4.一覧管理機能	3.4.3.		0220340	再判定者（予定者、完了者、未了者）を一覧で確認できること。	◎			令和8年4月1日	
3.療育手帳	3.4.一覧管理機能	3.4.4.		0220341	指定条件で抽出し、一覧を確認、加工できること（EUCができること）。 ※1 障害者福祉共通に記載のEUC機能を満たすこと ※2 任意に指定できる管理項目の抽出条件に手帳要件特有の”基準日時点の手帳所持者”も含まれること 手帳所持者の判断は、再判定年月の超過有無を選択できること ※3 最新履歴、全履歴、受給中履歴等の表示する履歴は任意に指定できること。ただし、※2の条件指定の場合は、該当履歴とすること	◎		「表示項目は申請・台帳管理項目全てを対象とし、任意に指定できること」は、※1に含まれるため削除。		令和8年4月1日
3.療育手帳	3.5.集計表作成機能	3.5.1.		0220342	福祉行政報告例「第31表 療育手帳交付台帳登載数」の集計数値を出せること。	◎			令和8年4月1日	
3.療育手帳	3.5.集計表作成機能	3.5.1.		0220343	福祉行政報告例「第31表 療育手帳交付台帳登載数」の集計数値を出せること。 ※1 様式（固定帳票）で出力すること ※2 集計根拠となった該当情報をEUC機能を利用して出せること	○	集計根拠となった該当情報の出力は、機能ID：0220342 実装必須機能の集計数値と同時に output する等により、処理の時間差による差異を発生させないこと。			
3.療育手帳	3.5.集計表作成機能	3.5.2.		0220344	各種統計資料（都道府県集計、市区町村独自集計）をEUC機能を利用して作成できること。 ※ 集計数値がされること	◎			令和8年4月1日	
3.療育手帳	3.5.集計表作成機能	3.5.2.		0220345	各種統計資料（都道府県集計、市区町村独自集計）は以下によること。 ※ 集計根拠となった該当情報をEUC機能を利用して出せること	○				

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（旧）のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定 した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
3. 療育手帳	3.7. 帳票出力機能	3.7.1.		0220346	■帳票詳細要件01 ■「療育手帳交付証明書」を出力できること。 ※1 一括出力できること ※2 一括出力時は手帳交付方法コードが「郵送」の場合を除くこと	○	自治体の運用（都道府県の運用も含む）や交付権限により出力有無が分かれるものは、標準オプションとしている。 以降の帳票についても同様である。		
3. 療育手帳	3.7. 帳票出力機能	3.7.2.		0220347	■帳票詳細要件02 ■「療育手帳交付（再交付）について」を出力できること。 ※1 一括出力できること ※2 一括出力時は手帳交付方法コードが「郵送」の場合を除くこと	○		※3 帳票詳細要件の「お持ちいただくもの」（固定文言3+編集1）への印字に関する要件は、ノンカスタマイズによる実装が困難であるため削除している。 帳票レイアウトに示す「2. 療育手帳（新規、紛失による再交付の場合は除く）」のように、文言マスターの設定の範囲で、お持ちいただくもの及びその条件を設定すること。	
3. 療育手帳	3.7. 帳票出力機能	3.7.21.		0220348	■帳票詳細要件18 ■「療育手帳交付（再交付）について（郵送）」を出力できること。 ※1 一括出力できること ※2 一括出力時は手帳交付方法コードが「郵送」の場合とすること	○			
3. 療育手帳	3.7. 帳票出力機能	3.7.3.		0220349	■帳票詳細要件03 ■「療育手帳交付（再交付）決定通知書」を出力できること。 ※ 一括出力できること	○	・当帳票は、自庁で交付決定する場合に利用する。		
3. 療育手帳	3.7. 帳票出力機能	3.7.4.		0220350	■帳票詳細要件04 ■「療育手帳交付申請却下決定通知書」を出力できること。	○	・当帳票は、自庁で手帳を交付しない決定をする場合に利用する。		
3. 療育手帳	3.7. 帳票出力機能	3.7.5.		0220351	■帳票詳細要件05 ■「療育手帳再判定のお知らせ」を出力できること。 ※ 一括出力できること	○			
3. 療育手帳	3.7. 帳票出力機能	3.7.6.		0220352	■帳票詳細要件06 ■「療育手帳居住地変更通知書」を出力できること。	○	・「更生指導台帳の送付依頼」として、転入に対して、転入前自治体へ送付する通知となる。		
3. 療育手帳	3.7. 帳票出力機能	3.7.7.		0220353	「療育手帳交付申請受理簿」をEUC機能を利用して作成できること。	◎			令和8年4月1日
3. 療育手帳	3.7. 帳票出力機能	3.7.8.		0220354	■帳票詳細要件 07 ■07 「知的障害者更生指導台帳」を出力できること。	◎	転出先自治体への送付について、知的障害者更生指導台帳は、法令・通知等において様式や処理方法（電子データ（PDFファイル等）による送付）等の規定はないため、個人情報保護の観点から的确に保護するための処置を行うことを前提に、電子データ（PDF化したファイル等）で送付することも差し支えない。		令和8年4月1日
3. 療育手帳	3.7. 帳票出力機能	3.7.8.		0220355	■帳票詳細要件 08 ■08 「知的障害者更生指導台帳（指導記録）」を出力できること。 ※1 07、08の帳票は、出力する帳票をパラメタ等で設定できること ※2 08の帳票には、療育手帳台帳の履歴情報も含めること	○			

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定 した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
3.療育手帳	3.7.帳票出力機能	3.7.22.		0220356	独自事業について、以下の要領で知的障害者更生指導台帳（指導記録）に印字できること。 ※1 独自施策システムと連携ができる場合であること ※2 印字有無をパラメタ等で設定できること ※3 印字編集条件等は帳票詳細要件に従うこと	○			
3.療育手帳	3.7.帳票出力機能	3.7.9.		0220357	■帳票詳細要件 09 ■ 「知的障害者更生指導台帳の送付について」を出力できること。	○	・「更生指導台帳の送付連絡」として、転出に対して、転出先自治体へ送付する通知となる。		
3.療育手帳	3.7.帳票出力機能	3.7.10.		0220358	■帳票詳細要件 10 ■ 「療育手帳交付申請者一覧（進達）」を出力できること。 ※1 管理項目：判定機関で出力を振り分けること ※2 ※1に加えて、申請事由コード毎の改ページ有無設定に応じて出力できること	◎			令和8年4月1日
3.療育手帳	3.7.帳票出力機能	3.7.11.		0220359	「療育手帳交付台帳」をEUC機能を利用して作成できること。 ※ 療育手帳制度の実施について 第6(交付台帳の作成等)に規定	◎			令和8年4月1日
3.療育手帳	3.7.帳票出力機能	3.7.12.		0220360	■帳票詳細要件11 ■ 「療育手帳（紙様式）」を出力できること。 ※「療育手帳制度について」別添様式 ※1 出力時、希望手帳様式コードが「カード」の場合は注意喚起（アラート）できること ※2 一括出力できること ※3 一括出力時、希望手帳様式コードが「カード」の場合は含めないこと	○		「療育手帳（紙様式）」の4面以外に必要な事項は、あらかじめ裏面を印刷した台紙を用意、又は別冊として用意することは可能である。	
3.療育手帳	3.7.帳票出力機能	3.7.13.		0220361	「療育手帳（カード様式）」作成のため、必要な情報を複数人分まとめてCSV出力でき、登録した写真のスキャン画像ファイルをダウンロードできること。 ※ 希望手帳様式コードが「カード」以外の場合は含めないこと	○			
3.療育手帳	3.7.帳票出力機能	3.7.14.		0220362	■帳票詳細要件12 ■ 「療育手帳交付申請書」を出力できること。 ※「療育手帳制度の実施について」別添様式	○			
3.療育手帳	3.7.帳票出力機能	3.7.15.		0220363	■帳票詳細要件13 ■ 「療育手帳再交付・再判定申請書」を出力できること。 ※ 一括出力できること	○			
3.療育手帳	3.7.帳票出力機能	3.7.16.		0220364	■帳票詳細要件14 ■ 「療育手帳記載事項変更届」を出力できること。	○			
3.療育手帳	3.7.帳票出力機能	3.7.17.		0220365	■帳票詳細要件15 ■ 「療育手帳返還届」を出力できること。	○			
3.療育手帳	3.7.帳票出力機能	3.7.18.		0220366	■帳票詳細要件16 ■ 「療育手帳判定資料提供申出書」を出力できること。 ※「転居に伴う療育手帳の取扱いの留意事項について」別紙様式	○			

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目 (直前の版から改定 した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
3.療育手帳	3.7. 帳票出力機能	3.7.19.	0220367	■帳票詳細要件17■ 「療育手帳交付証明書発行願」を出力できること。	○			
3.療育手帳	3.7. 帳票出力機能	3.7.23.	0220368	■帳票詳細要件19■ 「知的障害者死亡通知書」を出力できること。	○			
3.療育手帳	3.7. 帳票出力機能		0221327	■帳票詳細要件20■ 「療育手帳取下届」を出力できること。	○	【第3.0版】標準化検討会における検討により、当帳票の出力機能を追加		
3.療育手帳	3.7. 帳票出力機能	3.7.20.	0220369	手帳所持者宛ての通知等を出力する場合は、送付先の宛名へは送付先情報、保護者情報、本人情報の優先度で印字すること。 ※1 送付先情報、保護者情報はデータが登録されている場合である ※2 本人情報より保護者情報を優先する場合は、本人の年齢が18歳未満の場合とすること（年齢を判断する基準日は通知書等印刷時の発行日（発行日は任意に変更できること）とすること ※3 優先度は、手動で選択・変更もできること	○			

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定 した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
4. 精神障害者保健福祉手帳									
4. 精神障害者保健福祉手帳	4. 1. 申請管理機能	4. 1. 1.		0220370	精神障害者保健福祉手帳の申請・届出情報（新規交付、転入、再交付、更新、障害等級変更、住所・氏名変更、返還、死亡、転出、職権処理を含む）を管理（登録、修正、削除、照会）できること。	◎			令和8年4月1日
4. 精神障害者保健福祉手帳	4. 1. 申請管理機能	4. 1. 2.		0221350	<p>以下の申請・届出情報を管理できること。 【管理項目】 申請日 ※ 申請、届出のあった日 申請事由コード 進達日 変更日 返還日 申請理由コード ※ 3つまで管理できること、また1つ目は入力必須 添付書類種類コード ※ 10種類まで管理できること 添付書類 ※ 添付書類種類コードに対して非該当、該当を選択 備考 資格状態コード</p>	◎	<ul style="list-style-type: none"> 申請事由コードは進達時の申請事由である。 申請理由コードは各申請・届出の理由を管理する項目である。 返還日は、旧手帳返還を指すものは無く、転出死亡障害回復等により管理対象外として管理する項目である。 添付書類は、「障害者手帳交付申請者一覧（進達）」へ印字する必要があるため、「添付書類」を管理項目としている。 <p>※身体障害者手帳、療育手帳では、不足書類としている。</p>	診断書に関する管理項目は、機能ID：0220374、0220375に移動いたしました。 【第3.0版】機能ID：0220371から修正	令和8年4月1日
4. 精神障害者保健福祉手帳	4. 1. 申請管理機能	4. 1. 2.		0220372	<p>以下の申請・届出情報を管理できること。 【管理項目】 受付番号 希望手帳様式コード ※紙、カード 手帳交付方法コード ※郵送、来所等 手帳交付場所コード 手帳印刷要否コード 手帳回収区分コード ※回収済、職権回収等 更新のお知らせ要否コード 自立支援医療（精神通院医療）の同時申請有無 進行状態コード 宛先優先度コード 事務担当者</p>	○	宛先優先度は、機能ID：0220430の※3に記載の要件を満たすために、個人別に設定できるようにするための項目である。		
4. 精神障害者保健福祉手帳	4. 1. 申請管理機能			0221351	以下の管理項目を管理できること。 【管理項目】 転入時有効期限自動計算フラグ	○	転入時有効期限自動計算フラグは、機能ID：0220392 ※1「転入による申請を除き」の判断で利用する項目であり、申請事由コードで識別できない場合に利用する。	【第3.0版】標準化検討会における検討により、機能ID：0220371「転入フラグ」を「転入時有効期限自動計算フラグ」に名称を変更して移動	
4. 精神障害者保健福祉手帳	4. 1. 申請管理機能	4. 1. 14.		0220373	以下の年金情報を管理できること。 【管理項目】 年金種類コード 年金証書番号 年金等級コード 年金照会先コード 障害年金の永久認定有無 障害年金の次回診断書提出年月	○	<ul style="list-style-type: none"> 年金種類、年金証書番号は、マイナンバーによる年金情報照会の実施有無は、都道府県の運用により分かれるため、標準オプションとしている。 年金種類、年金証書番号、年金照会先は、年金証書による申請時にマイナンバーによる年金情報照会を行う際に利用する項目である。 		

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】 ◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定 した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
4. 精神障害者保健福祉手帳	4. 1. 申請管理機能	4. 1. 12.		0220374	以下の診断書情報を管理できること。 【管理項目】 主たる精神障害コード ※ ICDコード 主たる精神障害 ※ 日本語入力 従たる精神障害コード ※ ICDコード 従たる精神障害 ※ 日本語入力	◎	・ ICDコードについて、現時点では ICD-10であるが、ICD-11の適用と合わせて、データ要件のコード項目の見直しを行うこととなる。 ・ ICDコードの下に記載の日本語入力項目については、診断書作成医師によってはICDコードの小数点以下が省略されたり、ICDコード表に記載の障害名が記載されない場合があることを考慮し、ICDコードで管理することを前提に、日本語入力項目を設けていく。		令和8年4月1日
4. 精神障害者保健福祉手帳	4. 1. 申請管理機能	4. 1. 12.		0220375	以下の診断書情報を管理できること。 【管理項目】 医療機関番号 身体合併症 ※ 日本語入力 主たる精神障害の初診日 診断書作成医療機関の初診日 日常生活能力の程度コード 医師名	○			
4. 精神障害者保健福祉手帳	4. 1. 申請管理機能	4. 1. 3.		0220376	以下の対象者情報を管理できること。 【管理項目】 個人番号 宛名番号 世帯番号 氏名 カナ氏名 英字名 通称名 通称名カナ 氏名優先区分コード 郵便番号 住所 住所方書 生年月日 性別 住所コード 旧住所 旧住所方書 転入日 新住所 新住所方書 転出日 ※1 個人番号、住基情報で保持している管理項目は、他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む ※2 障害者福祉用世帯で、精神障害者保健福祉手帳の対象者として紐づけてよい ※3 性別は”その他”も管理できること ※4 電話番号、携帯番号は障害者福祉共通での管理とする	◎	※4について、精神障害者保健福祉手帳を健康管理システム等の他の標準化対象20業務と一体的に調達・利用する場合は、一体的に調達・利用する標準化対象20業務の標準仕様書に準拠すること。 管理項目の「住所コード」は、基本データリストのデータ項目ID：02203003「住所_市区町村コード」、02203004「住所_町字コード」が該当する。なお、カスタマーバーコードを印字する等の理由により独自に住所コードを保持するのは可能である。		令和8年4月1日

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】 ◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定 した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日	
4. 精神障害者保健福祉手帳	4. 1. 申請管理機能	4. 1. 4.		0220377	<p>以下の保護者情報を管理できること。</p> <p>【管理項目】 宛名番号 世帯番号 氏名 カナ氏名 英字名 通称名 通称名カナ 氏名優先区分コード 続柄 郵便番号 住所 住所方書 生年月日 性別 住所コード</p> <p>また、対象者の申請日時点年齢が18歳未満で保護者未入力の場合は、エラーメッセージを表示すること。</p> <p>※1 障害者福祉用世帯で、精神障害者保健福祉手帳の保護者として紐づけてよい ※2 続柄は住民票上の続柄ではなく、対象者から見た続柄とすること ※3 性別は”その他”も管理できること ※4 電話番号、携帯番号は障害者福祉共通での管理とする</p>	◎	<p>※4について、精神障害者保健福祉手帳を健康管理システム等の他の標準化対象20業務と一体的に調達・利用する場合は、一体化的に調達・利用する標準化対象20業務の標準仕様書に準拠すること。</p> <p>管理項目の「住所コード」は、基本データリストのデータ項目ID：02203070「保護者住所_市区町村コード」、02203071「保護者住所_町字コード」が該当する。なお、カスタマーバーコードを印字する等の理由により独自に住所コードを保持するには可能である。</p>			令和8年4月1日
4. 精神障害者保健福祉手帳	4. 1. 申請管理機能	4. 1. 5.		0220378	<p>以下の画像情報を管理できること。</p> <p>【管理項目】 申請書、診断書、手帳、手帳用写真の画像情報</p> <p>※1 スキャンした画像を台帳情報として登録、参照、ダウンロードできること ※2 画像データの保存方法は問わない（移行できればよい）</p>	○	画像情報で管理する自治体向けの管理項目となるため、標準オプションとしている。			
4. 精神障害者保健福祉手帳	4. 1. 申請管理機能	4. 1. 13.		0220379	<p>機能ID:0220378 の申請書の画像情報は、機能ID : 0220140 のバーコード情報もしくは二次元コード情報を元に、まとめて登録できること。</p> <p>※ 最新履歴に対して登録できること</p>	○				
4. 精神障害者保健福祉手帳	4. 1. 申請管理機能	4. 1. 6.		0220380	<p>受付番号は、手入力の他に自動付番もできること</p> <p>※1 自動付番は、通番とすること（年度毎に通番しない） ※2 ※1に加え、管理組織単位での通番も選択できること ※3 手入力した場合に重複番号を抑止すること ※4 自動付番後に手修正できること</p>	○	自治体の運用（都道府県の運用も含む）により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。			
4. 精神障害者保健福祉手帳	4. 1. 申請管理機能	4. 1. 7.		0220381	<p>最新の台帳履歴情報が申請・進達中の状態に対して、更に申請・届出情報を登録し、更に進達できること。</p> <p>※1 当機能を利用するかはパラメタ等で設定できること ※2 申請中情報がある場合は、申請中情報に対する登録か追加登録かを選択できること ※3 申請中の履歴が複数ある場合は、明示的に気づける仕組みとすること</p>	◎			令和8年4月1日	

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日	
4. 精神障害者保健福祉手帳	4. 1. 申請管理機能	4. 1. 8.		0220382	申請・届出から決定・手帳交付までの情報を履歴で管理することができ、入力した履歴情報の照会が可能であること。管理できる履歴の件数は上限が無いこと。	◎			令和8年4月1日	
4. 精神障害者保健福祉手帳	4. 1. 申請管理機能	4. 1. 9.		0220383	住基の異動情報を基に、手帳所持者、保護者の住所、氏名、転出、死亡を自動更新できること。 ※1 自動更新有無を設定できること ※2 自動更新させる異動事由はパラメタ等により設定できること ※3 転出の自動更新を行う際は、住所地特例者となる場合があるため、※5により確認し、該当する場合は修正すること ※4 異動前の住基住所、住基氏名と異なる住所、氏名となっているデータ状態の場合は、住基の住所・氏名異動があっても自動更新しないこと ※5 自動処理した手帳所持者及び保護者は、一覧により確認できること ※6 手帳所持者及び保護者の住所、氏名を他システムを参照し表示している場合は、住所変更、氏名変更の自動更新は不要とする	○	住基の異動情報の活用については、以下に大別されるため、※1から※3の要件も含めた上で、標準オプションとしている。 ①原則利用しない（届出を基に処理する） ②事実確認、届出の促しに活用する ③転出や死亡等の一部の異動事由は自動的に台帳情報に反映させる ④自動的に台帳情報に反映させる			
4. 精神障害者保健福祉手帳	4. 1. 申請管理機能	4. 1. 10.		0220384	自立支援医療（精神通院医療）の受給者番号、有効期限を、精神障害者保健福祉手帳の台帳画面で参照できること。	○				
4. 精神障害者保健福祉手帳	4. 1. 申請管理機能	4. 1. 11.		0220385	医療機関の入力における医療機関情報の検索は、医療機関番号、医療機関コード、医療機関名称漢字、医療機関名称カナ、医療機関住所で検索できること。 また、医療機関名称漢字、医療機関名称カナ検索は、住民記録システム標準仕様書に準拠した氏名、カナ氏名検索と同様のあいまい検索ができること。	○				
4. 精神障害者保健福祉手帳	4. 1. 申請管理機能			0221269	進行状態コードは、ベンダの実装範囲により、各日付項目等の入力等と連動させる形で自動更新できること。	○	進行状態コードの更新方法として、各日付項目の入力等と連動させる形で自動的に更新することで、項目間の不整合を抑止し、入力負荷を低減するシステム設計をしているベンダや現行運用している自治体が存在することから、当機能要件を追加している。	【第3.0版】標準化検討会における検討により追加		
4. 精神障害者保健福祉手帳	4. 2. 進達管理機能	4. 2. 1.		0220386	進達状況（進達日・申請事由等）を管理（登録、修正、削除、参照）できること。	◎			令和8年4月1日	
4. 精神障害者保健福祉手帳	4. 2. 進達管理機能	4. 2. 2.		0220387	進達対象者を抽出し、進達の一括登録ができること。 ※ 一括登録対象は選択も可能とすること	○				
4. 精神障害者保健福祉手帳	4. 2. 進達管理機能	4. 2. 3.		0220388	進達を履歴管理でき、過去の履歴を照会できること。	◎			令和8年4月1日	

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】 ◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定 した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日	
4. 精神障害者保健福祉手帳	4. 2. 進達管理機能	4. 2. 4.		0220389	都道府県へ送付するための進達情報ファイルを作成できること。 ※ EUC機能の利用又はベンダの実装範囲の機能とする	○	・ファイルレイアウトは都道府県と市町村間で取り決めること。 ・都道府県システムに取り込むためにコード値や文字等の変換が必要である場合は、標準準拠システム外で実施すること。	都道府県の現行システムはそれぞれであるため、都道府県により進達情報ファイルの取り込みレイアウトは異なる。		
4. 精神障害者保健福祉手帳	4. 3. 台帳管理機能	4. 3. 1.		0220390	判定結果（交付決定、却下）及び取下を管理（登録、修正、削除、照会）できること。 【管理項目】 判定日 判定結果コード 判定理由 ※ 判定結果コードには却下、決定の他に取下も含むこと	◎			令和8年4月1日	
4. 精神障害者保健福祉手帳	4. 3. 台帳管理機能	4. 3. 1.		0220391	判定結果（交付決定、却下）を決定した日を管理できること。 【管理項目】 決定日	○	・決定日は、判定機関からの結果を受けて自庁内で交付を決定した日（判定日と分けて管理したい場合用）である。			
4. 精神障害者保健福祉手帳	4. 3. 台帳管理機能	4. 3. 2.		0220392	手帳情報を管理（登録、修正、削除、照会）できること。 【管理項目】 初回交付日 再交付日 手帳番号 有効期限 障害等級コード ※1 有効期限は、転入による申請を除き、更新申請前の有効期限から2年後の当月末日を自動計算（うるう年に応じること）表示し、手修正もできること ※2 ※1の自動計算有無は、パラメタ等で設定できること	◎	・「初回交付日」について、帳票詳細要件及び帳票レイアウトでは、手帳の従来の表記等の関係から「交付日」もしくは「交付年月日」としている部分が多数あるが、初回交付日を意味している。 ・うるう年に応じることの具体例として、有効期限が2022/2/28の場合は2年後の自動計算表示として、2024/2/28ではなく、2024/2/29とすること。			令和8年4月1日
4. 精神障害者保健福祉手帳	4. 3. 台帳管理機能			0221371	手帳情報を管理（登録、修正、削除、照会）できること。 【管理項目】 旅客運賃割引コード	◎	・旅客運賃割引コードは、精神障害者保健福祉手帳に記載の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」のことである。 【第4.0版】標準化検討会における検討により、「旅客運賃割引コード」の管理項目を追加		令和8年4月1日	
4. 精神障害者保健福祉手帳	4. 3. 台帳管理機能	4. 3. 2.		0220393	手帳情報を管理（登録、修正、削除、照会）できること。 【管理項目】 有効期間開始日 等級変更状況コード	○	・等級変更状況コードは、2→1級といった選択肢を管理し、履歴を確認せずに前回の障害等級からの変更内容を把握するための項目である。			
4. 精神障害者保健福祉手帳	4. 3. 台帳管理機能	4. 3. 7.		0220394	カード型手帳の以下の項目を管理できること。 【管理項目】 カード登録日 カード解除日 カード発行日	○				

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】 ◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定 した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
4. 精神障害者保健福祉手帳	4. 3. 台帳管理機能	4. 3. 6.		0221270	事務処理に係る以下の項目を管理できること。 【管理項目】 手帳受領日 手帳引渡日 ※ 当管理項目は、次の履歴登録時に引き継がないこと	○	・手帳受領日は、都道府県等から手帳を受領した日である。 ・手帳引渡日は、窓口等で対象者へ手帳を引き渡した日である。 【第3.0版】標準化検討会における検討により、「通知発送日」は、機能ID：0220192（通知書出力時は、発行日は任意で設定し、印字できること）、機能ID：0220127（帳票の出力履歴を管理できること）で対応可能であるため削除している。	【第3.0版】機能ID：0220395から修正	
4. 精神障害者保健福祉手帳	4. 3. 台帳管理機能	4. 3. 3.		0220396	手帳交付に付帯して以下の項目を管理できること。 【管理項目】 N H K受信料減免有無 N H K受信料減免お客様番号	○			
4. 精神障害者保健福祉手帳	4. 3. 台帳管理機能	4. 3. 4.		0220397	精神障害者保健福祉手帳独自施策項目として以下を実装すること。 【管理項目】 区分1コード～区分5コード 日付1～日付5 備考1～備考5 ※1 利用有無を設定できること ※2 項目名称を設定できること ※3 未入力時のエラー又はアラートを設定できること ※4 E U C機能で扱えること ※5 帳票詳細要件に記載の印字項目の設定対象とすること ※6 次の履歴登録時に引き継がないかを設定できること	○	独自に管理したい項目及び既存システムにおいて管理している情報のうち標準準拠システムへ移行したい項目も想定し、区分、日付、備考をそれぞれ5項目管理できることとした。		
4. 精神障害者保健福祉手帳	4. 3. 台帳管理機能			0221385	旅客運賃割引コードは、障害等級コードから自動設定できること。	○	【第4.0版】標準化検討会における検討により、障害等級コードが1級は第1種、2級又は3級は第2種であるため、旅客運賃割引コードの入力誤り抑止のために当該機能を追加している。	【第4.0版】標準化検討会における検討により追加	
4. 精神障害者保健福祉手帳	4. 3. 台帳管理機能	4. 3. 5.		0220398	手帳番号の入力時、重複している場合はエラーとすること。ただし同一人物の場合はアラートとし登録も可能とすること。	◎			令和8年4月1日
4. 精神障害者保健福祉手帳	4. 3. 台帳管理機能	4. 3. 5.		0220399	自庁であらたに交付する手帳の手帳番号について、手入力の他に自動付番もできること。 ※ 自動付番は、自庁交付手帳番号の最大番号からの通番とする	○	手帳番号の自動付番は自庁で交付する手帳に対してであり、他自治体で交付された手帳の手帳番号は手入力となる。		
4. 精神障害者保健福祉手帳	4. 3. 台帳管理機能	4. 3. 8.		0220400	判定の根拠を管理できること。 【管理項目】 判定根拠コード ※選択肢は診断書、年金証書 ※ 添付書類種類コードから自動設定されること	○	障害者手帳交付者が自立支援医療を申請した場合の診断書提出の要不要の確認や統計処理、照会等のために、添付書類とは別に管理することで判定の根拠を台帳上容易に把握できるようにするための項目である。		

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】 ◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定 した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日	
4. 精神障害者保健福祉手帳	4. 3. 台帳管理機能	4. 3. 9.		0220401	都道府県からの判定結果ファイルを一括して読み込める。 ※ ベンダの実装範囲の機能とする	○	・都道府県は市町村の標準準拠システムのベンダの実装内容（ファイルレイアウトやチェック条件、エラー後の処理等）を確認の上、判定結果ファイルを作成すること。 ・標準準拠システムに取り込むためにコード値や文字等の変換が必要である場合は、標準準拠システム外で実施すること。	都道府県の現行システムはそれぞれであるため、都道府県により判定結果情報ファイルの送付レイアウトは異なる。		
4. 精神障害者保健福祉手帳	4. 4. 一覧管理機能	4. 4. 1.		0220402	進達者を一覧で確認できること。	◎			令和8年4月1日	
4. 精神障害者保健福祉手帳	4. 4. 一覧管理機能	4. 4. 2.		0220403	手帳交付者を一覧で確認できること。	◎			令和8年4月1日	
4. 精神障害者保健福祉手帳	4. 4. 一覧管理機能	4. 4. 3.	訂正	0220404	任意の日付時点で有効期間終了日に至る更新対象者を一覧で確認できること。	◎			令和8年4月1日	
4. 精神障害者保健福祉手帳	4. 4. 一覧管理機能	4. 4. 5.	訂正	0220405	機能ID：0220404の機能要件に以下も加えること。 自立支援医療（精神通院医療）の有効期間終了日に至る対象者もあわせて一覧で確認できること。 ※1 自立支援医療（精神通院医療）の受給者番号、有効期間終了日をあわせて確認できること ※2 抽出した一覧はEUC機能を利用して確認、加工できること	○	自立支援医療（精神通院医療）との同時更新を行う場合に対象者を抽出する機能である。			
4. 精神障害者保健福祉手帳	4. 4. 一覧管理機能	4. 4. 4.		0220406	指定条件で抽出し、一覧を確認、加工できること（EUCができること）。 ※1 障害者福祉共通に記載のEUC機能を満たすこと ※2 任意に指定できる管理項目の抽出条件に手帳要件特有の”基準日時点の手帳所持者”も含まれること 手帳所持者の判断は、有効期限の超過有無を選択できること ※3 医療機関マスターの情報も表示できること ※4 最新履歴、全履歴、受給中履歴等の表示する履歴は任意に指定できること。ただし、※2の条件指定の場合は、該当履歴とすること	◎	※1について、精神障害者保健福祉手帳を健康管理システム等の他の標準化対象20業務と一体的に調達・利用する場合は、一体的に調達・利用する標準化対象20業務の標準仕様書に準拠すること。	「表示項目は申請・台帳管理項目全てを対象とし、任意に指定できること」は、※1に含まれるため削除。	令和8年4月1日	
4. 精神障害者保健福祉手帳	4. 5. 集計表作成機能	4. 5. 1.		0220407	衛生行政報告例「第5表 精神障害者保健福祉手帳交付台帳登載数」の集計数値を出せること。 ※1 様式（固定帳票）で出力すること ※2 集計根拠となった該当情報をEUC機能を利用して出せること	○				
4. 精神障害者保健福祉手帳	4. 5. 集計表作成機能	4. 5. 2.		0220408	各種統計資料（都道府県集計、市区町村独自集計）をEUC機能を利用して作成できること。 ※ 集計数値がされること	◎			令和8年4月1日	
4. 精神障害者保健福祉手帳	4. 5. 集計表作成機能	4. 5. 2.		0220409	各種統計資料（都道府県集計、市区町村独自集計）は以下によること。 ※ 集計根拠となった該当情報をEUC機能を利用して出せること	○				

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定 した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
4. 精神障害者保健福祉手帳	4. 7. 帳票出力機能	4. 7. 1.		0220410	■帳票詳細要件01 ■「障害者手帳交付証明書」を出力できること。	○	自治体の運用（都道府県の運用も含む）や交付権限により出力有無が分かれるものは、標準オプションとしている。 以降の帳票についても同様である。		
4. 精神障害者保健福祉手帳	4. 7. 帳票出力機能	4. 7. 2.		0220411	■帳票詳細要件02 ■「障害者手帳交付（再交付）について」を出力できること。 ※1 一括出力できること ※2 一括出力時は手帳交付方法コードが「郵送」の場合を除くこと	○		※3 帳票詳細要件の「お持ちいただくもの」（固定文言3+編集1）への印字に関する要件は、ノンカスタマイズによる実装が困難であるため削除している。 帳票レイアウトに示す「2. 障害者手帳（新規、紛失による再交付の場合は除く）」のように、文言マスターの設定の範囲で、お持ちいただくもの及びその条件を設定すること。	
4. 精神障害者保健福祉手帳	4. 7. 帳票出力機能	4. 7. 18.		0220412	■帳票詳細要件14 ■「障害者手帳交付（再交付）について（郵送）」を出力できること。 ※1 一括出力できること ※2 一括出力時は手帳交付方法コードが「郵送」の場合とすること	○			
4. 精神障害者保健福祉手帳	4. 7. 帳票出力機能	4. 7. 3.		0220413	■帳票詳細要件03 ■「障害者手帳交付決定通知書」を出力できること。 ※ 一括出力できること	○	・当帳票は、自庁で交付決定する場合に利用する。		
4. 精神障害者保健福祉手帳	4. 7. 帳票出力機能	4. 7. 4.		0220414	■帳票詳細要件04 ■「障害者手帳通知書」を出力できること。 ※「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について」別紙様式3	○	・当帳票は不承認通知書であり、自庁で手帳を交付しない決定をする場合に利用する。		
4. 精神障害者保健福祉手帳	4. 7. 帳票出力機能	4. 7. 5.		0220415	■帳票詳細要件05 ■「障害者手帳更新のお知らせ」を出力できること。 ※ 一括出力できること	○			
4. 精神障害者保健福祉手帳	4. 7. 帳票出力機能	4. 7. 21.		0220416	「障害者手帳更新のお知らせ」と「障害者手帳交付申請書」を対象者単位でまとめて一括出力できること。	○			
4. 精神障害者保健福祉手帳	4. 7. 帳票出力機能	4. 7. 6.		0220417	「障害者手帳交付申請受理簿」をEUC機能を利用して作成できること。	◎			令和8年4月1日
4. 精神障害者保健福祉手帳	4. 7. 帳票出力機能	4. 7. 7.		0220418	■帳票詳細要件06 ■「障害者手帳交付申請者一覧（進達）」を出力できること。 ※ 申請事由コード毎の改ページ有無設定に応じて出力できること	◎			令和8年4月1日
4. 精神障害者保健福祉手帳	4. 7. 帳票出力機能	4. 7. 8.		0220419	■帳票詳細要件07 ■「進達伺書」（鏡文）を出力できること。	○			

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
4. 精神障害者保健福祉手帳	4. 7. 帳票出力機能	4. 7. 9.	修正	0221390	「精神障害者保健福祉手帳交付台帳」をEUC機能を利用して作成できること。 ※「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について」別紙様式6	○	指定都市、権限移譲市区町村の対応が必要な自治体は実装必須となる。 【第4.1版】検討会での議論の結果、交付台帳の作成は都道府県、指定都市であることから、実装必須機能から標準オプション機能に訂正	【第4.1版】機能ID：0220420から修正	
4. 精神障害者保健福祉手帳	4. 7. 帳票出力機能	4. 7. 10.		0220421	■帳票詳細要件08■ 「障害者手帳（紙様式）」を出力できること。 ※「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について」別紙様式4 ※1 出力時、希望手帳様式コードが「カード」の場合は注意喚起（アラート）できること ※2 一括出力できること ※3 一括出力時、希望手帳様式コードが「カード」の場合は含めないこと	○			
4. 精神障害者保健福祉手帳	4. 7. 帳票出力機能	4. 7. 11.		0220422	「障害者手帳（カード様式）」作成のため、必要な情報を複数人分まとめてCSV出力でき、登録した写真のスキャン画像ファイルをダウンロードできること。 ※ 希望手帳様式コードが「カード」以外の場合は含めないこと	○			
4. 精神障害者保健福祉手帳	4. 7. 帳票出力機能	4. 7. 12.		0220423	■帳票詳細要件09■ 「障害者手帳交付申請書」を出力できること。 ※「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について」別紙様式1	○			
4. 精神障害者保健福祉手帳	4. 7. 帳票出力機能	4. 7. 13.		0220424	■帳票詳細要件10■ 「障害者手帳記載事項変更届・再発行申請書」を出力できること。 ※「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について」別紙様式7	○			
4. 精神障害者保健福祉手帳	4. 7. 帳票出力機能	4. 7. 14.		0220425	■帳票詳細要件11■ 「障害者手帳返還届」を出力できること。	○			
4. 精神障害者保健福祉手帳	4. 7. 帳票出力機能	4. 7. 15.		0220426	■帳票詳細要件12■ 「障害者手帳障害年金等に係る同意書」を出力できること。	○			
4. 精神障害者保健福祉手帳	4. 7. 帳票出力機能	4. 7. 16.		0220427	■帳票詳細要件13■ 「障害者手帳交付証明書発行願」を出力できること。	○			
4. 精神障害者保健福祉手帳	4. 7. 帳票出力機能	4. 7. 19.		0220428	■帳票詳細要件15■ 「障害者手帳及び自立支援医療受給者証（精神通院）更新のお知らせ」を出力できること。 ※ 一括出力できること	○	・自立支援医療（精神通院医療）との同時更新を行う場合に、その対象者に対して送付するための帳票出力機能である。 ・「自立支援医療費支給認定申請書」の印字仕様は「自立支援医療（精神通院医療）」の帳票詳細要件、帳票レイアウトに準ずること。		
4. 精神障害者保健福祉手帳	4. 7. 帳票出力機能	4. 7. 20.		0220429	「障害者手帳及び自立支援医療受給者証（精神通院）更新のお知らせ」、「障害者手帳交付申請書」、「自立支援医療費支給認定申請書」を対象者単位でまとめて一括出力できること。 ※ まとめて出力する帳票はパラメタ等で設定できること	○			

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定 した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日	
4. 精神障害者保健福祉手帳	4. 7. 帳票出力機能			0221346	■帳票詳細要件16 ■「障害者手帳取下届」を出力できること。	○	【第3.0版】標準化検討会における検討により、当帳票の出力機能を追加			
4. 精神障害者保健福祉手帳	4. 7. 帳票出力機能	4. 7. 17.		0220430	手帳所持者宛ての通知等を出力する場合は、送付先の宛名へは送付先情報、保護者情報、本人情報の優先度で印字すること。 ※1 送付先情報、保護者情報はデータが登録されている場合である ※2 本人情報より保護者情報を優先する場合は、本人の年齢が18歳未満の場合とすること（年齢を判断する基準日は通知書等印刷時の発行日（発行日は任意に変更できること）とすること ※3 優先度は、手動で選択・変更もできること	○				
4. 精神障害者保健福祉手帳	4. 8. マスタ管理機能	4. 8. 1.		0220431	医療機関情報をマスタで管理（登録・修正・削除・照会）できること。 【管理項目】 医療機関番号 ※システム内部で管理する番号 医療機関コード ※先頭2桁が都道府県番号となっているもの 医療機関種別コード ※医科、歯科等 医療機関都道府県コード 医療機関名称漢字 医療機関名称カナ 医療機関郵便番号 医療機関住所 医療機関住所方書 医療機関電話番号 医療機関ファックス番号	○	・医療機関番号としてシステム内部で発番する番号を管理していない場合は、医療機関番号=医療機関コードとして問題ない。			
4. 精神障害者保健福祉手帳	4. 8. マスタ管理機能	4. 8. 2.		0220432	医療機関情報を一覧で確認できること。	○				
4. 精神障害者保健福祉手帳	4. 8. マスタ管理機能	4. 8. 3.		0220433	医療機関情報の一覧をEUC機能を利用して出力できること。	○				

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定 した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日	
5. 国制度手当										
5. 国制度手当	5.1. 台帳管理機能	5.1.1.		0220434	国制度手当の申請・届出情報（認定請求、転入、再認定請求、現況届、支給停止関係届、変更・異動届、被災状況書、喪失、死亡、転出、職権処理を含む、未支払請求を含む）を管理（登録、修正、削除、照会）できること。	◎			令和8年4月1日	
5. 国制度手当	5.1. 台帳管理機能	5.1.2.		0220435	申請・届出情報を管理できること。 【管理項目】 申請日 ※ 申請、届出を受理した日 申請区分コード 喪失日 喪失理由コード 誓約有無 備考	◎	・誓約有無は、認定請求書、記載事項変更届、障害状態再審査（診断）請求書の誓約事項の有無を管理する項目である。		令和8年4月1日	
5. 国制度手当	5.1. 台帳管理機能	5.1.2.		0220436	申請・届出等情報を管理できること。 【管理項目】 受付日 返付日 不備不足書類種類コード ※ 10種類まで管理できること 不備不足書類 ※ 不備不足書類種類コードに対して非該当、該当を選択 添付書類種類コード ※ 10種類まで管理できること 添付書類 ※ 添付書類種類コードに対して非該当、該当を選択 受付番号 変更日 変更理由 進行状態コード	○	・受付日及び返付日は、「障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則準則について」で定められている管理項目であるが、自治体の運用により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。 ・不備不足書類は、返付管理があるため、添付書類ではなく不備不足書類としており、自治体の運用により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。			
5. 国制度手当	5.1. 台帳管理機能	5.1.36.		0220437	障害審査情報を管理できること。 【管理項目】 審査依頼要否 審査依頼内容 審査依頼日 審査結果受理日 審査結果	○	医師や外部機関へ審査依頼する場合に利用する項目である。			

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定 した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日	
5.国制度手当	5.1.台帳管理機能	5.1.3.		0220438	<p>申請者（受給者）情報を管理できること。 【管理項目】 個人番号 宛名番号 世帯番号 氏名 カナ氏名 英字名 通称名 通称名カナ 氏名優先区分コード 郵便番号 住所 住所方書 生年月日</p> <p>※1 個人番号、住基情報で保持している管理項目は、他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む ※2 障害者福祉用世帯で、国制度手当の受給者として紐づけてよい ※3 電話番号、携帯番号は障害者福祉共通での管理とする</p>	◎				令和8年4月1日
5.国制度手当	5.1.台帳管理機能	5.1.3.		0220439	<p>申請者（受給者）情報を管理できること。 【管理項目】 在留資格コード 在留期限 国籍コード 旧住所 旧住所方書 転入日 新住所 新住所方書 転出日</p>	○	旧住所は、「受給者台帳の送付依頼について」の「転入前住所」を印字するために管理する項目である。			
5.国制度手当	5.1.台帳管理機能	5.1.4.		0220440	<p>配偶者情報を管理できること。 【管理項目】 個人番号 宛名番号 世帯番号 氏名 カナ氏名 英字名 通称名 通称名カナ 氏名優先区分コード 郵便番号 住所 住所方書 生年月日</p> <p>※1 個人番号、住基情報で保持している管理項目は、他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む ※2 障害者福祉用世帯で、国制度手当の配偶者として紐づけてよい ※3 電話番号、携帯番号は障害者福祉共通での管理とする</p>	◎				令和8年4月1日

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定 した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日	
5.国制度手当	5.1.台帳管理機能	5.1.4.		0220441	配偶者情報を管理できること。 【管理項目】 在留資格コード 在留期限 国籍コード 同居別居コード	○				
5.国制度手当	5.1.台帳管理機能	5.1.5.		0220442	扶養義務者情報を管理できること。 【管理項目】 個人番号 宛名番号 世帯番号 氏名 カナ氏名 英字名 通称名 通称名カナ 氏名優先区分コード 郵便番号 住所 住所方書 生年月日 続柄コード 同居別居コード ※1 個人番号、住基情報で保持している管理項目は、他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む ※2 障害者福祉用世帯で、国制度手当の扶養義務者者として紐づけてよい ※3 続柄は住民票上の続柄ではなく、受給者から見た続柄とすること ※4 電話番号、携帯番号は障害者福祉共通での管理とする	◎				令和8年4月1日
5.国制度手当	5.1.台帳管理機能	5.1.5.		0220443	扶養義務者情報を管理できること。 【管理項目】 在留資格コード 在留期限 国籍コード ※ 扶養義務者は候補も含めて5名まで管理できること	○				
5.国制度手当	5.1.台帳管理機能	5.1.6.		0220444	所得情報を管理できること。 【管理項目】 所得判定年度 所得状況届提出日 誓約有無 備考 ※特別障害者手当のみ 支給該非コード 本人、配偶者、扶養義務者について、「障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令」第2条、第5条、第15条（様式第3号、様式第7号）を管理できる項目を満たすこと	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・所得状況届に記載されている項目は個別に定めず、省令に記載の項目を満たすこととしている。 ・誓約有無は、所得状況届の誓約事項の有無を管理する項目である。 ・所得判定に係る要件は、機能ID：0220460～0220467に記載している。 ・所得確定区分コードは、確定、未確定、非課税、未申告といった内容を管 		令和8年4月1日	

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定 した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
5.国制度手当	5.1.台帳管理機能	5.1.6.		0220445	所得情報を管理できること。 【管理項目】 所得判定日 所得確定区分コード 被災有無 被災状況非該当の理由 扶養義務者候補について、「障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令」第2条、第5条、第15条（様式第3号、様式第7号）を管理できる項目を満たすこと	○	理する。		
5.国制度手当	5.1.台帳管理機能	5.1.7.		0220446	所得判定の結果、支給停止、支給停止解除を管理できること。 【管理項目】 支給停止年月 支給停止解除年月 支給停止理由コード 支給停止解除理由コード	◎			令和8年4月1日
5.国制度手当	5.1.台帳管理機能	5.1.8.		0220447	支払口座情報を管理できること。 【管理項目】 金融機関コード 店舗番号 口座種別コード 口座番号 ゆうちょ銀行記号 ゆうちょ銀行番号 口座名義人カナ 口座名義人漢字 公金口座区分コード 金融機関種別コード	◎			令和8年4月1日
5.国制度手当	5.1.台帳管理機能	5.1.37.		0220448	支払口座情報を履歴管理できること。 【管理項目】 有効開始日 有効終了日	○			
5.国制度手当	5.1.台帳管理機能	5.1.34.		0220449	判定協議依頼情報を管理できること。 【管理項目】 協議日 協議理由	○			

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定 した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
5.国制度手当	5.1.台帳管理機能	5.1.33.		0220450	<p>障害程度審査情報を管理できること。</p> <p>【管理項目】</p> <p>判定機関判定依頼日 判定機関判定再判定年月 判定機関判定能力判定 ※全角500文字 療育手帳判定日 療育手帳交付日 療育手帳廃止日 療育手帳再判定年月 資格判定方法コード ※選択肢は自治体が任意に設定可 資格判定内容コード ※選択肢は自治体が任意に設定可 特別障害者手当等障害名 書類不備有無 書類不備内容その他 ※全角100文字</p> <p>※ 上記管理項目は、障害区分コードごとに管理できること</p> <p>【補足説明】</p> <p>療育手帳情報は、判定時点の内容を管理する必要がある場合に利用する。</p>	○			
5.国制度手当	5.1.台帳管理機能	5.1.9.		0220451	<p>認定結果等情報を管理できること。</p> <p>【管理項目】</p> <p>判定日 判定結果コード 判定理由 決定日 支給開始年月 認定基準コード 障害区分コード ※3つまで管理できること 有期認定年月 認定番号 資格状態コード</p> <p>※1 判定日は判定結果コードに応じた日付とする ※2 判定結果コードには却下、認定の他に取下も含むこと ※3 認定基準コードは、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令」第1条に規定された、別表第一の基準（障害児福祉手当、経過的福祉手当）、別表第二の基準（特別障害者手当）を管理できること。また、その他の基準（日常生活動作・日常生活能力・安静度）についても管理できること。 ※4 認定基準コードは、別表第一、別表第二のそれぞれについて、複数選択できること ※5 有期認定年月は有期限限を意味する ※6 有期認定年月は認定基準に該当する障害の状態ごとに管理すること（例えば、令別表第二 第6号と第7号に該当し、かつそれが有期認定の受給者においては、それぞれの有期認定年月の管理が必要となる）</p>	◎	・資格状態コードは、申請、認定、却下、取下、喪失を管理するものとし、差止・差止解除・支給停止・支給停止解除、不支給・不支給解除、現況届未提出は各管理項目の入力状態で管理する。		令和8年4月1日
5.国制度手当	5.1.台帳管理機能	5.1.9.		0220452	<p>認定結果等情報を管理できること。</p> <p>【管理項目】</p> <p>転入前住所地最終支給年月</p>	○			

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】 ◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定 した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
5.国制度手当	5.1.台帳管理機能	5.1.10.		0220453	支給の差止、差止解除を管理できること。 【管理項目】 差止年月 差止解除年月 差止理由コード 差止解除理由コード	◎			令和8年4月1日
5.国制度手当	5.1.台帳管理機能	5.1.10.		0220454	支給の差止、差止解除を管理できること。 【管理項目】 差止決定日 差止解除決定日	○	差止決定日及び差止解除決定日は自治体の運用により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。		
5.国制度手当	5.1.台帳管理機能	5.1.11.		0220455	不支給を管理できること。 【管理項目】 不支給年月 不支給解除年月 不支給理由コード 時効による不支給有無 ※ 各管理項目は認定基準に該当する障害の状態ごとに管理すること（例えば、令別表第二 第6号と第7号に該当し、かつそれが不支給となる受給者においては、それぞれの管理が必要となる）	◎	・不支給に係る管理項目は、支払時効を迎えた場合や有期認定の更新が遅れた場合に遅れた月数分を不支給とするために利用する。支給停止に係る管理項目は所得制限によるものであるため、別項目としている。 ・不支給決定日、不支給解除決定日、時効予定日は、自治体の運用により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。		令和8年4月1日
5.国制度手当	5.1.台帳管理機能	5.1.11.		0220456	不支給を管理できること。 【管理項目】 不支給決定日 不支給解除決定日 時効予定日	○			
5.国制度手当	5.1.台帳管理機能	5.1.13.		0220457	対象者の転入出に伴う受給者台帳の移管を管理できること。 【管理項目】 依頼日 ※転入前福祉事務所への送付依頼日 報告日 ※転入前福祉事務所からの回答日・回答受理日 回答日 ※転出先福祉事務所からの依頼に対する回答日 相手先	○			
5.国制度手当	5.1.台帳管理機能	5.1.14.		0220458	国制度手当独自施策利用項目として以下を実装すること。 【管理項目】 区分1コード～区分5コード 日付1～日付5 金額1～金額5 備考1～備考5 ※1 利用有無を設定できること ※2 項目名称を設定できること ※3 未入力時のエラー又はアラートを設定できること ※4 E U C機能で扱えること ※5 帳票詳細要件に記載の印字項目の設定対象とすること	○	独自に管理したい項目及び既存システムにおいて管理している情報のうち標準準拠システムへ移行したい項目も想定し、区分コード、日付、備考をそれぞれ5項目管理できることとした。		
5.国制度手当	5.1.台帳管理機能	5.1.15.		0220459	受付番号は、手入力の他に自動付番もできること。 ※1 自動付番は、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当のそれぞれで重複しない通番とする（年度毎にも通番しない） ※2 自動付番は、認定請求の申請時、転入時等の新たに認定状態のデータを登録する場合とする ※3 手入力する場合は、重複番号を抑止する ※4 管理組織単位で通番する	○			

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定 した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
5.国制度手当	5.1.台帳管理機能	5.1.16.		0220460	認定番号は、手入力の他に自動付番もできること。 ※1 自動付番は、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当のそれぞれで重複しない通番とする（年度毎にも通番しない） ※2 自動付番は、認定請求の認定時、転入時等の新たに認定状態のデータを登録する場合とする ※3 手入力する場合は、重複番号を抑止する	◎			令和8年4月1日
5.国制度手当	5.1.台帳管理機能	5.1.16.		0220461	認定番号は、手入力の他に自動付番もできること。 ※ 機能ID : 0220460 の※1、※2に加え、管理組織単位で通番する	○			
5.国制度手当	5.1.台帳管理機能	5.1.17.		0220462	以下の台帳情報を履歴で管理することができ、入力した履歴情報を照会できること。管理できる履歴の件数は上限が無いこと。 ・申請届出及び認定情報 ・差止情報 ・現況（所得）及び所得判定情報 ・その他台帳管理情報	◎	口座情報は、自治体の運用により履歴管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。		令和8年4月1日
5.国制度手当	5.1.台帳管理機能	5.1.17.		0220463	以下の台帳情報を履歴で管理することができ、入力した履歴情報を照会できること。管理できる履歴の件数は上限が無いこと。 ・口座情報	○			
5.国制度手当	5.1.台帳管理機能	5.1.18.		0220464	所得判定時に、本人・配偶者・扶養義務者の判定内容（支給、不支給）が確認できること。	◎			令和8年4月1日
5.国制度手当	5.1.台帳管理機能	5.1.18.		0220465	所得判定時に、扶養義務者候補の判定内容（支給、不支給）が確認できること。	○			
5.国制度手当	5.1.台帳管理機能	5.1.19.		0220466	連携した税情報を参照でき、自動で所得判定（支給可否決定）ができる。 ※ 算定にあたっては、国の定める判定方法によって自動計算できること	◎			令和8年4月1日
5.国制度手当	5.1.台帳管理機能	5.1.19.		0220467	連携した税情報を参照でき、自動で所得判定（支給可否決定）ができる。 ※1 本人、配偶者、扶養義務者、扶養義務者候補について、所得情報が無い場合は注意喚起（アラート）ができること ※2 所得判定（支給可否決定）した際、最多所得者や所得制限該当者が扶養義務者となっておらず扶養義務者候補となっている場合は注意喚起（アラート）ができること	○			
5.国制度手当	5.1.台帳管理機能	5.1.20.		0220468	転入者や税連携不可能な「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族数」、「公的年金等の収入額」等、税情報を参照できない場合は、参照できない項目を手入力して所得判定ができる。 ※ 算定にあたっては、国の定める判定方法によって自動計算できること	◎			令和8年4月1日

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定 した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日	
5.国制度手当	5.1.台帳管理機能			0221372	機能ID：0220468に規定する管理項目「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族数」について、個人住民税システムから連携される項目を利用して自動算出できること。 ※連携ID:010e008で連携されるデータ項目ID：01000362「扶養控除対象区分」及び連携ID:010e009で連携されるデータ項目ID：01000117「被扶養者_宛名番号」より、生年月日から対象有無を判断することを想定している。	○		【第4.0版】標準化検討会における検討により追加		
5.国制度手当	5.1.台帳管理機能	5.1.21.		0220469	新年度の税情報、所得状況届の内容を元に、自動で所得判定（支給可否決定）ができること。 ※ 算定にあたっては、国の定める判定方法によって自動計算できること	◎			令和8年4月1日	
5.国制度手当	5.1.台帳管理機能	5.1.22.		0220470	台帳登録時、年齢の資格要件チェックし、注意喚起（アラート）ができること。	◎			令和8年4月1日	
5.国制度手当	5.1.台帳管理機能	5.1.23.		0220471	データ登録時、入力した認定番号が重複した場合は禁止（エラー）とすること。ただし同一人物の場合は注意喚起（アラート）とし登録も可能とすること。	◎	実装必須は「認定番号」、標準オプションは「受付番号」の重複チェックとしている。		令和8年4月1日	
5.国制度手当	5.1.台帳管理機能	5.1.23.		0220472	データ登録時、入力した受付番号が重複した場合は禁止（エラー）とすること。ただし同一人物の場合は注意喚起（アラート）とし登録も可能とすること。	○				
5.国制度手当	5.1.台帳管理機能	5.1.24.		0220473	データ登録時、入力した認定情報の支給開始年月以降の所得情報の存在チェックを行い、所得情報が無い場合は注意喚起（アラート）ができること。	◎			令和8年4月1日	
5.国制度手当	5.1.台帳管理機能	5.1.25.		0220474	データ登録時、有期認定年月は（1月、4月、7月、10月）以外が入力された場合は禁止（エラー）又は注意喚起（アラート）とすること。エラー又はアラートのいずれとするかはパラメタ等で設定できること。	◎			令和8年4月1日	
5.国制度手当	5.1.台帳管理機能	5.1.26.		0220475	データ登録時、口座情報が無い場合は注意喚起（アラート）ができること。	◎	認定基準、支給開始年月、認定番号等は、判定結果が認定の場合は必須入力となるが、項目間の必須入力チェックはデータ要件に定めるが共通的な要件となるため、機能ID：0220162に記載している。		令和8年4月1日	
5.国制度手当	5.1.台帳管理機能	5.1.35.		0220476	データ登録時、施設入退所情報がある場合は注意喚起（アラート）ができること。 ※1 障害福祉サービス等で管理する療養介護、障害者支援施設の入退所情報 ※2 介護保険システムと連携を行う場合は、介護保険施設入退所者情報 ※3 機能ID：0220128の管理項目を管理する場合は、当該情報	○				

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定 した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
5.国制度手当	5.1.台帳管理機能	5.1.27.		0220477	現況届（所得状況届）を一括で受付登録できること。 ※1 登録する管理項目は、所得状況届提出日 ※2 手当種別（特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手 当）、年度ごとに個人を一意に識別し、一括登録すること ※3 手当種別、年度ごとに個人を一意に識別できる値をバーコード化 し、バーコードから登録できること	○	現況届の一括受付登録は、自治体の運 用により必要有無分かれるため、標準 オプションとしている。		
5.国制度手当	5.1.台帳管理機能	5.1.32.		0220478	現況届を受付登録した後、未提出者に対して一括で差止登録できること。	○	自治体の運用により必要有無分かれる ため、標準オプションとしている。		
5.国制度手当	5.1.台帳管理機能	5.1.28.		0220479	住基の死亡・転出等の減異動情報を基に、自動で差止、もしくは喪失 できること。 ※ 自動処理した受給者は、一覧により確認できること ※ 自動処理の対象とする異動事由をパラメタ等で設定できること	○	住基の異動情報から直接台帳情報へ反 映させる機能は、自治体の運用により 必要有無分かれるため、標準オプシ ョンとしている。		
5.国制度手当	5.1.台帳管理機能	5.1.29.		0220480	20歳到達者を一括で資格喪失できること。	○			
5.国制度手当	5.1.台帳管理機能	5.1.30.		0220481	現況時、新年度の所得情報（受給者、配偶者、扶養義務者）を一括登 録できること。 ※1 「障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令」第2 条、第5条、第15条（様式第3号、様式第7号）を管理できる項目のう ち、税情報と連携できる管理項目に対して一括で登録すること ※2 転入者や税連携不可能な「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族 数」、「公的年金等の収入額」等、税情報を参照できない場合は、参 照できない項目を手入力できること	○	自治体の運用により必要有無分かれる ため、標準オプションとしている。		
5.国制度手当	5.1.台帳管理機能			0221373	機能ID：0220481の※2に規定する「16歳以上19歳未満の控除対象扶養 親族数」について、個人住民税システムから連携される項目を利用して 自動算出できること。 ※連携ID:010o008で連携されるデータ項目ID：01000362「扶養控除対 象区分」及び連携ID:010o009で連携されるデータ項目ID：01000117 「被扶養者_宛名番号」より、生年月日から対象有無を判断することを 想定している。	○		【第4.0版】標準化検討会における検 討により追加	
5.国制度手当	5.1.台帳管理機能	5.1.31.		0220482	現況時、新年度税情報、所得判定、支給該非判定を一括で登録できること。 ※1 現況時の所得状況届の入力が完了した後の処理である ※2 入力した内容と連携された新年度税情報の有無を元に現況未提出 や税情報無を結果として表示できること	○	自治体の運用により必要有無分かれる ため、標準オプションとしている。		
5.国制度手当	5.1.台帳管理機能			0221271	進行状態コードは、ベンダの実装範囲により、各日付項目等の入力等 と連動させる形で自動更新できること。	○	進行状態コードの更新方法として、各 日付項目の入力等と連動させる形で自 動的に更新することで、項目間の不整 合を抑止し、入力負荷を低減するシ ステム設計をしているベンダや現行運 用している自治体が存在することから、 当機能要件を追加している。	【第3.0版】標準化検討会における検 討により追加	

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定 した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
5.国制度手当	5.2.一覧管理機能	5.2.1.		0220483	有期認定年月（有期期限）を範囲指定し、診断書再提出者を一覧で確認できること。	◎			令和8年4月1日
5.国制度手当	5.2.一覧管理機能	5.2.2.		0220484	指定する年度の現況対象者を一覧で確認できること。	◎			令和8年4月1日
5.国制度手当	5.2.一覧管理機能	5.2.3.		0220485	指定する年度の現況届の提出・未提出者を一覧で確認できること。	◎			令和8年4月1日
5.国制度手当	5.2.一覧管理機能	5.2.4.		0220486	障害児福祉手当において、指定する年月における20歳到達者を一覧で確認できること。	◎			令和8年4月1日
5.国制度手当	5.2.一覧管理機能	5.2.5.		0220487	指定条件で抽出し、一覧を確認、加工できること（EUCができること） ※1 障害者福祉共通に記載のEUC機能を満たすこと ※2 表示項目は台帳管理項目全て、支払実績情報等、国制度手当の管理項目の全てを対象とし、任意に指定できること ※3 最新履歴、全履歴、特定期間の履歴等、表示する履歴は任意に指定できること	◎			令和8年4月1日
5.国制度手当	5.3.支払機能	5.3.1.		0220488	定例払い（2月、5月、8月、11月）及び随時払い（新規認定、喪失時、一時差止解除時等）ができること。	◎			令和8年4月1日
5.国制度手当	5.3.支払機能	5.3.2.		0220489	定例払い（2月、5月、8月、11月）を選択している場合、支払用ファイル作成月（1月・4月・7月・10月）以外を指定した場合は禁止（エラー）とすること。	◎	・全銀協フォーマットファイルの誤作成を抑止するための要件である。 ・自治体の運用により、エラーとする月が1月・4月・7月・10月以外も妨げない。		令和8年4月1日
5.国制度手当	5.3.支払機能	5.3.3.		0220490	支払前に支払額や口座有無、公金口座区分コード、有期認定年月を一覧で確認できること。 ※ 支払額の内訳として、定例払い時の支給対象月とその支給月額も確認できること	◎	公的給付支給等口座が変更されていないかを確認するために、支払前に公金口座区分コードが”有”の対象者を確認できること。		令和8年4月1日
5.国制度手当	5.3.支払機能	5.3.14.		0220491	資格喪失者への過払いを抑止するために、支払前に、施設入退所情報を一覧で確認できること。 ※1 障害福祉サービス等で管理する療養介護、障害者支援施設の入退所情報 ※2 介護保険システムと連携を行う場合は、介護保険施設入退所者情報 ※3 機能ID：0220128の管理項目を管理する場合は、当該情報	○			
5.国制度手当	5.3.支払機能	5.3.4.		0220492	支給月額の改定がある場合、改定後の支給月額で支払いができること。	◎			令和8年4月1日
5.国制度手当	5.3.支払機能	5.3.5.		0220493	定例払い、随時払いにおいて、全銀協フォーマットのファイルを作成できること。	◎	全銀協フォーマットファイルの作成単位は、自治体の運用により分かれるため、2種類を併記した標準オプション		令和8年4月1日

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定 した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
5.国制度手当	5.3.支払機能	5.3.5.		0220494	定例払い、随時払いにおいて、全銀協フォーマットのファイルを作成できること。 ※ ファイルの作成は次のいずれかによること ・手当種別（特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当）で分けずに1つのファイルで作成できること ・手当種別ごとにファイルを分けて作成できること	○	としている。		
5.国制度手当	5.3.支払機能	5.3.6.		0220495	全銀協フォーマットは、認定番号、カナ氏名、金融機関コード等での並び順を指定できること。	○	全銀協フォーマットファイルのデータ部の並び順は、自治体の運用により分かれるため、標準オプションとしている。		
5.国制度手当	5.3.支払機能	5.3.15.		0220496	所得状況届未提出、診断書未提出の場合は、一時差止、支給停止、不支給の登録有無に関わらず、支払データが作成されないこと。 【補足説明】 過払いによる債権回収を低減させることを第一義とする機能である。当機能を実装しない場合は、一時差止、支給停止、不支給の登録内容に従って支払データが作成される。	○			
5.国制度手当	5.3.支払機能	5.3.7.		0220497	直近の支払処理の取消、再処理ができること。 ※ オペレーションミスや登録漏れが発覚した際に、直近の支払処理結果を無かったことにし、再度できるようにするための要件	◎			令和8年4月1日
5.国制度手当	5.3.支払機能	5.3.8.		0220498	全銀協フォーマットのファイルを再作成できること。 ※ 直近の支払について、いつでもできること	◎			令和8年4月1日
5.国制度手当	5.3.支払機能	5.3.9.		0220499	遡り認定等の支払の際、過去の支給単価での支払額を入力し、支払いができること。	◎			令和8年4月1日
5.国制度手当	5.3.支払機能	5.3.9.		0220500	遡り認定等の支払の際、過去の支給単価での支払額を自動的に計算できること。 ※ 支払額の手入力による修正もできること	○			

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】 ◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定 した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日												
5.国制度手当	5.3.支払機能	5.3.13.		0220501	<p>支給情報を管理できること。</p> <p>【管理項目】</p> <p>支給年月 ※隨時払い年月、定期払い時は8、11、2、5月である 支給対象年月 ※遡及年月まで繰り返し管理とし、支給年月時に遡及を含む支給対象とした年月である 支払状態区分コード 支払方法コード ※口座払い・窓口払い 定時随时区分コード 支給額 ※支給年月に対する支給額である 支給月額 ※繰り返し管理とし、支給対象年月に対する支給月額である 支給決定日 振込日 金融機関コード 店舗番号 口座種別コード 口座番号 ゆうちょ銀行記号 ゆうちょ銀行番号 口座名義人カナ</p> <p>※1 支給決定日及び振込日の関係は、例えば2月10日に振込まれる支給データを1月25日に作成した場合は、支給決定日：1月25日、振込日：2月10日となる</p>	◎	<p>支払情報の管理について、例えば所得状況届未提出により8~11月に差止めし、2月定期払いにおいて、8月分まで遡及し支払いする場合は次のとおりとなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 支給年月：令和5年2月 支給額：163,800円 支給対象年月・支給月額（繰り返し6） <table> <tbody> <tr><td>令和4年8月</td><td>27,300円</td></tr> <tr><td>令和4年9月</td><td>27,300円</td></tr> <tr><td>令和4年10月</td><td>27,300円</td></tr> <tr><td>令和4年11月</td><td>27,300円</td></tr> <tr><td>令和4年12月</td><td>27,300円</td></tr> <tr><td>令和5年1月</td><td>27,300円</td></tr> </tbody> </table>	令和4年8月	27,300円	令和4年9月	27,300円	令和4年10月	27,300円	令和4年11月	27,300円	令和4年12月	27,300円	令和5年1月	27,300円		令和8年4月1日
令和4年8月	27,300円																				
令和4年9月	27,300円																				
令和4年10月	27,300円																				
令和4年11月	27,300円																				
令和4年12月	27,300円																				
令和5年1月	27,300円																				
5.国制度手当	5.3.支払機能	5.3.11.		0220502	<p>過誤に対して支給額を調整、又は振込不能に対して再支払できること。</p> <p>※1 返納の場合は、過払い月の支給額と調整できること ※2 過払い分を次期払いする場合は、支払処理へ反映できること ※3 不足分を追加支給する場合は、随時払いへ反映できること ※4 手当支払集計表へ反映できること</p>	◎	<p>デジタル庁が定める基本データリスト（コード一覧）のコード名：調整区分コードを以下とおり補足する。なお、調整区分コードはユーザにて任意に設定可能となっているため、機能ID：0220502 の実装必須機能に記載の要件を満たせばよい。</p> <p>001：戻入 過払いが発生しその債権を回収した際に回収額を入力して、次の定期払時に影響させないようにする場合</p> <p>002：差引 過払いが発生した際にまだ支給していない手当から過払いとなった金額を差引く場合</p> <p>003：支払 未払いや遡及認定等により追加で支払う額が発生した際、次の定期払時ではなく、随時で支払う場合</p>		令和8年4月1日												
5.国制度手当	5.3.支払機能	5.3.11.		0220503	<p>過誤に対して支給額を調整、又は振込不能に対して再支払できること。</p> <p>【管理項目】</p> <p>調整日 調整理由 調整区分コード 調整額</p>	○	<p>未払いや遡及認定等により追加で支払う額が発生した際、次の定期払時に追加して支払う場合</p>	<p>振込不能状態であることを把握するための振込不能フラグの管理は、例えば調整区分コード「005」を追加し管理する。</p>													
5.国制度手当	5.3.支払機能	5.3.12.		0220504	<p>支払情報を履歴で管理することができ、支払金額、支払月、支払先口座情報が一目で確認できること。</p> <p>※ 画面のみならずCSVファイルや帳票による管理を含む</p>	◎			令和8年4月1日												

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定 した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
5.国制度手当	5.3.支払機能	5.3.16.		0220505	機能ID：0220458 の国制度手当独自施策利用項目（金額1）を利用して、国制度手当の支給額に金額1の額を上乗せして支給できること。 ※ 当要件は、全銀協フォーマットのファイル作成に関する要件であり、自治体中間サーバーへの副本登録や福祉行政報告例の集計等の国が求める要件や国制度手当に関する他の要件に影響させないこと	○	国制度手当の支給額に上乗せして支給する場合の要件であり、別途支給する場合（横出し支給の場合）は含まない。		
5.国制度手当	5.4.集計表作成機能	5.4.1.		0220506	福祉行政報告「第25 障害児福祉手当等の認定及び受給資格者異動状況」の集計数値を出せること。 ※ 様式は問わない（固定帳票ではない）	◎	集計根拠の情報は、自治体の運用により必要有無が分かれるため、標準オプションとしている。		令和8年4月1日
5.国制度手当	5.4.集計表作成機能	5.4.1.		0220507	福祉行政報告「第25 障害児福祉手当等の認定及び受給資格者異動状況」は以下によること。 ※ 集計根拠となった該当情報をEUC機能を利用して出せること	○			
5.国制度手当	5.4.集計表作成機能	5.4.2.		0220508	指定期間（年月）における手当支払集計表を特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当ごとにEUC機能を利用して作成できること。 ※ 集計数値をだせること	◎	集計根拠の情報は、自治体の運用により必要有無が分かれるため、標準オプションとしている。		令和8年4月1日
5.国制度手当	5.4.集計表作成機能	5.4.2.		0220509	指定期間（年月）における手当支払集計表（特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当ごとに作成）は以下によること。 ※ 集計根拠となった該当情報をEUC機能を利用して出せること	○			
5.国制度手当	5.4.集計表作成機能	5.4.3.		0220510	各種統計資料（都道府県報告資料、市区町村独自集計）をEUC機能を利用して作成できること。 ※ 集計数値をだせること	◎	集計根拠の情報は、自治体の運用により必要有無が分かれるため、標準オプションとしている。		令和8年4月1日
5.国制度手当	5.4.集計表作成機能	5.4.3.		0220511	各種統計資料（都道府県集計、市区町村独自集計）は以下によること。 ※ 集計根拠となった該当情報をEUC機能を利用して出せること	○			
5.国制度手当	5.5.帳票出力機能	5.5.1.		0220512	■帳票詳細要件 01 ■ 「認定通知書」を出力できること。 ※ 「障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則準則について」 様式第4号	◎			令和8年4月1日
5.国制度手当	5.5.帳票出力機能	5.5.2.		0220513	■帳票詳細要件 02 ■ 「認定請求却下通知書」を出力できること。 ※ 「障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則準則について」 様式第5号	◎			令和8年4月1日
5.国制度手当	5.5.帳票出力機能	5.5.3.		0220514	■帳票詳細要件 03 ■ 「再認定通知書」を出力できること。 ※ 「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について」 第1 第8項	◎			令和8年4月1日

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定 した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
5.国制度手当	5.5. 帳票出力機能	5.5.4.		0220515	「再認定解除通知書」を出力できること。 ※ 「再認定通知書」に”新しい認定期間”、”有期無し”を記載する等の方法により対応すること	×			
5.国制度手当	5.5. 帳票出力機能	5.5.5.		0220516	■帳票詳細要件 04 ■ 「支給開始決定通知書」を出力できること。	○	転入に伴う通知であるが、自治体の運用により必要有無が分かれるため、標準オプションとしている。		
5.国制度手当	5.5. 帳票出力機能	5.5.6.		0220517	■帳票詳細要件 05 ■ 「支給停止通知書」を出力できること。 ※ 「障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則準則について」 様式第6号	◎			令和8年4月1日
5.国制度手当	5.5. 帳票出力機能	5.5.7.		0220518	■帳票詳細要件 06 ■ 「支給停止解除通知書」を出力できること。 ※ 「障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則準則について」 様式第6号	◎			令和8年4月1日
5.国制度手当	5.5. 帳票出力機能	5.5.8.		0220519	■帳票詳細要件 07 ■ 「一時差止通知書」を出力できること。 ※ 「障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則準則について」 第18条	◎			令和8年4月1日
5.国制度手当	5.5. 帳票出力機能	5.5.9.		0220520	■帳票詳細要件 08 ■ 「一時差止解除通知書」を出力できること。	◎			令和8年4月1日
5.国制度手当	5.5. 帳票出力機能	5.5.10.		0220521	■帳票詳細要件 09 ■ 「資格喪失通知書」を出力できること。 ※ 「障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則準則について」 様式第9号	◎			令和8年4月1日
5.国制度手当	5.5. 帳票出力機能	5.5.11.		0220522	■帳票詳細要件 10 ■ 「診断書の提出について」を出力できること。 ※1 「特別児童扶養手当等の支給に関する法律における有期認定の障害認定診断書の取扱いについて」 別紙 ※2 一括出力できること	◎			令和8年4月1日
5.国制度手当	5.5. 帳票出力機能	5.5.12.		0220523	■帳票詳細要件 11 ■ 「所得状況届の提出に関するご案内」を出力できること。 ※1 一括出力できること ※2 所得状況届とセット出力を選択できること	◎			令和8年4月1日
5.国制度手当	5.5. 帳票出力機能	5.5.12.		0220524	■帳票詳細要件 11 ■ 「所得状況届の提出に関するご案内」を出力できること。 ※ 現況届とセット出力を選択できること	○			
5.国制度手当	5.5. 帳票出力機能	5.5.13.		0220525	■帳票詳細要件 12 ■ 「所得状況関係連名簿」を出力できること。	○	自治体の運用により必要有無が分かれため、標準オプションとしている。		

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定 した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日	
5.国制度手当	5.5. 帳票出力機能	5.5.14.		0220526	■帳票詳細要件 13 ■ 「特別障害者手当現況届」を出力できること。 ※ 一括出力できること	○	自治体の運用により必要有無が分かれるため、標準オプションとしている。			
5.国制度手当	5.5. 帳票出力機能	5.5.15.		0220527	■帳票詳細要件 14 ■ 「障害児福祉手当現況届」を出力できること。 ※ 一括出力できること	○	自治体の運用により必要有無が分かれるため、標準オプションとしている。			
5.国制度手当	5.5. 帳票出力機能	5.5.16.		0220528	■帳票詳細要件 15 ■ 「経過的福祉手当現況届」を出力できること。 ※ 一括出力できること	○	自治体の運用により必要有無が分かれるため、標準オプションとしている。			
5.国制度手当	5.5. 帳票出力機能	5.5.17.		0220529	■帳票詳細要件 16 ■ 「障害児福祉手当（福祉手当）所得状況届」（表面・裏面）を出力できること。 ※1 省令第2条 様式第3号 ※2 一括出力できること	◎			令和8年4月1日	
5.国制度手当	5.5. 帳票出力機能	5.5.18.		0220530	■帳票詳細要件 17 ■ 「特別障害者手当所得状況届」（表面・裏面）を出力できること。 ※1 第15条 様式第7号 ※2 一括出力できること	◎			令和8年4月1日	
5.国制度手当	5.5. 帳票出力機能	5.5.19.		0220531	■帳票詳細要件 18 ■ 「所得状況届督促通知書」を出力できること。 ※ 一括出力できること	○	自治体の運用により必要有無が分かれるため、標準オプションとしている。			
5.国制度手当	5.5. 帳票出力機能	5.5.20.		0220532	■帳票詳細要件 19、20 ■ 19「受給者台帳」（表面） 20「受給者台帳」（裏面） を出力できること。 ※ 「障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則準則について」 様式第1号、様式第2号、様式第3号	◎	転出先自治体への受給者台帳の送付について、個人情報保護の観点からの確に保護するための処置を行うことを前提に、電子データ（PDF化したファイル等）で送付することも差し支えない。			令和8年4月1日
5.国制度手当	5.5. 帳票出力機能	5.5.21.		0220533	「受給者証明書」を出力できること。 ※ システム外（EXCELやWORD等）対応とすること	×				
5.国制度手当	5.5. 帳票出力機能	5.5.22.		0220534	「転入通知書（台帳移管依頼書）」を出力できること。 ※ システム外対応、宛名印刷や宛名シールでの代用とすること	×				
5.国制度手当	5.5. 帳票出力機能	5.5.23.		0220535	「未支払支給決定通知書」を出力できること。 ※ システム外対応、宛名印刷や宛名シールでの代用とすること	×				
5.国制度手当	5.5. 帳票出力機能	5.5.24.		0220536	「未支払請求却下通知書」を出力できること。 ※ システム外対応、宛名印刷や宛名シールでの代用とすること	×				

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
5.国制度手当	5.5. 帳票出力機能	5.5.25.		0220537	■帳票詳細要件 21 ■ 「被災非該当通知書」を出力できること。 ※ 「障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則について」 様式第7号	○	自治体の運用により必要有無が分かれるため、標準オプションとしている。		
5.国制度手当	5.5. 帳票出力機能	5.5.26.		0220538	「支払対象者一覧表」をEUC機能を利用して作成できること。 ※ 様式は問わない（固定帳票ではない）	◎			令和8年4月1日
5.国制度手当	5.5. 帳票出力機能	5.5.27.		0220539	「支払異動者一覧表」をEUC機能を利用して作成できること。 ※ 様式は問わない（固定帳票ではない）	○	当帳票は、指定した二つの支払日の各対象者の項目（氏名、カナ氏名、支払金額、振込口座など）を対比した結果（同額、増額、減額、口座変更等）が表示される帳票である。		
5.国制度手当	5.5. 帳票出力機能	5.5.28.		0220540	■帳票詳細要件 22 ■ 「支払通知書」を出力できること。 ※ 一括出力できること	◎			令和8年4月1日
5.国制度手当	5.5. 帳票出力機能	5.5.29.		0220541	■帳票詳細要件 23 ■ 「支出内訳書」を出力できること。	○			
5.国制度手当	5.5. 帳票出力機能	5.5.30.		0220542	■帳票詳細要件 24 ■ 「口座振込依頼書」を出力できること。	○			
5.国制度手当	5.5. 帳票出力機能	5.5.31.		0220543	「過払返還通知書」を出力できること。 ※ 出力件数が少ないため、宛名印刷や宛名シールにて代用すること	×			
5.国制度手当	5.5. 帳票出力機能	5.5.32.		0220544	「給付費国庫負担金精算書」をEUC機能を利用して作成できること。 ※1 「特別障害者手当等給付費に係る国庫負担について」 別紙1 ※2 様式は問わない（固定帳票ではない）	◎			令和8年4月1日
5.国制度手当	5.5. 帳票出力機能	5.5.33.		0220545	「給付費国庫負担金精算額内訳」をEUC機能を利用して作成できること。 ※1 「特別障害者手当等給付費に係る国庫負担について」 別紙2 ※2 様式は問わない（固定帳票ではない）	◎			令和8年4月1日
5.国制度手当	5.5. 帳票出力機能	5.5.34.		0220546	「障害児福祉手当 20歳到達に伴う案内通知書」を出力できること。 ※1 出力件数が少ないため、宛名印刷や宛名シールにて代用すること ※2 代用にあたっては対象者のCSVファイルは必要であるが、「20歳到達者の一覧確認機能」を利用すること	×			
5.国制度手当	5.5. 帳票出力機能	5.5.35.		0220547	■帳票詳細要件 25 ■ 「受給者台帳の送付依頼について」を出力できること。	○	当帳票は、転入してきた対象者の過去の支給履歴を含んだ受給者台帳の送付を転入元に依頼する帳票である。		
5.国制度手当	5.5. 帳票出力機能	5.5.36.		0220548	■帳票詳細要件 26 ■ 「障害児福祉手当認定請求書」を出力できること。 ※1 省令第2条 様式第1号	○	自治体の運用により必要有無が分かれるため、標準オプションとしている。		

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定 した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
5.国制度手当	5.5. 帳票出力機能	5.5.37.		0220549	■帳票詳細要件 27 ■ 「特別障害者手当認定請求書」を出力できること。 ※1 省令第15条 様式第5号	○	自治体の運用により必要有無が分かれるため、標準オプションとしている。		
5.国制度手当	5.5. 帳票出力機能	5.5.38.		0220550	■帳票詳細要件 28 ■ 「記載事項変更届」を出力できること。	○	自治体の運用により必要有無が分かれるため、標準オプションとしている。 氏名変更、住所変更、口座変更を届け出る際に記載する帳票である。		
5.国制度手当	5.5. 帳票出力機能	5.5.39.		0220551	■帳票詳細要件 29 ■ 「資格喪失届」を出力できること。 ※ 「障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則」第21条 様式第8号	○	自治体の運用により必要有無が分かれるため、標準オプションとしている。 資格喪失（死亡による喪失も含む）の届け出る際に、記載する帳票である。		
5.国制度手当	5.5. 帳票出力機能	5.5.40.		0220552	■帳票詳細要件 30 ■ 「未支払手当請求書」を出力できること。	○	自治体の運用により必要有無が分かれるため、標準オプションとしている。		
5.国制度手当	5.5. 帳票出力機能	5.5.41.		0220553	「障害児福祉手当支給明細書」、「特別障害者手当支給明細書」、 「福祉手当支給明細書」をEUC機能を利用して作成できること。 ※1 「障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則準則について」 様式第10号、様式第11号、様式第12号 ※2 様式は問わない（固定帳票ではない）	◎			令和8年4月1日
5.国制度手当	5.5. 帳票出力機能	5.5.42.		0220554	■帳票詳細要件 31 ■ 「障害状態再審査（診断）請求書」を出力できること。 ※ 一括出力できること	○	自治体の運用により必要有無が分かれるため、標準オプションとしている。		
5.国制度手当	5.5. 帳票出力機能	5.5.43.		0220555	■帳票詳細要件 32 ■ 「障害程度判定協議依頼書」を出力できること。	○	自治体の運用により必要有無が分かれるため、標準オプションとしている。		
5.国制度手当	5.6. マスタ管理機能	5.6.1.		0220556	所得判定に係る所得限度額等の各種マスタを管理（登録・修正・削除・照会）できること。	◎			令和8年4月1日
5.国制度手当	5.6. マスタ管理機能	5.6.2.		0220557	支払に係る支給単価等の各種マスタを管理（登録・修正・削除・照会）できること。	◎			令和8年4月1日

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID(旧)のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分			要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
						障害福祉システム	障害者総合支援システム	審査会システム			
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）											
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6. 1. 受給者台帳管理機能	6. 1. 1.		0220558	障害福祉サービス等の受給者台帳を管理（登録、修正、削除、照会）でき、新規申請、サービス追加申請、サービス変更申請、利用者負担上限月額の認定・変更、支給決定取消、上限額管理事業者の変更、申請取下げ・却下、記載事項変更、再交付、障害支援区分の認定・変更等の事ができること。	◎	◎	×	事務処理要領をもとに障害福祉サービス等の台帳管理機能として、管理が必要となる申請事由を記載している。		令和8年4月1日
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6. 1. 受給者台帳管理機能	6. 1. 2.		0220559	共通の検索条件に加えて、業務固有の検索条件（受給者証番号）をもとに対象者を検索できること。	◎	◎	×	・共通の検索条件は、機能・帳票要件（1. 障害者福祉共通）に、「対象者検索」として記載している。 ・事業名（障害福祉サービス、障害児通所支援）は、障害福祉サービス、障害児通所支援が同一画面で管理されているシステムの場合のみ必要な機能であるため標準オプションとして整理をしている。		令和8年4月1日
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6. 1. 受給者台帳管理機能	6. 1. 2.		0220560	共通の検索条件に加えて、業務固有の検索条件（事業名（障害福祉サービス、障害児通所支援））をもとに対象者を検索できること。	○	○	×			
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6. 1. 受給者台帳管理機能	6. 1. 3.		0220561	対象者の支給申請情報を管理できること。 【管理項目】 宛名番号、受給者証番号、申請区分コード、申請年月日、児者区分コード、障害基礎年金1級の受給の有無、要介護度コード、医療的ケア判定スコア、障害種別身体、障害種別知的、障害種別精神、障害種別難病、難病コード、難病名称、障害区分コード（※3）、個人番号（※4）、世帯番号（※4）、氏名（※4）、カナ氏名（※4）、英字名（※4）、通称名（※4）、通称名カナ（※4）、氏名優先区分コード（※4）、郵便番号（※4）、住所（※4）、住所方書（※4）、生年月日（※4）、性別（※4）（※5）、保護者との続柄コード（児童の場合）、介護保険被保険者番号、介護保険者番号、変更日、サービス種類コード、資格状態コード、決定サービスコード、希望支給量、利用施設事業所番号、利用施設入所日、利用施設退所日 ※1 事務処理要領に記載の支給申請書の記載事項 ※2 障害福祉サービスを障害児が利用する場合、あるいは障害児通所支援を利用する場合は、対象児童の情報を管理できること。 ※3 障害種別が身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病等対象者かつ重複障害の場合は国保連合会へ送付する主たる障害区分を管理できること。また、障害児の場合は障害児として管理すること。 ※4 個人番号、住基情報で保持している管理項目は、他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む ※5 性別は“その他”も管理できること 【事務処理の内容】 ・介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領） 第2_II 支給申請、第4_I 特例介護給付費・特例訓練等給付費・特例地域相談支援給付費等（ただし、緊急その他やむを得ない場合の支給の取扱いは除く） ・障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について 第2_II 支給申請、第4_I 特例障害児通所給付費等（ただし、緊急その他やむを得ない場合の支給の取扱いは除く） 等 にて示された内容に従う	◎	◎	×			令和8年4月1日
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6. 1. 受給者台帳管理機能	6. 1. 77.		0220562	対象者の支給申請情報を管理できること。 【管理項目】 進行状態コード 申請事由コード	○	○	×	・進行状態は、データ要件で以下を定める予定である。 ・01～09：受理前を自由設定 ・11～19：受理後から決定までを自由設定 ・21～29：保留等を自由設定		
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6. 1. 受給者台帳管理機能			0221272	進行状態コードは、ベンダの実装範囲により、各日付項目等の入力等と連動させる形で自動更新できること。	○	○	×	進行状態コードの更新方法として、各日付項目の入力等と連動させる形で自動的に更新することで、項目間の不整合を抑止し、入力負荷を低減するシステム設計をしているベンダや現行運用している自治体が存在することから、当機能要件を追加している。	【第3.0版】標準化検討会における検討により追加	

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分			要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
						障害者福祉システム	障害者総合支援システム	審査会システム			
6.障害福祉サービス等(受給者管理)	6.1.受給者台帳管理機能	6.1.4.		0220563	支給申請の届出者情報を管理できること。 【管理項目】 届出区分コード 対象者との関係コード 届出者カナ氏名 届出者氏名 届出事業所番号 届出者郵便番号 届出者住所 届出者住所方書き 届出者電話番号 ※1 届出者が本人の場合は入力不要 ※2 届出者が世帯員の場合は、世帯情報を参照して入力可能とすること	○	○	×	令和2年度に実施した検討会にて、構成委員より今後オンライン申請が進んだ場合、自治体側で届出者の特定が難しくなる可能性がある点も踏まえて標準オプションで良いのでは、という意見を踏まえて標準オプションとして整理をしている。		
6.障害福祉サービス等(受給者管理)	6.1.受給者台帳管理機能	6.1.47.		0220564	対象者の支給申請情報（障害支援区分判定のための対象者情報）を管理できること。 【管理項目】 ・「障害支援区分判定ソフト2014 システム改訂版に関する説明書」に準ずる。 また、上記で定められている項目以外に以下の項目も管理項目とする。 ・宛名番号 ・認定調査進捗区分コード ・意見書進捗区分コード ・審査会進捗区分コード ・調査回目 ・意見書回目 ・認定結果提供同意 ※1 ・審査会資料提供同意 ※2 ※1 認定結果提供の同意有無を管理 ※2 審査会資料提供の同意有無を管理 【事務処理の内容】 ・介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領） 第2 III 障害支援区分、IV 市町村審査会	○	○	◎	障害者福祉システム又は障害者総合支援システムと障害支援区分判定ソフトを利用した運用もあるため、標準オプション機能としているが、審査会システムを利用した運用の場合、審査会システムとしては必須機能となるため、実装必須機能として定めている。		令和8年4月1日
6.障害福祉サービス等(受給者管理)	6.1.受給者台帳管理機能	6.1.5.		0220565	国が提供する障害支援区分判定ソフト又は審査会システムに、申請者情報を提供する。 なお、データの抽出処理は随時での運用も可能のこと。 【対象のインターフェース】 ・HCl201 申請者情報(事務処理システム等から) 【事務処理の内容】 ・介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領） 第2 III 障害支援区分、IV 市町村審査会 等にて示された内容に従う	○	○	×	本要件は障害支援区分判定ソフト又は審査会システムとの連携を行う際、障害者福祉システムおよび障害者総合支援システムに必要となる機能を定義しており、障害支援区分判定ソフトおよび審査会システムを使わずに、障害者福祉システム内又は障害者総合支援システム内で判定機能を組み込む場合、本要件は不要となる。		
6.障害福祉サービス等(受給者管理)	6.1.受給者台帳管理機能	6.1.78.		0220566	障害者福祉システム又は障害者総合支援システムに、申請者情報を照会する。なお、データの抽出処理は随時での運用も可能のこと。 【対象のインターフェース】 ・HCl201 申請者情報(事務処理システム等から) 【事務処理の内容】 ・介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領） 第2 III 障害支援区分、IV 市町村審査会 等にて示された内容に従う	×	×	○	本要件は障害者福祉システム又は障害者総合支援システムが審査会システムとの連携を行う際に必要となる機能を定義しており、審査会システムを使わずに、障害者福祉システム内又は障害者総合支援システム内で判定機能を組み込む場合、又は審査会システム上で申請者情報を登録する運用の場合、本要件は不要となる。		

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分			要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
						障害者福祉システム	障害者総合支援システム	審査会システム			
6.障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.1.受給者台帳管理機能	6.1.62.		0220567	国が提供する障害支援区分判定ソフト又は審査会システムに、判定情報を提供する。 なお、データの抽出処理は随時での運用も可能のこと。 【対象のインターフェース】 ・HCI211 判定情報(一次判定等前 事務処理システム等から) 【事務処理の内容】 ・介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領） 第2_Ⅲ 障害支援区分、IV 市町村審査会 等にて示された内容に従う	○	○	×	本要件は障害支援区分判定ソフト又は審査会システムとの連携を行う際、障害者福祉システムおよび障害者総合支援システムに必要となる機能を定義しており、障害支援区分判定ソフトおよび審査会システムを使わずに、障害者福祉システム内又は障害者総合支援システム内で判定機能を組み込む場合、本要件は不要となる。		
6.障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.1.受給者台帳管理機能	6.1.79.		0220568	障害者福祉システム又は障害者総合支援システムに、判定情報を照会する。なお、データの抽出処理は随時での運用も可能のこと。 【対象のインターフェース】 ・HCI221 判定情報(一次判定等前 事務処理システム等から) 【事務処理の内容】 ・介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領） 第2_Ⅲ 障害支援区分、IV 市町村審査会 等にて示された内容に従う	×	×	○	本要件は障害者福祉システム又は障害者総合支援システムが審査会システムとの連携を行う際に必要となる機能を定義しており、審査会システムを使わずに、障害者福祉システム内又は障害者総合支援システム内で判定機能を組み込む場合、又は審査会システム上で判定情報を登録する運用の場合、本要件は不要となる。		
6.障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.1.受給者台帳管理機能	6.1.63.		0220569	国が提供する障害支援区分判定ソフト又は審査会システムに、判定情報を提供する。 なお、データの抽出処理は随時での運用も可能のこと。 【対象のインターフェース】 ・HCI231 判定情報(一次判定等後 事務処理システム等から) 【事務処理の内容】 ・介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領） 第2_Ⅲ 障害支援区分、IV 市町村審査会 等にて示された内容に従う	○	○	×	本要件は障害支援区分判定ソフト又は審査会システムとの連携を行う際、障害者福祉システムおよび障害者総合支援システムに必要となる機能を定義しており、障害支援区分判定ソフトおよび審査会システムを使わずに、障害者福祉システム内又は障害者総合支援システム内で判定機能を組み込む場合、本要件は不要となる。		
6.障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.1.受給者台帳管理機能	6.1.80.		0220570	障害者福祉システム又は障害者総合支援システムに、判定情報を照会する。なお、データの抽出処理は随時での運用も可能のこと。 【対象のインターフェース】 ・HCI231 判定情報(一次判定等後 事務処理システム等から) 【事務処理の内容】 ・介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領） 第2_Ⅲ 障害支援区分、IV 市町村審査会 等にて示された内容に従う	×	×	○	本要件は障害者福祉システム又は障害者総合支援システムが審査会システムとの連携を行う際に必要となる機能を定義しており、審査会システムを使わずに、障害者福祉システム内又は障害者総合支援システム内で判定機能を組み込む場合、又は審査会システム上で判定情報を登録する運用の場合、本要件は不要となる。		
6.障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.1.受給者台帳管理機能	6.1.64.		0220571	国が提供する障害支援区分判定ソフト又は審査会システムに、判定情報を提供する。 なお、データの抽出処理は随時での運用も可能のこと。 【対象のインターフェース】 ・HCI241 判定情報(審査会資料作成処理後 事務処理システム等から) 【事務処理の内容】 ・介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領） 第2_Ⅲ 障害支援区分、IV 市町村審査会 等にて示された内容に従う	○	○	×	本要件は障害支援区分判定ソフト又は審査会システムとの連携を行う際、障害者福祉システムおよび障害者総合支援システムに必要となる機能を定義しており、障害支援区分判定ソフトおよび審査会システムを使わずに、障害者福祉システム内又は障害者総合支援システム内で判定機能を組み込む場合、本要件は不要となる。		

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分			要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
						障害者福祉システム	障害者総合支援システム	審査会システム			
6.障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.1.受給者台帳管理機能	6.1.81.		0220572	障害者福祉システム又は障害者総合支援システムに、判定情報を照会する。なお、データの抽出処理は随時での運用も可能のこと。 【対象のインターフェース】 ・HCI241 判定情報(審査会資料作成処理後 事務処理システム等から) 【事務処理の内容】 ・介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領） 第2 Ⅲ 障害支援区分、IV 市町村審査会 等にて示された内容に従う	×	×	○	本要件は障害者福祉システム又は障害者総合支援システムが審査会システムとの連携を行う際に必要となる機能を定義しており、審査会システムを使わずに、障害者福祉システム内又は障害者総合支援システム内で判定機能を組み込む場合、又は審査会システム上で判定情報を登録する運用の場合、本要件は不要となる。		
6.障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.1.受給者台帳管理機能	6.1.65.		0220573	国が提供する障害支援区分判定ソフト又は審査会システムに、判定情報を提供する。 なお、データの抽出処理は随時での運用も可能のこと。 【対象のインターフェース】 ・HCI251 判定情報(市町村審査会結果入力後 事務処理システム等から) 【事務処理の内容】 ・介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領） 第2 Ⅲ 障害支援区分、IV 市町村審査会 等にて示された内容に従う	○	○	×	本要件は障害支援区分判定ソフト又は審査会システムとの連携を行なう際、障害者福祉システムおよび障害者総合支援システムに必要となる機能を定義しており、障害支援区分判定ソフトおよび審査会システムを使わずに、障害者福祉システム内又は障害者総合支援システム内で判定機能を組み込む場合、本要件は不要となる。		
6.障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.1.受給者台帳管理機能	6.1.82.		0220574	障害者福祉システム又は障害者総合支援システムに、判定情報を照会する。なお、データの抽出処理は随時での運用も可能のこと。 【対象のインターフェース】 ・HCI251 判定情報(市町村審査会結果入力後 事務処理システム等から) 【事務処理の内容】 ・介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領） 第2 Ⅲ 障害支援区分、IV 市町村審査会 等にて示された内容に従う	×	×	○	本要件は障害者福祉システム又は障害者総合支援システムが審査会システムとの連携を行なう際に必要となる機能を定義しており、審査会システムを使わずに、障害者福祉システム内又は障害者総合支援システム内で判定機能を組み込む場合、又は審査会システム上で判定情報を登録する運用の場合、本要件は不要となる。		
6.障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.1.受給者台帳管理機能	6.1.66.		0220575	国が提供する障害支援区分判定ソフト又は審査会システムに、判定情報を提供する。 なお、データの抽出処理は随時での運用も可能のこと。 【対象のインターフェース】 ・HCI281 判定情報(暫定支給結果後 事務処理システム等から) 【事務処理の内容】 ・介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領） 第2 Ⅲ 障害支援区分、IV 市町村審査会 等にて示された内容に従う	○	○	×	本要件は障害支援区分判定ソフト又は審査会システムとの連携を行なう際、障害者福祉システムおよび障害者総合支援システムに必要となる機能を定義しており、障害支援区分判定ソフトおよび審査会システムを使わずに、障害者福祉システム内又は障害者総合支援システム内で判定機能を組み込む場合、本要件は不要となる。		
6.障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.1.受給者台帳管理機能	6.1.83.		0220576	障害者福祉システム又は障害者総合支援システムに、判定情報を照会する。なお、データの抽出処理は随時での運用も可能のこと。 【対象のインターフェース】 ・HCI281 判定情報(暫定支給結果後 事務処理システム等から) 【事務処理の内容】 ・介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領） 第2 Ⅲ 障害支援区分、IV 市町村審査会 等にて示された内容に従う	×	×	○	本要件は障害者福祉システム又は障害者総合支援システムが審査会システムとの連携を行なう際に必要となる機能を定義しており、審査会システムを使わずに、障害者福祉システム内又は障害者総合支援システム内で判定機能を組み込む場合、又は審査会システム上で判定情報を登録する運用の場合、本要件は不要となる。		

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID(旧)のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	障害者福祉システム	障害者総合支援システム	審査会システム	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
6.障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.1.受給者台帳管理機能	6.1.67.		0220577	国が提供する障害支援区分判定ソフト又は審査会システムに、判定情報を提供する。 なお、データの抽出処理は随時での運用も可能のこと。 【対象のインターフェース】 ・HC1291 判定情報(障害支援区分支給決定日入力後 事務処理システム等から) 【事務処理の内容】 ・介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領） 第2 III 障害支援区分、IV 市町村審査会 等にて示された内容に従う	○	○	×		本要件は障害支援区分判定ソフト又は審査会システムとの連携を行う際、障害者福祉システムおよび障害者総合支援システムに必要となる機能を定義しており、障害支援区分判定ソフトおよび審査会システムを使わずに、障害者福祉システム内又は障害者総合支援システム内で判定機能を組み込む場合、本要件は不要となる。		
6.障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.1.受給者台帳管理機能	6.1.84.		0220578	障害者福祉システム又は障害者総合支援システムに、判定情報を照会する。なお、データの抽出処理は随時での運用も可能のこと。 【対象のインターフェース】 ・HC1291 判定情報(障害支援区分支給決定日入力後 事務処理システム等から) 【事務処理の内容】 ・介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領） 第2 III 障害支援区分、IV 市町村審査会 等にて示された内容に従う	×	×	○		本要件は障害者福祉システム又は障害者総合支援システムが審査会システムとの連携を行う際に必要となる機能を定義しており、審査会システムを使わずに、障害者福祉システム内又は障害者総合支援システム内で判定機能を組み込む場合、又は審査会システム上で判定情報を登録する運用の場合、本要件は不要となる。		
6.障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.1.受給者台帳管理機能	6.1.68.		0220579	国が提供する障害支援区分判定ソフト又は審査会システムに、医師意見書情報を提供する。 なお、データの抽出処理は随時での運用も可能のこと。 【対象のインターフェース】 ・HC1471 医師意見書情報(意見書情報 事務処理システム等から) 【事務処理の内容】 ・介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領） 第2 III 障害支援区分、IV 市町村審査会 等にて示された内容に従う	○	○	×		本要件は障害支援区分判定ソフト又は審査会システムとの連携を行う際、障害者福祉システムおよび障害者総合支援システムに必要となる機能を定義しており、障害支援区分判定ソフトおよび審査会システムを使わずに、障害者福祉システム内又は障害者総合支援システム内で判定機能を組み込む場合、本要件は不要となる。		
6.障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.1.受給者台帳管理機能	6.1.85.		0220580	障害者福祉システム又は障害者総合支援システムに、医師意見書情報を照会する。なお、データの抽出処理は随時での運用も可能のこと。 【対象のインターフェース】 ・HC1471 医師意見書情報(意見書情報 事務処理システム等から) 【事務処理の内容】 ・介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領） 第2 III 障害支援区分、IV 市町村審査会 等にて示された内容に従う	×	×	○		本要件は障害者福祉システム又は障害者総合支援システムが審査会システムとの連携を行う際に必要となる機能を定義しており、審査会システムを使わずに、障害者福祉システム内又は障害者総合支援システム内で判定機能を組み込む場合、又は審査会システム上で医師意見書情報を登録する運用の場合、本要件は不要となる。		
6.障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.1.受給者台帳管理機能	6.1.86.		0220581	障害者福祉システム又は障害者総合支援システムに、判定情報を提供する。なお、データの抽出処理は随時での運用も可能のこと。 【対象のインターフェース】 ・HC1220 判定情報(一次判定等前 事務処理システム等へ引き渡し) ・HC1230 判定情報(一次判定等後 事務処理システム等へ引き渡し) ・HC1250 判定情報(審査会結果入力後 事務処理システム等へ引き渡し) 【事務処理の内容】 ・介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領） 第2 III 障害支援区分、IV 市町村審査会 等にて示された内容に従う	×	×	○		本要件は障害者福祉システム又は障害者総合支援システムが審査会システムとの連携を行う際に必要となる機能を定義しており、審査会システムを使わずに、障害者福祉システム内又は障害者総合支援システム内で判定機能を組み込む場合、本要件は不要となる。		

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分			要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
						障害者福祉システム	障害者総合支援システム	審査会システム			
6.障害福祉サービス等(受給者管理)	6.1.受給者台帳管理機能	6.1.48.		0220582	国が提供する障害支援区分判定ソフト又は審査会システムに、判定情報を照会する。なお、データの抽出処理は随時での運用も可能など。 【対象のインターフェース】 ・HC1220 判定情報(一次判定等前 事務処理システム等へ引き渡し) ・HC1230 判定情報(一次判定等後 事務処理システム等へ引き渡し) ・HC1250 判定情報(審査会結果入力後 事務処理システム等へ引き渡し) 【事務処理の内容】 ・介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領） 第2 Ⅲ 障害支援区分、IV 市町村審査会 等にて示された内容に従う	○	○	×	本要件は障害支援区分判定ソフト又は審査会システムとの連携を行う際、障害者福祉システムおよび障害者総合支援システムに必要となる機能を定義しており、障害支援区分判定ソフトおよび審査会システムを使わずに、障害者福祉システム内又は障害者総合支援システム内で判定機能を組み込む場合、本要件は不要となる。		
6.障害福祉サービス等(受給者管理)	6.1.受給者台帳管理機能	6.1.87.		0220583	障害者福祉システム又は障害者総合支援システムに、申請者情報を提供する。なお、データの抽出処理は随時での運用も可能など。 【対象のインターフェース】 ・HC1200 申請者情報(事務処理システム等へ引き渡し) 【事務処理の内容】 ・介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領） 第2 Ⅲ 障害支援区分、IV 市町村審査会 等にて示された内容に従う	×	×	○	本要件は障害者福祉システム又は障害者総合支援システムが審査会システムとの連携を行う際に必要となる機能を定義しており、審査会システムを使わずに、障害者福祉システム内又は障害者総合支援システム内で判定機能を組み込む場合、本要件は不要となる。		
6.障害福祉サービス等(受給者管理)	6.1.受給者台帳管理機能	6.1.69.		0220584	国が提供する障害支援区分判定ソフト又は審査会システムに、申請者情報を照会する。なお、データの抽出処理は随時での運用も可能など。 【対象のインターフェース】 ・HC1200 申請者情報(事務処理システム等へ引き渡し) 【事務処理の内容】 ・介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領） 第2 Ⅲ 障害支援区分、IV 市町村審査会 等にて示された内容に従う	○	○	×	本要件は障害支援区分判定ソフト又は審査会システムとの連携を行う際、障害者福祉システムおよび障害者総合支援システムに必要となる機能を定義しており、障害支援区分判定ソフトおよび審査会システムを使わずに、障害者福祉システム内又は障害者総合支援システム内で判定機能を組み込む場合、本要件は不要となる。		
6.障害福祉サービス等(受給者管理)	6.1.受給者台帳管理機能	6.1.88.		0220585	障害者福祉システム又は障害者総合支援システムに、判定情報を提供する。なお、データの抽出処理は随時での運用も可能など。 【対象のインターフェース】 ・HC1240 判定情報(審査会資料作成処理後 事務処理システム等へ引き渡し) 【事務処理の内容】 ・介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領） 第2 Ⅲ 障害支援区分、IV 市町村審査会 等にて示された内容に従う	×	×	○	本要件は障害者福祉システム又は障害者総合支援システムが審査会システムとの連携を行う際に必要となる機能を定義しており、審査会システムを使わずに、障害者福祉システム内又は障害者総合支援システム内で判定機能を組み込む場合、本要件は不要となる。		
6.障害福祉サービス等(受給者管理)	6.1.受給者台帳管理機能	6.1.70.		0220586	国が提供する障害支援区分判定ソフト又は審査会システムに、判定情報を照会する。 【対象のインターフェース】 ・HC1240 判定情報(審査会資料作成処理後 事務処理システム等へ引き渡し) 【事務処理の内容】 ・介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領） 第2 Ⅲ 障害支援区分、IV 市町村審査会 等にて示された内容に従う	○	○	×	本要件は障害支援区分判定ソフト又は審査会システムとの連携を行う際、障害者福祉システムおよび障害者総合支援システムに必要となる機能を定義しており、障害支援区分判定ソフトおよび審査会システムを使わずに、障害者福祉システム内又は障害者総合支援システム内で判定機能を組み込む場合、本要件は不要となる。		

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID(旧)のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分			要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
						障害者福祉システム	障害者総合支援システム	審査会システム			
6.障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.1.受給者台帳管理機能	6.1.89.		0220587	障害者福祉システム又は障害者総合支援システムに、判定情報を提供する。なお、データの抽出処理は隨時での運用も可能のこと。 【対象のインターフェース】 ・HCI280 判定情報(暫定支給結果後 事務処理システム等へ引き渡し) 【事務処理の内容】 ・介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領） 第2 III 障害支援区分、IV 市町村審査会 等にて示された内容に従う	×	×	○	本要件は障害者福祉システム又は障害者総合支援システムが審査会システムとの連携を行う際に必要となる機能を定義しており、審査会システムを使わずに、障害者福祉システム内又は障害者総合支援システム内で判定機能を組み込む場合、本要件は不要となる。		
6.障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.1.受給者台帳管理機能	6.1.71.		0220588	国が提供する障害支援区分判定ソフト又は審査会システムに、判定情報を照会する。 【対象のインターフェース】 ・HCI280 判定情報(暫定支給結果後 事務処理システム等へ引き渡し) 【事務処理の内容】 ・介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領） 第2 III 障害支援区分、IV 市町村審査会 等にて示された内容に従う	○	○	×	本要件は障害支援区分判定ソフト又は審査会システムとの連携を行なう際、障害者福祉システムおよび障害者総合支援システムに必要となる機能を定義しており、障害支援区分判定ソフトおよび審査会システムを使わずに、障害者福祉システム内又は障害者総合支援システム内で判定機能を組み込む場合、本要件は不要となる。		
6.障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.1.受給者台帳管理機能	6.1.90.		0220589	障害者福祉システム又は障害者総合支援システムに、判定情報を提供する。なお、データの抽出処理は随时での運用も可能のこと。 【対象のインターフェース】 ・HCI1290 判定情報(支給決定日入力処理 事務処理システム等へ引き渡し) 【事務処理の内容】 ・介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領） 第2 III 障害支援区分、IV 市町村審査会 等にて示された内容に従う	×	×	○	本要件は障害者福祉システム又は障害者総合支援システムが審査会システムとの連携を行なう際に必要となる機能を定義しており、審査会システムを使わずに、障害者福祉システム内又は障害者総合支援システム内で判定機能を組み込む場合、本要件は不要となる。		
6.障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.1.受給者台帳管理機能	6.1.72.		0220590	国が提供する障害支援区分判定ソフト又は審査会システムに、判定情報を照会する。なお、データの抽出処理は随时での運用も可能のこと。 【対象のインターフェース】 ・HCI1290 判定情報(支給決定日入力処理 事務処理システム等へ引き渡し) 【事務処理の内容】 ・介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領） 第2 III 障害支援区分、IV 市町村審査会 等にて示された内容に従う	○	○	×	本要件は障害支援区分判定ソフト又は審査会システムとの連携を行なう際、障害者福祉システムおよび障害者総合支援システムに必要となる機能を定義しており、障害支援区分判定ソフトおよび審査会システムを使わずに、障害者福祉システム内又は障害者総合支援システム内で判定機能を組み込む場合、本要件は不要となる。		
6.障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.1.受給者台帳管理機能	6.1.7.		0220591	国が提供する障害支援区分判定ソフトに、判定情報を提供する。なお、データの抽出処理は随时での運用も可能のこと。 【対象のインターフェース】 ・HCI1701 判定情報(報告データ作成時 事務処理システム等から取り込み)	○	○	○	本要件は障害支援区分判定ソフトとの連携を行なう際、障害者福祉システム、障害者総合支援システムおよび審査会システムに必要となる機能を定義しているが、障害支援区分判定ソフトを使用している場合を考慮し、標準オプションとしている。		

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分			要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
						障害者福祉システム	障害者総合支援システム	審査会システム			
6.障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.1.受給者台帳管理機能	6.1.49.		0220592	対象者に対して認定調査員や調査委託事業者の調査割当情報を管理（登録、修正、削除、照会）できること。 【管理項目】 <ul style="list-style-type: none">・「障害支援区分判定ソフト2014 システム改訂版に関する説明書」に準ずる。また、上記で定められている項目以外に以下の項目も管理項目とする。<ul style="list-style-type: none">・調査予定日・調査予定時刻・調査票提出期限	○	○	◎	・本要件は標準仕様書本編の「図1-3 市町村審査会機能のシステム構築イメージ」の②、③の運用を想定した要件として記載している。 ・以下の機能IDは障害者福祉システム又は障害者総合支援システムと障害支援区分判定ソフトを利用した運用もあるため、標準オプション機能としているが、審査会システムを利用した運用の場合、審査会システムとしては必須機能となるため、実装必須機能として定めている。なお、障害者福祉システム又は障害者総合支援システム内に審査会機能を実装している場合においては、審査会システムの実装区分が必須の要件について、障害者福祉システム又は障害者総合支援システムにおいて実装必須となる。 <機能ID> 0220592、0220593、0220596、0220597、0220600、0220601、0220602、0220604		令和8年4月1日
6.障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.1.受給者台帳管理機能	6.1.50.		0220593	認定調査の結果を管理（登録、修正、削除、照会）できること。 【管理項目】 <ul style="list-style-type: none">・「障害支援区分判定ソフト2014 システム改訂版に関する説明書」に準ずる。・厚生労働省より示される「認定調査員マニュアル」にて記入対象となっている項目また、上記で定められている項目以外に以下の項目も管理項目とする。<ul style="list-style-type: none">・認定調査費（※） ※ 認定調査を委託した場合の調査費用を設定する	○	○	◎			令和8年4月1日
6.障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.1.受給者台帳管理機能	6.1.51.		0220594	OCRの読み取りにより認定調査結果を登録できること。 ※ 読み取りエラーが発生した場合、エラー箇所を把握できデータを修正できること	○	○	○			
6.障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.1.受給者台帳管理機能	6.1.52.		0220595	認定調査票の概況調査、サービスの利用状況票、特記事項はスキャナを利用してイメージ画像情報として登録できること。 また、登録されたイメージ画像情報は画面上で参照でき、審査会資料の概況調査、特記事項に印字できること。 ※ 登録されたイメージ画像情報は取込み直し、削除ができる事	○	○	○			
6.障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.1.受給者台帳管理機能	6.1.53.		0220596	対象者に対して医師意見書作成依頼情報を管理（登録、修正、削除、照会）できること。 【管理項目】 <ul style="list-style-type: none">・「障害支援区分判定ソフト2014 システム改訂版に関する説明書」に準ずる。また、上記で定められている項目以外に以下の項目も管理項目とする。<ul style="list-style-type: none">・意見書作成医区分コード・意見書提出期限	○	○	◎			令和8年4月1日

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分			要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
						障害者福祉システム	障害者総合支援システム	審査会システム			
6.障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.1.受給者台帳管理機能	6.1.54.		0220597	医師意見書の結果を管理（登録、修正、削除、照会）できること。 【管理項目】 ・「障害支援区分判定ソフト2014 システム改訂版に関する説明書」に準ずる。 ・厚生労働省より示される「医師意見書記載の手引き」にて記入対象となっている項目 また、上記で定められている項目以外に以下の項目も管理項目とする。 ・在宅・施設入所区分コード ・新規・継続区分コード ・認定結果情報提供希望 ※1 ・審査会資料提供同意 ※2 ・請求書返送有無 ・診察・検査料 ※1 認定結果情報の提供希望有無を管理する ※2 審査会資料の情報提供について意見書作成医から同意有無を管理する	○	○	◎			令和8年4月1日
6.障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.1.受給者台帳管理機能	6.1.55.		0220598	OCRの読み取りにより医師意見書結果を登録できること。 ※ 読み取りエラーが発生した場合、エラー箇所を把握できデータを修正できること	○	○	○			
6.障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.1.受給者台帳管理機能	6.1.56.		0220599	医師意見書はスキャナを利用してイメージ画像情報として登録できること。 また、登録されたイメージ画像情報は画面上で参照でき、審査会資料の医師意見書に印字できること。 ※ 登録されたイメージ画像情報は取込み直し、削除ができること 【管理項目】 意見書イメージ情報 1~10	○	○	○			
6.障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.1.受給者台帳管理機能	6.1.57.		0220600	障害支援区分判定ソフト（組込型）を利用して一次判定できること。	○	○	◎			令和8年4月1日
6.障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.1.受給者台帳管理機能	6.1.58.		0220601	審査対象者に対して一次判定結果を管理（登録、修正、削除、照会）できること。 【管理項目】 ・「障害支援区分判定ソフト2014 システム改訂版に関する説明書」に準ずる。	○	○	◎			令和8年4月1日
6.障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.1.受給者台帳管理機能	6.1.59.		0220602	審査対象者に対して認定審査会の予定情報を管理（登録、修正、削除、照会）できること。 ※ 審査対象者の登録前に別の審査会に登録されているかどうか把握できること 【管理項目】 ・「障害支援区分判定ソフト2014 システム改訂版に関する説明書」に準ずる。 また、上記で定められている項目以外に以下の項目も管理項目とする。 ・審査会開始時刻	○	○	◎			令和8年4月1日

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分			要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
						障害者福祉システム	障害者総合支援システム	審査会システム			
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6.1. 受給者台帳管理機能	6.1.60.		0220603	審査員用の認定審査会資料に対して、個人情報等をマスキングできること。 ※ マスキングの方法は塗りつぶし、代替文字への置き換え、白抜き等の方法が考えられるが、方法は問わない。	○	○	○			
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6.1. 受給者台帳管理機能	6.1.61.		0220604	審査対象者に対して認定審査結果情報を管理（登録、修正、削除、照会）できること。 【管理項目】 ・「障害支援区分判定ソフト2014 システム改訂版に関する説明書」に準ずる。	○	○	◎			令和8年4月1日
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6.1. 受給者台帳管理機能	6.1.95.		0220605	障害支援区分判定対象者独自施策利用項目として以下を実装すること。 【管理項目】 区分1コード～区分5コード 日付1～日付5 備考1～備考5 ※1 利用有無を設定できること ※2 項目名称を設定できること ※3 未入力時のエラー又はアラートを設定できること ※4 EUC機能で扱えること ※5 帳票詳細要件に記載の印字項目の設定対象とすること	○	○	○			
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6.1. 受給者台帳管理機能	6.1.8.		0220606	障害支援区分情報を管理できること。 【管理項目】 認定日 障害支援区分認定有効期間開始日 障害支援区分認定有効期間終了日 障害支援区分コード 訓練等給付スコア 行動援護スコア 【事務処理の内容】 ・介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領） 第2 V 障害支援区分の認定 等にて示された内容に従う	◎	◎	×	本要件は、機能ID：0220565～0220591とは異なり、障害支援区分判定ソフトの利用有無に関わらず、障害支援区分の管理として障害者福祉システム又は障害者総合支援システムに必要となる要件であることから、実装必須としている。		令和8年4月1日
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6.1. 受給者台帳管理機能	6.1.9.		0220607	転入者の場合、障害支援区分認定証明書をもとに、障害支援区分を直接入力できること。 【事務処理の内容】 ・介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領） 第2 V 障害支援区分の認定 等にて示された内容に従う	◎	◎	×			令和8年4月1日

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定 した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分			要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
						障害者福祉シ ステム	障害者総合支 援システム	審査会 システム			
6.障害 福祉 サービ ス等 (受給 者管 理)	6.1.受 給者台 帳管理 機能	6.1.10.		0220608	申請理由、決定理由、特記事項等において非定型的な情報も管理できるよう備考欄等の管理項目を用意し、各種帳票への打ち出し項目として利用できること。 【管理項目】 申請理由コード 申請理由 認定理由コード 認定理由 取消理由コード 取消理由 却下理由コード 却下理由 決定理由コード 決定理由 変更理由コード 変更理由 特記事項 負担額判定時備考 ※また、各理由については頻繁に利用する内容はコード定義により選択可能とし、「その他」が選択された場合にはその内容を自由に入力できること	◎	◎	×	各種帳票への打ち出し項目として利用可能な項目は帳票詳細要件にそれぞれ明記している。		令和8年4月1日
6.障害 福祉 サービ ス等 (受給 者管 理)	6.1.受 給者台 帳管理 機能	6.1.11.		0220609	受給履歴、支給量変更履歴、モニタリング期間等の変更や記載事項変更による変更履歴等の履歴を管理でき、入力された履歴情報を照会できること。	◎	◎	×			令和8年4月1日
6.障害 福祉 サービ ス等 (受給 者管 理)	6.1.受 給者台 帳管理 機能	6.1.96.		0220610	機能ID：0220609 に以下も加えること。 履歴の内容については一覧表示等にて容易に把握が可能であること	○	○	×			
6.障害 福祉 サービ ス等 (受給 者管 理)	6.1.受 給者台 帳管理 機能	6.1.12.		0220611	サービス種類の取消、死亡・転出等受給資格を満たさなくなった場合、台帳を取消できること。 【管理項目】 取消日 【事務処理の内容】 ・介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領） 第2 VII 支給決定及び地域相談支援給付決定、第9 転出・転入時の事務手続 ・障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について 第2 III 通所給付決定、第9 転出・転入時の事務 等にて示された内容に従う	◎	◎	×			令和8年4月1日
6.障害 福祉 サービ ス等 (受給 者管 理)	6.1.受 給者台 帳管理 機能	6.1.12.		0220612	複数のサービスについて、支給決定取り消しとなる場合は、対象サービスを一括で取消できること。	○	○	×			

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定 した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分			要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
						障害者福祉シ ステム	障害者総合支 援システム	審査会 システム			
6.障害 福祉 サービ ス等 (受給 者管 理)	6.1.受 給者台 帳管理 機能	6.1.13.	修正	0221391	<p>支給決定情報を管理できること。</p> <p>【管理項目】 支給決定日、受給者証交付年月日、地域相談支援受給者証交付年月日、2人介護の有無、決定時備考、サービス決定備考、旧障害程度区分等コード、決定支給量、1回当たりの最大提供量、支給量単位区分コード、決定支給期間開始日、決定支給期間終了日、雇用有無、決定在宅利用、同行支援の有無、同行援助区分該当コード、相互利用対象者区分コード、行動援助：重度支援（知的18点以上）、生活介護：重度障害者支援加算（重心）、生活介護：入浴（重心・医ケア）、生活介護：喀痰吸引等（重心・医ケア）、利用日数特例適用有無、利用日数特例適用固定日数、利用日数特例適用マイナスの日数、異動日（※3）、支給決定情報異動日（※3）</p> <p>*1 事務処理要領に記載の各給付費の支給決定において管理すべき項目 *2 支給決定日、決定時備考は申請単位での管理項目とする。また、サービス決定備考は申請単位のサービス種類単位での管理項目とする。 *3 「異動日」「支給決定情報異動日」はそれぞれ、受給者の基本情報、支給決定情報の各項目に変更等が生じた年月（西暦年月(YYYY-MM)）と連番（異動順）を設定するものとし、考え方は国保連に連携する受給者異動連絡票情報（基本情報）、受給者異動連絡票情報（支給決定情報）におけるキー項目「異動年月日」と同様とする。</p> <p>【事務処理の内容】 ・介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）第2 VI 障害児に係る支給決定の方法、VII 支給決定及び地域相談支援給付決定 ・障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について 第2 III 通所給付決定 等 にて示された内容に従う</p>	◎	◎	×	支給決定情報の詳細については、事務処理要領、及び国保連連合会システムI/F仕様書にて既に定められている。システムも原則として事務処理要領及び国保連連合会システムI/F仕様書に準じて実装されていることから、重複記載を避けることも考慮して、サービス種類毎の具体的な支給決定内容まで本仕様書では定義しないこととしている。	【第4.1版】機能ID：0220613から修正	令和8年4月1日
6.障害 福祉 サービ ス等 (受給 者管 理)	6.1.受 給者台 帳管理 機能		訂正	0221374	<p>機能ID：0221391に加えて、月により利用必要日数が異なる場合は、必要な月のみ支給量を管理できること。</p> <p>【管理項目】 サービス種類コード、決定サービスコード、対象年月、決定支給量</p> <p>【事務処理の内容】 ・介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）第2 VII 支給決定及び地域相談支援給付決定 8 支給量又は地域相談支援給付量 (3) 支給量又は地域相談支援給付量の定め方 における月により利用必要日数が異なる場合に各月ごとに異なる支給量を管理できる機能となる。</p>	○	○	×	【第4.0版】標準化検討会における検討により追加		
6.障害 福祉 サービ ス等 (受給 者管 理)	6.1.受 給者台 帳管理 機能	6.1.15.		0220614	<p>国保連合会へデータ連携する際に、国保連合会にて取込・点検時にエラーとなるようなデータの不整合がないかを支給決定時にチェックできること。</p> <p>また、不整合がある場合のデータ修正は容易に行えること。</p> <p>*エラーメッセージは、職員がエラーの原因を特定できる情報を含む表記とすること</p>	◎	◎	×	チェック内容は国保連合会システムの仕様に準拠することから、本仕様書では詳細内容は定義しないこととしている。		令和8年4月1日
6.障害 福祉 サービ ス等 (受給 者管 理)	6.1.受 給者台 帳管理 機能	6.1.16.		0220615	<p>対象者の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の情報を取得し、照会できること。</p> <p>手帳所持の有無のほか、有効期限等の手帳の有効性を確認できる項目を照会できること。</p>	◎	◎	×			令和8年4月1日

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分			要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
						障害者福祉システム	障害者総合支援システム	審査会システム			
6.障害福祉サービス等(受給者管理)	6.1.受給者台帳管理機能	6.1.18.		0220616	<p>本人及び世帯員の世帯状況・収入の情報を管理できること。 【管理項目】 障害年金等（市町村民税の状況）、特別障害者手当等（市町村民税の状況）、世帯員宛名コード（※1）、課税年度、合計所得金額、生保区分コード（※1）、課税非課税区分コード（※1）、世帯員市民税所得割額（※1、※2）、世帯員市民税均等割額（※1）、特定目的収入、市町村認定対象外収入、工賃等収入、障害年金等（収入等の状況）、特別障害者手当等（収入等の状況）、その他稼得収入、その他生活費区分コード、日単価</p> <p>※1 世帯員は10人まで管理可能とし、対象者が障害者の場合の世帯員は対象者および配偶者となる。 ※2 所得区分や利用者負担額等を判定するにあたり、使用する住民税所得割額については、年少扶養控除後、寄附金税額控除前、住宅借入金等特別税額控除前で再計算した金額を使用すること。なお、年少扶養控除額は16歳未満扶養者数および16歳以上19歳未満扶養者数より事務連絡で発出された「旧市町村民税所得割額計算シート」の計算仕様により算出し使用すること。また、政令市では税源移譲前の住民税所得割額、寄附金税額控除額、住宅借入金等特別税額控除額を使用すること。</p>	◎	◎	×	利用者負担額に関する事務手順の詳細は「障害福祉サービス・障害児通所支援等の利用者負担認定の手引き」にて示されており、システムも原則として手引きの手順に準じて実装されていることから、重複記載を避けることも考慮して、本仕様書では詳細な内容まで定義しないこととしている。 機能ID：0221273、0221328は【第3.0版】検討会での議論の結果、機能要件の一部見直し。 機能ID：0221392は【第4.1版】検討会での議論の結果、機能要件の追加		令和8年4月1日
6.障害福祉サービス等(受給者管理)	6.1.受給者台帳管理機能	6.1.98.		0220617	<p>機能ID：0220616 の世帯員市民税所得割額は機能ID：0220616の※2に記載のとおり、「旧市町村民税所得割額計算シート」の計算仕様により算出することとしているが、あわせて調整控除を考慮した算出ができること。 【管理項目】 調整控除額</p>	○	○	×			
6.障害福祉サービス等(受給者管理)	6.1.受給者台帳管理機能	6.1.73.		0220618	<p>本人及び世帯員の世帯状況・収入の情報を管理できること。 【管理項目】 年少扶養人数、特定扶養人数、不動産等家賃収入、公共団体手当、仕送り収入、その他収入、租税、社会保険料、所得確定区分コード</p>	○	○	×			
6.障害福祉サービス等(受給者管理)	6.1.受給者台帳管理機能	新規追加		0221392	<p>本人及び世帯員の世帯状況・収入の情報を管理できること。 【管理項目】 旧所得割計算前所得割額</p>	○	○	×	【第4.1版】標準化検討会における検討により追加		
6.障害福祉サービス等(受給者管理)	6.1.受給者台帳管理機能			0221360	<p>機能ID：0220618に規定する管理項目「特定扶養人数」について、個人住民税システムから連携される項目を利用して自動算出できること。 ※連携ID:01000008で連携されるデータ項目ID:01000362「扶養控除対象区分」及び連携ID:0100009で連携されるデータ項目ID:01000117「被扶養者_宛名番号」より、生年月日から対象有無を判断することを想定している。</p>	○	○	×	【第3.0版】標準化検討会における検討により追加		

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID(旧)のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定 した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日	
						障害者福祉シ ステム	障害者総合支 援システム	審査会 システム		
6.障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.1.受給者台帳管理機能	6.1.19.		0220619	<p>補足給付（グループホーム以外の特定障害者特別給付費）は、支給決定されているサービス情報と入力された収入額等の情報をもとに対象者、及び補足給付額を自動判定できること。 また、対象者の管理、補足給付額は手入力による設定もできること。</p> <p>【管理項目】 補足給付有無 補足給付額（日額） 補足給付有効期間開始日 補足給付有効期間終了日</p> <p>【事務処理の内容】 ・介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）第4 IV 特定障害者特別給付費（補足給付）、V 特例特定障害者特別給付費（法第35条）（ただし、緊急その他やむを得ない場合の支給の取扱いは除く） ・障害福祉サービス・障害児通所支援等の利用者負担認定の手引き 第1～4 補足給付の認定について 等 にて示された内容に従う</p>	◎	◎	×		令和8年4月1日
6.障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.1.受給者台帳管理機能	6.1.20.		0220620	<p>補足給付（グループホームにおける家賃助成）は、支給決定されているサービス情報と所得区分の情報をもとに対象者を自動判定した上で、助成額を管理できること。 また、対象者の管理、助成額は手入力による設定もできること。</p> <p>【管理項目】 補足給付額月額 補足給付額月額支給期間開始日 補足給付額月額支給期間終了日</p> <p>【事務処理の内容】 ・介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）第4 IV 特定障害者特別給付費（補足給付）、V 特例特定障害者特別給付費（法第35条）（ただし、緊急その他やむを得ない場合の支給の取扱いは除く） ・障害福祉サービス・障害児通所支援等の利用者負担認定の手引き 第1～4 補足給付の認定について 等 にて示された内容に従う</p>	◎	◎	×		令和8年4月1日
6.障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.1.受給者台帳管理機能	6.1.94.		0220621	<p>機能ID：0220620に加えて、家賃情報を入力することで補足給付月額（グループホームにおける家賃助成）を自動判定すること。</p> <p>【管理項目】 家賃</p>	○	○	×		
6.障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.1.受給者台帳管理機能	6.1.21.		0220622	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第31条、児童福祉法第21条の5の11により、災害その他の特別な事情により災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより、障害福祉サービス・障害児通所支援に要する費用を負担することが困難となった支給認定障害者等を管理できること。</p> <p>【管理項目】 市町村が定める額の適用有無 市町村が定める額 市町村が定める額の有効期間開始日 市町村が定める額の有効期間終了日</p> <p>【事務処理の内容】 ・介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）第4 II 災害等による特例給付（法第31条） ・障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について 第4 II 災害等による特例給付（法第21条の5の11）等 にて示された内容に従う</p>	◎	◎	×		令和8年4月1日

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日	
						障害者福祉システム	障害者総合支援システム	審査会システム		
6. 障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.1. 受給者台帳管理機能	6.1.22.		0220623	生活保護への移行防止策（境界層対象者）を管理でき、自己負担の負担上限月額や食費等実費負担額の引き下げをできること。 【管理項目】 生保移行防止有無（定率負担） 生保移行防止有無（補足給付） 【事務処理の内容】 ・介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）第2回 利用者負担上限月額の認定 ・障害福祉サービス・障害児通所支援等の利用者負担認定の手引き 第2. 生活保護・境界層対象者に対する負担軽減措置について 等にて示された内容に従う	◎	◎	×		令和8年4月1日
6. 障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.1. 受給者台帳管理機能	6.1.23.		0220624	障害者世帯について、所得区分を認定する際の世帯範囲を障害のある方とその配偶者のみにできること。 【事務処理の内容】 ・障害福祉サービス・障害児通所支援等の利用者負担認定の手引き 第1. 所得区分認定、医療型個別減免、補足給付の認定方法について 等にて示された内容に従う	◎	◎	×		令和8年4月1日
6. 障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.1. 受給者台帳管理機能	6.1.24.		0221328	障害児の世帯について、所得区分を認定する際の世帯範囲を保護者の属する住民基本台帳での世帯にできること。また、市町村等において単身赴任等により生計が同一であることが確認できる場合は、住民基本台帳によらない世帯員を世帯にできること。 【事務処理の内容】 ・障害福祉サービス・障害児通所支援等の利用者負担認定の手引き 第1. 所得区分認定、医療型個別減免、補足給付の認定方法について 等にて示された内容に従う	◎	◎	×	【第3.0版】 機能ID：0220625から修正	令和8年4月1日
6. 障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.1. 受給者台帳管理機能	6.1.25.		0220626	住民税情報や生活保護情報を連携により取得できる場合は、対象者の属する世帯について、住民税情報、生活保護情報、収入情報等の利用者負担額の決定に必要な情報を取得し設定できること。また、登録された過去歴について、照会できること。 なお、当該情報をシステムに保持していない場合は、入力できること。	◎	◎	×		令和8年4月1日
6. 障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.1. 受給者台帳管理機能	6.1.25.		0220627	対象者の属する世帯に他の受給者が存在している場合は、他の受給者の利用者負担額の情報を参照できること。	○	○	×		
6. 障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.1. 受給者台帳管理機能	6.1.26.		0221273	システムで管理している住民税情報、入力した収入等情報をもとに、所得区分の判定と負担上限月額を自動で計算できること。また、所得区分、負担上限月額は任意で変更できること。 なお、医療型個別減免対象者の場合は自動計算の対象外とする。 【管理項目】 所得区分コード 個別減免有無 利用者負担上限月額 利用者負担上限月額有効期間開始日 利用者負担上限月額有効期間終了日	◎	◎	×	【第3.0版】 機能ID：0220628から修正	令和8年4月1日

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分			要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
						障害者福祉システム	障害者総合支援システム	審査会システム			
6.障害福祉サービス等(受給者管理)	6.1.受給者台帳管理機能	6.1.97.		0220629	機能ID：0220655 の障害福祉サービス等（受給者管理）独自施策利用項目を利用して、独自事業（上乗せ）の所得区分や利用者負担上限月額等をベンダの実装範囲において自動で判定できること。	○	○	×	独自の上乗せ支給する場合の要件である。例えば住民税情報や生活保護情報より独自所得区分、利用者負担上限月額等を自動判定するといった要件であるが、自動判定の方法は自治体で様々であることからカスタマイズを抑止するためにベンダの実装範囲としている。		
6.障害福祉サービス等(受給者管理)	6.1.受給者台帳管理機能	6.1.91.		0220630	利用者負担適用期間の更新時、対象となる課税年度の住民税情報をもとに、所得区分の判定と利用者負担上限月額および利用者負担上限月額有効期間を一括登録できること。 ※1 転入者や税連携不可能な「世帯員市民税所得割額」（税上の所得割額に年少扶養親族数、特定扶養親族数を考慮した額）、「障害年金等（市町村民税の状況）」等、住民税情報を参照できない場合は、参照できない項目を手入力できること。 ※2 支給期間の更新、障害支援区分の更新に該当する台帳は一括処理の対象外にできること。 ※3 利用者負担適用期間の更新時に、補足給付、生活保護への移行防止策（境界層対象者）、食事提供体制加算（食事提供加算）等、所得判定に係る減免等情報がある場合には前年度の情報を引き継いで登録できること。 ※4 ※3の減免等情報がある場合には、一括処理時に気付ける仕組みであること。	○	○	×	自治体の運用により必要有無分かれため、標準オプションとしている。		
6.障害福祉サービス等(受給者管理)	6.1.受給者台帳管理機能	6.1.27.		0220631	食事提供体制加算（食事提供加算）の対象有無と適用期間を管理できること。 【管理項目】 食事提供体制加算対象者有無 食事提供体制加算適用有効期間開始日 食事提供体制加算適用有効期間終了日 食事提供加算対象者有無 食事提供加算適用有効期間開始日 食事提供加算適用有効期間終了日 ※対象者を自動判定できること。また手入力を可能とすること。	◎	◎	×	利用者負担額に関する事務手順の詳細は「障害福祉サービス・障害児通所支援等の利用者負担認定の手引き」にて示されており、システムも原則として手引きの手順に準じて実装されていることから、重複記載を避けることも考慮して、本仕様書では詳細な内容まで定義しないこととしている。 なお、食事提供体制加算は経過措置であることから、将来的に経過措置が廃止になった場合は要件から削除を行う予定。		令和8年4月1日
6.障害福祉サービス等(受給者管理)	6.1.受給者台帳管理機能	6.1.28.		0220632	受給者証番号は、自動付番あるいは手入力でき、チェックデジットを付与すること。 ※1 手入力した場合に重複番号を抑止すること。ただし同一人物の場合はアラートとし登録も可能とすること。 ※2 自動付番は、チェックデジットを除いた最大番号からの通番とする。なお、障害福祉サービスおよび障害児通所支援は別々の付番とする。	◎	◎	×			令和8年4月1日
6.障害福祉サービス等(受給者管理)	6.1.受給者台帳管理機能	6.1.29.		0220633	再転入やサービス再開による新規の場合、従前と同じ受給者証番号を付与できること。 ※再転入、あるいはサービス再開時に従前の受給者台帳と紐づけし、同一の受給者証番号を自動付与させること。 ただし、過去のサービス受給時に障害児だった対象者が、障害者として再転入、あるいはサービス再開した場合は、機能ID：0220634 の記載を優先し、新たな受給者証番号を付番すること。	◎	◎	×	再転入した場合、同じ受給者証番号を探番しないと国保連合会システム等で同一人物とみなすことができなくなるため、実装必須としている。		令和8年4月1日

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分			要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
						障害者福祉システム	障害者総合支援システム	審査会システム			
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6. 1. 受給者台帳管理機能	6. 1. 30.		0220634	障害児から障害者になった対象者について、新たな受給者証番号を付番できること。 ※障害児から障害者になった場合、同一の受給者証番号を利用することは認められない。	◎	◎	×	国保連合会システムのI/F仕様書にて障害児から障害者になった場合、新たな受給者証番号を採番することが示されているため、本要件は実装必須としている。		令和8年4月1日
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6. 1. 受給者台帳管理機能	6. 1. 99.		0220635	地域相談支援給付を受給する対象者について、介護給付・訓練等給付とは別の地域相談支援給付受給者証番号を付番できること。 【管理項目】 地域相談支援給付受給者証番号	○	○	×	自治体によって、地域相談支援給付受給者証番号は介護給付・訓練等給付の受給者証番号と別の番号を探番していることから、標準オプション機能としている。		
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6. 1. 受給者台帳管理機能	6. 1. 100.		0220636	地域相談支援給付受給者証番号は、自動付番あるいは手入力でき、チェックデジットを付けること。 ※1 手入力した場合に重複番号を抑止すること。ただし同一人物の場合はアラートとし登録も可能とすること ※2 自動付番は、チェックデジットを除いた最大番号からの通番とする。	○	○	×			
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6. 1. 受給者台帳管理機能	6. 1. 31.		0220637	上限額到達見込者の管理および上限額管理事業者が管理できること。 【管理項目】 上限額管理有無 上限額管理事業所番号 上限額管理有効期間開始日 上限額管理有効期間終了日 【事務処理の内容】 ・介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）第6 I 利用者負担上限額管理事務の概要 ・障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について 第6 I 利用者負担上限額管理事務の概要 等 にて示された内容に従う	◎	◎	×			令和8年4月1日
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6. 1. 受給者台帳管理機能	6. 1. 74.		0220638	対象児童の属する世帯に同一の保護者の支給決定を受けたきょうだい児がいる場合は、上限額管理対象者（複数障害児）の有無、合算対象となるきょうだい児の受給者証番号が管理できること。 【管理項目】 上限額管理対象者（複数障害児）の有無 合算対象受給者証番号 ※ 合算対象受給者証番号は最大5つまで管理できること 【事務処理の内容】 ・介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）第6 I 利用者負担上限額管理事務の概要 ・障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について 第6 I 利用者負担上限額管理事務の概要 等 にて示された内容に従う	○	○	×			
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6. 1. 受給者台帳管理機能	6. 1. 32.		0220639	受給者情報を管理できること。 【管理項目】 特定旧法受給者区分（経過措置対象者） 独自助成対象者区分コード 介護保険給付対象者有無 重度包括支援対象者有無 国庫負担基準単位集計区分コード	◎	◎	×			令和8年4月1日

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分			要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日	
						障害者福祉システム	障害者総合支援システム	審査会システム				
6.障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.1.受給者台帳管理機能	6.1.33.	訂正分割	0221375	療養介護医療受給者情報、肢体不自由児通所医療受給者情報を管理できること。 【管理項目】 公費負担者番号、公費受給者番号、医療部分負担上限月額適用期間開始日、医療部分負担上限月額適用期間終了日、医療部分負担上限月額、医療機関事業所番号、食費負担限度額、医療受給者証交付日 【事務処理の内容】 ・介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）第2IX 受給者証の交付 ・障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について 第2 V 通所受給者証の交付 ・障害福祉サービス・障害児通所支援等の利用者負担認定の手引き第1_3 医療型個別減免について 等にて示された内容に従う		◎	◎	×	【第4.1版】標準化検討会における検討により、令和6年12月2日のマイナ保険証への移行に伴い、管理項目の保険者番号、加入医療保険記号番号枝番を標準オプション機能に分割している。	【第4.0版】機能ID：0220640から修正	令和8年4月1日
6.障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.1.受給者台帳管理機能		分割	0221399	療養介護医療受給者情報、肢体不自由児通所医療受給者情報を管理できること。 【管理項目】 保険者番号 加入医療保険記号番号枝番		○	○	×	【第4.0版】標準化検討会における検討により、令和6年12月2日より健康保険証が廃止されることから、被保険者証記号・番号・枝番を3項目から1項目に変更している。 【第4.1版】標準化検討会における検討により、令和6年12月2日のマイナ保険証への移行に伴い、被保険者証記号番号枝番の名称を加入医療保険記号番号枝番に訂正し、標準オプション機能として保険者番号、加入医療保険記号番号枝番を管理する機能に分割している。	【第4.0版】機能ID：0221375から標準オプション機能として分割	
6.障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.1.受給者台帳管理機能		訂正	0221376	療養介護医療受給者情報、肢体不自由児通所医療受給者情報を管理できること。 【管理項目】 加入医療保険資格取得日 加入医療保険資格喪失日 ※ 当機能の管理項目及び機能ID：0221399の管理項目「保険者番号」及び「加入医療保険記号番号枝番」について、国民健康保険情報もしくは後期高齢者医療保険情報の連携情報を利用できる場合は、自動表示できること		○	○	×	【第4.0版】標準化検討会における検討により、令和6年12月2日より健康保険証が廃止されることから、保険資格の根拠項目を追加し、入力補助として※を追加している。	【第4.0版】当該要件を追加	
6.障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.1.受給者台帳管理機能			0221329	医療型個別減免対象者の場合は、機能ID:0221273 の「利用者負担上限月額」、及び機能ID:0221375 の「医療部分負担上限月額」、「食費負担限度額」の判定に必要な以下の項目を管理できること。 【管理項目】 その他生活費、認定収入額、食費負担限度額（日額）、福祉部分の日額単位数、医療部分の月額医療費		○	○	×	・人口規模や大量処理のために必要な機能 ・医療型個別減免の算定に必要な管理項目を管理する要件である。 ・【第3.0版】検討会での議論の結果、機能要件の一部見直し。	・2023年3月、指定都市要件として詳細化協議案_管理番号：18,45 ・【第3.0版】機能ID：0228030を指定都市以外への拡大を検討し分割	
6.障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.1.受給者台帳管理機能			0221330	医療型個別減免対象者の場合は、機能ID:0221273 の「個別減免有無」、「利用者負担上限月額」、及び機能ID:0221375 の「医療部分負担上限月額」、「食費負担限度額」を自動判定できること。		○	○	×	・人口規模や大量処理のために必要な機能 ・医療型個別減免の算定について、機能ID：0220619（補足給付費の自動判定）の取り扱いと同様に、自動判定を行う要件である。 ・【第3.0版】検討会での議論の結果、機能要件の一部見直し。	・2023年3月、指定都市要件として詳細化協議案_管理番号：18,45 ・【第3.0版】機能ID：0228030を指定都市以外への拡大を検討し分割	

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定 した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	障害者福祉シ スーム	障害者総合支 援システム	審査会 システム	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日	
6.障害 福祉 サービ ス等 (受給 者管 理)	6.1.受 給者台 帳管理 機能	6.1.34.		0220641	<p>計画相談支援を実施する場合、サービス等利用計画案（サービス等利用計画案を含む）が事業者による作成かセルフプラン、あるいは介護保険のケアプラン作成対象者かを区別して、サービス等利用計画者情報を管理できること。</p> <p>【管理項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画作成者コード ・計画相談支援有無 ・計画相談支援事業所番号 ・計画相談支援有効期間開始日 ・計画相談支援有効期間終了日 ・障害児相談支援有無 ・障害児相談支援事業所番号 ・障害児相談支援有効期間開始日 ・障害児相談支援有効期間終了日 ・モニタリング期間印字（※1） <p>※1 「モニタリング期間印字」は、帳票詳細要件の各帳票のシステム印字項目にある「モニタリング期間」の印字編集条件などに記載している、定型的な印字内容に加えて、手入力による非定形的な文言を管理できること。</p> <p>【事務処理の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）第3 計画相談支援給付費の支給事務 ・障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について 第3 障害児相談支援給付費の支給事務 等 <p>にて示された内容に従う</p>	◎	◎	×					令和8年4月1日
6.障害 福祉 サービ ス等 (受給 者管 理)	6.1.受 給者台 帳管理 機能	6.1.34.		0221353	<p>機能ID：0220641に加えて、計画相談支援届出、障害児相談支援届出の区分（新規、変更）を管理できること。</p> <p>【管理項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画相談支援届出区分 ・障害児相談支援届出区分 	○	○	×	・【第3.0版】検討会での議論の結果、管理項目の追加。				
6.障害 福祉 サービ ス等 (受給 者管 理)	6.1.受 給者台 帳管理 機能	6.1.35.		0220642	<p>モニタリング期間および当該モニタリング期間に係る継続サービス利用支援の開始月と終期月等、計画相談支援支給決定情報を管理できること。</p> <p>また、モニタリング対象期間及び対象月は、継続サービス利用支援の開始月と終期月の定められた標準期間に基づき自動判定できること。</p> <p>（ただし、一律に標準期間に沿って設定するのではなく、アセスメントにより勘案すべき事項を踏まえて柔軟に設定することが必要であることから手入力を妨げるものではない）</p> <p>【管理項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モニタリング備考、モニタリング開始年月、モニタリング終了年月、モニタリング事業者番号、モニタリング対象年度、モニタリング対象月－4月～モニタリング対象月－3月、実施区分コード、異動日 <p>【事務処理の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）第3 計画相談支援給付費の支給事務 ・障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について 第3 障害児相談支援給付費の支給事務 等 <p>にて示された内容に従う</p>	◎	◎	×				令和8年4月1日	
6.障害 福祉 サービ ス等 (受給 者管 理)	6.1.受 給者台 帳管理 機能	6.1.35.		0220643	【管理項目】 モニタリング結果報告月－4月～モニタリング結果報告月－3月	○	○	×					

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分			要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
						障害者福祉システム	障害者総合支援システム	審査会システム			
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6.1. 受給者台帳管理機能	6.1.76.		0220644	受給者証のモニタリング期間へ印字するための管理項目（機能ID:0221353 の管理項目「モニタリング期間印字」）に、機能ID:0220642 の計画相談支援支給決定情報から自動で設定できること。	○	○	×			
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6.1. 受給者台帳管理機能	6.1.36.		0220645	継続サービス利用支援のモニタリング期間、相談支援事業者を変更できること。 【事務処理の内容】 ・介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）第3 計画相談支援給付費の支給事務 ・障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について 第3 障害児 相談支援給付費の支給事務 等 にて示された内容に従う	◎	◎	×			令和8年4月1日
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6.1. 受給者台帳管理機能	6.1.37.		0220646	訓練等給付に係る障害福祉サービスを利用する際、事務処理要領に示 された暫定支給決定、共同生活援助の体験利用・サテライト型住居の 利用、標準利用期間等、訓練等給付支給決定情報を管理できること。 【管理項目】 標準利用期間 暫定支給有無 暫定支給期間開始日 暫定支給期間終了日 体験利用有無 体験利用期間開始日 体験利用期間終了日 サテライト型住居利用有無 サテライト型住居利用期間開始日 サテライト型住居利用期間終了日 【事務処理の内容】 ・介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）第2 Ⅷ 支給決定及び地域相談支援給付決定 等 にて示された内容に従う	◎	◎	×			令和8年4月1日
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6.1. 受給者台帳管理機能	6.1.38.		0220647	障害児については、多子軽減対象児童情報を管理できること。 【管理項目】 多子軽減対象区分コード 多子軽減対象期間開始日 多子軽減対象期間終了日 【事務処理の内容】 ・障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について 第2 III 通 所給付決定、V 通所受給者証の交付、第6 利用者負担の上限額管理 事務 ・障害福祉サービス・障害児通所支援等の利用者負担認定の手引き 第1 1 負担上限月額を定める際の所得区分の設定について 等 にて示された内容に従う	◎	◎	×	利用者負担額に関する事務手順の詳細 は「障害福祉サービス・障害児通所支 援等の利用者負担認定の手引き」にて 示されており、システムも原則として 手引きの手順に準じて実装されている ことから、重複記載を避けることも考 慮して、本仕様書では詳細な内容まで 定義しないこととしている。		令和8年4月1日

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定 した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日	
						障害者福祉シ スーム	障害者総合支 援システム	審査会 システム		
6. 障害 福祉 サービ ス等 (受給 者管 理)	6. 1. 受 給者台 帳管理 機能	6. 1. 39.		0220648	<p>障害児については、就学前の障害児の発達支援の無償化対象児童情報を管理できること。また、対象児童の自動判定あるいは、手入力による設定ができるここと。</p> <p>【管理項目】 無償化対象区分コード 無償化対象期間開始日 無償化対象期間終了日</p> <p>なお、無償化対象期間は自動設定できること。 (ただし、学校教育法第18条に基づき就学義務の猶予となった児童に関する無償化対象期間は考慮する必要はない。)</p> <p>【事務処理の内容】 ・障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について 第2 III 通所給付決定、V 通所受給者証の交付、第6 利用者負担の上限額管理事務 ・障害福祉サービス・障害児通所支援等の利用者負担認定の手引き 第1 1 負担上限月額を定める際の所得区分の設定について 等にて示された内容に従う</p>	◎	◎	×	利用者負担額に関する事務手順の詳細は「障害福祉サービス・障害児通所支援等の利用者負担認定の手引き」にて示されており、システムも原則として手引きの手順に準じて実装されていることから、重複記載を避けることも考慮して、本仕様書では詳細な内容まで定義しないこととしている。	令和8年4月1日
6. 障害 福祉 サービ ス等 (受給 者管 理)	6. 1. 受 給者台 帳管理 機能	6. 1. 40.		0220649	<p>障害児については、支給決定対象者である障害児の保護者を管理できること。</p> <p>【管理項目】 宛名番号 個人番号 世帯番号 氏名 カナ氏名 英字名 通称名 通称名カナ 氏名優先区分コード 郵便番号 住所 住所方書 生年月日</p> <p>※ 個人番号、住基情報で保持している管理項目は、他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む</p> <p>【事務処理の内容】 ・介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）第2 VII 支給決定及び地域相談支援給付決定 ・障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について 第2 III 通所給付決定 等にて示された内容に従う</p>	◎	◎	×		令和8年4月1日
6. 障害 福祉 サービ ス等 (受給 者管 理)	6. 1. 受 給者台 帳管理 機能	6. 1. 41.		0220650	支給決定情報を入力する際に、支給決定期間内に、18歳到達を迎える場合、18歳到達を迎える日が含まれるメッセージ表示する仕組みがあること。	◎	◎	×		令和8年4月1日
6. 障害 福祉 サービ ス等 (受給 者管 理)	6. 1. 受 給者台 帳管理 機能	6. 1. 42.		0220651	支給決定情報を入力する際に、支給決定期間内に、65歳到達を迎える場合、65歳到達を迎える日が含まれるメッセージ表示する仕組みがあること。	◎	◎	×		令和8年4月1日

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID(旧)のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分			要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
						障害者福祉システム	障害者総合支援システム	審査会システム			
6.障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.1.受給者台帳管理機能	6.1.75.		0220652	支給決定情報を入力する際に、支給決定期間内に、40歳到達を迎える場合、40歳到達を迎える日が含まれるメッセージ表示する仕組みがあること。	○	○	×	介護保険にて、特定疾病を有する40歳以上65歳未満の2号被保険者については障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合、介護保険優先となるため、注意を促すことを目的としている。		
6.障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.1.受給者台帳管理機能	6.1.92.		0220653	支給決定情報を入力する際に、支給決定期間内に、施設入所者で20歳到達を迎える場合、20歳到達を迎える日が含まれるメッセージ表示する仕組みがあること。	○	○	×	施設入所者については、自治体の運用により20歳到達時に利用者負担額等の見直しを行う場合があるため、注意を促すことを目的としている。		
6.障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.1.受給者台帳管理機能	6.1.93.		0220654	支給決定情報を入力する際に、対象者情報の「施設入所の有無」が有の場合には注意喚起（アラート）ができること。	○	○	×	施設入所者（居住地特例者等）に対して注意を促すことを目的としている。		
6.障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.1.受給者台帳管理機能	6.1.43.		0220655	障害福祉サービス等（受給者管理）独自施策利用項目として以下を実装すること。 【管理項目】 区分1コード～区分5コード 日付1～日付5 金額1～金額5 備考1～備考5 ※1 利用有無を設定できること ※2 項目名称を設定できること ※3 未入力時のエラー又はアラートを設定できること ※4 EUC機能で扱えること ※5 帳票詳細要件に記載の印字項目の設定対象とすること	○	○	×	独自に管理したい項目及び既存システムにおいて管理している情報のうち標準準拠システムへ移行したい項目も想定し、区分、金額、日付、備考をそれぞれ5項目管理できることとした。		
6.障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.1.受給者台帳管理機能	6.1.44.		0220656	申請情報の登録、サービスの支給決定時に、受給資格の整合性チェック（エラー・アラート）ができること。 ※サービスの受給に必要な障害支援区分等の資格情報を満たしていない場合 等	◎	◎	×			令和8年4月1日
6.障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.1.受給者台帳管理機能	6.1.45.		0220657	所得区分、補足給付、食事提供体制加算（食事提供加算）の判定時に、判定要件の整合性チェック（エラー・アラート）ができること。 ※食事提供体制加算（食事提供加算）を入力する際、世帯の課税状況と食事提供体制加算（食事提供加算）対象者有無の整合性が取れない場合 等	◎	◎	×			令和8年4月1日
6.障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.1.受給者台帳管理機能	6.1.46.		0220658	届出情報の事業所、上限額管理事業者、計画作成事業者、モニタリング事業者の入力における事業所の検索は事業所番号、事業所名、事業所名カナ、住所で検索できること。 また、事業所名、事業所名カナ検索は、住民登録システム標準仕様書に準拠した氏名、カナ氏名検索と同様のあいまい検索ができること。	○	○	×			
6.障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.2.一覧管理機能	6.2.1.		0220659	指定した検索期間の範囲内で、任意の年齢に到達する対象者（例：18歳到達、65歳到達等）を一覧で確認できること。	◎	◎	×			令和8年4月1日

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分			要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
						障害者福祉システム	障害者総合支援システム	審査会システム			
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6.2.一覧管理機能	6.2.2.		0220660	指定した年月日時点で、障害福祉サービス等が支給決定されている有効な対象者を抽出、一覧で確認できること。	◎	◎	×			令和8年4月1日
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6.2.一覧管理機能	6.2.3.		0220661	指定した年月、または検索期間の範囲内で、支給決定の有効期間、利用者負担上限月額の有効期間、障害支援区分の認定期間が終了する対象者を抽出、一覧で確認できること。	◎	◎	×			令和8年4月1日
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6.2.一覧管理機能	6.2.16.		0220662	機能ID：0220661に以下も加えること。 障害福祉サービス、障害児通所支援の対象者を同時に抽出できること。	○	○	×			
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6.2.一覧管理機能	6.2.4.		0220663	各種受給者証、各種決定通知書、各種変更決定通知書は、該当者をまとめられる帳票についてはまとめて印刷できること、また個人毎に印刷（再印刷含む）できること。	◎	◎	×	受給者証と各種通知書等は本来まとめて印刷することが望ましいが、指定基準日の観点からまとめて印刷することが難しいケース（※）があるため、「まとめられる帳票については」という記載にしている。 ※例えば、支給決定期間が①3年のサービスを利用中に②1年のサービスを追加決定した場合、受給者証には①と②を両方印字する必要があるため、②の支給開始日を基準に有効なサービスを全て印字する必要があるが、決定通知書は②のみを印字することから支給決定日を基準に印字する必要がある。		令和8年4月1日
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6.2.一覧管理機能	6.2.14.		0220664	各種更新のお知らせ、各種支給申請書、サービス等利用計画案提出依頼書、計画相談支援依頼（変更）届出書、世帯状況・収入等申告書は、該当者をまとめられる帳票についてはまとめて印刷できること、また個人毎に印刷（再印刷含む）できること。	○	○	×			
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6.2.一覧管理機能	6.2.5.		0220665	指定した年月時点で、継続サービス利用支援のモニタリング計画が有効な対象者のモニタリング期間、相談支援事業者等の情報を抽出、一覧で確認できること。	◎	◎	×			令和8年4月1日
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6.2.一覧管理機能	6.2.7.		0220666	対象者を一覧等で抽出した際に、住基上の同一世帯に障害福祉サービスあるいは、障害児通所支援を利用する障害児が複数あり、同一の保護者が支給決定を受けていることを把握できること。	○	○	×	きょうだい児の上限額管理等の運用において、同一世帯で複数障害児の利用がある場合に対象児童を把握するための機能を想定する。		
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6.2.一覧管理機能	6.2.8.		0220667	対象者に対する認定調査に関する情報（認定調査票の進捗状況、調査予定情報、調査実施情報等）を一覧で確認できること。 ※「認定調査依頼書」を outputするために一覧抽出する場合は、認定調査員や調査委託事業者単位で「認定調査依頼書」を封入することを踏まえた並び順とすること。	○	○	◎	・本要件は標準仕様書本編の「図1-3 市町村審査会機能のシステム構築イメージ」の②、③の運用を想定した要件として記載している。 ・以下の機能IDは障害者福祉システム又は障害者総合支援システムと障害支		令和8年4月1日

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分			要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
						障害者福祉システム	障害者総合支援システム	審査会システム			
6.障害福祉サービス等(受給者管理)	6.2.一覧管理機能	6.2.9.		0220668	認定調査委託料の支払いに必要な根拠情報を一覧で確認できること。 ※ 根拠となる項目の例として、委託区分コード、実施日、実施場所区分、認定調査費、指定相談支援事業者の名称、認定調査員漢字名、認定調査委託事業者の口座情報等が考えられる。	○	○	○	援助区分判定ソフトを利用した運用もあるため、標準オプション機能としているが、審査会システムを利用した運用の場合、審査会システムとしては必須機能となるため、実装必須機能として定めている。 <機能ID> 0220667、0220669、0220671		
6.障害福祉サービス等(受給者管理)	6.2.一覧管理機能	6.2.10.		0220669	対象者に対する医師意見書に関する情報（医師意見書の進捗状況、作成依頼情報、意見書入手情報等）を一覧で確認できること。 ※「医師意見書作成依頼書」を出力するために一覧抽出する場合は、医師・医療機関単位で「医師意見書作成依頼書」を封入することを踏まえた並び順とすること。	○	○	◎			令和8年4月1日
6.障害福祉サービス等(受給者管理)	6.2.一覧管理機能	6.2.11.		0220670	医師意見書作成料の支払いに必要な根拠情報を一覧で確認できること。 ※ 根拠となる項目の例として、意見書入手日、意見書記入日、意見書作成区分、医師・医療機関の名称、医師の漢字氏名、在宅・施設入所区分コード、新規・継続区分コード、診察・検査料、医師・医療機関の口座情報等が考えられる。	○	○	○			
6.障害福祉サービス等(受給者管理)	6.2.一覧管理機能	6.2.12.		0220671	対象者に対する認定審査会に関する情報（認定審査会の進捗状況、開催予定情報、実施情報等）を一覧で確認できること。	○	○	◎			令和8年4月1日
6.障害福祉サービス等(受給者管理)	6.2.一覧管理機能	6.2.13.		0220672	認定審査員報酬の支払いに必要な根拠情報を一覧で確認できること。 ※ 根拠となる項目の例として、二次判定日、構成委員種別、構成委員氏名、構成委員の口座情報等が考えられる。	○	○	○			
6.障害福祉サービス等(受給者管理)	6.2.一覧管理機能	6.2.6.		0220673	指定条件で抽出し、一覧を確認、加工できること（EUCができること）。 ※1 障害者福祉共通に記載のEUC機能を満たすこと ※2 表示項目は受給者管理機能の管理項目の全てを対象とし、任意に指定できること ※3 事業所・医療保険者のマスタ情報も表示できること ※4 最新履歴・全履歴・特定期間の履歴等、表示する履歴は任意に指定できること	◎	◎	◎			令和8年4月1日
6.障害福祉サービス等(受給者管理)	6.2.一覧管理機能	6.2.15.		0220674	指定条件で抽出し、一覧を確認、加工できること（EUCができること）。 ※1 認定調査委託事業者情報、認定調査員情報、医師・医療機関情報、医師情報、合議体情報、合議体構成委員情報、認定審査会スケジュールの情報も表示できること	○	○	◎	・本要件は標準仕様書本編の「図1-3 市町村審査会機能のシステム構築イメージ」の②、③の運用を想定した要件として記載している。 ・障害者福祉システム又は障害者総合支援システムと障害支援区分判定ソフトを利用した運用もあるため、標準オプション機能としているが、審査会システムを利用した運用の場合、審査会システムとしては必須機能となるため、実装必須機能として定めている。		令和8年4月1日

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID(0I)のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分			要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日	
						障害者福祉システム	障害者総合支援システム	審査会システム				
6.障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.3.国保連合会との連携機能	6.3.1.		0220675	国保連合会と台帳管理業務において、各種データ連携（障害福祉サービス等・障害児支援業務）をできること。 また、国保連合会へ送信する情報をシステムから出力する際には、国保連合会と市町村の間で定められたインターフェース仕様書に沿ったレイアウトで抽出し、加工することなく、そのまま伝送ソフト等で送信できること。 ※1 対象とするインターフェースは、機能ID：0220677、0220678、0220680～0220693に記載されているものとする。 ※2 登録された管理項目にて国保連合会に送付する異動区分コードが判断され当該機能要件が満たされること。	◎	◎	×				令和8年4月1日
6.障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.3.国保連合会との連携機能	6.3.2.		0220676	各種連携データ作成時に、国保連合会インターフェースとチェックできること。 また、エラーがある場合は、エラー内容を出力すること。	◎	◎	×	・ほぼ全ての自治体が国保連合会を通して請求、エラー等の確認をしていることを踏まえ、当該機能がないとシステム化の意義が薄まる／全団体で効率化の効果が得られると考えられるため実装必須としている。 ・チェック内容は、報酬改定等により改版された国保連合会システムのI/F仕様書に沿った最新の内容であることに留意する。			令和8年4月1日
6.障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.3.国保連合会との連携機能	6.3.3.		0220677	国保連合会へ送信する受給者異動連絡票情報、障害児支援受給者異動連絡票情報について、システムからの抽出、作成を一括でできること。	◎	◎	×			令和8年4月1日	
6.障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.3.国保連合会との連携機能	6.3.4.		0220678	国保連合会へ送信する受給者訂正連絡票情報、障害児支援受給者訂正連絡票情報について、システムからの抽出、作成を一括でできること。	◎	◎	×			令和8年4月1日	
6.障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.3.国保連合会との連携機能	6.3.17.		0220679	機能ID：0220677、0220678に以下も加えること。 機能ID：0220655の障害福祉サービス等（受給者管理）独自施策利用項目を利用して、独自事業（上乗せ）の利用者負担上限月額等をベンダの実装範囲において、国保連合会へ送信する受給者異動（訂正）連絡票情報、障害児支援受給者異動（訂正）連絡票情報の利用者負担上限月額、独自助成対象者区分等に設定できること。	○	○	×	独自の上乗せ支給する場合の要件である。			
6.障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.3.国保連合会との連携機能	6.3.5.		0220680	国保連合会へ送信する受給者異動（訂正）連絡票情報、障害児支援受給者異動（訂正）連絡票情報について、受給者証番号、異動年月日ごとに異動履歴の内容を管理（追加、修正、削除、照会）でき、CSV、帳票等によりその内容を出力できること。 また、追加、修正、削除した内容は、国保連合会へ送信する各種連絡票情報としてシステムからの抽出、作成ができること。	◎	◎	×			令和8年4月1日	
6.障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.3.国保連合会との連携機能	6.3.6.		0220681	国保連合会より受信する受給者情報更新結果情報、障害児支援受給者情報更新結果情報について、システムへの取込を一括できること。 また、システムの受給者異動情報と契合し、内容相違がないかをチェックできること。	○	○	×	更新結果情報の取込実施については、自治体により運用が分かれる部分であることから、標準オプションとしている。			

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分			要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
						障害者福祉システム	障害者総合支援システム	審査会システム			
6.障害福祉サービス等(受給者管理)	6.3.国保連合会との連携機能	6.3.18.		0220682	国保連合会へ送信する受給者情報突合情報、障害児支援受給者情報突合情報について、システムからの抽出、作成を一括でできること。	○	○	×	突合情報の利用については、自治体により運用が分かれる部分であることから、標準オプションとしている。		
6.障害福祉サービス等(受給者管理)	6.3.国保連合会との連携機能	6.3.19.		0220683	国保連合会より受信する受給者情報突合結果情報、障害児支援受給者情報突合結果情報について、システムへの取込を一括でできること。	○	○	×			
6.障害福祉サービス等(受給者管理)	6.3.国保連合会との連携機能	6.3.7.		0220684	国保連合会へ送信する高額障害福祉サービス費世帯等異動連絡票情報、高額障害児給付費世帯等異動連絡票情報について、システムからの抽出、作成を一括でできること。	○	○	×	本要件は高額障害福祉サービス費の処理を国保連合会に委託をしている場合のみ必要となるものであることから、標準オプションとしている。		
6.障害福祉サービス等(受給者管理)	6.3.国保連合会との連携機能	6.3.8.		0220685	国保連合会へ送信する高額障害福祉サービス費世帯等訂正連絡票情報、高額障害児給付費世帯等訂正連絡票情報について、システムからの抽出、作成を一括でできること。	○	○	×			
6.障害福祉サービス等(受給者管理)	6.3.国保連合会との連携機能	6.3.9.		0220686	国保連合会へ送信する高額障害福祉サービス費世帯等異動（訂正）連絡票情報、高額障害児給付費世帯等異動（訂正）連絡票情報について、受給者証番号、異動年月日ごとに異動履歴の内容を管理（追加、修正、削除、照会）でき、CSV、帳票等によりその内容を出力できること。 また、追加、修正、削除した内容は、国保連合会へ送信する各種連絡票情報としてシステムからの抽出、作成ができること。	○	○	×			
6.障害福祉サービス等(受給者管理)	6.3.国保連合会との連携機能	6.3.10.		0220687	国保連合会より受信する高額障害福祉サービス費世帯等情報更新結果情報、高額障害児給付費世帯等情報更新結果情報について、システムへの取込を一括でできること。 また、システムの世帯等異動動情報と突合し、内容相違がないかをチェックできること。	○	○	×			
6.障害福祉サービス等(受給者管理)	6.3.国保連合会との連携機能	6.3.13.		0220688	国保連合会へ送信する個人番号異動連絡票情報、障害児支援個人番号異動連絡票情報について、システムからの抽出、作成を一括でできること。	○	○	×			
6.障害福祉サービス等(受給者管理)	6.3.国保連合会との連携機能	6.3.14.		0220689	国保連合会へ送信する個人番号訂正連絡票情報、障害児支援個人番号訂正連絡票情報について、システムからの抽出、作成を一括でできること。	○	○	×			
6.障害福祉サービス等(受給者管理)	6.3.国保連合会との連携機能	6.3.15.		0220690	国保連合会へ送信する個人番号異動（訂正）連絡票情報、障害児支援個人番号異動（訂正）連絡票情報について、受給者証番号、異動年月日ごとに異動履歴の内容を管理（追加、修正、削除、照会）でき、CSV、帳票等によりその内容を出力できること。 また、追加、修正、削除した内容は、国保連合会へ送信する各種連絡票情報としてシステムからの抽出、作成ができること。	○	○	×			

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分			要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
						障害者福祉システム	障害者総合支援システム	審査会システム			
6.障害福祉サービス等(受給者管理)	6.3.国保連合会との連携機能	6.3.16.		0220691	国保連合会より受信する個人番号情報更新結果情報、障害児支援個人番号情報更新結果情報について、システムへの取込を一括でできること。 また、システムの個人番号と突合し、内容相違がないかをチェックできること。	○	○	×			
6.障害福祉サービス等(受給者管理)	6.3.国保連合会との連携機能	6.3.11.		0220692	国保連合会より受信する国保連合会インターフェース（統計編）の「KKR_HP：個人ごとの状況（障害福祉サービス、相談支援、地域相談支援）」について、システムへの取込を一括でできること。	○	○	×	本要件は機能ID：0220750を実装するための機能である。		
6.障害福祉サービス等(受給者管理)	6.3.国保連合会との連携機能	6.3.12.		0220693	国保連合会より受信する国保連合会インターフェース（統計編）の「KKR_HC：個人ごとの状況（障害児支援、障害児相談支援）」について、システムへの取込を一括でできること。	○	○	×	本要件は6.6.統計管理機能の6.6.8.を実装するための機能である。		
6.障害福祉サービス等(受給者管理)	6.4.事業者管理	6.4.1.		0220694	指定事業所及び基準該当事業所について、事業所等に関する事項（基本情報）を管理（登録、修正、削除、照会）できること。 【管理項目】 障害福祉障害児支援区分コード、事業所番号、主たる事業所名称、主たる事業所名称カナ、代表者氏名カナ、代表者氏名漢字、代表者郵便番号、代表者住所、代表者住所方書、代表者職名	◎	◎	×			令和8年4月1日
6.障害福祉サービス等(受給者管理)	6.4.事業者管理	6.4.5.		0220695	指定事業所及び基準該当事業所について、事業所等に関する事項（基本情報）を管理（登録、修正、削除、照会）できること。 【管理項目】 申請（開設）者名称カナ、申請（開設）者名称漢字、申請（開設）者郵便番号、申請（開設）者住所カナ、申請（開設）者住所、申請（開設）者住所方書、申請（開設）者電話番号、申請（開設）者FAX番号、法人等種別コード、指定／基準該当事業所区分コード、管轄区	○	○	×			
6.障害福祉サービス等(受給者管理)	6.4.事業者管理	6.4.2.		0220696	指定事業所及び基準該当事業所について、サービス種類単位にサービス内容に関する事項（サービス情報）を管理（登録、修正、削除、照会）できること。 【管理項目】 サービス種類コード、サービスの内容、サービス状態コード、適用開始年月（※1）、適用終了年月（※1）、サービス提供単位番号、事業所名称カナ、事業所名称漢字、事業所郵便番号、事業所住所、事業所住所方書、事業所電話番号、事業所FAX番号、地域区分コード、事業開始日、事業休止日、事業廃止日、事業再開日、事業実施区分コード、事業所情報備考、管理者名称カナ、管理者名称漢字、管理者郵便番号、管理者住所、管理者住所方書	○	○	×			
6.障害福祉サービス等(受給者管理)	6.4.事業者管理	6.4.3.		0220697	登録した事業所の内容については事業所情報（事業所番号、事業所名、サービス種類、事業所区分コード（事業所番号の3桁目）、所在地、電話番号等）をもとに一覧で確認できること。	◎	◎	×			令和8年4月1日

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID(旧ID)のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分			要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日	
						障害者福祉システム	障害者総合支援システム	審査会システム				
6.障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.4.事業者管理	6.4.4.		0220698	指定事業所情報については、WAMNETからダウンロードしたCSVファイルを一括取込できること。 ※WAMNETにて「障害福祉サービス事業所情報」の運用は、平成31年3月末をもって終了し、現在は障害福祉サービス等情報公表システムが稼働しているが、CSVファイルのダウンロード機能がないため、実装不可とする。	×	×	×	現在、WAMMNETではCSVファイルのダウンロード機能を廃止しているため、本要件は実装不可としている。			
6.障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.4.事業者管理	6.4.6.		0220699	指定事業所及び基準該当事業所について、国保連のインタフェース仕様書(都道府県編)の事業所台帳情報より一括取込みできること。	○	○	×	事業所台帳情報は都道府県および指定都市が国保連に依頼した場合、国保連より都道府県および指定都市に提供される情報であるが、この情報を管轄の市区町村へ提供し取り込むことを想定している。			
6.障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.5.帳票出力機能	6.5.38.		0220700	機能ID:0220655 の障害福祉サービス等(受給者管理)独自施策利用項目を利用して、独自事業(上乗せ)の所得区分や利用者負担上限月額、医療部分負担上限月額、食費負担限度額等をベンダの実装範囲において各帳票の負担上限月額、負担上限月額(療養介護医療、肢体不自由児通所医療、食事療養)の欄等に印字できること。	○	○	×	・独自の上乗せ支給する場合の要件である。例えば利用者負担上限月額が法定は37,200円のところ、独自策成により24,600円となる場合は、障害福祉サービス受給者証の負担上限月額欄に対して「37,200円(独自策成により24,600円)」と印字する要件であるが、独自策成の印字方法は自治体で様々であることからカスタマイズを抑止するためにベンダの実装範囲としている。	機能ID:0220655 の障害福祉サービス等(受給者管理)独自施策利用項目は、各帳票の「編集」や「自由記載」の領域に印字することは可能となっているが、印字欄が分かれることで利用者や事業者の誤認に繋がるおそれがあることから設けた要件である。		
6.障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.5.帳票出力機能	6.5.1.		0220701	■帳票詳細要件01、02■ 以下の支給申請書を出力できること。 01「(介護給付費・訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費) 支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書」 02「障害児通所給付費支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書」 【帳票の用途】 「介護給付費等に係る支給決定事務等について(事務処理要領)」にて、参考様式として様式第1号が示されている。 「障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について」にて、参考様式として様式例第1号が示されている。 ※申請書裏面(主治医、申請する減免の種類等)の印刷は選択できること	○	○	×	申請書・届出書等の通知書関連以外の帳票はシステム出力有無が自治体によって要件が分かれる部分となるため、標準オプションとしている。			
6.障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.5.帳票出力機能	6.5.2.		0220702	■帳票詳細要件03、04■ 以下の支給変更申請書を出力できること。 03「(介護給付費・訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費) 支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書」 04「障害児通所給付費支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書」 【帳票の用途】 「介護給付費等に係る支給決定事務等について(事務処理要領)」にて、参考様式として様式第7号が示されている。 「障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について」にて、参考様式として様式例第6号が示されている。 ※申請書裏面(主治医、申請する減免の種類等)の印刷は選択できること	○	○	×				

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分			要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日	
						障害者福祉システム	障害者総合支援システム	審査会システム				
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6.5. 帳票出力機能	6.5.37.		0220703	■帳票詳細要件44, 45■ 44「世帯状況・収入等申告書（介護給付費等）」、 45「世帯状況・収入等申告書（障害児通所給付費）」を出力できること。 ※1 一括出力もできること ※2 任意選択により、対象者毎に支給申請書や利用者負担適用期間更新のお知らせとセットで出力できること	○	○	×				
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6.5. 帳票出力機能	6.5.3.		0220704	■帳票詳細要件05■ 計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給申請書を出力できること。 【帳票の用途】 「介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）」にて、参考様式として様式第17号が示されている。	○	○	×				
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6.5. 帳票出力機能	6.5.4.		0220705	■帳票詳細要件06■ 計画相談支援・障害児相談支援依頼（変更）届出書を出力できること。 【帳票の用途】 「介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）」にて、参考様式として様式第18号が示されている。	○	○	×				
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6.5. 帳票出力機能	6.5.5.		0220706	■帳票詳細要件 15■ 障害支援区分認定通知書を出力できること。 【帳票の用途】 「介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）」にて、参考様式として様式第3号が示されている。	◎	◎	×			令和8年4月1日	
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6.5. 帳票出力機能	6.5.6.		0220707	■帳票詳細要件 21■ 障害支援区分変認定通知書が出力できること。 【帳票の用途】 「介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）」にて、参考様式として様式第9号が示されている。	◎	◎	×	障害福祉サービス受給者証の印字内容の詳細については、事務処理要領にて記載方法が既に定められている。システムも原則として事務処理要領に準じて実装されるものであることから、重複記載を避けることも考慮して、具体的な記載方法まで本仕様書では定義しないこととしている。		令和8年4月1日	
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6.5. 帳票出力機能	6.5.7.		0220708	■帳票詳細要件 23■ 障害福祉サービス受給者証を出力できること。 ※受給者証の1面のサイズはA4用紙に最大3面印字できるように外枠のサイズは縦：12.4cm×横：8.6cmとする。 【帳票の用途】 「介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）」にて、参考様式として様式第11号が示されている。	◎	◎	×	プレプリント様式については、（一）～（六）面は、実装必須に記載の様式と同様となる。 障害福祉サービス受給者証の印字内容の詳細については、事務処理要領にて記載方法が既に定められている。システムも原則として事務処理要領に準じて実装されるものであることから、重複記載を避けることも考慮して、具体的な記載方法まで本仕様書で		令和8年4月1日	

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分			要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日	
						障害福祉システム	障害者総合支援システム	審査会システム				
6.障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.5.帳票出力機能	6.5.7.		0220709	■帳票詳細要件 23-2 ■ 障害福祉サービス受給者証（プレプリント様式）を出力できること。 ※受給者証の1面のサイズはA4用紙に最大3面印字できるように外枠のサイズは縦：12.4cm×横：8.6cmとする。 【帳票の用途】 「介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）」にて、参考様式として様式第11号が示されている。	○	○	×	は定義しないこととしている。			
6.障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.5.帳票出力機能	6.5.8.		0220710	■帳票詳細要件 24 ■ 地域相談支援受給者証を出力できること。 ※受給者証の1面のサイズはA4用紙に最大3面印字できるように外枠のサイズは縦：12.4cm×横：8.6cmとする。 【帳票の用途】 「介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）」にて、参考様式として様式第12号が示されている。	◎	◎	×	地域相談支援受給者証の印字内容の詳細については、事務処理要領にて記載方法が既に定められている。 システムも原則として事務処理要領に準じて実装されるものであることから、重複記載を避けることも考慮して、具体的な記載方法まで本仕様書では定義しないこととしている。		令和8年4月1日	
6.障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.5.帳票出力機能	6.5.9.		0220711	■帳票詳細要件 25 ■ 療養介護医療受給者証の印字内容の詳細については、事務処理要領にて記載方法が既に定められている。 ※受給者証の1面のサイズは、利用上、障害福祉サービス受給者証とあわせることが望ましいことから、外枠のサイズは縦：12.4cm×横：8.6cmとする。 【帳票の用途】 「介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）」にて、参考様式として様式第13号が示されている。	◎	◎	×	療養介護医療受給者証の印字内容の詳細については、事務処理要領にて記載方法が既に定められている。 システムも原則として事務処理要領に準じて実装されるものであることから、重複記載を避けることも考慮して、具体的な記載方法まで本仕様書では定義しないこととしている。		令和8年4月1日	
6.障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.5.帳票出力機能	6.5.10.		0220712	■帳票詳細要件 26 ■ 通所受給者証を出力できること。 ※受給者証の1面のサイズはA4用紙に最大3面印字できるように外枠のサイズは縦：12.4cm×横：8.6cmとする。 【帳票の用途】 「障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について」にて、参考様式として様式例第9号が示されている。	◎	◎	×	プレプリント様式については、（一）～（五）面は、実装必須に記載の様式と同様となる。 通所受給者証の印字内容の詳細については、事務処理要領にて記載方法が既に定められている。 システムも原則として事務処理要領に準じて実装されるものであることから、重複記載を避けることも考慮して、具体的な記載方法まで本仕様書では定義しないこととしている。		令和8年4月1日	
6.障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.5.帳票出力機能	6.5.10.		0220713	■帳票詳細要件 26-2 ■ 通所受給者証（プレプリント様式）を出力できること。 ※受給者証の1面のサイズはA4用紙に最大3面印字できるように外枠のサイズは縦：12.4cm×横：8.6cmとする。 【帳票の用途】 「障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について」にて、参考様式として様式例第9号が示されている。	○	○	×				
6.障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.5.帳票出力機能	6.5.11.		0220714	■帳票詳細要件 27 ■ 肢体不自由児通所医療受給者証を出力できること。 ※受給者証の1面のサイズは、利用上、通所受給者証とあわせることが望ましいことから、外枠のサイズは縦：12.4cm×横：8.6cmとする。 【帳票の用途】 「障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について」にて、参考様式として様式例第10号が示されている。	◎	◎	×	肢体不自由児通所医療受給者証の印字内容の詳細については、事務処理要領にて記載方法が既に定められている。 システムも原則として事務処理要領に準じて実装されるものであることから、重複記載を避けることも考慮して、具体的な記載方法まで本仕様書では定義しないこととしている。		令和8年4月1日	

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID(旧)のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分			要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
						障害者福祉システム	障害者総合支援システム	審査会システム			
6.障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.5.帳票出力機能	6.5.12.		0220715	■帳票詳細要件 12,13 ■ 以下の支給決定通知書を出力できること。 12「(介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費) 支給(給付)決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書」 13「障害児通所給付費支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書」 【帳票の用途】 「介護給付費等に係る支給決定事務等について (事務処理要領)」にて、参考様式として様式第2号が示されている。 「障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について」にて、参考様式として様式例第2号が示されている。	◎	◎	×			令和8年4月1日
6.障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.5.帳票出力機能	6.5.13.		0220716	■帳票詳細要件 18,19 ■ 以下の変更決定通知書を出力できること。 18「(介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費) 支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書」 19「障害児通所給付費支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書」 【帳票の用途】 「介護給付費等に係る支給決定事務等について (事務処理要領)」にて、参考様式として様式第8号が示されている。 「障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について」にて、参考様式として様式例第7号が示されている。	◎	◎	×			令和8年4月1日
6.障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.5.帳票出力機能	6.5.14.		0220717	■帳票詳細要件 28,29 ■ 以下の決定取消通知書を出力できること。 28「支給(給付)決定取消通知書」 29「支給決定取消通知書 ※障害児通所支援に係るもの」 【帳票の用途】 「介護給付費等に係る支給決定事務等について (事務処理要領)」にて、参考様式として様式第10号が示されている。 「障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について」にて、参考様式として様式例第8号が示されている。	◎	◎	×			令和8年4月1日
6.障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.5.帳票出力機能	6.5.15.		0220718	■帳票詳細要件 22 ■ 障害支援区分認定証明書を出力できること。 【帳票の用途】 「介護給付費等に係る支給決定事務等について (事務処理要領)」にて、参考様式として様式第25号が示されている。	○	○	×	障害支援区分認定証明書の情報は自治体中間サーバを利用した情報照会機能にて取得可能であることから帳票印刷機能は標準オプションとしている。		
6.障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.5.帳票出力機能	6.5.16.		0220719	■帳票詳細要件 16,17 ■ 以下の却下決定通知書を出力できること。 16「却下決定通知書(介護給付費等)」 17「却下決定通知書(障害児通所給付費)」 【帳票の用途】 「介護給付費等に係る支給決定事務等について (事務処理要領)」にて、参考様式として様式第4号が示されている。 「障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について」にて、参考様式として様式例第3号が示されている。	◎	◎	×			令和8年4月1日

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分			要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
						障害者福祉システム	障害者総合支援システム	審査会システム			
6.障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.5.帳票出力機能	6.5.17.		0220720	■帳票詳細要件 14 ■ 計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給（却下）通知書を出力できること。 【帳票の用途】 「介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）」にて、参考様式として様式第19号が示されている。	◎	◎	×			令和8年4月1日
6.障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.5.帳票出力機能	6.5.18.		0220721	■帳票詳細要件 30 ■ 計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給決定取消通知書の帳票を出力できること。 【帳票の用途】 「介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）」にて、参考様式として様式第21号が示されている。	◎	◎	×			令和8年4月1日
6.障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.5.帳票出力機能	6.5.19.		0220722	■帳票詳細要件 20 ■ モニタリング期間変更通知書を出力できること。 【帳票の用途】 「介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）」にて、参考様式として様式第20号が示されている。	◎	◎	×			令和8年4月1日
6.障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.5.帳票出力機能	6.5.20.		0220723	■帳票詳細要件07 ■ 申請内容変更届出書（介護給付費等）を出力できること。 ■帳票詳細要件08 ■ 申請内容変更届出書（障害児通所給付費）を出力できること。 【帳票の用途】 「介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）」にて、参考様式として様式第14号が示されている。 「障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について」にて、参考様式として様式例第11号が示されている。	○	○	×	申請書・届出書等の通知書関連以外の帳票はシステム出力有無が自治体によって要件が分かれる部分となるため、標準オプションとしている。		
6.障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.5.帳票出力機能	6.5.21.		0220724	■帳票詳細要件09 ■ 受給者証再交付申請書（介護給付費等）を出力できること。 ■帳票詳細要件10 ■ 受給者証再交付申請書（障害児通所給付費）を出力できること。 【帳票の用途】 「介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）」にて、参考様式として様式第15号が示されている。 「障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について」にて、参考様式として様式例第12号が示されている。	○	○	×			
6.障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.5.帳票出力機能	6.5.22.		0220725	■帳票詳細要件11 ■ 利用者負担上限額管理事務依頼（変更）届出書を出力できること。 【帳票の用途】 「障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について」にて、参考様式として様式第17号（上限額管理関係）が示されている。	○	○	×			

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分			要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
						障害者福祉システム	障害者総合支援システム	審査会システム			
6.障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.5.帳票出力機能	6.5.23.		0220726	■帳票詳細要件31■ 障害福祉サービス申請手続きのお知らせ（18歳到達）を出力できること。 ■帳票詳細要件32■ 介護保険要介護（要支援）認定申請のお知らせを出力できること。 ※一括出力できること。	○	○	×	お知らせ通知は窓空き宛名の印刷機能のみで対応する自治体が多いが、受給者証番号を印字するケース等もあるという意見も検討会にて挙がったため、最低限の印字項目を設けた専用帳票を標準オプションとして定義する。		
6.障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.5.帳票出力機能	6.5.24.		0220727	■帳票詳細要件33■ 障害支援区分更新のお知らせを出力できること。 ■帳票詳細要件34■ 支給期間更新のお知らせ（介護給付費等）を出力できること。 ■帳票詳細要件37■ 支給期間更新のお知らせ（障害児通所給付費）を出力できること。 ■帳票詳細要件35■ 利用者負担適用期間更新のお知らせ（介護給付費等）を出力できること。 ■帳票詳細要件38■ 利用者負担適用期間更新のお知らせ（障害児通所給付費）を出力できること。 ※一括出力できること。	○	○	×			
6.障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.5.帳票出力機能	6.5.25.		0220728	■帳票詳細要件36■ サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案提出依頼書を出力できること。 【帳票の用途】 「介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）」にて、参考様式として様式第16号が示されている。	○	○	×	申請書・届出書等の通知書関連以外の帳票はシステム出力有無が自治体によって要件が分かれる部分となるため、標準オプションとしている。		
6.障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.5.帳票出力機能	6.5.26.		0220729	■帳票詳細要件39■ 「認定調査依頼書」を出力できること。 ※1 一括出力もできること ※2 任意選択により、対象者毎に認定調査票とセットで出力できること	○	○	◎	・本要件は標準仕様書本編の「図1-3 市町村審査会機能のシステム構築イメージ」の②、③の運用を想定した要件として記載している。 ・以下の機能IDは障害者福祉システム又は障害者総合支援システムと障害支援区分判定ソフトを利用した運用もあるため、標準オプション機能としているが、審査会システムを利用した運用の場合、審査会システムとしては必須機能となるため、実装必須機能として定めている。 <機能ID> 0220729、0220732、0220733、0220736、0220737	令和8年4月1日	
6.障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.5.帳票出力機能	6.5.27.		0220730	「認定調査票（概況調査・サービスの利用状況・基本調査）」を出力できること。 ※1 一括出力もできること ※2 本仕様書には、認定調査票の帳票レイアウトは定めないが、ベンダが開発する際に認定調査票の帳票を実装することは可能とする。	○	○	○			
6.障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.5.帳票出力機能	6.5.36.		0220731	■帳票詳細要件48■ 「受診依頼書」を出力できること。 ※1 一括出力もできること	○	○	○			

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分			要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日	
						障害者福祉システム	障害者総合支援システム	審査会システム				
6.障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.5.帳票出力機能	6.5.28.		0220732	■帳票詳細要件40 ■「医師意見書作成依頼書」を出力できること。 ※1 一括出力もできること ※2 任意選択により、対象者毎に医師意見書作成料請求書や医師意見書とセットで出力できること	○	○	◎			令和8年4月1日	
6.障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.5.帳票出力機能	6.5.29.		0220733	■帳票詳細要件41 ■「医師意見書作成料請求書」を出力できること。 ※ 一括出力もできること	○	○	◎			令和8年4月1日	
6.障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.5.帳票出力機能	6.5.30.		0220734	「医師意見書」を出力できること。 ※1 一括出力もできること ※2 本仕様書には、医師意見書の帳票レイアウトは定めないが、ベンダが開発する際に医師意見書の帳票を実装することは可能とする。	○	○	○				
6.障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.5.帳票出力機能	6.5.35.		0220735	■帳票詳細要件47 ■「市町村審査会開催通知書」が出力できること。	○	○	○				
6.障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.5.帳票出力機能	6.5.31.		0220736	■帳票詳細要件42, 43 ■42「市町村審査会対象者一覧」、 43「市町村審査会対象者一覧（事務局用）」を出力できること。 ※ 認定審査結果情報を登録後は判定結果一覧として印刷できること	○	○	◎			令和8年4月1日	
6.障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.5.帳票出力機能	6.5.32.		0220737	「市町村審査会資料（表紙・審査会資料・概況調査・サービスの利用状況票・特記事項・医師意見書）」の審査員用・事務局用を出力できること。 ※1 対象者個人単位あるいは審査会単位でまとめての出力ができること ※2 市町村審査会資料は対象資料（審査会資料、概況調査等）を選択し資料単位でも印刷できること ※3 過去に実施済みの審査会資料を印刷できること ※4 本仕様書には、市町村審査会資料の帳票レイアウトは定めないが、ベンダが開発する際に市町村審査会資料の帳票を実装することは可能とする。	○	○	◎				令和8年4月1日
6.障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.5.帳票出力機能	6.5.33.		0220738	情報提供用に「市町村審査会資料（表紙・審査会資料・概況調査・サービスの利用状況票・特記事項・医師意見書）」を出力できること。 ※1 出力の際、機能ID：0220564 の管理項目「審査会資料提供同意」が同意されていない場合、チェック（注意喚起等）ができること。 ※2 出力の際、機能ID：0220597 の管理項目「審査会資料提供同意」が同意されていない場合、チェック（注意喚起等）ができること。 ※3 市町村審査会資料は対象資料（審査会資料、概況調査等）を選択し資料単位でも印刷できること ※4 審査員用、事務局用のどちらを出力するかは選択できること	○	○	○				

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分			要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
						障害者福祉システム	障害者総合支援システム	審査会システム			
6.障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.5.帳票出力機能	6.5.34.		0220739	■帳票詳細要件46■ 意見書作成医へ「障害支援区分認定結果の情報提供について」が出力できること。 ※1 出力の際、機能ID：0220564 の管理項目「認定結果提供同意」が同意されていない場合、チェック（注意喚起等）ができること。 ※2 出力の際、機能ID：0220597 の管理項目「認定結果情報提供希望」が希望されていない場合、チェック（注意喚起等）ができること。	○	○	○			
6.障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.6.統計管理機能	6.6.1.		0220740	受給者情報と給付実績情報に分けて、専用の統計ができること。 ※集計数値がであること	◎	◎	×			令和8年4月1日
6.障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.6.統計管理機能	6.6.1.		0220741	専用の統計は以下によること。 ※集計根拠となった該当情報をEUC機能を利用して出せること	○	○	×			
6.障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.6.統計管理機能	6.6.2.		0220742	受給者統計機能では、指定した集計期間の範囲内で、障害区分別、所得区分別に決定人数（実人数、延べ人数）、受給者数（実人数、延べ人数）、特定日における受給者数（実人数、延べ人数）、支給量等の集計ができること。 ※1 集計数値がであること ※2 障害区分別の集計については、区分毎に集計するか、優先障害区分（機能ID：0220561 の障害区分コード）のみ集計するかの選択可能であること。	◎	◎	×	※2に記載の「区分毎」とは機能ID：0220561 の児者区分コード、障害種別身体、障害種別知的、障害種別精神、障害種別難病を示します。		令和8年4月1日
6.障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.6.統計管理機能	6.6.2.		0220743	受給者統計は以下によること。 ※集計根拠となった該当情報をEUC機能を利用して出せること	○	○	×			
6.障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.6.統計管理機能	6.6.3.		0220744	給付実績統計機能では、指定した集計期間（サービス提供年月または、審査年月による）の範囲内で、障害区分別、所得区分別、障害支援区分別にサービス種類毎の利用者数、利用量、サービス単位数 等の集計ができること。 ※1 集計数値がであること ※2 障害区分別の集計については、区分毎に集計するか、優先障害区分（機能ID：0220561 の障害区分コード）のみ集計するかの選択可能であること。	◎	◎	×	※2に記載の「区分毎」とは機能ID：0220561 の児者区分コード、障害種別身体、障害種別知的、障害種別精神、障害種別難病を示します。		令和8年4月1日
6.障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.6.統計管理機能	6.6.3.		0220745	給付実績統計は以下によること。 ※集計根拠となった該当情報をEUC機能を利用して出せること	○	○	×			

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分			要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
						障害者福祉システム	障害者総合支援システム	審査会システム			
6.障害福祉サービス等（受給者管理）	6.6.統計管理機能	6.6.4.		0220746	統計機能では、処理結果をCSVファイルとして出力できること。	◎	◎	×			令和8年4月1日
6.障害福祉サービス等（受給者管理）	6.6.統計管理機能	6.6.5.		0220747	システムより各種集計データを抽出、そのデータをEUCにて加工すること等により対応できること。 ※集計数値がであること	◎	◎	×			令和8年4月1日
6.障害福祉サービス等（受給者管理）	6.6.統計管理機能	6.6.5.		0220748	各種統計情報は以下によること。 ※集計根拠となった該当情報をEUC機能を利用して出せること	○	○	×			
6.障害福祉サービス等（受給者管理）	6.6.統計管理機能	6.6.7.		0220749	システムに取り込んだ国保連合会インターフェース（統計編）の「KKR_HP：個人ごとの状況（障害福祉サービス、相談支援、地域相談支援）」のデータを利用した集計がEUC機能を利用して作成できること。 ※ 集計根拠となった該当情報をEUC機能を利用して出せること	○	○	×	本要件は障害DBの構築に伴う市町村集計モジュールのR4年度での廃止（予定）に伴い、障害DBでは対応できない集計（実利用者数の変化、受給者一覧、受給者利用履歴）を補うための機能である。 ※市町村集計モジュールのR4年度での廃止（予定）の詳細については、別の機会に厚生労働省から説明予定		
6.障害福祉サービス等（受給者管理）	6.6.統計管理機能	6.6.8.		0220750	システムに取り込んだ国保連合会インターフェース（統計編）の「KKR_HC：個人ごとの状況（障害児支援、障害児相談支援）」のデータを利用した集計がEUC機能を利用して作成できること。 ※ 集計根拠となった該当情報をEUC機能を利用して出せること	○	○	×			
6.障害福祉サービス等（受給者管理）	6.8.マスタ管理	6.8.1.		0220751	障害支援区分判定における認定調査委託事業者情報を管理（登録、修正、削除、照会）できること。 【管理項目】 <ul style="list-style-type: none">・「障害支援区分判定ソフト2014 システム改訂版に関する説明書」に準ずる。また、上記で定められている項目以外に以下の項目も管理項目とする。<ul style="list-style-type: none">・金融機関コード・店舗番号・口座種別コード・口座番号・ゆうちょ銀行記号・ゆうちょ銀行番号・口座名義人カナ・口座名義人漢字・金融機関種別コード	○	○	◎	・本要件は標準仕様書本編の「図1-3 市町村審査会機能のシステム構築イメージ」の②、③の運用を想定した要件として記載している。 ・障害者福祉システム又は障害者総合支援システムと障害支援区分判定ソフトを利用した運用もあるため、標準オプション機能としているが、審査会システムを利用した運用の場合、審査会システムとしては必須機能となるため、実装必須機能として定めている。		令和8年4月1日

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID(旧)のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定 した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分			要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日	
						障害者福祉シ ステム	障害者総合支 援システム	審査会 システム				
6. 障害 福祉 サービ ス等 (受給 者管 理)	6.8.マ スタ管 理	6.8.2.		0220752	障害支援区分判定における認定調査員情報を管理（登録、修正、削除、照会）できること。 【管理項目】 <ul style="list-style-type: none">・「障害支援区分判定ソフト2014 システム改訂版に関する説明書」に準ずる。また、上記で定められている項目以外に以下の項目も管理項目とする。<ul style="list-style-type: none">・金融機関コード・店舗番号・口座種別コード・口座番号・ゆうちょ銀行記号・ゆうちょ銀行番号・口座名義人カナ・口座名義人漢字・金融機関種別コード		○	○	◎			令和8年4月1日
6. 障害 福祉 サービ ス等 (受給 者管 理)	6.8.マ スタ管 理	6.8.3.		0220753	障害支援区分判定における医師医療機関情報を管理（登録、修正、削除、照会）できること。 【管理項目】 <ul style="list-style-type: none">・「障害支援区分判定ソフト2014 システム改訂版に関する説明書」に準ずる。また、上記で定められている項目以外に以下の項目も管理項目とする。<ul style="list-style-type: none">・医療機関代表者名・金融機関コード・店舗番号・口座種別コード・口座番号・ゆうちょ銀行記号・ゆうちょ銀行番号・口座名義人カナ・口座名義人漢字・金融機関種別コード		○	○	◎			令和8年4月1日
6. 障害 福祉 サービ ス等 (受給 者管 理)	6.8.マ スタ管 理	6.8.4.		0220754	障害支援区分判定における医師情報を管理（登録、修正、削除、照会）できること。 【管理項目】 <ul style="list-style-type: none">・「障害支援区分判定ソフト2014 システム改訂版に関する説明書」に準ずる。また、上記で定められている項目以外に以下の項目も管理項目とする。<ul style="list-style-type: none">・医師カナ氏名・金融機関コード・店舗番号・口座種別コード・口座番号・ゆうちょ銀行記号・ゆうちょ銀行番号・口座名義人カナ・口座名義人漢字・金融機関種別コード		○	○	◎			令和8年4月1日

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定 した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分			要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
						障害者福祉シ ステム	障害者総合支 援システム	審査会 システム			
6.障害 福祉 サービ ス等 (受給 者管 理)	6.8.マ スタ管 理	6.8.8.		0220755	障害支援区分判定における合議体構成委員情報を管理（登録、修正、削除、照会）できること。 【管理項目】 <ul style="list-style-type: none">・構成委員所属機関コード・構成委員所属種別コード（※）・構成委員所属機関名カナ・構成委員所属機関名称・構成委員所属機関郵便番号・構成委員所属機関住所・構成委員所属機関方書・構成委員所属機関電話番号・金融機関コード・店舗番号・口座種別コード・口座番号・ゆうちょ銀行記号・ゆうちょ銀行番号・口座名義人カナ・口座名義人漢字・金融機関種別コード ※ 審査会報酬の単価を構成員所属種別により判断できるように管理すること	○	○	◎			令和8年4月1日
6.障害 福祉 サービ ス等 (受給 者管 理)	6.8.マ スタ管 理	6.8.5.		0220756	障害支援区分判定における合議体構成委員情報を管理（登録、修正、削除、照会）できること。 【管理項目】 <ul style="list-style-type: none">・構成委員所属機関コード・構成委員コード・構成委員種別コード（※）・構成委員力ナ氏名・構成委員氏名・構成委員郵便番号・構成委員住所・構成委員方書・構成委員電話番号・金融機関コード・店舗番号・口座種別コード・口座番号・ゆうちょ銀行記号・ゆうちょ銀行番号・口座名義人カナ・口座名義人漢字・金融機関種別コード ※ 審査会報酬の単価を構成員種別により判断できるように管理すること	○	○	◎			令和8年4月1日
6.障害 福祉 サービ ス等 (受給 者管 理)	6.8.マ スタ管 理	6.8.6.		0220757	障害支援区分判定における合議体情報を管理（登録、修正、削除、照会）できること。 【管理項目】 <ul style="list-style-type: none">・「障害支援区分判定ソフト2014 システム改訂版に関する説明書」に準ずる。また、上記で定められている項目以外に以下の項目も管理項目とする。・構成委員コード1～10	○	○	◎			令和8年4月1日

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定 した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分			要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
						障害者福祉シ ステム	障害者総合支 援システム	審査会 システム			
6.障害 福祉 サービ ス等 (受給 者管 理)	6.8.マ スタ管 理	6.8.7.		0220758	障害支援区分判定における認定審査会のスケジュール（予定・実績）情報を管理（登録、修正、削除、照会）できること。 【管理項目】 <ul style="list-style-type: none">・合議体コード・審査会予定日・審査会開催依頼日・審査会取消日・審査会実施日・審査会開始時刻・審査会終了時刻・審査会会場コード・構成委員コード1～10・審査員出席区分コード1～10 ※ 審査会記録として出力するため、認定審査会のスケジュール（予定・実績）情報はEUC機能によりデータを抽出できること	○	○	◎			令和8年4月1日
6.障害 福祉 サービ ス等 (受給 者管 理)	6.8.マ スタ管 理	6.8.9.		0220759	保険者情報をマスタ管理できること。 【管理項目】 <ul style="list-style-type: none">・保険者番号・保険の種類コード・保険者名・保険者郵便番号・保険者住所・保険者方書・適用開始日・適用終了日	◎	◎	×			令和8年4月1日
6.障害 福祉 サービ ス等 (受給 者管 理)	6.8.マ スタ管 理	6.8.10.		0220760	保険者情報をマスタ管理できること。 【管理項目】 <ul style="list-style-type: none">・保険者名カナ	○	○	×			

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID(旧)のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	備考（改定内容等）	適合基準日		
						障害者福祉システム 障害者総合支援システム 請求審査システム	要件の考え方・理由			
7.障害福祉サービス等（給付管理）	7.1.契約管理機能	7.1.1.		0220761	<p>事業者から提出された契約内容報告書に基づき、契約内容情報（サービス内容、契約支給量、契約日等）を受給者台帳と関連付けて管理（登録、修正、削除）できること。</p> <p>【事務処理の内容】 ・介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領） 第5_支給量の管理にて示された内容に従う</p> <p>※事務処理要領に定められた事務ではあるが、一次審査結果資料に契約内容情報が含まれていることから、各事業所から報告される契約内容報告書情報をシステムで別途管理する必要がないため実装不可とする。</p>	×	×	×	一次審査結果資料に契約内容情報が含まれており、一次審査結果資料の取込機能を機能ID：0220817にて記載していることから、各事業所から報告される契約内容報告書情報をシステムで別途管理する必要ないため実装不可とした。	
7.障害福祉サービス等（給付管理）	7.1.契約管理機能	7.1.2.		0220762	<p>契約内容情報をサービス提供年月、請求受付年月ごとの事業所番号、受給者証番号、サービス内容単位に抽出、一覧で表示できること。</p> <p>※事務処理要領に定められた事務ではあるが、一次審査結果資料に契約内容情報が含まれていることから、各事業所から報告される契約内容報告書情報をシステムで別途管理する必要がないため実装不可とする。</p>	×	×	×		
7.障害福祉サービス等（給付管理）	7.1.契約管理機能	7.1.3.		0220763	<p>契約内容情報を履歴管理できること。</p> <p>※事務処理要領に定められた事務ではあるが、一次審査結果資料に契約内容情報が含まれていることから、各事業所から報告される契約内容報告書情報をシステムで別途管理する必要がないため実装不可とする。</p>	×	×	×		
7.障害福祉サービス等（給付管理）	7.2.市町村審査機能	7.2.5.		0220764	<p>国保連合会より受信する一次審査結果資料情報（※）について、システムへの取込を一括でできること。</p> <p>※当該要件にて定める一次審査結果資料情報はインターフェース仕様書（市町村編）の以下の交換情報識別番号、情報名とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・E711：一次審査結果票情報 ・E721：一次審査済介護給付費・訓練等給付費等請求書情報 ・E731：一次審査済特例介護給付費・特例訓練等給付費請求書情報 ・E741：一次審査済サービス利用計画作成費請求書情報 ・E742：一次審査済計画相談支援給付費請求書情報 ・E743：一次審査済特例計画相談支援給付費請求書情報 ・E751：一次審査済明細書等情報 ・B711：一次審査結果票情報 ・B721：一次審査済障害児通所給付費・入所給付費等請求書情報 ・B731：一次審査済明細書等情報 ・B741：一次審査済障害児相談支援給付費請求書情報 ・B742：一次審査済特例障害児相談支援給付費請求書情報 ・B751：一次審査済特例障害児通所給付費等請求書情報 	◎	◎	◎		令和8年4月1日
7.障害福祉サービス等（給付管理）	7.2.市町村審査機能	7.2.8.		0220765	<p>国保連合会より受信する一次審査結果資料情報（※）について、システムへの取込を一括でできること。</p> <p>※当該要件にて定める一次審査結果資料情報はインターフェース仕様書（市町村編）の以下の交換情報識別番号、情報名とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・E761：返戻（予定）一覧表情報 ・E7H1：警告一覧表情報 ・E7J1：支給量オーバーチェックリスト情報 ・E7K1：請求時効該当確認リスト情報 ・E7L1：時効却下リスト情報 ・E7N1：審査対象明細表情報 ・B761：返戻（予定）一覧表情報 ・B7H1：警告一覧表情報 ・B7J1：支給量オーバーチェックリスト情報 ・B7K1：請求時効該当確認リスト情報 ・B7L1：時効却下リスト情報 ・B7N1：審査対象明細表情報 	○	○	○		

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定 した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分			要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日	
						障害者福祉シ ステム	障害者総合支 援システム	請求審査シス テム				
7. 障害 福祉 サービ ス等 (給付 管理)	7.2. 市 町村審 査機能	7.2.1.		0220766	システムに取り込んだ一次審査結果資料情報（国保連合会から受信）の一次審査済明細書等情報（※障害児支援についても同等の情報）をサービス提供年月、請求年月ごとの事業所番号、受給者証番号、サービス種類、請求サービスコード等の単位に抽出、一覧で確認できること。 ※「一覧で確認できること」の対象となる一次審査済明細書等情報は、インタフェース仕様書（市町村編）に示された一次審査済明細書等情報（※障害児支援についても同等の情報）を構成する地域生活支援事業、障害児入所給付費を除いたすべてのレコードとする。	◎	◎	◎				令和8年4月1日
7. 障害 福祉 サービ ス等 (給付 管理)	7.2. 市 町村審 査機能	7.2.2.		0220767	国保連合会一次審査の結果で「警告（重度）」・「警告」となった請求情報に対して市町村二次審査にて返戻とすべきものか確認できること。	○	○	○	「警告（重度）」・「警告」の内容については、国保連合会より確認用の資料が送付されていることから、審査処理を行うことが必ずしも求められることがないため、標準オプションとしている。 当機能の実装は、ツールや市販のソフトウェアの活用であっても差し支えない。			
7. 障害 福祉 サービ ス等 (給付 管理)	7.2. 市 町村審 査機能	7.2.7.		0220768	一次審査の結果が「正常」のものに対して市町村二次審査ができるこ	○	○	○	当機能の実装は、ツールや市販のソフトウェアの活用であっても差し支えない。			
7. 障害 福祉 サービ ス等 (給付 管理)	7.2. 市 町村審 査機能	7.2.3.		0220769	市町村二次審査事務に使用する一次審査済明細書等情報、受給者台帳の支給決定情報、事業者情報等の情報を、サービス提供年月、請求年月ごとの事業所番号、受給者証番号単位に抽出、一覧で横断的に確認できること。	◎	◎	◎			令和8年4月1日	
7. 障害 福祉 サービ ス等 (給付 管理)	7.2. 市 町村審 査機能	7.2.4.		0220770	国保連一次審査結果の中から市町村二次審査として返戻とすべき請求を返戻登録できること。 また、国保連合会に送付する返戻事由コード、返戻事由等を管理（登録、修正、削除、照会）できること。 【管理項目】 宛名番号 受給者証番号 サービス提供年月 請求年月 事業所番号 返戻事由コード 返戻事由 二次審査日 ※、返戻事由は、返戻事由コードを設定した上で手入力等による非定型的な情報としても管理できること。	◎	◎	◎			令和8年4月1日	
7. 障害 福祉 サービ ス等 (給付 管理)	7.2. 市 町村審 査機能	7.2.6.		0220771	市町村二次審査として返戻すべき複数の請求について、一括で返戻登録できること。	○	○	○				

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID(0I)のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定 した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	障害者福祉シ ス템	障害者総合支 援システム	請求審査シス テム	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
7.障害 福祉 サービ ス等 (給付 管理)	7.3.高 額障害 福祉 サービ ス費等 管理機 能	7.3.1.		0220772	<p>【世帯管理（既存高額、新高額）】 算定基準となる世帯の世帯集約番号（※）、世帯算定所得区分、世帯算定基準額等を各月で管理できること。</p> <p>【管理項目】 世帯集約番号、世帯算定所得区分コード、世帯算定基準額、宛名番号、受給者証番号、対象年月、保護者宛名番号、介護保険者番号、介護保険被保険者番号、特例世帯有無、電話番号、証記載市町村番号、児者区分コード、世帯番号</p> <p>※世帯集約番号は国保連委託時に使用する項目だが、自庁処理においても高額算定世帯を集約する番号としての使用を想定</p> <p>【事務処理の内容】 ・介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領） 第4.Ⅲ.高額障害福祉サービス等給付費 ・障害福祉サービス・障害児通所支援等の利用者負担認定の手引き 第3.高額障害福祉サービス等給付費等について、第4.新高額障害福祉サービス等給付費に係る要件等について 等 にて示された内容に従う </p>	◎	◎	×				令和8年4月1日
7.障害 福祉 サービ ス等 (給付 管理)	7.3.高 額障害 福祉 サービ ス費等 管理機 能	7.3.2.		0220773	<p>【世帯管理（既存高額、新高額）】 算定基準となる世帯員の構成等の世帯状況は、対象年月の1日時点での情報を把握できること。また、世帯の状況が変化した場合は、世帯員の構成等を変更できること。</p> <p>※算定基準となる世帯員は、世帯状況を把握できること</p> <p>【事務処理の内容】 ・介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領） 第4.Ⅲ.高額障害福祉サービス等給付費 ・障害福祉サービス・障害児通所支援等の利用者負担認定の手引き 第3.高額障害福祉サービス等給付費等について、第4.新高額障害福祉サービス等給付費に係る要件等について 等 にて示された内容に従う </p>	◎	◎	×				令和8年4月1日
7.障害 福祉 サービ ス等 (給付 管理)	7.3.高 額障害 福祉 サービ ス費等 管理機 能	7.3.3.		0221357	<p>【支給要件の確認（既存高額、新高額）】 対象者要件の確認においては、支給要件に該当する可能性のある対象者を抽出し、給付要件確認に関する届出書（※）、代理受領に係る委任状、代理受領に係る委任状（生活保護）（※）を出力できること。</p> <p>※「給付要件確認に関する届出書」「代理受領に係る委任状（生活保護）」は新高額のみ出力対象とする。</p>	○	○	×	届出書、委任状の出力は各自治体において任意の事務となることから標準オプションとしている。	【第3.0版】機能ID:0220774から修正		
7.障害 福祉 サービ ス等 (給付 管理)	7.3.高 額障害 福祉 サービ ス費等 管理機 能	7.3.4.		0221358	<p>【支給要件の確認（既存高額、新高額）】 給付要件確認に関する届出書、代理受領に係る委任状、代理受領に係る委任状（生活保護）に記載された情報を管理できること。</p> <p>【管理項目】 介護保険被保険者番号、介護保険者番号、代理受領の有無、代理受領の有無（生活保護）、65障害支援区分コード、65介護保険利用有無、やむを得ない事由による無支給期間有無、やむを得ない事由、65生活保護受給の有無、65所得区分コード、65郵便番号、65住所、65住所方書、届出者関係コード、届出者区分コード、届出事業者番号、届出者カナ氏名、届出者氏名、届出者住所、届出者住所方書、届出者郵便番号、届出者電話番号、届出者宛名番号、届出理由、届出日</p> <p>※ 電話番号は障害者福祉共通での管理とする ※ 各管理項目の先頭に付記された「65」は新高額の対象者要件である「65歳に達する日の前日時点」の情報であることを示す。</p>	○	○	×		【第3.0版】機能ID:0220775から修正		

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID(旧)のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定 した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	備考（改定内容等）	適合基準日			
						障害者福祉シ ス템	障害者総合支 援システム	請求審査シス テム			
7. 障害 福祉 サービ ス等 (給付 管理)	7.3. 高 額障害 福祉 サービ ス費等 管理機 能	7.3.5.		0220776	<p>【支給要件の確認（新高額）】 届出書等から判断した給付要件の判定結果をもとに、支給要件該非と 対象有効期間 等の届出情報を管理（登録、修正、削除、照会）でき ること。 また、新高額の支給要件（65歳に達する日の前日時点での過去5年 間のサービス受給状況、所得要件、障害者支援区分 等）を満たして いるかを確認できること。</p> <p>【管理項目】 宛名番号 受給者証番号 履歴番号 高額障害福祉サービス等給付費対象者区分コード 高額障害福祉サービス等給付費対象有効期間開始日 高額障害福祉サービス等給付費対象有効期間終了日 決定理由 却下理由 変更理由 喪失理由 決定日 変更日 喪失日</p> <p>【事務処理の内容】 ・障害福祉サービス・障害児通所支援等の利用者負担認定の手引き 第4. 新高額障害福祉サービス等給付費に係る要件等について 等 にて示された内容に従う</p>	◎	◎	×		令和8年4月1日	
7. 障害 福祉 サービ ス等 (給付 管理)	7.3. 高 額障害 福祉 サービ ス費等 管理機 能	7.3.6.		0220777	<p>【高額支給額計算（既存高額）】 合算対象となる障害者総合支援法に基づく介護給付費等に係る利用者 負担額、介護保険の利用者負担額、児童福祉法に基づく障害児通所給 付費に係る利用者負担額、児童福祉法に基づく障害児入所給付費に係 る利用者負担額、補装具費の利用者負担額を管理できること。</p> <p>【管理項目】 ・障害福祉サービス費自己負担額 ・障害児通所給付費自己負担額 ・障害児入所給付費自己負担額 ・介護保険給付費自己負担額 ・補装具費自己負担額</p>	○	○	×	<p>・既存高額・新高額の処理は国保連合 会に委託可能であり、委託を行ってい る場合はシステム機能として不要で あり、本要件は委託を行っていない自 治体向けのものとなる。</p> <p>なお、新高額に関しては、検討会にて 自治体構成員より高額介護サービス費 を国保連合会に委託していないため、 委託が難しい旨の意見も挙がった。し かし、高額医療合算介護サービス費の 委託事務にて高額介護サービス費算定 後の給付実績データが国保連合会に連 携されおり、高額介護サービス費を 委託していなくても新高額の委託は可 能という前提で整理をしている。</p> <p>・【第3.0版】検討会での議論の結 果、機能ID:0221274に連携項目を追 記。機能ID:0221331は機能要件の一 部見直し。</p>		
7. 障害 福祉 サービ ス等 (給付 管理)	7.3. 高 額障害 福祉 サービ ス費等 管理機 能	7.3.31.		0221274	<p>【高額支給額計算（既存高額）】 介護保険システムに、介護給付情報等の提供を行うために高額福祉連 携依頼情報を提供する。</p> <p>【連携項目】 ・市区町村コード ・宛名番号 ・サービス提供年月</p>	○	○	×	【第3.0版】機能ID:0221255から修正		
7. 障害 福祉 サービ ス等 (給付 管理)	7.3. 高 額障害 福祉 サービ ス費等 管理機 能	7.3.8.		0220778	<p>【高額支給額計算（既存高額）】 介護保険システムに、高額障害福祉サービス等給付費の支給事務を行 うための介護保険資格・高額給付情報を照会する。</p> <p>【管理項目】 ・介護保険者番号 ・介護保険被保険者番号 ・市区町村コード ・宛名番号 ・サービス提供年月 ・介護保険利用者負担額 ・高額介護サービス費支給額 ・高額介護処理年月</p>	○	○	×			

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID(旧)のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定 した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	備考（改定内容等）	適合基準日		
						障害者福祉シ ス템	障害者総合支 援システム	請求審査シス テム		
7. 障害 福祉 サービ ス等 (給付 管理)	7.3. 高 額障害 福祉 サービ ス費等 管理機 能	7.3.9.		0220779	<p>【高額支給額計算（既存高額）】 児童福祉法に基づく障害児入所給付費に係る利用者負担額は、都道府県、指定都市、児童相談所設置市の障害児入所給付費管理システムとデータ連携して対象者ごとの入力、あるいは一括して取込できること。</p> <p>【管理項目】 ・市区町村コード ・受給者証番号 ・宛名番号 ・請求年月 ・サービス提供年月 ・障害児入所給付費自己負担額（※）</p> <p>※ 請求年月時点で支払いの確定したサービス提供年月における総額を設定する</p>	○	○	×		
7. 障害 福祉 サービ ス等 (給付 管理)	7.3. 高 額障害 福祉 サービ ス費等 管理機 能	7.3.10.		0220780	<p>【高額支給額計算（既存高額）】 合算対象となる世帯員の利用者負担額（同一サービス提供年月）をもとに、既存高額がシステムで一括して算定できること。 算定した結果を管理できること。 また、事業者からの過誤申し立て等により、給付額に変更（過払い、取消等）が発生した場合についても、自動計算ができることとし、過去に支払済みの支給金額がある場合には、サービス提供年月における支給金額との差額を計算できること。 ※算定対象となる費用は高額障害福祉サービス費、高額障害児通所給付費、高額障害児入所給付費である。</p> <p>【管理項目】 宛名番号、受給者証番号、サービス提供年月、証記載市町村番号、勧奨通知有無、高額介護サービス費（年額）等種別区分、高額介護サービス費（年額）支給額、高額医療合算介護サービス費支給額、高額障害福祉サービス等給付費支給金額、高額介護サービス費支給額、補正済自己負担額情報有無区分、証記載都道府県等番号、高額障害児通所給付費支給金額、高額障害児入所給付費支給金額</p>	○	○	×		
7. 障害 福祉 サービ ス等 (給付 管理)	7.3. 高 額障害 福祉 サービ ス費等 管理機 能	7.3.29.		0220781	<p>【高額支給額計算（既存高額）】 機能ID：0220780 に以下も加えること</p> <p>機能ID：0220782 の既存高額勧奨対象者情報独自施策利用項目を利用し、ベンタの実装範囲の中において、地域生活支援事業等の高額費等を一括して算定できること。</p>	○	○	×		
7. 障害 福祉 サービ ス等 (給付 管理)	7.3. 高 額障害 福祉 サービ ス費等 管理機 能	7.3.30.		0220782	<p>既存高額独自事業算定用情報独自施策利用項目として以下を実装すること。</p> <p>【管理項目】 日付1～日付5 年月1～年月5 区分1コード～区分5コード 金額1～金額10</p> <p>※1 利用有無を設定できること ※2 項目名称を設定できること ※3 未入力時のエラー又はアラートを設定できること ※4 E U C機能で扱えること ※5 帳票詳細要素に記載の印字項目の設定対象とすること ※6 「要件の考え方・理由」にて既存高額を国保連合会に委託していない場合は実装必須と記載しているが、当該機能においては自治体の運用により利用がわかれため、国保連合会に委託をしていない場合においても標準オプション機能とする。</p>	○	○	×	機能ID：0220781 にて算定に使用する地域生活支援事業等の給付実績および算定結果の高額費等を管理するための要件となる。なお、機能ID：0220056に独自施策システムで管理する地域生活支援事業との連携機能を定めている。	

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定 した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分			要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
						障害者福祉シ ステム	障害者総合支 援システム	請求審査シス テム			
7.障害 福祉 サービ ス等 (給付 管理)	7.3.高 額障害 福祉 サービ ス費等 管理機 能	7.3.11.		0220783	【高額支給額計算（新高額）】 支給対象となる介護保険の給付費明細情報（障害福祉相当介護保険サービス分利用者負担額を算出するための項目）の金額を管理できること。 【管理項目】 ・サービス提供年月 ・介護保険サービス区分コード（※） ・介護保険利用者負担額 ・高額介護サービス費支給額 ・公費負担者番号 ・公費受給者番号 ・公費請求額 ・公費本人負担額 ・高額介護サービス費支給額（現物分） ※ 障害福祉相当介護保険サービス、障害福祉相当外介護保険サービスを対象とする。	○	○	×			
7.障害 福祉 サービ ス等 (給付 管理)	7.3.高 額障害 福祉 サービ ス費等 管理機 能	7.3.12.		0221331	【高額支給額計算（既存高額、新高額）】 支給対象となる介護保険の高額介護サービス費（年額）等情報（高額介護サービス費（年額）あるいは、高額医療合算介護サービス費の項目）を管理できること。 【管理項目】 年度、データ種別区分コード（※1）、高額介護サービス費（年額）等支給額（8月サービス提供分）（※2）、高額介護サービス費（年額）等支給額（9月サービス提供分）、高額介護サービス費（年額）等支給額（10月サービス提供分）、高額介護サービス費（年額）等支給額（11月サービス提供分）、高額介護サービス費（年額）等支給額（12月サービス提供分）、高額介護サービス費（年額）等支給額（1月サービス提供分）、高額介護サービス費（年額）等支給額（2月サービス提供分）、高額介護サービス費（年額）等支給額（3月サービス提供分）、高額介護サービス費（年額）等支給額（4月サービス提供分）、高額介護サービス費（年額）等支給額（5月サービス提供分）、高額介護サービス費（年額）等支給額（6月サービス提供分）、高額介護サービス費（年額）等支給額（7月サービス提供分） ※1 高額介護サービス費（年額）、高額医療合算介護サービス費を識別する区分 ※2 各サービス提供年月分の高額介護サービス費（年額）等支給額は高額介護サービス費（年額）または高額医療合算介護サービス費を月額単位に按分（端数処理後）した値を設定。	○	○	×		【第3.0版】機能ID：0220784から修正	
7.障害 福祉 サービ ス等 (給付 管理)	7.3.高 額障害 福祉 サービ ス費等 管理機 能	7.3.13.		0220785	【高額支給額計算（新高額）】 介護保険の給付費明細情報は、介護保険システムとデータ連携して対象者ごとの入力、あるいは一括して取込できること。	○	○	×			

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID(旧ID)のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分			要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
						障害者福祉システム	障害者総合支援システム	請求審査システム			
7.障害福祉サービス等(給付管理)	7.3.高額障害福祉サービス費等管理機能	7.3.14.		0220786	【高額支給額計算（新高額）】 算定結果を管理できること。 また、事業者からの過誤申立て、高額医療合算介護サービス費の支給等により、介護保険の給付費明細情報（障害福祉相当介護保険サービス分利用者負担額を算出するための項目）の金額に変更が発生した場合についても、登録された算定結果をもとに、過去に支払済みの支給金額がある場合には、サービス提供年月における支給金額の総額との差額を計算できること。 【管理項目】 宛名番号、受給者証番号、介護保険者番号、介護保険被保険者番号、利用サービス、サービス提供年月、証記載都市町村番号、勘定通知有無、公費負担者番号、公費受給者番号、高額介護サービス費支給額、高額介護サービス費（年額）等種別区分、高額介護サービス費（年額）支給額、高額介護サービス費（年額）支給額（相当分）、高額障害福祉サービス等給付費支給金額、高額医療合算介護サービス費支給額、高額医療合算介護サービス費支給額（相当分）、介護保険給付費自己負担額、障害福祉相当介護保険サービス自己負担額、公費本人支払額、補正済自己負担額情報有無区分コード	○	○	×			
7.障害福祉サービス等(給付管理)	7.3.高額障害福祉サービス費等管理機能	7.3.15.		0220787	【支給勧奨（既存高額、新高額）】 既存高額、新高額の支給が発生した受給者に対し、申請勧奨に必要な各種帳票（給付のお知らせ、申請書）を出力できること。 （自動償還に関する事項） ・申請書の記載内容の工夫等により、申請は初回のみで足りるようできること。 ・有効な初回申請が存在する場合、初回申請と自動償還の対象者を切り分けて印刷が可能であること。 ・1年に1回（例：毎年7月）等、パラメタ等により申請書等を再提出する自動償還の有効期間を管理できること。	○	○	×			
7.障害福祉サービス等(給付管理)	7.3.高額障害福祉サービス費等管理機能	7.3.16.		0220788	【支給勧奨（既存高額、新高額）】 既存高額、新高額に係る給付のお知らせ、申請書は、該当者をまとめて印刷できること。 また、印刷は単件、あるいは複数人、複数月で一括して出力できること。	○	○	×			
7.障害福祉サービス等(給付管理)	7.3.高額障害福祉サービス費等管理機能	7.3.17.		0220789	【申請管理（既存高額）】 提出された申請書に基づき、以下の申請内容を管理（登録、修正、削除、照会）できること。 【管理項目】 宛名番号、受給者証番号、サービス提供年月、履歴番号、受付日、証記載都市町村番号、児童続柄、本人支払合計額、世帯支払合計額、受給者宛名番号、申請者氏名、申請者郵便番号、申請者住所、申請者住所方書、申請者生年月日、同一世帯員宛名番号（※2）、同一世帯員受給者証番号（総合支援法）（※2）、同一世帯員受給者証番号（児童福祉法）（※2）、同一世帯員介護被保険者証番号（※2）、同一世帯員生年月日（※2）、決定日、不支給理由、高額障害福祉サービス費支給金額、高額障害児通所給付費支給金額、高額障害児入所給付費支給金額、支給区分コード、証記載都道府県等番号 ※1 受給者の電話番号は障害者福祉共通での管理とする ※2 同一世帯員は10人まで管理可能とする。 【事務処理の内容】 ・介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領） 第4 Ⅲ 高額障害福祉サービス等給付費 ・障害福祉サービス・障害児通所支援等の利用者負担認定の手引き第3. 高額障害福祉サービス等給付費等について 等にて示された内容に従う	◎	◎	×	高額障害福祉サービス費支給申請の受理は国保連合会に委託を行っている場合でも、自治体が必須で行う事務であるため、実装必須要件としている。		令和8年4月1日

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定 した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分			要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
						障害者福祉シ ス템	障害者総合支 援システム	請求審査シス テム			
7. 障害 福祉 サービ ス等 (給付 管理)	7.3. 高 額障害 福祉 サービ ス費等 管理機 能	7.3.18.		0220790	<p>【申請管理（新高額）】 提出された申請書に基づき、以下の申請内容を管理（登録、修正、削除、照会）できること。</p> <p>【管理項目】 宛名番号、受給者証番号、サービス提供年月、受付日、証記載市町村番号、介護保険受給付有無、障害福祉相当介護保険サービス支払額、申請者郵便番号、申請者住所、申請者住所方書、申請者電話番号、申請者氏名カナ、申請者氏名、決定日、支給区分コード、不支給理由、高額障害福祉サービス等給付費支給支給金額</p> <p>【事務処理の内容】 ・障害福祉サービス・障害児通所支援等の利用者負担認定の手引き 第4. 新高額障害福祉サービス等給付費に係る要件等について 等にて示された内容に従う</p>	◎	◎	×			令和8年4月1日
7. 障害 福祉 サービ ス等 (給付 管理)	7.3. 高 額障害 福祉 サービ ス費等 管理機 能	7.3.19.		0220791	<p>【申請管理（既存高額、新高額）】 提出された申請書に基づき、個人単位の口座情報を管理（登録、修正、削除）できること。 また、振込先口座の金融機関コード、店舗番号は、障害者福祉共通の要件で定めている金融機関マスタから選択できること。</p> <p>【管理項目】 金融機関コード、店舗番号、口座種別コード、口座番号、ゆうちょ銀行記号、ゆうちょ銀行番号、口座名義人カナ、口座名義人漢字、公金口座区分コード、金融機関種別コード</p> <p>※ゆうちょ銀行の記号・番号から振込用の店舗番号・口座種別・口座番号へ変換できること。 ※振込先口座情報の登録は、生活保護対象者への代理受領運用も考慮して必須登録ではなく任意登録とする。</p> <p>【事務処理の内容】 ・介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領） 第4 III 高額障害福祉サービス等給付費 ・障害福祉サービス・障害児通所支援等の利用者負担認定の手引き 第3. 高額障害福祉サービス等給付費等について、第4. 新高額障害福祉サービス等給付費に係る要件等について 等にて示された内容に従う</p> <p>（自動償還に関する事項） ・自動償還の場合、初回申請時に指定した口座情報を用いて登録することが出来ること。</p>	◎	◎	×			令和8年4月1日
7. 障害 福祉 サービ ス等 (給付 管理)	7.3. 高 額障害 福祉 サービ ス費等 管理機 能	7.3.7.		0220792	<p>既存高額、新高額申請管理情報独自施策利用項目として以下を実装すること。</p> <p>【管理項目】 区分1コード～区分5コード 日付1～日付5 金額1～金額5 備考1～備考5</p> <p>※1 利用有無を設定できること ※2 項目名称を設定できること ※3 未入力時のエラー又はアラートを設定できること ※4 EUC機能で扱えること ※5 帳票詳細要件に記載の印字項目の設定対象とすること</p>	○	○	×	独自に管理したい項目及び既存システムにおいて管理している情報のうち標準準拠システムへ移行したい項目も想定し、区分、金額、日付、備考をそれぞれ5項目管理できることとした。		

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID(旧ID)のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
						障害者福祉システム 障害者総合支援システム 請求審査システム			
7.障害福祉サービス等(給付管理)	7.3.高額障害福祉サービス費等管理機能	7.3.20.		0220793	【一覧管理（既存高額、新高額）】 支給対象者の情報を、サービス提供年月、算定年月ごとの世帯集約番号、受給者証番号単位に抽出、一覧で確認できること。 また、高額算定以降の対象者の状態（算定済、申請済み、決定済み、支払済み等）を一覧で確認できること。	◎ ○ ×			令和8年4月1日
7.障害福祉サービス等(給付管理)	7.3.高額障害福祉サービス費等管理機能	7.3.21.		0220794	【支給審査・決定（既存高額、新高額）】 支給対象者の情報をもとに、単件で支給審査・決定が行えること。また、手入力による支給金額の登録・修正が行えること。 【事務処理の内容】 ・介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領） 第4.Ⅲ.高額障害福祉サービス等給付費 ・障害福祉サービス・障害児通所支援等の利用者負担認定の手引き 第3.高額障害福祉サービス等給付費等について、第4.新高額障害福祉サービス等給付費に係る要件等について 等にて示された内容に従う	◎ ○ ×	高額障害福祉サービス費の支給決定は国保連合会に委託を行っている場合でも、自治体が必須で行う事務であるため、実装必須要件としている。 また、複数人、複数月の申請情報を一括で審査・決定する機能については、高額障害福祉サービス費の対象者数を鑑みて、必ずしも全自治体が必要となる機能ではないことから、標準オプションとしている。		令和8年4月1日
7.障害福祉サービス等(給付管理)	7.3.高額障害福祉サービス費等管理機能	7.3.21.		0220795	【支給審査・決定（既存高額、新高額）】 支給対象者の情報をもとに、複数人、複数月の申請情報を一括で支給審査・決定が行えること。	○ ○ ×			
7.障害福祉サービス等(給付管理)	7.3.高額障害福祉サービス費等管理機能	7.3.22.		0220796	【決定通知（既存高額、新高額）】 支給決定された情報をもとに、高額障害福祉サービス等に係る支給決定通知書を出力できること。 また、各種決定通知書は単件、あるいは複数人、複数月で一括して出力できること。	○ ○ ×	本事務は国保連合会に委託可能であり、委託を行っている場合は、システム機能として不要であり、本要件は委託を行っていない自治体向けのものとなる。		
7.障害福祉サービス等(給付管理)	7.3.高額障害福祉サービス費等管理機能	7.3.23.		0221359	【併給調整（既存高額、新高額）】 高額医療合算介護サービス費等の支給より先に高額障害福祉サービス等給付費等による償還を受けた場合等による介護保険との併給調整対象者については、併給調整金額を管理（登録、修正、削除）できること。 【管理項目】 宛名番号、受給者証番号、併給調整実施日、サービス提供年度、介護保険者番号、介護保険被保険者番号、高額介護サービス費年額（年間）、高額介護サービス費年額併給調整額、高額介護サービス費年額（調整済）、高額介護サービス費年額（未調整分）、高額医療合算額（年間）、高額医療合算併給調整額、高額医療合算額（調整済）、高額医療合算額（未調整分）	◎ ○ ×	本事務は、国保連合会への委託を行っている場合でも自治体が行う事務であるため、実装必須要件としている。	【第3.0版】機能ID：0220797から修正	令和8年4月1日
7.障害福祉サービス等(給付管理)	7.3.高額障害福祉サービス費等管理機能	7.3.28.		0220798	【支払管理（既存高額、新高額）】 支給決定された情報をもとに、支払予定の管理および過誤調整等に伴う支払額の差引き、充当が行えること。 【管理項目】 支払額、振込日、支払状態区分コード、調整区分コード、調整額、調整日、調整理由	○ ○ ×	本事務は国保連合会に委託可能であり、委託を行っている場合は、システム機能として不要であり、本要件は委託を行っていない自治体向けのものとなる。		
7.障害福祉サービス等(給付管理)	7.3.高額障害福祉サービス費等管理機能	7.3.24.		0220799	【支払処理（既存高額、新高額）】 支給決定された情報をもとに、全銀協規定フォーマットの口座振込データを作成できること。	○ ○ ×			

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID(旧)のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日	
						障害者福祉システム 障害者総合支援システム 請求審査システム				
7.障害福祉サービス等(給付管理)	7.3.高額障害福祉サービス費等管理機能	7.3.25.		0220800	【支払処理（既存高額、新高額）】 支払前に、支払額や口座有無、公金口座区分コードを一覧で確認できること。 ※公的給付支給等口座が変更されていないかを確認するために、支払前に公金口座区分コードが”有”の対象者を確認できること。	○ ○ ×				
7.障害福祉サービス等(給付管理)	7.3.高額障害福祉サービス費等管理機能	7.3.26.		0220801	【支払処理（既存高額、新高額）】 支払処理の再処理、取消ができること。	○ ○ ×				
7.障害福祉サービス等(給付管理)	7.3.高額障害福祉サービス費等管理機能	7.3.27.		0220802	【支払処理（既存高額、新高額）】 全銀協規定フォーマットのファイルを再作成できること。	○ ○ ×				
7.障害福祉サービス等(給付管理)	7.4.支給実績管理機能	7.4.1.		0220803	サービス提供年月、請求年月ごとの国保連合会の市町村請求額を集計でき、国保連合会より送付される障害福祉サービス費等請求額通知書、障害福祉サービス費等決定請求明細表 等との突き合わせができること。	◎ ◎ ×	本要件は、当該請求月における一次審査結果資料情報（国保連合会から受信）の一次審査済明細書等情報より集計した市町村請求額が、同じく国保連合会より送付される障害福祉サービス費等請求額通知書、障害福祉サービス費等請求明細表 等の内容と一致しているかどうかをチェックすることを目的としている。		令和8年4月1日	
7.障害福祉サービス等(給付管理)	7.4.支給実績管理機能	7.4.2.		0220804	事業所の介護給付、訓練等給付、計画相談支援給付費等の支給実績内容について、サービス提供年月、請求年月ごとの請求明細書単位、請求額集計欄単位、請求サービスコード単位に一覧で確認できること。	◎ ◎ ×			令和8年4月1日	
7.障害福祉サービス等(給付管理)	7.4.支給実績管理機能	7.4.3.		0220805	過誤申立の業務を行うために、障害福祉サービス等の請求明細書情報に対する過誤申立を管理（登録、修正、削除、照会）できること。 また、過誤の対象となる請求が通常の請求か、過誤取下されたものを判断できること。 【管理項目】 ・申立年月日 ・申立事由コード ・宛名番号 ・受給者証番号 ・請求年月 ・サービス提供年月 ・事業所番号	◎ ◎ ×				令和8年4月1日
7.障害福祉サービス等(給付管理)	7.4.支給実績管理機能	7.4.3.		0220806	過誤申立が、通常過誤、同月過誤のいずれの対象となるかを管理できること。 【管理項目】 ・過誤区分コード	○ ○ ×				
7.障害福祉サービス等(給付管理)	7.4.支給実績管理機能	7.4.9.		0220807	事業所による過誤申立については、事業所とデータ連携してシステムに一括で取込できること。 ※連携インターフェースについては、国保連合会とのインターフェース【過誤申立書情報（EA11、BA11）】のレイアウトに準拠するものとする	○ ○ ×				

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分			要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
						障害者福祉システム	障害者総合支援システム	請求審査システム			
7.障害福祉サービス等（給付管理）	7.4.支給実績管理機能	7.4.4.		0220808	過誤申立を行った請求明細書情報について、受付年月ごとの請求明細書単位に過誤調整状況（過誤調整額等）の抽出、一覧で確認ができること。	◎	◎	×			令和8年4月1日
7.障害福祉サービス等（給付管理）	7.4.支給実績管理機能	7.4.5.		0220809	継続サービス利用支援（モニタリング）の実績情報を請求年月、モニタリング予定年月ごとの事業所番号、受給者証番号等の項目単位に抽出、一覧で確認できること。	◎	◎	×			令和8年4月1日
7.障害福祉サービス等（給付管理）	7.4.支給実績管理機能	7.4.6.		0220810	個人単位に、支給決定情報（決定支給量）に対する請求・実績情報（契約支給量・利用量・請求金額・利用者負担額等）をサービス利用実績月単位で照会できること。 また、利用量はサービス種類毎に合計利用日数、時間数、回数等が照会できること。	◎	◎	×			令和8年4月1日
7.障害福祉サービス等（給付管理）	7.4.支給実績管理機能	7.4.7.		0220811	請求事業所単位に、サービス提供年月又は請求年月別に集計したサービス利用件数、過誤申立て数、事業者支払件数、事業者支払状況、請求明細件数等の内容を照会できること。	◎	◎	×			令和8年4月1日
7.障害福祉サービス等（給付管理）	7.4.支給実績管理機能	7.4.10.		0220812	住基上の同一世帯に障害福祉サービスあるいは、障害児通所支援を利用する障害児が複数あり、同一の保護者が支給決定を受けている場合に当該保護者について定められた負担上限月額を超える金額を把握できること。 また、同一世帯で別の保護者が支給決定を受けている障害児についても合わせて抽出の対象とすることできること。	○	○	×	きょうだい児の上限額管理の運用において、技術上、上限額管理が困難な場合等に、市町村の判断により償還給付とする金額を把握するための機能を想定する。		
7.障害福祉サービス等（給付管理）	7.4.支給実績管理機能	7.4.8.		0220813	指定条件で抽出し、一覧を確認、加工できること（EUCができること）。 ※1 障害者福祉共通に記載のEUC機能を満たすこと ※2 EUC機能は中項目「7.2 市町村審査機能」、「7.3高額障害福祉サービス費等管理機能」単位に利用でき、それぞれの管理項目全てを対象とし、任意に指定できること	◎	◎	×			令和8年4月1日
7.障害福祉サービス等（給付管理）	7.5.介護給付費等単位数サービスコード管理機能	7.5.1.		0220814	介護給付費等単位数サービスコードを管理できること。 また、報酬単価サービスコードは国の定める報酬算定構造・サービスコード表に準拠していること。 【管理項目】 サービス種類コード、サービス項目コード、適用開始日、適用終了日、サービス内容略称、合成単位数、算定単位コード	◎	◎	◎	介護給付費等単位数サービスコードは各システムベンダがマスタデータとして提供することを妨げるものではない。		令和8年4月1日
7.障害福祉サービス等（給付管理）	7.5.介護給付費等単位数サービスコード管理機能	7.5.2.		0220815	介護給付費等単位数サービスコードは、国の報酬改定ごとに履歴管理できること。過誤、再請求による遅りの請求に対応できること。 (過去の請求情報を参照した場合、当時のサービスコード名称、単位数等が表示されること。)	◎	◎	◎			令和8年4月1日
7.障害福祉サービス等（給付管理）	7.6.国保連合会との連携機能	7.6.1.		0220816	国保連合会と支払業務において定められた各種データ連携（障害福祉サービス等・障害児支援業務）ができること。 また、国保連合会へ送信する情報をシステムから出力する際は、国保連合会と市町村の間で定められたインターフェース仕様書に沿ったレイアウトで抽出し、加工することなく、そのまま伝送ソフト等で送信可能であること。	◎	◎	×			令和8年4月1日

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分			要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
						障害者福祉システム	障害者総合支援システム	請求審査システム			
7.障害福祉サービス等(給付管理)	7.6.国保連合会との連携機能	7.6.2.		0220817	国保連合会より受信する一次審査結果資料情報および一次審査結果資料情報（過誤申立書情報の取下分のみ）について、システムへの取込を一括でできること。	◎	◎	×			令和8年4月1日
7.障害福祉サービス等(給付管理)	7.6.国保連合会との連携機能	7.6.3.		0220818	国保連合会へ送信する二次審査結果情報（二次審査結果票情報もしくは、二次審査結果一覧情報）について、システムからの抽出、作成を一括でできること。	◎	◎	×			令和8年4月1日
7.障害福祉サービス等(給付管理)	7.6.国保連合会との連携機能	7.6.4.		0220819	国保連合会へ送信する過誤申立書情報について、システムからの抽出、作成を一括でできること。	◎	◎	×			令和8年4月1日
7.障害福祉サービス等(給付管理)	7.6.国保連合会との連携機能	7.6.5.		0220820	【既存高額、新高額】 国保連合会と高額支給処理業務において定められた各種データ連携をできること。 また、国保連合会へ送信する情報をシステムから出力する際には、国保連合会と市町村の間で定められたインターフェース仕様書に沿ったレイアウトで抽出し、加工することなく、そのまま伝送ソフト等で送信できること。	○	○	×	本要件は国保連合会に委託をしている場合にのみ必要となるものであることから、標準オプションとしている。		
7.障害福祉サービス等(給付管理)	7.6.国保連合会との連携機能	7.6.13.		0220821	【既存高額】 国保連合会へ送信する障害福祉サービス費市町村保有給付実績情報、障害児給付費都道府県等保有給付実績情報について、システムからの抽出、作成を一括でできること。 ※高額障害福祉サービス費等の支給処理業務を国保連合会に委託している場合	○	○	×			
7.障害福祉サービス等(給付管理)	7.6.国保連合会との連携機能	7.6.14.		0220822	【既存高額】 国保連合会より受信する障害福祉サービス費市町村保有給付実績更新結果情報、障害児給付費都道府県等保有給付実績更新結果情報について、システムへの取込を一括でできること。 また、システムの市町村保有給付実績情報と突合し、内容相違がないかをチェックできること。	○	○	×			
7.障害福祉サービス等(給付管理)	7.6.国保連合会との連携機能	7.6.6.		0220823	【既存高額】 国保連合会より受信する高額障害福祉サービス費給付のお知らせ情報、高額障害児給付費給付のお知らせ情報について、システムへの取込を一括でできること。 ※高額障害福祉サービス費等の支給処理業務を国保連合会に委託している場合	○	○	×			
7.障害福祉サービス等(給付管理)	7.6.国保連合会との連携機能	7.6.7.		0220824	【既存高額】 国保連合会へ送信する高額障害福祉サービス費給付判定結果情報、高額障害児給付費給付判定結果情報について、システムからの抽出、作成を一括でできること。 ※高額障害福祉サービス費等の支給処理業務を国保連合会に委託している場合	○	○	×			
7.障害福祉サービス等(給付管理)	7.6.国保連合会との連携機能	7.6.8.		0220825	【既存高額】 国保連合会より受信する高額障害福祉サービス費支給（不支給）決定通知書情報、高額障害児給付費支給（不支給）決定通知書情報について、システムへの取込を一括でできること。 ※高額障害福祉サービス費等の支給処理業務を国保連合会に委託している場合	○	○	×			

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定 した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分			要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
						障害者福祉シ ステム	障害者総合支 援システム	請求審査シス テム			
7. 障害 福祉 サービ ス等 (給付 管理)	7. 6. 国 保連合 会との 連携機 能	7. 6. 9.		0220826	【既存高額、新高額】 国保連合会より受信する高額障害福祉サービス費振込依頼書情報、高額障害児給付費振込依頼書情報について、システムへの取込を一括でできること。 ※高額障害福祉サービス費等の支給処理業務を国保連合会に委託している場合	○	○	×			
7. 障害 福祉 サービ ス等 (給付 管理)	7. 6. 国 保連合 会との 連携機 能	7. 6. 10.		0220827	【新高額】 国保連合会より受信する高額障害福祉サービス等給付費給付のお知らせ情報（施行令第四十三条の五第六項）について、システムへの取込を一括でできること。 ※高額障害福祉サービス費等の支給処理業務を国保連合会に委託している場合	○	○	×			
7. 障害 福祉 サービ ス等 (給付 管理)	7. 6. 国 保連合 会との 連携機 能	7. 6. 11.		0220828	【新高額】 国保連合会へ送信する高額障害福祉サービス等給付費給付判定結果情報（施行令第四十三条の五第六項）について、システムからの抽出、作成を一括でできること。 ※高額障害福祉サービス費等の支給処理業務を国保連合会に委託している場合	○	○	×			
7. 障害 福祉 サービ ス等 (給付 管理)	7. 6. 国 保連合 会との 連携機 能	7. 6. 12.		0220829	【新高額】 国保連合会より受信する高額障害福祉サービス等給付費支給（不支給）決定通知書情報（施行令第四十三条の五第六項）について、システムへの取込を一括でできること。 ※高額障害福祉サービス費等の支給処理業務を国保連合会に委託している場合	○	○	×			
7. 障害 福祉 サービ ス等 (給付 管理)	7. 7. 帳 票出力 機能	7. 7. 1.		0220830	■帳票詳細要件01■ 【新高額】 令第四十三条の五第六項に規定する高額障害福祉サービス等給付費の給付要件確認に関する届出書を出力できること。	○	○	×	届出書の出力は各自治体において任意の事務となることから標準オプションとしている。		
7. 障害 福祉 サービ ス等 (給付 管理)	7. 7. 帳 票出力 機能	7. 7. 2.		0220831	■帳票詳細要件07、09■ 【既存高額】 以下の高額障害福祉サービス等に係る申請書を出力できること。 07「令第四十三条の五第一項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書」 09「高額障害児（通所・入所）給付費支給申請書」 【帳票の用途】 「介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）」にて、参考様式として様式第22号が示されている。 「障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について（事務処理要領）」にて、参考様式として様式例第13号が示されている。 ※サービス利用年月別明細を利用した運用の場合、申請書の出力は1枚とし、サービス利用年月別明細にサービス利用年月分の印字を行う。	○	○	×	国保連合会に委託している場合、不要となる帳票であるため標準オプションとしている。		

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定 した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	障害者福祉シ ス템	障害者総合支 援システム	請求審査シス テム	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
7.障害 福祉 サービ ス等 (給付 管理)	7.7.帳 票出力 機能	7.7.13.		0220832	<p>■帳票詳細要件19、21■ 【既存高額】 高額障害福祉サービス等に係る申請書の別紙として、以下のサービス利用年月別明細を出力できること。 19「令第四十三条の五第一項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書（サービス利用年月別明細）」 21「高額障害児（通所・入所）給付費支給申請書（サービス利用年月別明細）」</p> <p>※複数のサービス利用年月分をまとめて申請をされる運用があることから、申請書の別紙として、サービス利用年月別明細を追加。 ※サービス利用年月別明細を利用しない運用の場合、申請書の出力はサービス利用年月分の枚数、出力を行う。 ※「要件の考え方・理由」にて国保連合会に委託していない場合は実装必須と記載しているが、サービス利用年月別明細を利用有無は自治体の運用によるため、国保連合会に委託していない場合においても、標準オプションとする。</p>		○	○	×			
7.障害 福祉 サービ ス等 (給付 管理)	7.7.帳 票出力 機能	7.7.3.		0220833	<p>■帳票詳細要件08■ 【新高額】 令第四十三条の五第六項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書を出力できること。</p> <p>【帳票の用途】 「介護給付費等に係る支給決定事務等について (事務処理要領)」にて、参考様式として様式第28号が示されている。</p> <p>※サービス利用年月別明細を利用した運用の場合、申請書の出力は1枚とし、サービス利用年月別明細にサービス利用年月分の印字を行う。</p>		○	○	×			
7.障害 福祉 サービ ス等 (給付 管理)	7.7.帳 票出力 機能	7.7.14.		0220834	<p>■帳票詳細要件20■ 【新高額】 令第四十三条の五第六項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書（サービス利用年月別明細）を出力できること。</p> <p>※複数のサービス利用年月分をまとめて申請する運用があることから、申請書の別紙として、サービス利用年月別明細を追加。 ※サービス利用年月別明細を利用しない運用の場合、申請書の出力はサービス利用年月分の枚数、出力を行う。 ※「要件の考え方・理由」にて国保連合会に委託していない場合は実装必須と記載しているが、サービス利用年月別明細を利用有無は自治体の運用によるため、国保連合会に委託していない場合においても、標準オプションとする。</p>		○	○	×			
7.障害 福祉 サービ ス等 (給付 管理)	7.7.帳 票出力 機能	7.7.4.		0220835	<p>■帳票詳細要件04、06■ 【既存高額】 以下の高額障害福祉サービス等に係る給付のお知らせ（勧奨通知）を出力できること。 04「令第四十三条の五第一項に規定する高額障害福祉サービス等給付費給付のお知らせ」 06「高額障害児（通所・入所）給付費給付のお知らせ」</p> <p>※サービス利用年月別明細を利用した運用の場合、お知らせ（勧奨通知）の出力は1枚とし、サービス利用年月別明細にサービス利用年月分の印字を行う。</p>		○	○	×			

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分			要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
						障害者福祉システム	障害者総合支援システム	請求審査システム			
7. 障害福祉サービス等（給付管理）	7. 7. 帳票出力機能	7. 7. 15.		0220836	■帳票詳細要件16、18■ 【既存高額】 高額障害福祉サービス等に係る給付のお知らせ（勧奨通知）の別紙として、以下のサービス利用年月別明細を出力できること。 16「令第四十三条の五第一項に規定する高額障害福祉サービス等給付費給付のお知らせ（サービス利用年月別明細）」 18「高額障害児（通所・入所）給付費給付のお知らせ（サービス利用年月別明細）」 ※複数のサービス利用年月分をまとめて勧奨する運用があることから、お知らせ（勧奨通知）の別紙として、サービス利用年月別明細を追加。 ※サービス利用年月別明細を利用しない運用の場合、お知らせ（勧奨通知）の出力はサービス利用年月分の枚数、出力をを行う。 ※「要件の考え方・理由」にて国保連合会に委託していない場合は実装必須と記載しているが、サービス利用年月別明細を利用有無は自治体の運用によるため、国保連合会に委託していない場合においても、標準オプションとする。	○	○	×			
7. 障害福祉サービス等（給付管理）	7. 7. 帳票出力機能	7. 7. 5.		0220837	■帳票詳細要件05■ 【新高額】 令第四十三条の五第六項に規定する高額障害福祉サービス等給付費給付のお知らせを出力できること。 ※サービス利用年月別明細を利用した運用の場合、お知らせ（勧奨通知）の出力は1枚とし、サービス利用年月別明細にサービス利用年月分の印字を行う。	○	○	×			
7. 障害福祉サービス等（給付管理）	7. 7. 帳票出力機能	7. 7. 16.		0220838	■帳票詳細要件17■ 【新高額】 令第四十三条の五第六項に規定する高額障害福祉サービス等給付費給付のお知らせ（サービス利用年月別明細）を出力できること。 ※複数のサービス利用年月分をまとめて勧奨する運用があることから、お知らせ通知の別紙として、サービス利用年月別明細を追加。 ※サービス利用年月別明細を利用しない運用の場合、お知らせ（勧奨通知）の出力はサービス利用年月分の枚数、出力をを行う。 ※「要件の考え方・理由」にて国保連合会に委託していない場合は実装必須と記載しているが、サービス利用年月別明細を利用有無は自治体の運用によるため、国保連合会に委託していない場合においても、標準オプションとする。	○	○	×			
7. 障害福祉サービス等（給付管理）	7. 7. 帳票出力機能	7. 7. 6.		0220839	■帳票詳細要件10、12■ 【既存高額】 以下の高額障害福祉サービス等に係る支給決定通知書を出力できること。 10「令第四十三条の五第一項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給（不支給）決定通知書」 12「高額障害児（通所・入所）給付費支給（不支給）決定通知書」 【帳票の用途】 「介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）」にて、参考様式として様式第23号が示されている。 「障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について（事務処理要領）」にて、参考様式として様式例第14号が示されている。 ※サービス利用年月別明細を利用した運用の場合、決定通知書の出力は1枚とし、サービス利用年月別明細にサービス利用年月分の印字を行う。	○	○	×			

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分			要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
						障害者福祉システム	障害者総合支援システム	請求審査システム			
7.障害福祉サービス等(給付管理)	7.7.帳票出力機能	7.7.17.		0220840	■帳票詳細要件22、24■ 【既存高額】 高額障害福祉サービス等に係る支給決定通知書の別紙として、以下のサービス利用年月別明細を出力できること。 22「令第四十三条の五第一項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給（不支給）決定通知書（サービス利用年月別明細）」 24「高額障害児（通所・入所）給付費支給（不支給）決定通知書（サービス利用年月別明細）」 ※複数のサービス利用年月分をまとめて決定処理をする運用があることから、決定通知書の別紙として、サービス利用年月別明細を追加。 ※サービス利用年月別明細を利用しない運用の場合、決定通知書の出力はサービス利用年月分の枚数、出力を行う。 ※「要件の考え方・理由」にて国保連合会に委託していない場合は実装必須と記載しているが、サービス利用年月別明細を利用有無は自治体の運用によるため、国保連合会に委託していない場合においても、標準オプションとする。	○	○	×			
7.障害福祉サービス等(給付管理)	7.7.帳票出力機能	7.7.7.		0220841	■帳票詳細要件11■ 【新高額】 令第四十三条の五第六項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給（不支給）決定通知書を出力できること。 【帳票の用途】 「介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）」にて、参考様式として様式第29号が示されている。 ※サービス利用年月別明細を利用した運用の場合、決定通知書の出力は1枚とし、サービス利用年月別明細にサービス利用年月分の印字を行う。	○	○	×			
7.障害福祉サービス等(給付管理)	7.7.帳票出力機能	7.7.18.		0220842	■帳票詳細要件23■ 【新高額】 令第四十三条の五第六項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給（不支給）決定通知書（サービス利用年月別明細）を出力できること。 ※複数のサービス利用年月分をまとめて決定処理をする運用があることから、決定通知書の別紙として、サービス利用年月別明細を追加。 ※サービス利用年月別明細を利用しない運用の場合、決定通知書の出力はサービス利用年月分の枚数、出力を行う。 ※「要件の考え方・理由」にて国保連合会に委託していない場合は実装必須と記載しているが、サービス利用年月別明細を利用有無は自治体の運用によるため、国保連合会に委託していない場合においても、標準オプションとする。	○	○	×			
7.障害福祉サービス等(給付管理)	7.7.帳票出力機能	7.7.8.		0220843	■帳票詳細要件02■ 【既存高額、新高額】 高額障害福祉サービス等給付費の代理受領に係る委任状を出力できること。	○	○	×			
7.障害福祉サービス等(給付管理)	7.7.帳票出力機能	7.7.9.		0220844	■帳票詳細要件03■ 【新高額】 令第四十三条の五第六項に規定する高額障害福祉サービス等給付費の代理受領に係る委任状（生活保護）を出力できること。	○	○	×			

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定 した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分			要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
						障害者福祉シ ステム	障害者総合支 援システム	請求審査シス テム			
7. 障害 福祉 サービ ス等 (給付 管理)	7. 7. 帳 票出力 機能	7. 7. 10.		0220845	■ 帳票詳細要件13 ■ 【既存高額、新高額】 口座振込依頼書を出力できること。	○	○	×			
7. 障害 福祉 サービ ス等 (給付 管理)	7. 7. 帳 票出力 機能	7. 7. 11.		0220846	■ 帳票詳細要件14 ■ 【既存高額、新高額】 支払通知書を出力できること。	○	○	×			
7. 障害 福祉 サービ ス等 (給付 管理)	7. 7. 帳 票出力 機能	7. 7. 12.		0220847	■ 帳票詳細要件15 ■ 【既存高額、新高額】 支出内訳書を出力できること。	○	○	×			

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定 した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
8.自立支援医療（更生医療）									
8.自立支援医療（更生医療）	8.1.受給者台帳管理機能	8.1.1.		0220848	更生医療の申請・届出情報（新規申請、転入、更新申請、変更申請、記載事項変更、再交付、死亡、転出、職権処理を含む）を管理（登録、修正、削除、照会）できること。	◎			令和8年4月1日
8.自立支援医療（更生医療）	8.1.受給者台帳管理機能	8.1.2.		0220849	申請・届出情報を管理できること。 【管理項目】 申請日 ※ 申請、届出を受理した日 申請事由コード ※1 申請理由コード 変更理由コード 変更日 廃止理由コード 廃止日 再交付理由コード 添付書類種類コード ※ 10種類まで管理できること 添付書類 ※ 添付書類種類コードに対して非該当、該当を選択 判定依頼日 備考 資格状態コード ※1 申請事由は新規・再認定・記載事項変更・返還等の申請、届出の事由を管理する。	◎			令和8年4月1日
8.自立支援医療（更生医療）	8.1.受給者台帳管理機能	8.1.2.		0220850	申請・届出情報を管理できること。 【管理項目】 受付番号 原傷病名 障害の状況 治療の形態コード 更生医療予定期間 直近5年間の更生医療給付状況 進行状態コード 交付方法コード 判定予定日 判定予定時間	○			
8.自立支援医療（更生医療）	8.1.受給者台帳管理機能	8.1.3.		0220851	受診者情報を管理できること。 【管理項目】 個人番号 宛名番号 世帯番号 氏名 氏名カナ 英字名 通称名 通称名カナ 氏名優先区分コード 生年月日 郵便番号 住所 住所方書 ※1 個人番号、住基情報で保持している管理項目は、他システムを参考し表示することで、保持までしない場合を含む ※2 電話番号、携帯番号は障害者福祉共通での管理とする	◎			令和8年4月1日

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日	
8.自立支援医療（更生医療）	8.1.受給者台帳管理機能	8.1.4.		0220852	医療保険世帯として支給認定基準世帯情報を管理できること。 【管理項目】 個人番号 宛名番号 氏名 氏名カナ 続柄 生年月日 世帯員住民税均等割額 世帯員住民税所得割額 世帯員課税非課税区分コード 世帯員合計所得金額 世帯員障害年金等 世帯員手当等 世帯員収入額 ※1 個人番号、住基情報で保持している管理項目は、他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む ※2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第35条 ※3 世帯員住民税所得割額については寄附金税額控除前、住宅借入金等特別税額控除前の額とし、年少扶養控除額および特定扶養控除額は事務連絡で発出された「旧市町村民税所得割額計算シート」の計算仕様により算出すること。 ※4 世帯員は10人まで管理可能とする。	◎				令和8年4月1日
8.自立支援医療（更生医療）	8.1.受給者台帳管理機能	8.1.25.		0220853	機能ID：0220852 の世帯員住民税所得割額は「旧市町村民税所得割額計算シート」の計算仕様により算出することとしているが、あわせて調整控除を考慮した算出ができること。 【管理項目】 調整控除額	○				
8.自立支援医療（更生医療）	8.1.受給者台帳管理機能	8.1.4.		0220854	医療保険世帯として支給認定基準世帯情報を管理できること。 【管理項目】 世帯員旧所得割計算前所得割額 世帯員年少扶養人数 世帯員特定扶養人数 世帯員公的年金等の種類 世帯員被保険者・被扶養者区分コード 世帯員所得確定区分コード ※指定都市の場合は、県費負担教職員の税源移譲前の税率によるため、市町村民税所得割額、市町村民税_住宅借入金等特別税額控除額、市町村民税_寄附金税額控除額は、8 %ではなく 6 %（税源移譲前）を利用すること。	○				
8.自立支援医療（更生医療）	8.1.受給者台帳管理機能			0221361	機能ID：0220854に規定する管理項目「世帯員特定扶養人数」について、個人住民税システムから連携される項目を利用して自動算出できること。 ※連携ID:010o008で連携されるデータ項目ID：01000362「扶養控除対象区分」及び連携ID:010o009で連携されるデータ項目ID：01000117「被扶養者_宛名番号」より、生年月日から対象有無を判断することを想定している。	○		【第3.0版】標準化検討会における検討により追加		

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】 ◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
8.自立支援医療（更生医療）	8.1.受給者台帳管理機能	8.1.5.	訂正	0221377	加入保険情報を管理できること。 【管理項目】 保険者番号 保険の種類コード 加入医療保険記号番号枝番 資格取得日 資格喪失日 ※1 加入保険情報登録時は、保険者をマスタから参照・検索して指定できること ※2 国民健康保険情報もしくは後期高齢者医療保険情報の連携情報を利用できる場合は、自動表示できること	◎	「保険の種類コード」は保険者のマスターから取得できるが、生活保護受給者については加入保険がないため、保険の種類コードを管理項目とした。 【第4.0版】標準化検討会における検討により、令和6年12月2日より健康保険証が廃止されることから、被保険者証記号・番号・枝番を3項目から1項目に変更し、機能ID：0220856の機能を実装必須として統合している。	【第4.0版】機能ID：0220855、0220856から修正	令和8年4月1日
8.自立支援医療（更生医療）	8.1.受給者台帳管理機能	8.1.6.		0221275	所得判定情報を管理できること。 【管理項目】 所得判定年度 所得区分コード 生保移行防止減免対象区分コード 食事療養標準負担額零円該当 負担上限月額 重度かつ継続コード 高額療養費多数回該当者 生活保護の受給有無 合計所得金額 障害年金等 手当等 収入額 特例世帯の適用有無（※1） 住民税均等割額（※2） 住民税所得割額（※2） ※1 世帯の特例を適用した場合は、「特例世帯」として管理できること。 ※2 支給認定基準世帯員の合算額を設定すること。	◎	・所得判定の自動計算は機能ID：0220874に記載している。 ・【第3.0版】検討会での議論の結果、機能ID：0221275の管理項目「食事療養標準負担額零円該当」を追加	【第3.0版】機能ID：0220857から修正	令和8年4月1日
8.自立支援医療（更生医療）	8.1.受給者台帳管理機能	8.1.6.		0220858	生活保護情報を連携している場合、管理項目の生活保護の受給有無に自動で値が設定できること。	○			
8.自立支援医療（更生医療）	8.1.受給者台帳管理機能	8.1.7.		0220859	医療費情報を管理できること。 【管理項目】 入通院区分コード 入院日数 通院日数	◎	意見書に記載の医療費情報を管理項目としている。		令和8年4月1日
8.自立支援医療（更生医療）	8.1.受給者台帳管理機能	8.1.22.		0220860	医療費情報を管理できること。 【管理項目】 医療費概算額	○			
8.自立支援医療（更生医療）	8.1.受給者台帳管理機能	8.1.8.		0220861	医療機関情報を管理できること。 【管理項目】 病院・診療所の医療機関番号 薬局の医療機関番号 訪問看護事業者の医療機関番号 ※ それぞれを最大3件管理できること	◎	病院・診療所、薬局、訪問看護事業者は、指定医療機関マスターで管理している情報から入力する。		令和8年4月1日

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】 ◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考 (改定内容等)	適合基準日	
8.自立支援医療（更生医療）	8.1.受給者台帳管理機能	8.1.21.		0220862	医療機関情報を管理できること。 【管理項目】 病院・診療所の有効開始日、終了日 病院・診療所の認定決定お知らせ有無（※2） 薬局の有効開始日、終了日 薬局の認定決定お知らせ有無（※2） 訪問看護事業者の有効開始日、終了日 訪問看護事業者の認定決定お知らせ有無（※2） ※1 それぞれを最大3件管理できること ※2 「支給認定決定のお知らせ」の送付対象となる医療機関を管理する項目。「有」の医療機関が「支給認定決定のお知らせ」の送付対象となる。	○	医療機関変更を行った際に各医療機関単位で有効な期間を入力する。			
8.自立支援医療（更生医療）	8.1.受給者台帳管理機能	8.1.9.	訂正	0221365	認定結果等情報を管理できること。 【管理項目】 判定日 判定結果コード ※1 却下理由コード 却下理由 認定日 交付日 受給者番号 ※3 有効期間開始日 有効期間終了日 公費負担の対象となる障害コード 医療の具体的方針 特定疾病療養認定の有無 経過的特例有効期間開始日 ※2 経過的特例有効期間終了日 ※2 ※1 判定結果には却下、決定の他に取下も含むこと ※2 経過的特例有効期間には経過的特例が延長された場合の有効期間を設定すること ※3 受給者番号の付番方法は(昭和五一年八月七日)(保発第四五号・序保発第三四号)にて示された設定方法とし、受給者番号が誤っていた場合は気づける仕組みとすること。	◎	・「公費負担者番号」は台帳の管理項目とはせず、帳票詳細要件 01：自立支援医療受給者証（表面）の「印字編集条件など」に印字条件を記載している。 ・却下理由コード及び却下理由は、「却下通知書」出力時に却下理由に印字する項目として管理項目としている。 ・経過的特例時の有効期間は受給者証に印字する管理項目として記載している。今後、経過措置廃止の場合は削除予定とする。 ・受給者証適用開始日は変更申請、届出の内容が受給者証へ有効となる日付を入力する。	【第3.0版】機能ID：0220863から修正	令和8年4月1日	
8.自立支援医療（更生医療）	8.1.受給者台帳管理機能	8.1.9.		0220864	認定結果等情報を管理できること。 【管理項目】 指導記録 再交付日 受給者証適用開始日 ※1 指導記録は、「身体障害者更生指導台帳（更生医療）」の様式を利用する場合は管理不要であり、「身体障害者更生指導台帳（指導記録）」の様式に更生医療も出力したい場合に入力する項目である	○				

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日	
8.自立支援医療（更生医療）	8.1.受給者台帳管理機能	8.1.10.		0220865	更生医療独自施策利用項目として以下を実装すること。 【管理項目】 区分1コード～区分5コード 日付1～日付5 金額1～金額5 備考1～備考5 ※1 利用有無を設定できること ※2 項目名称を設定できること ※3 未入力時のエラー又はアラートを設定できること ※4 EUC機能で扱えること ※5 帳票詳細要件に記載の印字項目の設定対象とすること	○	独自に管理したい項目及び既存システムにおいて管理している情報のうち標準準拠システムへ移行したい項目も想定し、区分、日付、金額、備考をそれぞれ5項目管理できることとした。			
8.自立支援医療（更生医療）	8.1.受給者台帳管理機能			0221332	PMHへ独自上乗せ後の自己負担上限額と負担率を連携する必要があることから、以下を管理できること。 【管理項目】 PMH連携用独自上乗せ後の自己負担上限額 PMH連携用独自上乗せ後の負担率	○	【第3.0版】自立支援医療のオンライン資格確認に対応するため、管理項目を追加。	【第3.0版】標準化検討会における検討により追加		
8.自立支援医療（更生医療）	8.1.受給者台帳管理機能			0221347	共通の検索条件に加えて、業務固有の検索条件（受給者番号）をもとに対象者を検索できること。	○	・共通の検索条件は、機能・帳票要件（1.障害者福祉共通）に、「対象者検索」として記載している。 ・【第3.0版】検討会での議論の結果、受給者番号による検索機能を追加	【第3.0版】標準化検討会における検討により追加		
8.自立支援医療（更生医療）	8.1.受給者台帳管理機能	8.1.11.		0220866	受付番号は、手入力の他に自動付番もできること。 ※1 自動付番は、通番とすること（年度毎に通番しない） ※2 ※1に加え、管理組織単位での通番も選択できること ※3 手入力した場合に重複番号を抑止すること ※4 自動付番後に手修正できること	○				
8.自立支援医療（更生医療）	8.1.受給者台帳管理機能	8.1.12.		0220867	最新の台帳履歴情報が申請の状態に対して、申請・届出情報を登録し、更に申請できること。	◎			令和8年4月1日	
8.自立支援医療（更生医療）	8.1.受給者台帳管理機能	8.1.13.		0220868	申請・届出情報を履歴で管理することができ、入力した履歴情報の照会が可能であること。管理できる履歴の件数は上限が無いこと。	◎			令和8年4月1日	
8.自立支援医療（更生医療）	8.1.受給者台帳管理機能	8.1.14.		0221276	同一人で複数の医療行為を行う場合、複数の受給者番号の設定ができること。	◎	・複数医療受給者は、別々の台帳登録を行うことで、別々の受給者番号を設定し、別々の受給者証を管理することとしている。 ・【第3.0版】検討会での議論の結果、受給者証の出力が目的の機能ではないため、受給者証の出力の記載を削除	【第3.0版】機能ID：0220869から修正	令和8年4月1日	

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
8.自立支援医療（更生医療）	8.1.受給者台帳管理機能	8.1.15.		0220870	受給者番号は手入力の他にチェックデジットによる自動付番ができること。 ※1 受給者番号の付番方法は、保険者番号等の設定について(昭和五一年八月七日)（保発第四五号・府保発第三四号）にて示された設定方法であること ※2 手入力した場合に重複番号を抑止すること。ただし同一人物の場合はアラートとし登録も可能とすること	◎			令和8年4月1日
8.自立支援医療（更生医療）	8.1.受給者台帳管理機能	8.1.23.		0220871	受給者番号は手入力の他にチェックデジットによる自動付番ができること。 ※ 機能ID：0220870 の実装必須の※1に従い、管理組織単位でも通番できること	○			
8.自立支援医療（更生医療）	8.1.受給者台帳管理機能	8.1.16.		0220872	指導記録は自動で意見の内容（公費負担の対象となる障害、申請理由、有効期間）が設定できること。なお、設定の有無はパラメタ等で設定できること	○			
8.自立支援医療（更生医療）	8.1.受給者台帳管理機能	8.1.17.		0220873	有効期限は、有効期間開始日から1年後を自動計算（うるう年に応じること）表示し、手修正もできること。なお、自動計算の有無は、パラメタ等で設定できること	○			
8.自立支援医療（更生医療）	8.1.受給者台帳管理機能	8.1.18.		0220874	所得判定は、手入力の他に、指定した年度の住民税情報、生活保護情報を参照（※1）し実施要綱の定める基準に従って所得区分、負担上限月額を自動で判定できること。 また、「重度かつ継続」の受給者である場合においても同様に判定できること。 ※1 住民税情報や生活保護情報を連携により取得できる場合に限る ※2 自立支援医療費支給認定通則実施要綱 第二 所得区分に記載のとおりに判定すること	◎	「※自立支援医療費支給認定通則実施要綱 第二 4について、現時点においては、適用されている経過的特例に従った判定とする。経過的特例が終了した場合は、上記実施要綱の変更に係る事務連絡が発出されることとなるため、それに従うこととなる。」		令和8年4月1日
8.自立支援医療（更生医療）	8.1.受給者台帳管理機能	8.1.24.		0220875	機能ID：0220865 の更生医療独自施策利用項目を利用して、独自事業（上乗せ）の所得区分や負担上限月額等をベンダの実装範囲において自動で判定できること。	○	独自の上乗せ支給する場合の要件である。例えば住民税情報や生活保護情報、重度かつ継続の値により独自所得区分、負担上限月額等を自動判定するといった要件であるが、自動判定の方法は自治体で様々であることからカスタマイズを抑止するためにベンダの実装範囲としている。		
8.自立支援医療（更生医療）	8.1.受給者台帳管理機能			0221332	更生医療独自施策利用項目を利用した独自事業（上乗せ）の負担上限月額を、機能ID：0221332 のPMH連携用独自上乗せ後の自己負担上限額に自動反映できること。また、更生医療独自施策利用項目を利用した独自事業（上乗せ）の所得区分から、PMH連携用独自上乗せ後の負担率をベンダの実装範囲において自動で設定できること。	○	PMHへ独自上乗せ後の自己負担上限額と負担率を更生医療独自施策利用項目で管理している負担上限月額、所得区分から自動設定できる機能である。 【第3.0版】標準化検討会における検討により追加		

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
8.自立支援医療（更生医療）	8.1.受給者台帳管理機能	8.1.19.		0220876	病院・診療所、薬局、訪問看護事業者の入力における医療機関情報の検索は医療機関番号、医療機関コード、医療機関名称漢字、医療機関名カナ、医療機関住所で検索できること。 また、医療機関名称漢字、医療機関名カナ検索は、住民登録システム標準仕様書に準拠した氏名、カナ氏名検索と同様のあいまい検索ができること。	○			
8.自立支援医療（更生医療）	8.1.受給者台帳管理機能	8.1.20.		0220877	住基の異動情報を基に、受診者の住所、氏名、転出、死亡を自動更新できること。 ※1 自動更新有無を設定できること ※2 自動更新させる異動事由はバラメタ等により設定できること ※3 転出の自動更新を行う際は、住所地特例者となる場合があるため、※5により確認し、該当する場合は修正すること ※4 異動前の住基住所、住基氏名と異なる住所、氏名となっているデータ状態の場合は、住基の住所・氏名異動があっても自動更新しないこと ※5 自動処理した受診者は、一覧により確認できること ※6 受診者の住所、氏名を他システムを参照し表示している場合は、住所変更、氏名変更の自動更新は不要とする	○	住基の異動情報の活用については、以下に大別されるため、※1から※3の要件も含めた上で、標準オプションとしている。 ①原則利用しない（届出を基に処理する） ②事実確認、届出の促しに活用する ③転出や死亡等の一部の異動事由は自動的に台帳情報に反映させる ④自動的に台帳情報に反映させる		
8.自立支援医療（更生医療）	8.1.受給者台帳管理機能			0221277	進行状態コードは、ベンダの実装範囲により、各日付項目等の入力等と連動させる形で自動更新できること。	○	進行状態コードの更新方法として、各日付項目の入力等と連動させる形で自動的に更新することで、項目間の不整合を抑止し、入力負荷を低減するシステム設計をしているベンダや現行運用している自治体が存在することから、当機能要件を追加している。	【第3.0版】標準化検討会における検討により追加	
8.自立支援医療（更生医療）	8.1.受給者台帳管理機能	訂正		0221378	CSV形式又はJSON形式のAPI連携によりPMHIに受給資格情報を提供できること、もしくはCSV形式又はJSON形式のファイルを出力しデジタル庁が提供するAPI連携バッチ処理を利用してPMHIに受給資格情報を提供できること。 ※1 APIや出力ファイルの仕様は、デジタル庁が規定する情報登録に関するAPI設計書、ファイル設計書、説明資料に準拠すること ※2 日次（1日1回以上の頻度）で自動連携すること ※3 全件又は差分とすること ※差分連携を推奨 ※4 CSV形式又はJSON形式のAPI連携によりPMHIに受給資格情報を提供する場合、返却された登録結果（コード、内容）を確認できること	◎	・各項目の設定は「PMH登録時の自立支援医療設定内容」に従うこと。 【第3.0版】自立支援医療のオンライン資格確認に対応するため、当該機能を追加している。 【第4.0版】標準化検討会における検討により、CSVファイルの添付によるAPI連携機能や差分連携を追加している。	障害者福祉システムとPMHの連携については、総務省が規定する「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を参考に、各自治体の情報セキュリティポリシー、ネットワーク構成等を踏まえ各自治体が個別判断すること。 【第3.0版】標準化検討会における検討により追加 【第4.0版】機能ID：0221278から修正	令和9年4月1日

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】 ◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日	
8.自立支援医療（更生医療）	8.1.受給者台帳管理機能		訂正	0221334	PMHに、処理通番を基に受給資格情報の登録状況を照会できること。 ※1 APIの仕様は、デジタル庁が規定する登録結果取得に関するAPI設計書に準拠すること ※2 返却された照会結果（コード、内容）を確認できること	○	<ul style="list-style-type: none"> 当機能は、医療費助成対象者情報登録API（自治体）のレスポンスにおいては登録エラー時のエラーリストやエラー詳細が含まれていないため、またPMHの登録受付以降は非同期処理で実施され、結果を即時に返却出来ない制約があるため、一定時間が経過した後に登録結果を確認するために利用する。 登録結果の確認をPMH画面で確認することも可能であるため標準オプション機能としている。 <p>【第3.0版】自立支援医療のオンライン資格確認に対応するため、当該機能を追加している。</p>	【第3.0版】標準化検討会における検討により追加		
8.自立支援医療（更生医療）	8.1.受給者台帳管理機能		新規追加	0221393	自立支援医療費支給認定の申請・届出により受診者と同一保険の加入者について情報提供ネットワークシステムを利用して保険資格情報を確認する事務において、機能ID：0220852（支給認定基準世帯情報の世帯員）をまとめて照会でき、保険資格情報を自動で取得し、機能ID：0221377（加入保険情報）として利用できること。 【補足事項】 ・情報提供ネットワークシステムとの連携は、機能ID：0220071、0220074に定めている。 ・「自動で取得」とは、バッチスケジュールにより取得し、取得した保険資格情報を一括で障害者福祉システムに取り込むことを意味しているが、機能ID：0220071、0220074の「要件の考え方・理由」に記載のとおり、②及び③の利用も可としている。	○	【第4.1版】マイナ保険証への移行に伴い、原則、情報提供ネットワークシステムを利用した資格確認となるため、自治体職員の事務負担軽減を目的として当該機能を追加している。	【第4.1版】標準化検討会における検討により追加		
8.自立支援医療（更生医療）	8.2.一覧管理機能	8.2.4.		0220878	判定依頼の対象者を抽出し、判定依頼の一括登録ができること。 ※ 一括登録対象は選択も可能とすること	○				
8.自立支援医療（更生医療）	8.2.一覧管理機能	8.2.1.		0220879	有効期間至に対して日付の範囲指定により再認定予定者を抽出し、一覧で確認できること。	◎			令和8年4月1日	
8.自立支援医療（更生医療）	8.2.一覧管理機能	8.2.2.		0220880	指定する検索期間の範囲内で指定の年齢（生年月日をもとに判定）に到達する対象者（後期高齢者医療に切り替わる年齢到達者を想定）を抽出し、一覧で確認できること。	◎			令和8年4月1日	
8.自立支援医療（更生医療）	8.2.一覧管理機能	8.2.3.		0220881	指定条件で抽出し、一覧を確認、加工できること（EUCができること）。 ※1 障害者福祉共通に記載のEUC機能を満たすこと ※2 表示項目はレセプトデータを含む自立支援医療（更生医療）の管理項目の全てを対象とし、任意に指定できること ※3 指定医療機関、医療保険者のマスタ情報も表示できること ※4 最新履歴、全履歴等、表示する履歴は任意に指定できること	◎			令和8年4月1日	

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】 ◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定 した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考 (改定内容等)	適合基準日
8.自立支援医療（更生医療）	8.3.公費負担医療管理機能	8.3.1.		0220882	<p>更生医療（公費負担）独自施策利用項目として以下を実装すること。 【管理項目】 区分1コード～区分5コード 日付1～日付5 金額1～金額5</p> <p>※1 利用有無を設定できること ※2 項目名称を設定できること ※3 未入力時のエラー又はアラートを設定できること ※4 EUC機能で扱えること ※5 帳票詳細要件に記載の印字項目の設定対象とすること</p>	○	独自に管理したい項目及び既存システムにおいて管理している情報のうち標準処理システムへ移行したい項目も想定し、区分、日付、金額をそれぞれ5項目管理できることとした。		
8.自立支援医療（更生医療）	8.3.公費負担医療管理機能	8.3.2.		0220883	<p>都道府県審査機関等から送付されたレセプト情報（国保）を請求年月単位に管理（登録、修正、削除、照会）できること。 【管理項目】 受給者番号 公費負担者番号 保険の種類コード 診療年月 請求年月 保険者番号 点数表コード 医療機関コード 入院入院外区分コード 日数 決定点数 総医療費 医療保険負担額 公費負担金額 自己負担額 食事回数 食事基準額 食事標準負担額 過誤区分 レセプト件数</p> <p>※手入力によるレセプト情報の管理とする。</p>	◎			令和8年4月1日
8.自立支援医療（更生医療）	8.3.公費負担医療管理機能	8.3.2.		0220884	都道府県審査機関等から送付されたレセプト情報（国保）を請求年月単位にファイル取込による一括入力ができること。	○	ファイルの一括取り込みは、都道府県ごとにファイルレイアウトが異なるため、標準オプションとしている。		
8.自立支援医療（更生医療）	8.3.公費負担医療管理機能	8.3.3.		0220885	<p>都道府県審査機関等から送付されたレセプト情報（後期）を請求年月単位に管理（登録、修正、削除、照会）できること。 【管理項目】 管理項目はレセプト情報（国保）と同様</p> <p>※ 手入力によるレセプト情報の管理とする。</p>	◎			令和8年4月1日
8.自立支援医療（更生医療）	8.3.公費負担医療管理機能	8.3.3.		0220886	都道府県審査機関等から送付されたレセプト情報（後期）を請求年月単位にファイル取込による一括入力ができること。	○	ファイルの一括取り込みは、都道府県ごとにファイルレイアウトが異なるため、標準オプションとしている。		

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
8.自立支援医療（更生医療）	8.3.公費負担医療管理機能	8.3.4.		0220887	都道府県審査機関等から送付されたレセプト情報（社保）を請求年月単位に管理（登録、修正、削除、照会）できること。 【管理項目】 管理項目はレセプト情報（国保）と同様 ※ 手入力による管理、ファイル取込による一括入力のどちらもできること	◎	ファイル取込みの対象となるファイルは、社会保険診療報酬支払基金より提供される連名簿（CSV形式）とする。		令和8年4月1日
8.自立支援医療（更生医療）	8.3.公費負担医療管理機能	8.3.5.		0220888	都道府県審査機関等から送付されたレセプト情報（生保）を請求年月単位に管理（登録、修正、削除、照会）できること。 【管理項目】 管理項目はレセプト情報（国保）と同様 ※ 手入力によるレセプト情報の管理とする。	◎			令和8年4月1日
8.自立支援医療（更生医療）	8.3.公費負担医療管理機能	8.3.5.		0220889	都道府県審査機関等から送付されたレセプト情報（生保）を請求年月単位にファイル取込による一括入力ができること。	○	ファイル取込みの対象となるファイルは、社会保険診療報酬支払基金より提供される固有テキスト情報ファイルとする。		
8.自立支援医療（更生医療）	8.3.公費負担医療管理機能	8.3.6.	訂正	0220890	レセプト情報を登録した後、任意のタイミングで以下の突合チェックを行い、エラー内容を一覧で確認できること。 <実装すべきチェック条件> ・診療年月日に住民登録があるかどうか ・資格の受給者番号と一致するか ・診療年月が有効期間内かどうか ・台帳に登録されている医療機関かどうか ・重複請求かどうか ・負担上限月額を超えていないか ・加入保険が一致しているかどうか ・特定疾病療養受療の認定があるか ・公費負担番号が一致しているか ※各突合チェックの実施有無をパラメタ等で設定できること	◎	公費負担の支払いの関係からレセプト情報はそのまま登録することとし、次月以降の過誤請求を促すための突合チェックを別途要件として定めている。		令和8年4月1日
8.自立支援医療（更生医療）	8.3.公費負担医療管理機能	8.3.7.		0220891	登録されたレセプト情報（国保、後期、社保、生保）を一覧で確認できること。 ※ EUC機能でよい	◎			令和8年4月1日
8.自立支援医療（更生医療）	8.4.帳票出力機能			0221335	機能ID：0220865 の更生医療独自施策利用項目を利用して、独自事業（上乗せ）の所得区分、機能ID：0221332 のPMH連携用独自上乗せ後の自己負担上限額等をベンダの実装範囲において各帳票の所得区分や自己負担上限額の欄等に印字できること。	○	・独自の上乗せ支給する場合の要件である。例えば負担上限月額が法定は5,000円のところ、独自助成により2,500円となる場合は、自立支援医療受給者証の自己負担上限額欄に対して「5,000円（独自助成により2,500円）」と印字する要件であるが、独自助成の印字方法は自治体で様々であることからカスタマイズを抑止するためにベンダの実装範囲としている。 ・【第3.0版】標準化検討会における検討により機能ID:0220892から修正 ・機能ID：0220865 の更生医療独自施策利用項目、機能ID：0221332 のPMHへの独自上乗せ後の自己負担上限額は、各帳票の「編集」や「自由記載」の領域に印字することは可能となっているが、印字欄が分かれることで利用者や事業者の誤認に繋がるおそれがあることから設けた要件である。		

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】 ◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定 した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日	
8.自立支援医療（更生医療）	8.4. 帳票出力機能	8.4.1.		0220893	■帳票詳細要件 01、02■ 01「自立支援医療受給者証（表面）」 02「自立支援医療受給者証（裏面）」 が出力できること。 ※1 片面印刷であること ※2 一括出力できること ※3 セット出力したい帳票を選択できること ※自治体によりセット出力したい帳票が異なるため ※4 様式サイズはA4であること 【帳票の用途】 自立支援医療費の支給認定について(平成18年3月3日)(障発第0303002号)にて、別紙様式第3号が示されている。	◎			令和8年4月1日	
8.自立支援医療（更生医療）	8.4. 帳票出力機能	8.4.1.		0220894	機能ID：0220893 の様式サイズについてA6であること。	○	プリンタの機能の範囲によりA6以上の用紙に複数ページを1枚にまとめて印刷すること（2アップ、4アップ等）も可能とする。			
8.自立支援医療（更生医療）	8.4. 帳票出力機能	8.4.16.		0220895	機能ID：0220893、0220894の印刷方式について両面印刷であること	○	両面印刷は1枚の用紙に1人分の印刷となるようにすること。			
8.自立支援医療（更生医療）	8.4. 帳票出力機能	8.4.2.		0220896	■帳票詳細要件07■ 「自立支援医療費支給認定申請書」が出力できること。 ※ 一括出力できること 【帳票の用途】 自立支援医療費の支給認定について(平成18年3月3日)(障発第0303002号)にて、別紙様式第1号が示されている。	○	「自立支援医療費支給認定申請書」をシステムから出力し、受診者情報等を印字するかは市区町村の運用により分かれるため、標準オプションとしている。			
8.自立支援医療（更生医療）	8.4. 帳票出力機能	8.4.3.		0220897	■帳票詳細要件08■ 「自己負担上限額管理票」が出力できること。 ※1 様式サイズはA4であること ※2 片面印刷であること 【帳票の用途】 自立支援医療費の支給認定について(平成18年3月3日)(障発第0303002号)にて、別紙様式第5号が示されている。	○	「自己負担上限額管理票」は1か月分を1枚出力する仕様としている。冊子を利用する等、市区町村の運用により分かれるため、標準オプションとしている。			
8.自立支援医療（更生医療）	8.4. 帳票出力機能	8.4.17.		0220898	機能ID：0220897 の様式サイズについてA6であること	○	プリンタの機能の範囲によりA6以上の用紙に複数ページを1枚にまとめて印刷すること（2アップ、4アップ等）も可能とする。			
8.自立支援医療（更生医療）	8.4. 帳票出力機能	8.4.19.		0220900	機能ID：0220897、0220898の印刷方式について両面印刷であること	○				
8.自立支援医療（更生医療）	8.4. 帳票出力機能	8.4.4.		0220901	■帳票詳細要件 03■ 「判定依頼書」が出力できること。 ※ 一括出力できること	◎	「調査書」とのセット出力は、都道府県の運用により分かれるため、標準オプションとしている。	令和8年4月1日		

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定 した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
8.自立支援医療（更生医療）	8.4. 帳票出力機能	8.4.4.		0220902	「判定依頼書」と「調査書」のセット出力を選択できること	○			
8.自立支援医療（更生医療）	8.4. 帳票出力機能	8.4.5.		0220903	■帳票詳細要件 04 ■ 「調査書」が出力できること。	◎	当調査書は、実施要綱「自己負担上限額を定める際の所得区分の認定について」に記載されている「なお、法律に基づき、市町村が必要な情報について調査を行うことは可能であるが、・・・」の一文を根拠としている。		令和8年4月1日
8.自立支援医療（更生医療）	8.4. 帳票出力機能	8.4.6.		0220904	■帳票詳細要件 05 ■ 「認定決定通知書」が出力できること。	◎	要綱等に定められた帳票ではないが、申請に対する行政処分として決定通知書の送付が行えるように実装必須としている。		令和8年4月1日
8.自立支援医療（更生医療）	8.4. 帳票出力機能	8.4.7.		0220905	■帳票詳細要件 06 ■ 「却下通知書」が出力できること。 【帳票の用途】 自立支援医療費の支給認定について(平成18年3月3日)(障発第0303002号)にて、別紙様式第6号が示されている。	◎			令和8年4月1日
8.自立支援医療（更生医療）	8.4. 帳票出力機能	8.4.8.		0220906	■帳票詳細要件09 ■ 「変更決定通知書」が出力できること。	○	「変更決定通知書」の利用は市区町村の運用により分かれるため、標準オプションとしている。		
8.自立支援医療（更生医療）	8.4. 帳票出力機能	8.4.9.		0220907	■帳票詳細要件10 ■ 「支給認定決定のお知らせ」が出力できること。 ※ 医療機関向けの帳票となる	○	医療機間に送付する「支給認定決定のお知らせ」の利用は市区町村の運用により分かれるため、標準オプションとしている。		
8.自立支援医療（更生医療）	8.4. 帳票出力機能	8.4.10.		0220908	■帳票詳細要件11 ■ 「自立支援医療受給者証等記載事項変更届」が出力できること。 【帳票の用途】 自立支援医療費の支給認定について(平成18年3月3日)(障発第0303002号)にて、別紙様式第4号が示されている。	○			
8.自立支援医療（更生医療）	8.4. 帳票出力機能	8.4.11.		0220909	■帳票詳細要件12 ■ 「受給者証の更新について（お知らせ）」が出力できること。 ※一括出力ができる	○			
8.自立支援医療（更生医療）	8.4. 帳票出力機能	8.4.12.		0220910	■帳票詳細要件13 ■ 「支給認定取消通知書」が出力できること。	◎			令和8年4月1日
8.自立支援医療（更生医療）	8.4. 帳票出力機能	8.4.13.		0220911	■帳票詳細要件14 ■ 「自立支援医療受給者証再交付申請書」が出力できること。	○			

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
8.自立支援医療（更生医療）	8.4.帳票出力機能	8.4.14.		0220912	■帳票詳細要件15■「自立支援医療受給者証返還届」が出力できること。	○			
8.自立支援医療（更生医療）	8.4.帳票出力機能			0221279	機能ID：0220909の「受給者証の更新について（お知らせ）」と機能ID：0220896の「自立支援医療費支給認定申請書」を一括で出力する場合は、セットでの出力もできること	○	【第3.0版】検討会での議論の結果、当該要件を追加		
8.自立支援医療（更生医療）	8.5.統計管理機能	8.5.1.		0220913	福祉行政報告例「第19 自立支援医療（身体障害者の更生医療）」の集計数値を出せること。 ※1 【実績調査（別添様式3 自立支援医療（更生医療）の実績）】も含む ※2 様式は問わない（固定帳票ではない）	◎			令和8年4月1日
8.自立支援医療（更生医療）	8.5.統計管理機能	8.5.1.		0221280	福祉行政報告例第19、別添様式3は、集計根拠となった該当情報をEUC機能を利用して出せること。	○	【第3.0版】検討会での議論の結果、機能要件に「集計根拠となった該当情報をEUC機能を利用して出せること。」を追記	【第3.0版】機能ID：0220914から分割	
8.自立支援医療（更生医療）	8.5.統計管理機能	8.5.1.		0221281	福祉行政報告例第19、別添様式3の集計数値は様式（固定帳票）で出力できること	○	【第3.0版】検討会での議論の結果、機能要件に「様式（固定帳票）で出力できること」を追記	【第3.0版】機能ID：0220914から分割	
8.自立支援医療（更生医療）	8.5.統計管理機能	8.5.2.		0220915	福祉行政報告例第21の2「自立支援医療における所得区分の状況の集計数値を出せること。 ※1 【実績調査（別添様式1 自立支援医療における支給認定の状況）】、【実績調査（別添様式2 自立支援医療における支給認定の状況）】も含む ※2 様式は問わない（固定帳票ではない）	◎			令和8年4月1日
8.自立支援医療（更生医療）	8.5.統計管理機能	8.5.2.		0221282	福祉行政報告例第21の2、別添様式1、別添様式2は、集計根拠となった該当情報をEUC機能を利用して出せること。	○	【第3.0版】検討会での議論の結果、機能要件に「集計根拠となった該当情報をEUC機能を利用して出せること。」を追記	【第3.0版】機能ID：0220916から分割	
8.自立支援医療（更生医療）	8.5.統計管理機能	8.5.2.		0221283	福祉行政報告例第21の2、別添様式1、別添様式2の集計数値は様式（固定帳票）で出力できること	○	【第3.0版】検討会での議論の結果、機能要件に「様式（固定帳票）で出力できること」を追記	【第3.0版】機能ID：0220916から分割	
8.自立支援医療（更生医療）	8.5.統計管理機能	8.5.3.		0220917	各種統計資料（都道府県報告資料、市区町村独自集計）をEUC機能を利用して作成できること。 ※ 集計数値をだせること	◎			令和8年4月1日
8.自立支援医療（更生医療）	8.5.統計管理機能	8.5.3.		0220918	各種統計資料は、集計根拠となった該当情報をEUC機能を利用して出せること。	○			

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定 した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
8.自立支援医療（更生医療）	8.6.マスタ管理機能	8.6.1.		0220919	指定医療機関情報をマスタ管理（登録・修正・削除・照会）できること。 【管理項目】 医療機関番号 医療機関コード 医療機関種別コード 医療機関名称漢字 医療機関名称カナ 医療機関代表者名 医療機関都道府県コード 医療機関住所 医療機関住所方書 医療機関郵便番号 医療機関電話番号	◎			令和8年4月1日
8.自立支援医療（更生医療）	8.6.マスタ管理機能	8.6.1.		0220920	指定医療機関情報をマスタ管理（登録・修正・削除・照会）できること。 【管理項目】 更生医療指定日 更生医療廃止日 更生医療廃止理由 更生医療適用開始日 更生医療適用終了日	○			
8.自立支援医療（更生医療）	8.6.マスタ管理機能	8.6.2.		0220921	指定医療機関情報を一覧で確認できること。	◎			令和8年4月1日
8.自立支援医療（更生医療）	8.6.マスタ管理機能	8.6.3.		0220922	指定医療機関情報の一覧をEUC機能を利用して出力できること。	○			
8.自立支援医療（更生医療）	8.6.マスタ管理機能	8.6.4.		0220923	保険者情報をマスタ管理できること。 【管理項目】 保険者番号 保険の種類コード 保険者名 保険者郵便番号 保険者住所 保険者方書 適用開始日 適用終了日	◎			令和8年4月1日
8.自立支援医療（更生医療）	8.6.マスタ管理機能	8.6.6.		0220924	保険者情報をマスタ管理できること。 【管理項目】 保険者名カナ	○			
8.自立支援医療（更生医療）	8.6.マスタ管理機能	8.6.5.		0220925	保険者情報を一覧で確認できること。	○			

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定 した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
9.自立支援医療(育成医療)									
9.自立支援医療(育成医療)	9.1.受給者台帳管理機能	9.1.1.		0220926	育成医療の申請・届出情報（新規申請、転入、更新申請、変更申請、記載事項変更、再交付、死亡、転出、職権処理を含む）を管理（登録、修正、削除、照会）できること。	◎			令和8年4月1日
9.自立支援医療(育成医療)	9.1.受給者台帳管理機能	9.1.2.		0220927	申請・届出情報を管理できること。 【管理項目】 申請日 ※ 申請、届出を受理した日 申請事由コード ※1 申請理由コード 変更理由コード 変更日 廃止理由コード 廃止日 再交付理由コード 添付書類種類コード ※ 10種類まで管理できること 添付書類 ※ 添付書類種類コードに対して非該当、該当を選択 判定依頼日 備考 資格状態コード ※1 申請事由は新規・再認定・記載事項変更・返還等の申請、届出の事由を管理する。	◎			令和8年4月1日
9.自立支援医療(育成医療)	9.1.受給者台帳管理機能	9.1.2.		0220928	【管理項目】 受付番号 進行状態コード 交付方法コード 判定予定日 判定予定時間 原傷病名	○			
9.自立支援医療(育成医療)	9.1.受給者台帳管理機能	9.1.3.		0220929	受診者情報を管理できること。 【管理項目】 個人番号 宛名番号 世帯番号 氏名 氏名カナ 英字名 通称名 通称名カナ 氏名優先区分コード 生年月日 郵便番号 住所 住所方書 ※1 個人番号、住基情報で保持している管理項目は、他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む ※2 電話番号、携帯番号は障害者福祉共通での管理とする	◎	※2について、育成医療を健康管理システムや児童扶養手当システム（いわゆる児童福祉システム）等の他の標準化対象20業務と一体的に調達・利用する場合は、一体化的に調達・利用する標準化対象20業務の標準仕様書に準拠すること。		令和8年4月1日

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】 ◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定 した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考 (改定内容等)	適合基準日	
9.自立支援医療(育成医療)	9.1.受給者台帳管理機能	9.1.4.		0220930	<p>保護者情報を管理できること。 【管理項目】 個人番号 宛名番号 世帯番号 氏名 氏名カナ 英字名 通称名 通称名カナ 氏名優先区分コード 生年月日 続柄 郵便番号 住所 住所方書</p> <p>※1 個人番号、住基情報で保持している管理項目は、他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む ※2 電話番号、携帯番号は障害者福祉共通での管理とする</p>	◎	※2について、育成医療を健康管理システムや児童扶養手当システム（いわゆる児童福祉システム）等の他の標準化対象20業務と一体的に調達・利用する場合は、一体的に調達・利用する標準化対象20業務の標準仕様書に準拠すること。			令和8年4月1日
9.自立支援医療(育成医療)	9.1.受給者台帳管理機能	9.1.5.		0220931	<p>医療保険世帯として支給認定基準世帯情報を管理できること。 【管理項目】 個人番号 宛名番号 氏名 氏名カナ 続柄 生年月日 世帯員住民税均等割額 世帯員住民税所得割額 世帯員課税非課税区分コード 世帯員合計所得金額 世帯員障害年金等 世帯員手当等 世帯員収入額</p> <p>※1 個人番号、住基情報で保持している管理項目は、他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む ※2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第35条 ※3 世帯員住民税所得割額については寄附金税額控除前、住宅借入金等特別税額控除前の額とし、年少扶養控除額および特定扶養控除額は事務連絡で発出された「旧市町村民税所得割額計算シート」の計算仕様により算出すること。 ※4 世帯員は10人まで管理可能とする。</p>	◎				令和8年4月1日
9.自立支援医療(育成医療)	9.1.受給者台帳管理機能	9.1.24.		0220932	<p>機能ID：0220931 の世帯員住民税所得割額は「旧市町村民税所得割額計算シート」の計算仕様により算出することとしているが、あわせて調整控除を考慮した算出がされること。 【管理項目】 調整控除額</p>	○				

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定 した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日	
9.自立支援医療（育成医療）	9.1.受給者台帳管理機能	9.1.5.		0220933	<p>医療保険世帯として支給認定基準世帯情報を管理できること。 【管理項目】 世帯員旧所得割計算前所得割額 世帯員年少扶養人数 世帯員特定扶養人数 世帯員公的年金等の種類 世帯員被保険者・被扶養者区分コード 世帯員所得確定区分コード</p> <p>※指定都市の場合は、県費負担教職員の税源移譲前の税率によるため、市町村民税所得割額、市町村民税_住宅借入金等特別税額控除額、市町村民税_寄附金税額控除額は、8%ではなく6%（税源移譲前）を利用すること。</p>	○				
9.自立支援医療（育成医療）	9.1.受給者台帳管理機能			0221362	<p>機能ID：0220933に規定する管理項目「世帯員特定扶養人数」について、個人住民税システムから連携される項目を利用して自動算出できること。</p> <p>※連携ID:010o008で連携されるデータ項目ID：01000362「扶養控除対象区分」及び連携ID:010o009で連携されるデータ項目ID：01000117「被扶養者_宛名番号」より、生年月日から対象有無を判断することを想定している。</p>	○		【第3.0版】標準化検討会における検討により追加		
9.自立支援医療（育成医療）	9.1.受給者台帳管理機能	9.1.6.	訂正	0221379	<p>加入保険情報を管理できること。 【管理項目】 保険者番号 保険の種類コード 加入医療保険記号番号枝番 資格取得日 資格喪失日</p> <p>※1 加入保険情報登録時は、保険者をマスタから参照・検索して指定できること ※2 国民健康保険情報もしくは後期高齢者医療保険情報の連携情報を利用できる場合は、自動表示できること</p>	◎	<p>「保険の種類コード」は保険者のマスターから取得できるが、生活保護受給者については加入保険がないため、保険の種類コードを管理項目とした。</p> <p>【第4.0版】標準化検討会における検討により、令和6年12月2日より健康保険証が廃止されることから、被保険者証記号・番号・枝番を3項目から1項目に変更し、機能ID：0220935 の機能を実装必須として統合している。</p>	【第4.0版】機能ID：0220934、0220935から修正	令和8年4月1日	

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定 した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
9.自立支援医療(育成医療)	9.1.受給者台帳管理機能	9.1.7.		0221284	所得判定情報を管理できること。 【管理項目】 所得判定年度 所得区分コード 生保移行防止減免対象区分コード 食事療養標準負担額零円該当 負担上限月額 重度かつ継続コード 高額療養費多数回該当者 生活保護の受給有無 合計所得金額 障害年金等 手当等 収入額 特例世帯の適用有無（※1） 住民税均等割額（※2） 住民税所得割額（※2） ※1 世帯の特例を適用した場合は、「特例世帯」として管理できること。 ※2 支給認定基準世帯員の合算額を設定すること。	◎	<ul style="list-style-type: none"> 所得判定の自動計算は機能ID：0220952に記載している。 【第3.0版】検討会での議論の結果、機能ID:0221284の管理項目「食事療養標準負担額零円該当」を追加 	【第3.0版】機能ID:0220936から修正	令和8年4月1日
9.自立支援医療(育成医療)	9.1.受給者台帳管理機能	9.1.7.		0220937	生活保護情報を連携している場合、管理項目の生活保護の受給有無に自動で値が設定できること。	○			
9.自立支援医療(育成医療)	9.1.受給者台帳管理機能	9.1.8.		0220938	医療費情報を管理できること。 【管理項目】 入通院区分コード 入院日数 通院治療回数 通院日数 訪問看護予定回数 訪問看護日数	◎	<ul style="list-style-type: none"> 意見書に記載の医療費情報を管理項目としている。 入院治療期間（開始日）や入院治療期間（終了日）は、日数とは別に管理したい場合の管理項目であるため標準オプションとしている。 		令和8年4月1日
9.自立支援医療(育成医療)	9.1.受給者台帳管理機能	9.1.8.		0220939	医療費情報を管理できること。 【管理項目】 入院治療開始日 入院治療終了日 手術予定日 通院治療開始日 通院治療終了日 訪問看護開始日 訪問看護終了日 医療費概算額	○			
9.自立支援医療(育成医療)	9.1.受給者台帳管理機能	9.1.9.		0220940	医療機関情報を管理できること。 【管理項目】 医療機関情報 病院・診療所の医療機関番号 薬局の医療機関番号 訪問看護事業者の医療機関番号 ※ それぞれを最大3件管理できること	◎	病院・診療所、薬局、訪問看護事業者は、指定医療機関マスターで管理している情報から入力する。		令和8年4月1日

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】 ◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
9.自立支援医療（育成医療）	9.1.受給者台帳管理機能	9.1.21.		0220941	医療機関情報を管理できること。 【管理項目】 病院・診療所の有効開始日、有効終了日 病院・診療所の認定決定お知らせ有無（※2） 薬局の有効開始日、有効終了日 薬局の認定決定お知らせ有無（※2） 訪問看護事業者の有効開始日、有効終了日 訪問看護事業者の認定決定お知らせ有無（※2） ※1 それぞれを最大3件管理できること ※2 「支給認定決定のお知らせ」の送付対象となる医療機関を管理する項目。「有」の医療機関が「支給認定決定のお知らせ」の送付対象となる。	○	医療機関変更を行った際に各医療機関単位で有効な期間を入力する。		
9.自立支援医療（育成医療）	9.1.受給者台帳管理機能	9.1.10.	訂正	0221366	認定結果等情報を管理できること。 【管理項目】 判定日 判定結果コード ※1 却下理由コード 却下理由 認定日 交付日 受給者番号 ※3 有効期間開始日 有効期間終了日 公費負担の対象となる障害コード 医療の具体的方針 特定疾病療養受療認定の有無 補装具の有無 補装具名 理学療法の有無 経過的特例有効期間開始日 ※2 経過的特例有効期間終了日 ※2 ※1 判定結果には却下、決定の他に取下も含むこと ※2 経過的特例有効期間には経過的特例が延長された場合の有効期間を設定すること ※3 受給者番号の付番方法は（昭和五一年八月七日）（保発第四五号・庁保発第三四号）にて示された設定方法とし、受給者番号が誤っていた場合は気づける仕組みとすること。	◎	・「公費負担者番号」は台帳の管理項目とはせず、帳票詳細要件 01：自立支援医療受給者証（表面）の「印字編集条件など」に印字条件を記載している。 ・却下理由コード及び却下理由は、「却下通知書」出力時に却下理由に印字する項目として管理項目としている。 ・経過的特例時の有効期間は受給者証に印字する管理項目として記載している。今後、経過措置廃止の場合は削除予定とする。 ・受給者証適用開始日は変更申請、届出の内容が受給者証へ有効となる日付を入力する。	【第3.0版】機能ID：0220942から修正	令和8年4月1日
9.自立支援医療（育成医療）	9.1.受給者台帳管理機能	9.1.10.		0220943	認定結果等情報を管理できること。 【管理項目】 再交付日 受給者証適用開始日	○			
9.自立支援医療（育成医療）	9.1.受給者台帳管理機能	9.1.11.		0220944	育成医療独自施策利用項目として以下を実装すること。 【管理項目】 区分1コード～区分5コード 日付1～日付5 金額1～金額5 備考1～備考5 ※1 利用有無を設定できること ※2 項目名称を設定できること ※3 未入力時のエラー又はアラートを設定できること ※4 EUC機能で扱えること ※5 帳票詳細要件に記載の印字項目の設定対象とすること	○	独自に管理したい項目及び既存システムにおいて管理している情報のうち標準準拠システムへ移行したい項目も想定し、区分、日付、金額、備考をそれぞれ5項目管理できることとした。		

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日	
9.自立支援医療(育成医療)	9.1.受給者台帳管理機能			0221336	PMHへ独自上乗せ後の自己負担上限額と負担率を連携する必要があることから、以下を管理できること。 【管理項目】 PMH連携用独自上乗せ後の自己負担上限額 PMH連携用独自上乗せ後の負担率	○	【第3.0版】自立支援医療のオンライン資格確認に対応するため、管理項目を追加。	【第3.0版】標準化検討会における検討により追加		
9.自立支援医療(育成医療)	9.1.受給者台帳管理機能			0221348	共通の検索条件に加えて、業務固有の検索条件（受給者番号）をもとに対象者を検索できること。	○	・共通の検索条件は、機能・帳票要件（1.障害者福祉共通）に、「対象者検索」として記載している。 ・【第3.0版】検討会での議論の結果、受給者番号による検索機能を追加	【第3.0版】標準化検討会における検討により追加		
9.自立支援医療(育成医療)	9.1.受給者台帳管理機能	9.1.12.		0220945	受付番号は、手入力の他に自動付番もできること。 ※1 自動付番は、通番とすること（年度毎に通番しない） ※2 ※1に加え、管理組織単位での通番も選択できること ※3 手入力した場合に重複番号を抑止すること ※4 自動付番後に手修正できること	○				
9.自立支援医療(育成医療)	9.1.受給者台帳管理機能	9.1.13.		0220946	最新の台帳履歴情報が申請の状態に対して、申請・届出情報を登録し、更に申請できること。	◎			令和8年4月1日	
9.自立支援医療(育成医療)	9.1.受給者台帳管理機能	9.1.14.		0220947	申請・届出情報を履歴で管理することができ、入力した履歴情報の照会が可能であること。管理できる履歴の件数は上限が無いこと。	◎			令和8年4月1日	
9.自立支援医療(育成医療)	9.1.受給者台帳管理機能	9.1.15.		0221285	同一人で複数の医療行為を行う場合、複数の受給者番号の設定ができること。	◎	・複数医療受給者は、別々の台帳登録を行うことで、別々の受給者番号を設定し、別々の受給者証を管理することとしている。 ・【第3.0版】検討会での議論の結果、受給者証の出力が目的の機能ではないため、受給者証の出力の記載を削除	【第3.0版】機能ID：0220948から修正	令和8年4月1日	
9.自立支援医療(育成医療)	9.1.受給者台帳管理機能	9.1.16.		0220949	受給者番号は手入力の他にチェックデジットによる自動付番ができること。 ※1 受給者番号の付番方法は、保険者番号等の設定について（昭和五一年八月七日）（保発第四五号・府保発第三四号）にて示された設定方法であること ※2 手入力した場合に重複番号を抑止すること。ただし同一人物の場合はアラートとし登録も可能とすること	◎			令和8年4月1日	
9.自立支援医療(育成医療)	9.1.受給者台帳管理機能	9.1.22.		0220950	受給者番号は手入力の他にチェックデジットによる自動付番ができること。 ※ 機能ID：0220949 の※1に従い、管理組織単位でも通番できること	○				

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】 ◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考 (改定内容等)	適合基準日
9.自立支援医療(育成医療)	9.1.受給者台帳管理機能	9.1.17.		0220951	有効期限は、有効期間開始日から1年後を自動計算（うるう年に対応すること）表示し、手修正もできること。なお、自動計算の有無は、パラメタ等で設定できること	○			
9.自立支援医療(育成医療)	9.1.受給者台帳管理機能	9.1.18.		0220952	所得判定は、手入力の他に、指定した年度の住民税情報、生活保護情報を参照（※1）し実施要綱の定める基準に従って所得区分、負担上限月額を自動で判定できること。 また、「重度かつ継続」の受給者である場合においても同様に判定できること。 ※1 住民税情報や生活保護情報を連携により取得できる場合に限る ※2 自立支援医療費支給認定通則実施要綱 第二 所得区分に記載のとおりに判定すること	◎	「※自立支援医療費支給認定通則実施要綱 第二 4について、現時点においては、適用されている経過的特例に従った判定とする。経過的特例が終了した場合は、上記実施要綱の変更に係る事務連絡が発出されることとなるため、それに従うこととなる。」		令和8年4月1日
9.自立支援医療(育成医療)	9.1.受給者台帳管理機能	9.1.23.		0220953	機能ID : 0220944 の育成医療独自施策利用項目を利用して、独自事業（上乗せ）の所得区分や負担上限月額等をベンダの実装範囲において自動で判定できること。	○	独自の上乗せ支給する場合の要件である。例えば住民税情報や生活保護情報、重度かつ継続の値により独自所得区分、負担上限月額等を自動判定するといった要件であるが、自動判定の方針は自治体で様々であることからカスタマイズを抑止するためにベンダの実装範囲としている。		
9.自立支援医療(育成医療)	9.1.受給者台帳管理機能			0221337	育成医療独自施策利用項目を利用した独自事業（上乗せ）の負担上限月額を、機能ID : 0221336 のPMH連携用独自上乗せ後の自己負担上限額に自動反映できること。また、育成医療独自施策利用項目を利用した独自事業（上乗せ）の所得区分から、PMH連携用独自上乗せ後の負担率をベンダの実装範囲において自動で設定できること。	○	PMHへ独自上乗せ後の自己負担上限額と負担率を育成医療独自施策利用項目で管理している負担上限月額、所得区分から自動設定できる機能である。	【第3.0版】標準化検討会における検討により追加	
9.自立支援医療(育成医療)	9.1.受給者台帳管理機能	9.1.19.		0220954	病院・診療所、薬局、訪問看護事業者の入力における医療機関情報の検索は医療機関番号、医療機関コード、医療機関名称漢字、医療機関名カナ、医療機関住所で検索できること。 また、医療機関名称漢字、医療機関名カナ検索は、住民登録システム標準仕様書に準拠した氏名、カナ氏名検索と同様のあいまい検索ができること。	○			
9.自立支援医療(育成医療)	9.1.受給者台帳管理機能	9.1.20.		0220955	住基の異動情報を基に、受診者、保護者の住所、氏名、転出、死亡を自動更新できること。 ※1 自動更新有無を設定できること ※2 自動更新させる異動事由はパラメタ等により設定できること ※3 転出の自動更新を行う際は、住所地特例者となる場合があるため、※5により確認し、該当する場合は修正すること ※4 異動前の住基住所、住基氏名と異なる住所、氏名となっているデータ状態の場合は、住基の住所・氏名異動があつても自動更新しないこと ※5 自動処理した受診者、保護者は、一覧により確認できること ※6 受診者、保護者の住所、氏名を他システムを参照し表示している場合は、住所変更、氏名変更の自動更新は不要とする	○	住基の異動情報の活用については、以下に大別されるため、※1から※3の要件も含めた上で、標準オプションとしている。 ①原則利用しない（届出を基に処理する） ②事実確認、届出の促しに活用する ③転出や死亡等の一部の異動事由は自動的に台帳情報に反映させる ④自動的に台帳情報に反映させる		

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】 ◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
9.自立支援医療（育成医療）	9.1.受給者台帳管理機能			0221286	進行状態コードは、ベンダの実装範囲により、各日付項目等の入力等と連動させる形で自動更新できること。	○	進行状態コードの更新方法として、各日付項目の入力等と連動させる形で自動的に更新することで、項目間の不整合を抑止し、入力負荷を低減するシステム設計をしているベンダや現行運用している自治体が存在することから、当機能要件を追加している。	【第3.0版】標準化検討会における検討により追加	
9.自立支援医療（育成医療）	9.1.受給者台帳管理機能	訂正		0221380	CSV形式又はJSON形式のAPI連携によりPMHに受給資格情報を提供できること、もしくはCSV形式又はJSON形式のファイルを出力しデジタル庁が提供するAPI連携バッチ処理を利用してPMHに受給資格情報を提供できること。 ※1 APIや出力ファイルの仕様は、デジタル庁が規定する情報登録に関するAPI設計書、ファイル設計書、説明資料に準拠すること ※2 日次（1日1回以上の頻度）で自動連携すること ※3 全件又は差分とすること ※差分連携を推奨 ※4 CSV形式又はJSON形式のAPI連携によりPMHに受給資格情報を提供する場合、返却された登録結果（コード、内容）を確認できること	◎	・各項目の設定は「PMH登録時の自立支援医療設定内容」に従うこと。 【第3.0版】自立支援医療のオンライン資格確認に対応するため、当該機能を追加している。 【第4.0版】標準化検討会における検討により、CSVファイルの添付によるAPI連携機能や差分連携を追加している。 【第3.0版】標準化検討会における検討により追加 【第4.0版】機能ID：0221287から修正	障害者福祉システムとPMHの連携については、総務省が規定する「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を参考に、各自治体の情報セキュリティポリシー、ネットワーク構成等を踏まえ各自治体が個別判断すること。	令和9年4月1日
9.自立支援医療（育成医療）	9.1.受給者台帳管理機能	訂正		0221338	PMHに、処理通番を基に受給資格情報の登録状況を照会できること。 ※1 APIの仕様は、デジタル庁が規定する登録結果取得に関するAPI設計書に準拠すること ※2 返却された照会結果（コード、内容）を確認できること	○	・当機能は、医療費助成対象者情報登録API（自治体）のレスポンスにおいては登録エラー時のエラーリストやエラー詳細が含まれていないため、またPMHの登録受付以降は非同期処理で実施され、結果を即時に返却出来ない制約があるため、一定時間が経過した後に登録結果を確認するために利用する。 ・登録結果の確認をPMH画面で確認することも可能であるため標準オプション機能としている。 【第3.0版】自立支援医療のオンライン資格確認に対応するため、当該機能を追加している。	【第3.0版】標準化検討会における検討により追加	
9.自立支援医療（育成医療）	9.2.一覧管理機能	新規追加		0221394	自立支援医療費支給認定の申請・届出により受診者と同一保険の加入者について情報提供ネットワークシステムを利用して保険資格情報を確認する事務において、機能ID：0220931（支給認定基準世帯情報の世帯員）をまとめて照会でき、保険資格情報を自動で取得し、機能ID：0221379（加入保険情報）として利用できること。 【補足事項】 ・情報提供ネットワークシステムとの連携は、機能ID：0220071、0220074に定めている。 ・「自動で取得」とは、バッチスケジュールにより取得し、取得した保険資格情報を一括で障害者福祉システムに取り込むことを意味しているが、機能ID：0220071、0220074の「要件の考え方・理由」に記載のとおり、②及び③の利用も可としている。	○	【第4.1版】マイナ保険証への移行に伴い、原則、情報提供ネットワークシステムを利用した資格確認となるため、自治体職員の事務負担軽減を目的として当該機能を追加している。	【第4.1版】標準化検討会における検討により追加	
9.自立支援医療（育成医療）	9.2.一覧管理機能	9.2.3.		0220956	判定依頼の対象者を抽出し、判定依頼の一括登録ができること。 ※ 一括登録対象は選択も可能とすること	○			

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】 ◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考 (改定内容等)	適合基準日	
9.自立支援医療(育成医療)	9.2.一覧管理機能	9.2.1.		0220957	有効期間至に対して日付の範囲指定により再認定予定者を抽出し、一覧で確認できること。	◎			令和8年4月1日	
9.自立支援医療(育成医療)	9.2.一覧管理機能	9.2.2.		0220958	指定条件で抽出し、一覧を確認、加工できること（EUCができること）。 ※1 障害者福祉共通に記載のEUC機能を満たすこと ※2 表示項目はレセプトデータを含む自立支援医療（育成医療）の管理項目の全てを対象とし、任意に指定できること ※3 指定医療機関、医療保険者のマスタ情報も表示できること ※4 最新履歴、全履歴等、表示する履歴は任意に指定できること	◎	※1について、育成医療を健康管理システムや児童扶養手当システム（いわゆる児童福祉システム）等の他の標準化対象2業務と一体的に調達・利用する場合は、一体的に調達・利用する標準化対象2業務の標準仕様書に準拠すること。		令和8年4月1日	
9.自立支援医療(育成医療)	9.3.公費負担医療管理機能	9.3.1.		0220959	育成医療（公費負担）独自施策利用項目として以下を実装すること。 【管理項目】 区分1コード～区分5コード 日付1～日付5 金額1～金額5 ※1 利用有無を設定できること ※2 項目名称を設定できること ※3 未入力時のエラー又はアラートを設定できること ※4 EUC機能で扱えること ※5 帳票詳細要件に記載の印字項目の設定対象とすること	○	独自に管理したい項目及び既存システムにおいて管理している情報のうち標準準拠システムへ移行したい項目も想定し、区分、日付、金額をそれぞれ5項目管理できることとした。			
9.自立支援医療(育成医療)	9.3.公費負担医療管理機能	9.3.2.		0220960	都道府県審査機関等から送付されたレセプト情報（国保）を請求年月単位に管理（登録、修正、削除、照会）できること。 【管理項目】 受給者番号 公費負担者番号 保険の種類コード 診療年月 請求年月 保険者番号 点数表コード 医療機関コード 入院入院外区分コード 日数 決定点数 総医療費 医療保険負担額 公費負担金額 自己負担額 食事回数 食事基準額 食事標準負担額 過誤区分 レセプト件数 ※ 手入力によるレセプト情報の管理とする。	◎			令和8年4月1日	
9.自立支援医療(育成医療)	9.3.公費負担医療管理機能	9.3.2.		0220961	都道府県審査機関等から送付されたレセプト情報（国保）を請求年月単位にファイル取込による一括入力ができること。	○	ファイルの一括取り込みは、都道府県ごとにファイルレイアウトが異なるため、標準オプションとしている。			

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定 した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
9.自立支援医療(育成医療)	9.3.公費負担医療管理機能	9.3.3.		0220962	都道府県審査機関等から送付されたレセプト情報（社保）を請求年月単位に管理（登録、修正、削除、照会）できること。 【管理項目】 ※レセプト情報（国保）と同様 ※ 手入力による管理、ファイル取込による一括入力のどちらもできること	◎	ファイル取込みの対象となるファイルは、社会保険診療報酬支払基金より提供される連名簿（CSV形式）とする。		令和8年4月1日
9.自立支援医療(育成医療)	9.3.公費負担医療管理機能	9.3.4.		0220963	都道府県審査機関等から送付されたレセプト情報（生保）を請求年月単位に管理（登録、修正、削除、照会）できること。 【管理項目】 管理項目はレセプト情報（国保）と同様 ※ 手入力によるレセプト情報の管理とする。	◎			令和8年4月1日
9.自立支援医療(育成医療)	9.3.公費負担医療管理機能	9.3.4.		0220964	都道府県審査機関等から送付されたレセプト情報（生保）を請求年月単位にファイル取込による一括入力ができること。	○	ファイル取込みの対象となるファイルは、社会保険診療報酬支払基金より提供される固有テキスト情報ファイルとする。		
9.自立支援医療(育成医療)	9.3.公費負担医療管理機能	9.3.5.	訂正	0220965	レセプト情報を登録した後、任意のタイミングで以下の突合チェックを行い、エラー内容を一覧で確認できること。 ＜実装すべきチェック条件＞ ・診療年月日に住民登録があるかどうか ・資格の受給者番号と一致するか ・診療年月が有効期間内かどうか ・台帳に登録されている医療機関かどうか ・重複請求かどうか ・負担上限額を超えていないか ・加入保険が一致しているかどうか ・特定疾病療養受療の認定があるか ・公費負担番号が一致しているか ※各突合チェックの実施有無をパラメタ等で設定できること	◎	公費負担の支払いの関係からレセプト情報はそのまま登録することとし、次月以降の過誤請求を促すための突合チェックを別途要件として定めている。		令和8年4月1日
9.自立支援医療(育成医療)	9.3.公費負担医療管理機能	9.3.6.		0220966	登録されたレセプト情報（国保、社保、生保）を一覧で確認できること。 ※ EU C機能でよい	◎			令和8年4月1日
9.自立支援医療(育成医療)	9.4. 帳票出力機能			0221339	機能ID：0220944 の育成医療独自施策利用項目を利用して、独自事業（上乗せ）の所得区分、機能ID：0221336 のPMH連携用独自上乗せ後の自己負担上限額等をベンダの実装範囲において各帳票の所得区分や自己負担上限額の欄等に印字できること。	○	・独自の上乗せ支給する場合の要件である。例えば負担上限額が法定は5,000円のところ、独自助成により2,500円となる場合は、自立支援医療受給者証の自己負担上限額欄に対して「5,000円（独自助成により2,500円）」と印字する要件であるが、独自助成の印字方法は自治体で様々であることからカスタマイズを抑止するためにベンダの実装範囲としている。 ・【第3.0版】標準化検討会における検討により機能ID:0220967から修正 ・機能ID：0220944 の育成医療独自施策利用項目、機能ID：0221336 のPMHへの独自上乗せ後の自己負担上限額は、各帳票の「編集」や「自由記載」の領域に印字することは可能となっているが、印字欄が分かれることで利用者や事業者の誤認に繋がるおそれがあることから設けた要件である。		

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】 ◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定 した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
9.自立支援医療(育成医療)	9.4.帳票出力機能	9.4.1.		0220968	■帳票詳細要件 01、02■ 01「自立支援医療受給者証（表面）」 02「自立支援医療受給者証（裏面）」 が出力できること。 ※1 片面印刷であること ※2 一括出力できること ※3 セット出力したい帳票を選択できること ※自治体によりセット出力したい帳票が異なるため ※4 様式サイズはA4であること 【帳票の用途】 自立支援医療費の支給認定について(平成18年3月3日)(障発第0303002号)にて、別紙様式第3号が示されている。	◎			令和8年4月1日
9.自立支援医療(育成医療)	9.4.帳票出力機能	9.4.1.		0220969	機能ID：0220968 の様式サイズについてA6であること。	○	プリンタの機能の範囲によりA6以上の用紙に複数ページを1枚にまとめて印刷すること（2アップ、4アップ等）も可能とする。		
9.自立支援医療(育成医療)	9.4.帳票出力機能	9.4.15.		0220970	機能ID：0220968、0220969の印刷方式について両面印刷であること	○	両面印刷は1枚の用紙に1人分の印刷となるようにすること。		
9.自立支援医療(育成医療)	9.4.帳票出力機能	9.4.2.		0220971	■帳票詳細要件 05■ 「自立支援医療費支給認定申請書」が出力できること。 【帳票の用途】 自立支援医療費の支給認定について(平成18年3月3日)(障発第0303002号)にて、別紙様式第1号が示されている。	○	「自立支援医療費支給認定申請書」をシステムから出力し、受診者情報等を印字するかは市区町村の運用により分かれるため、標準オプションとしている。		
9.自立支援医療(育成医療)	9.4.帳票出力機能	9.4.3.		0220972	■帳票詳細要件 06■ 「自己負担上限額管理票」が出力できること。 ※1 様式サイズはA4であること ※2 片面印刷であること 【帳票の用途】 自立支援医療費の支給認定について(平成18年3月3日)(障発第0303002号)にて、別紙様式第5号が示されている。	○	「自己負担上限額管理票」は1か月分を1枚出力する仕様としている。冊子を利用する等、市区町村の運用により分かれるため、標準オプションとしている。		
9.自立支援医療(育成医療)	9.4.帳票出力機能	9.4.16.		0220973	機能ID：0220972 の様式サイズについてA6であること	○	プリンタの機能の範囲によりA6以上の用紙に複数ページを1枚にまとめて印刷すること（2アップ、4アップ等）も可能とする。		
9.自立支援医療(育成医療)	9.4.帳票出力機能	9.4.18.		0220975	機能ID：0220972、0220973の印刷方式について両面印刷であること	○			
9.自立支援医療(育成医療)	9.4.帳票出力機能	9.4.4.		0220976	■帳票詳細要件 07■ 「審査依頼書」が出力できること。	○			

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】 ◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定 した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
9.自立支援医療(育成医療)	9.4.帳票出力機能	9.4.5.		0220977	■帳票詳細要件 08 ■ 「調査書」が出力できること。	○	当調査書は、実施要綱「自己負担上限額を定める際の所得区分の認定について」に記載されている「なお、法律に基づき、市町村が必要な情報について調査を行うことは可能であるが、・・・」の一文を根拠としている。		
9.自立支援医療(育成医療)	9.4.帳票出力機能	9.4.6.		0220978	■帳票詳細要件 03 ■ 「認定決定通知書」が出力できること。	◎	要綱等に定められた帳票ではないが、申請に対する行政処分として決定通知書の送付が行えるように実装必須としている。		令和8年4月1日
9.自立支援医療(育成医療)	9.4.帳票出力機能	9.4.7.		0220979	■帳票詳細要件 04 ■ 「却下通知書」が出力できること。 【帳票の用途】 自立支援医療費の支給認定について(平成18年3月3日)(障発第0303002号)にて、別紙様式第6号が示されている。	◎			令和8年4月1日
9.自立支援医療(育成医療)	9.4.帳票出力機能	9.4.8.		0220980	■帳票詳細要件 09 ■ 「変更決定通知書」が出力できること。	○	「変更決定通知書」の利用は市区町村の運用により分かれるため、標準オプションとしている。		
9.自立支援医療(育成医療)	9.4.帳票出力機能	9.4.9.		0220981	■帳票詳細要件10 ■ 「支給認定決定のお知らせ」が出力できること。 ※ 医療機関向けの帳票となる	○	医療機間に送付する「支給認定決定のお知らせ」の利用は市区町村の運用により分かれるため、標準オプションとしている。		
9.自立支援医療(育成医療)	9.4.帳票出力機能	9.4.10.		0220982	■帳票詳細要件11 ■ 「自立支援医療受給者証等記載事項変更届」が出力できること。 【帳票の用途】 自立支援医療費の支給認定について(平成18年3月3日)(障発第0303002号)にて、別紙様式第4号が示されている。	○			
9.自立支援医療(育成医療)	9.4.帳票出力機能	9.4.11.		0220983	■帳票詳細要件12 ■ 「支給認定取消通知書」が出力できること。	◎			令和8年4月1日
9.自立支援医療(育成医療)	9.4.帳票出力機能	9.4.12.		0220984	■帳票詳細要件13 ■ 「自立支援医療受給者証再交付申請書」が出力できること。	○			
9.自立支援医療(育成医療)	9.4.帳票出力機能	9.4.13.		0220985	■帳票詳細要件14 ■ 「自立支援医療受給者証返還届」が出力できること。	○			

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】 ◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定 した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考 (改定内容等)	適合基準日
9.自立支援医療(育成医療)	9.5.統計管理機能	9.5.1.		0220986	福祉行政報告例「第22の2 自立支援医療（身体障害児童の育成医療）」の集計数値を出せること。 ※1 【実績調査（別添様式4 自立支援医療（育成医療）の実績）】も含む ※2 様式は問わない（固定帳票ではない）	◎			令和8年4月1日
9.自立支援医療(育成医療)	9.5.統計管理機能	9.5.1.		0221288	福祉行政報告例第22の2、別添様式4は、集計根拠となった該当情報をEUC機能を利用して出せること。	○	【第3.0版】検討会での議論の結果、機能要件に「集計根拠となった該当情報をEUC機能を利用して出せること。」を追記	【第3.0版】機能ID：0220987から分割	
9.自立支援医療(育成医療)	9.5.統計管理機能	9.5.1.		0221289	福祉行政報告例第22の2、別添様式4の集計数値は様式（固定帳票）で出力できること	○	【第3.0版】検討会での議論の結果、機能要件に「様式（固定帳票）で出力できること」を追記	【第3.0版】機能ID：0220987から分割	
9.自立支援医療(育成医療)	9.5.統計管理機能	9.5.2.		0220988	福祉行政報告例「第21の2 自立支援医療における所得区分の状況」の集計数値を出せること。 ※1 【実績調査（別添様式1 自立支援医療における支給認定の状況）】、【実績調査（別添様式2 自立支援医療における支給認定の状況）】も含む ※2 様式は問わない（固定帳票ではない）	◎			令和8年4月1日
9.自立支援医療(育成医療)	9.5.統計管理機能	9.5.2.		0221290	福祉行政報告例第21の2、別添様式1、別添様式2は、集計根拠となった該当情報をEUC機能を利用して出せること。	○	【第3.0版】検討会での議論の結果、機能要件に「集計根拠となった該当情報をEUC機能を利用して出せること。」を追記	【第3.0版】機能ID：0220989から分割	
9.自立支援医療(育成医療)	9.5.統計管理機能	9.5.2.		0221291	福祉行政報告例第21の2、別添様式1、別添様式2の集計数値は様式（固定帳票）で出力できること	○	【第3.0版】検討会での議論の結果、機能要件に「様式（固定帳票）で出力できること」を追記	【第3.0版】機能ID：0220989から分割	
9.自立支援医療(育成医療)	9.5.統計管理機能	9.5.3.		0220990	各種統計資料（都道府県報告資料、市区町村独自集計）をEUC機能を利用して作成できること。 ※ 集計数値がされること	◎			令和8年4月1日
9.自立支援医療(育成医療)	9.5.統計管理機能	9.5.3.		0220991	各種統計資料は、集計根拠となった該当情報をEUC機能を利用して出せること。	○			

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定 した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
9.自立支援医療(育成医療)	9.6.マスタ管理機能	9.6.1.		0220992	指定医療機関情報をマスタ管理（登録・修正・削除・照会）できること。 【管理項目】 医療機関番号 医療機関コード 医療機関種別コード 医療機関名称漢字 医療機関名称カナ 医療機関代表者名 医療機関都道府県コード 医療機関住所 医療機関住所方書 医療機関郵便番号 医療機関電話番号	◎			令和8年4月1日
9.自立支援医療(育成医療)	9.6.マスタ管理機能	9.6.1.		0220993	指定医療機関情報をマスタ管理（登録・修正・削除・照会）できること。 【管理項目】 育成医療指定日 育成医療廃止日 育成医療廃止理由 育成医療適用開始日 育成医療適用終了日	○			
9.自立支援医療(育成医療)	9.6.マスタ管理機能	9.6.2.		0220994	指定医療機関情報を一覧で確認できること。	◎			令和8年4月1日
9.自立支援医療(育成医療)	9.6.マスタ管理機能	9.6.3.		0220995	指定医療機関情報の一覧をEUC機能を利用して出力できること。	○			
9.自立支援医療(育成医療)	9.6.マスタ管理機能	9.6.4.		0220996	保険者情報をマスタ管理できること。 【管理項目】 保険者番号 保険の種類コード 保険者名 保険者郵便番号 保険者住所 保険者方書 適用開始日 適用終了日	◎			令和8年4月1日
9.自立支援医療(育成医療)	9.6.マスタ管理機能	9.6.6.		0220997	保険者情報をマスタ管理できること。 【管理項目】 保険者名カナ	○			
9.自立支援医療(育成医療)	9.6.マスタ管理機能	9.6.5.		0220998	保険者情報を一覧で確認できること。	○			

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】 ◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定 した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
10. 自立支援医療（精神通院医療）									
10. 自立支援医療（精神通院医療）	10.1. 受給者台帳管理機能	10.1.1.		0220999	精神通院医療の申請・届出情報（新規申請、転入、再交付、更新申請、変更申請、記載事項変更、死亡、転出、返還、職権処理を含む）を管理（登録、修正、削除、照会）できること。	◎			令和8年4月1日
10. 自立支援医療（精神通院医療）	10.1. 受給者台帳管理機能	10.1.2.		0221000	<p>申請・届出情報を管理できること。 【管理項目】 申請日 ※ 申請、届出を受理した日 申請事由コード ※1 申請理由コード 変更日 変更理由コード 再交付理由コード 廃止日 廃止理由コード 添付書類種類コード ※ 10種類まで管理できること 添付書類 ※ 添付書類種類コードに対して非該当、該当を選択 主たる精神障害コード ※2 ICDコード 主たる精神障害 ※2 日本語入力 従たる精神障害コード ※2 ICDコード 従たる精神障害 ※2 日本語入力 進達日 備考 資格状態コード 診断書の種類コード ※3</p> <p>※1 申請事由は新規・再認定・記載事項変更・返還等の申請、届出の事由を管理する。 ※2 ICDコードの下に記載の日本語入力項目については、診断書作成医師によってはICDコードの小数点以下が省略されたり、ICDコード表に記載の障害名が記載されない場合があることを考慮し、ICDコードで管理することを前提に、日本語入力項目を設けている ※3 自立支援医療費支給認定申請書の自治体記入欄にある診断書の提出の項目を管理するコードとする。</p>	◎	<ul style="list-style-type: none"> 廃止日は、受給者証の返還のみならず、転出死亡等により台帳管理対象外となった日として管理する項目である。 ICDコードについて、現時点ではICD-10であるが、2022年頃までにICD-11が日本適用となる予定である。ICD-11が適用となった場合は、データ要件のコード項目の見直しを行うこととなる。 		令和8年4月1日
10. 自立支援医療（精神通院医療）	10.1. 受給者台帳管理機能	10.1.2.		0221001	【管理項目】 受付番号 身体合併症 ※ 日本語入力 精神障害者保健福祉手帳の同時申請有無 進行状態コード 進達番号 交付方法コード 判定予定日 判定予定時間 期間調整有無	○			

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】 ◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定 した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
10. 自立支援医療（精神通院医療）	10.1. 受給者台帳管理機能	10.1.3.		0221002	受診者情報を管理できること。 【管理項目】 個人番号 宛名番号 世帯番号 氏名 氏名カナ 英字名 通称名 通称名カナ 氏名優先区分コード 生年月日 郵便番号 住所 住所方書 住所コード 旧住所 転入日 新住所 転出日 ※1 個人番号、住基情報で保持している管理項目は、他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む ※2 電話番号、携帯番号は障害者福祉共通での管理とする	◎	管理項目の「住所コード」は、基本データリストのデータ項目ID：02203003「住所_市区町村コード」、02203004「住所_町字コード」が該当する。なお、カスタマーバーコードを印字する等の理由により独自に住所コードを保持するのは可能である。 ※2について、精神通院医療を健康管理システム等の他の標準化対象20業務と一体的に調達・利用する場合は、一体的に調達・利用する標準化対象20業務の標準仕様書に準拠すること。		令和8年4月1日
10. 自立支援医療（精神通院医療）	10.1. 受給者台帳管理機能	10.1.4.		0221003	保護者情報を管理できること。 【管理項目】 個人番号 宛名番号 世帯番号 氏名 氏名カナ 英字名 通称名 通称名カナ 氏名優先区分コード 生年月日 続柄 郵便番号 住所 住所方書 住所コード ※1 個人番号、住基情報で保持している管理項目は、他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む ※2 電話番号、携帯番号は障害者福祉共通での管理とする	◎	管理項目の「住所コード」は、基本データリストのデータ項目ID：02203070「保護者住所_市区町村コード」、02203071「保護者住所_町字コード」が該当する。なお、カスタマーバーコードを印字する等の理由により独自に住所コードを保持るのは可能である。 ※2について、精神通院医療を健康管理システム等の他の標準化対象20業務と一体的に調達・利用する場合は、一体的に調達・利用する標準化対象20業務の標準仕様書に準拠すること。		令和8年4月1日

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日	
10.自立支援医療 (精神通院医療)	10.1.受給者台帳管理機能	10.1.5.		0221004	医療保険世帯として支給認定基準世帯情報を管理できること。 【管理項目】 個人番号 宛名番号 氏名 氏名カナ 続柄 生年月日 世帯員住民税均等割額 世帯員住民税所得割額 世帯員課税非課税区分コード 世帯員合計所得金額 世帯員障害年金等 世帯員手当等 世帯員収入額 ※1 個人番号、住基情報で保持している管理項目は、他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む ※2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第35条 ※3 世帯員住民税所得割額については寄附金税額控除前、住宅借入金等特別税額控除前の額とし、年少扶養控除額および特定扶養控除額は事務連絡で発出された「旧市町村民税所得割額計算シート」の計算仕様により算出すること。 ※4 世帯員は10人まで管理可能とする。	◎				令和8年4月1日
10.自立支援医療 (精神通院医療)	10.1.受給者台帳管理機能	10.1.25.		0221005	機能ID：0221004 の世帯員住民税所得割額は「旧市町村民税所得割額計算シート」の計算仕様により算出することとしているが、あわせて調整控除を考慮した算出ができること。 【管理項目】 調整控除額	○				
10.自立支援医療 (精神通院医療)	10.1.受給者台帳管理機能	10.1.5.		0221006	医療保険世帯として支給認定基準世帯情報を管理できること。 【管理項目】 世帯員旧所得割計算前所得割額 世帯員年少扶養人数 世帯員特定扶養人数 世帯員公的年金等の種類 世帯員被保険者・被扶養者区分コード 世帯員所得確定区分コード ※指定都市の場合は、県費負担教職員の税源移譲前の税率によるため、市町村民税所得割額、市町村民税_住宅借入金等特別税額控除額、市町村民税_寄附金税額控除額は、8 %ではなく 6 %（税源移譲前）を利用すること。	○				
10.自立支援医療 (精神通院医療)	10.1.受給者台帳管理機能			0221363	機能ID：0221006に規定する管理項目「世帯員特定扶養人数」について、個人住民税システムから連携される項目を利用して自動算出できること。 ※連携ID:010o008で連携されるデータ項目ID：01000362「扶養控除対象区分」及び連携ID:010o009で連携されるデータ項目ID：01000117「被扶養者_宛名番号」より、生年月日から対象有無を判断することを想定している。	○		【第3.0版】標準化検討会における検討により追加		

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】 ◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
10. 自立支援医療（精神通院医療）	10.1. 受給者台帳管理機能	10.1.6.	訂正	0221381	加入保険情報を管理できること。 【管理項目】 保険者番号 保険の種類コード 加入医療保険記号番号枝番 資格取得日 資格喪失日 ※1 加入保険情報登録時は、保険者をマスタから参照・検索して指定できること ※2 国民健康保険情報もしくは後期高齢者医療保険情報の連携情報を利用できる場合は、自動表示できること	◎	「保険の種類コード」は保険者のマスターから取得できるが、生活保護受給者については加入保険がないため、保険の種類コードを管理項目とした。 【第4.0版】標準化検討会における検討により、令和6年12月2日より健康保険証が廃止されることから、被保険者証記号・番号・枝番を3項目から1項目に変更し、機能ID：0221008の機能を実装必須として統合している。	【第4.0版】機能ID：0221007、0221008から修正	令和8年4月1日
10. 自立支援医療（精神通院医療）	10.1. 受給者台帳管理機能	10.1.7.		0221382	所得判定情報を管理できること。 【管理項目】 所得判定年度 所得区分コード 生保移行防止減免対象区分コード 負担上限月額 重度かつ継続コード 高額療養費多数回該当者 生活保護の受給有無 合計所得金額 障害年金等 手当等 収入額 特例世帯の適用有無（※1） 住民税均等割額（※2） 住民税所得割額（※2） ※1 世帯の特例を適用した場合は、「特例世帯」として管理できること。 ※2 支給認定基準世帯員の合算額を設定すること。	◎		【第4.0版】機能ID：0221292から修正	令和8年4月1日
10. 自立支援医療（精神通院医療）	10.1. 受給者台帳管理機能	10.1.7.		0221010	生活保護情報を連携している場合、管理項目の生活保護の受給有無に自動で値が設定できること。	○			
10. 自立支援医療（精神通院医療）	10.1. 受給者台帳管理機能	10.1.8.		0221011	医療機関情報を管理できること。 【管理項目】 病院・診療所の医療機関番号 薬局の医療機関番号 訪問看護事業者の医療機関番号 ※ 病院・診療所は最大4件、薬局、訪問看護事業者はそれぞれ最大3件管理できること	◎	<ul style="list-style-type: none"> 病院・診療所について、更生医療及び育成医療は最大3件までとしているが、精神通院医療は、検査、リワーク、ティケア等ほかの精神疾患による治療や訪問があるため、最大4件までとしている。 病院・診療所、薬局、訪問看護事業者は、指定医療機関マスターで管理している情報から入力する。 		令和8年4月1日
10. 自立支援医療（精神通院医療）	10.1. 受給者台帳管理機能	10.1.8.		0221012	【管理項目】 病院・診療所種別 病院・診療所の有効開始日、有効終了日 薬局の有効開始日、有効終了日 訪問看護事業者の有効開始日、有効終了日 ※ 病院・診療所は最大4件、薬局、訪問看護事業者はそれぞれ最大3件管理できること	○	<ul style="list-style-type: none"> 病院・診療所、薬局、訪問看護事業者の有効開始日、終了日は医療機関変更を行った際に各医療機関単位で有効な期間を入力する。 		

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】 ◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日	
10. 自立支援医療（精神通院医療）	10.1. 受給者台帳管理機能		新規追加	0221396	機能ID：0221012の管理項目「病院・診療所種別」についてはひとつの病院・診療所に対して複数管理できること。	○		【第4.1版】標準化検討会における検討により追加		
10. 自立支援医療（精神通院医療）	10.1. 受給者台帳管理機能	10.1.9.		0221367	認定結果等情報を管理できること。 【管理項目】 判定日 判定結果コード ※1 結果受理日 受給者番号 ※3 交付日 有効期間開始日 有効期間終了日 経過的特例有効期間開始日 ※2 経過的特例有効期間終了日 ※2 ※1 判定結果には却下、決定の他に取下も含むこと ※2 経過的特例有効期間には経過的特例が延長された場合の有効期間を設定すること ※3 受給者番号の付番方法は(昭和五一年八月七日)(保発第四五号・序保発第三四号)にて示された設定方法とし、受給者番号が誤っていた場合は気づける仕組みとすること。		◎	・「公費負担者番号」は台帳の管理項目とはせず、帳票詳細要件 01：自立支援医療受給者証（表面）の”印字編集条件など”に印字条件を記載している。 ・却下理由コード及び却下理由は、「却下通知書」出力時に却下理由に印字する項目として管理項目としている。 ・経過的特例時の有効期間は受給者証に印字する管理項目として記載している。今後、経過措置廃止の場合は削除予定とする。 ・受給者証適用開始日は変更申請、届出の内容が受給者証へ有効となる日付を入力する。	【第3.0版】機能ID：0221013から修正	令和8年4月1日
10. 自立支援医療（精神通院医療）	10.1. 受給者台帳管理機能	10.1.9.		0221014	認定結果等情報を管理できること。 【管理項目】 認定日 却下理由コード 却下理由 再交付日 次回診断書の要否 受給者証適用開始日 ※ 認定日は、判定機関からの結果を受けて自庁内で交付を決定した日（判定日と分けて管理したい場合用）	○				
10. 自立支援医療（精神通院医療）	10.1. 受給者台帳管理機能	10.1.20.		0221015	認定結果について、対象者を抽出し一括登録ができること。 ※ 判定結果として一括登録できる管理項目は任意に選択できること	○				
10. 自立支援医療（精神通院医療）	10.1. 受給者台帳管理機能	10.1.23.		0221016	都道府県からの判定結果ファイルを一括して読み込みできること。 ※ ベンダの実装範囲の機能とする	○	・都道府県は市町村の標準準拠システムのベンダの実装内容（ファイルレイアウトやチェック条件、エラー後の処理等）を確認の上、判定結果ファイルを作成すること。 ・標準準拠システムに取り込むためにコード値や文字等の変換が必要である場合は、標準準拠システム外で実施すること。	都道府県の現行システムはそれぞれであるため、都道府県により判定結果情報ファイルの送付レイアウトは異なる。		

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】 ◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日	
10. 自立支援医療（精神通院医療）	10.1. 受給者台帳管理機能	10.1.10.		0221017	精神通院医療独自施策利用項目として以下を実装すること。 【管理項目】 区分1コード～区分5コード 日付1～日付5 金額1～金額5 備考1～備考5 ※1 利用有無を設定できること ※2 項目名称を設定できること ※3 未入力時のエラー又はアラートを設定できること ※4 EUC機能で扱えること ※5 帳票詳細要件に記載の印字項目の設定対象とすること	○	独自に管理したい項目及び既存システムにおいて管理している情報のうち標準準拠システムへ移行したい項目も想定し、区分、日付、金額、備考をそれぞれ5項目管理できることとした。			
10. 自立支援医療（精神通院医療）	10.1. 受給者台帳管理機能			0221340	PMHへ独自上乗せ後の自己負担上限額と負担率を連携する必要があることから、以下を管理できること。 【管理項目】 PMH連携用独自上乗せ後の自己負担上限額 PMH連携用独自上乗せ後の負担率	○	【第3.0版】自立支援医療のオンライン資格確認に対応するため、管理項目を追加。	【第3.0版】標準化検討会における検討により追加		
10. 自立支援医療（精神通院医療）	10.1. 受給者台帳管理機能			0221349	共通の検索条件に加えて、業務固有の検索条件（受給者番号）をもとに対象者を検索できること。	○	・共通の検索条件は、機能・帳票要件（1.障害者福祉共通）に、「対象者検索」として記載している。 ・【第3.0版】検討会での議論の結果、受給者番号による検索機能を追加	【第3.0版】標準化検討会における検討により追加		
10. 自立支援医療（精神通院医療）	10.1. 受給者台帳管理機能	10.1.11.		0221018	受付番号は、手入力の他に自動付番もできること。 ※1 自動付番は、通番とすること（年度毎に通番しない） ※2 ※1に加え、管理組織単位での通番も選択できること ※3 手入力した場合に重複番号を抑止すること ※4 自動付番後に手修正できること	○				
10. 自立支援医療（精神通院医療）	10.1. 受給者台帳管理機能	10.1.12.		0221019	最新の台帳履歴情報が申請・進達中の状態に対して、申請・届出情報を登録し、更に進達できること。	◎			令和8年4月1日	
10. 自立支援医療（精神通院医療）	10.1. 受給者台帳管理機能	10.1.13.		0221020	申請・届出情報を履歴で管理することができ、入力した履歴情報の照会が可能であること。管理できる履歴の件数は上限が無いこと。	◎			令和8年4月1日	
10. 自立支援医療（精神通院医療）	10.1. 受給者台帳管理機能	10.1.14.		0221021	最新情報以外に、全履歴情報の表示が可能であること。	◎			令和8年4月1日	

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】 ◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
10. 自立支援医療（精神通院医療）	10.1. 受給者台帳管理機能	10.1.24.		0221293	同一人で複数の医療行為を行う場合、複数の受給者番号の設定ができること。	◎	・複数医療受給者は、別々の台帳登録を行うことで、別々の受給者番号を設定し、別々の受給者証を管理することとしている。 ・【第3.0版】検討会での議論の結果、受給者証の出力が目的の機能ではないため、受給者証の出力の記載を削除	【第3.0版】機能ID：0221022から修正	令和8年4月1日
10. 自立支援医療（精神通院医療）	10.1. 受給者台帳管理機能	10.1.15.		0221023	受給者番号は、手入力の他にチェックデジットによる自動付番ができる。 ※1 受給者番号の付番方法は、保険者番号等の設定について（昭和五一年八月七日）（保発第四五号・庁保発第三四号）にて示された設定方法であること ※2 手入力した場合に重複番号を抑止すること。ただし同一人物の場合はアラートとし登録も可能とすること	○			
10. 自立支援医療（精神通院医療）	10.1. 受給者台帳管理機能	10.1.21.		0221024	受給者番号は手入力の他にチェックデジットによる自動付番ができる。 ※ 機能ID：0221023 の※1に従い、管理組織単位でも通番できること	○			
10. 自立支援医療（精神通院医療）	10.1. 受給者台帳管理機能	10.1.16.		0221025	有効期限は、有効期間開始日から1年後を自動計算（うるう年に応じること）表示し、手修正もできること。なお、自動計算の有無は、パラメタ等で設定できること	○			
10. 自立支援医療（精神通院医療）	10.1. 受給者台帳管理機能	10.1.17.		0221026	所得判定は、手入力の他に、指定した年度の住民税情報、生活保護情報を参照（※1）し実施要綱の定める基準に従って所得区分、負担上限月額を自動で判定できること。 また、「重度かつ継続」の受給者である場合においても同様に判定できること。 ※1 住民税情報や生活保護情報を連携により取得できる場合に限る ※2 自立支援医療費支給認定通則実施要綱 第二 所得区分に記載のとおりに判定すること	◎	「※自立支援医療費支給認定通則実施要綱 第二 4について、現時点においては、適用されている経過的特例に従った判定とする。経過的特例が終了した場合は、上記実施要綱の変更に係る事務連絡が発出されることとなるため、それに従うこととなる。」		令和8年4月1日
10. 自立支援医療（精神通院医療）	10.1. 受給者台帳管理機能	10.1.22.		0221027	機能ID：0221017 の精神通院医療独自施策利用項目を利用して、独自事業（上乗せ）の所得区分や負担上限月額等をベンダの実装範囲において自動で判定できること。	○	独自の上乗せ支給する場合の要件である。例えば住民税情報や生活保護情報、重度かつ継続の値により独自所得区分、負担上限月額等を自動判定するといった要件であるが、自動判定の方法は自治体で様々であることからカスタマイズを抑制するためにベンダの実装範囲としている。		
10. 自立支援医療（精神通院医療）	10.1. 受給者台帳管理機能			0221341	精神通院医療独自施策利用項目を利用した独自事業（上乗せ）の負担上限月額を、機能ID：0221340 のPMH連携用独自上乗せ後の自己負担上限額に自動反映できること。また、精神通院医療独自施策利用項目を利用した独自事業（上乗せ）の所得区分から、PMH連携用独自上乗せ後の負担率をベンダの実装範囲において自動で設定できること。	○	PMHへ独自上乗せ後の自己負担上限額と負担率を精神通院医療独自施策利用項目で管理している負担上限月額、所得区分から自動設定できる機能である。	【第3.0版】標準化検討会における検討により追加	

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
10. 自立支援医療（精神通院医療）	10.1. 受給者台帳管理機能	10.1.18.		0221028	病院・診療所、薬局、訪問看護事業者の入力における医療機関情報の検索は医療機関番号、医療機関コード、医療機関名称漢字、医療機関名カナ、医療機関住所で検索できること。 また、医療機関名称漢字、医療機関名カナ検索は、住民登録システム標準仕様書に準拠した氏名、カナ氏名検索と同様のあいまい検索ができること。	○			
10. 自立支援医療（精神通院医療）	10.1. 受給者台帳管理機能	10.1.19.		0221029	住基の異動情報を基に、受診者、保護者の住所、氏名、転出、死亡を自動更新できること。 ※1 自動更新有無を設定できること ※2 自動更新させる異動事由はバラメタ等により設定できること ※3 転出の自動更新を行う際は、住所地特例者となる場合があるため、※5により確認し、該当する場合は修正すること ※4 異動前の住基住所、住基氏名と異なる住所、氏名となっているデータ状態の場合は、住基の住所・氏名異動があっても自動更新しないこと ※5 自動処理した受診者、保護者は、一覧により確認できること ※6 受診者、保護者の住所、氏名を他システムを参照し表示している場合は、住所変更、氏名変更の自動更新は不要とする	○	住基の異動情報の活用については、以下に大別されるため、※1から※3の要件も含めた上で、標準オプションとしている。 ①原則利用しない（届出を基に処理する） ②事実確認、届出の促しに活用する ③転出や死亡等の一部の異動事由は自動的に台帳情報に反映させる ④自動的に台帳情報に反映させる		
10. 自立支援医療（精神通院医療）	10.1. 受給者台帳管理機能			0221294	進行状態コードは、ベンダの実装範囲により、各日付項目等の入力等と連動させる形で自動更新できること。	○	進行状態コードの更新方法として、各日付項目の入力等と連動させる形で自動的に更新することで、項目間の不整合を抑止し、入力負荷を低減するシステム設計をしているベンダや現行運用している自治体が存在することから、当機能要件を追加している。	【第3.0版】標準化検討会における検討により追加	
10. 自立支援医療（精神通院医療）	10.1. 受給者台帳管理機能	訂正		0221383	CSV形式又はJSON形式のAPI連携によりPMHIに受給資格情報を提供できること、もしくはCSV形式又はJSON形式のファイルを出力しデジタル庁が提供するAPI連携バッチ処理を利用してPMHIに受給資格情報を提供できること。 ※1 APIや出力ファイルの仕様は、デジタル庁が規定する情報登録に関するAPI設計書、ファイル設計書、説明資料に準拠すること ※2 日次（1日1回以上の頻度）で自動連携すること ※3 全件又は差分とすること ※差分連携を推奨 ※4 CSV形式又はJSON形式のAPI連携によりPMHIに受給資格情報を提供する場合、返却された登録結果（コード、内容）を確認できること	○	・各項目の設定は「PMH登録時の自立支援医療設定内容」に従うこと。 ・指定都市、権限移譲市区町村の対応が必要な自治体は実装必須となる。 【第3.0版】自立支援医療のオンライン資格確認に対応するため、当該機能を追加している。 【第4.0版】標準化検討会における検討により、CSVファイルの添付によるAPI連携機能や差分連携を追加している。	障害者福祉システムとPMHの連携については、総務省が規定する「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を参考に、各自治体の情報セキュリティポリシー、ネットワーク構成等を踏まえ各自治体が個別判断すること。 【第3.0版】標準化検討会における検討により追加 【第4.0版】機能ID：0221295から修正	

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】 ◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日	
10. 自立支援医療（精神通院医療）	10.1. 受給者台帳管理機能		訂正	0221342	PMHIに、処理通番を基に受給資格情報の登録状況を照会できること。 ※1 APIの仕様は、デジタル庁が規定する登録結果取得に関するAPI設計書に準拠すること ※2 返却された照会結果（コード、内容）を確認できること	○	<ul style="list-style-type: none"> 当機能は、医療費助成対象者情報登録API（自治体）のレスポンスにおいては登録エラー時のエラーリストやエラー詳細が含まれていないため、またPMHの登録受付以降は非同期処理で実施され、結果を即時に返却出来ない制約があるため、一定時間が経過した後に登録結果を確認するために利用する。 登録結果の確認をPMH画面で確認することも可能であるため標準オプション機能としている。 <p>【第3.0版】自立支援医療のオンライン資格確認に対応するため、当該機能を追加している。</p>	【第3.0版】標準化検討会における検討により追加		
10. 自立支援医療（精神通院医療）	10.2. 一覧管理機能		新規追加	0221395	自立支援医療費支給認定の申請・届出により受診者と同一保険の加入者について情報提供ネットワークシステムを利用して保険資格情報を確認する事務において、機能ID：0221004（支給認定基準世帯情報の世帯員）をまとめて照会でき、保険資格情報を自動で取得し、機能ID：0221381（加入保険情報）として利用できること。 【補足事項】 ・情報提供ネットワークシステムとの連携は、機能ID：0220071、0220074に定めている。 ・「自動で取得」とは、バッチスケジュールにより取得し、取得した保険資格情報を一括で障害者福祉システムに取り込むことを意味しているが、機能ID：0220071、0220074の「要件の考え方・理由」に記載のとおり、②及び③の利用も可としている。	○	【第4.1版】マイナ保険証への移行に伴い、原則、情報提供ネットワークシステムを利用した資格確認となるため、自治体職員の事務負担軽減を目的として当該機能を追加している。	【第4.1版】標準化検討会における検討により追加		
10. 自立支援医療（精神通院医療）	10.2.1. 一覧管理機能	10.2.1.		0221030	進達者を一覧で確認できること。	◎			令和8年4月1日	
10. 自立支援医療（精神通院医療）	10.2. 一覧管理機能	10.2.5.		0221031	進達対象者を抽出し、進達の一括登録ができること。 ※ 一括登録対象は選択も可能とすること	○				
10. 自立支援医療（精神通院医療）	10.2. 一覧管理機能	10.2.6.		0221032	都道府県へ送付するための進達情報ファイルを作成できること。 ※ EUC機能の利用又はベンダの実装範囲の機能とする	○	<ul style="list-style-type: none"> ファイルレイアウトは都道府県と市町村間で取り決めること。 都道府県システムに取り込むためにコード値や文字等の変換が必要である場合は、標準準拠システム外で実施すること。 	都道府県の現行システムはそれぞれであるため、都道府県により進達情報ファイルの取り込みレイアウトは異なる。		
10. 自立支援医療（精神通院医療）	10.2. 一覧管理機能	10.2.2.		0221033	受給者証の交付者を一覧で確認できること。	◎			令和8年4月1日	

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】 ◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日	
10. 自立支援医療（精神通院医療）	10.2. 一覧管理機能	10.2.3.	訂正	0221034	任意の日付時点で有効期間終了日に至る更新対象者を一覧で確認できること。	◎			令和8年4月1日	
10. 自立支援医療（精神通院医療）	10.2. 一覧管理機能	10.2.4.		0221035	指定条件で抽出し、一覧を確認、加工できること（EUCができること）。 ※1 障害者福祉共通に記載のEUC機能を満たすこと ※2 指定医療機関、医療保険者のマスタ情報も表示できること ※3 最新履歴、全履歴等、表示する履歴は任意に指定できること	◎	※1について、精神通院医療を健康管理システム等の他の標準化対象20業務と一体的に調達・利用する場合は、一括的に調達・利用する標準化対象20業務の標準仕様書に準拠すること。			令和8年4月1日
10. 自立支援医療（精神通院医療）	10.2. 一覧管理機能	10.2.4.		0221036	EUCができる条件に以下を含むこと。 ※ 表示項目にレセプトデータを含むこと	○				
10. 自立支援医療（精神通院医療）	10.3. 公費負担医療管理機能	10.3.1.		0221037	精神通院医療（公費負担）独自施策利用項目として以下を実装すること。 【管理項目】 区分1コード～区分5コード 日付1～日付5 金額1～金額5 ※1 利用有無を設定できること ※2 項目名称を設定できること ※3 未入力時のエラー又はアラートを設定できること ※4 EUC機能で扱えること ※5 帳票詳細要件に記載の印字項目の設定対象とすること	○	自治体の運用（都道府県の運用も含む）により、レセプトのシステム管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。 独自に管理したい項目及び既存システムにおいて管理している情報のうち標準準拠システムへ移行したい項目も想定し、区分、日付、金額をそれぞれ5項目管理できることとした。			
10. 自立支援医療（精神通院医療）	10.3. 公費負担医療管理機能	10.3.2.		0221038	都道府県審査機関等から送付されたレセプト情報（国保）を請求年月単位に管理（登録、修正、削除、照会）できること。 【管理項目】 受給者番号 公費負担者番号 保険の種類コード 診療年月 請求年月 保険者番号 点数表コード 医療機関コード 入院入院外区分コード 日数 決定点数 総医療費 医療保険負担額 公費負担額 自己負担額 食事回数 食事基準額 食事標準負担額 過誤区分 レセプト件数 ※ 手入力によるレセプト情報の管理とする。	○	自治体の運用（都道府県の運用も含む）により、レセプトのシステム管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。 ※社保レセプトにおいてファイル取込みの対象となるファイルは、社会保険診療報酬支払基金より提供される連名簿（CSV形式）とする。 ※生保レセプトにおいてファイル取込みの対象となるファイルは、社会保険診療報酬支払基金より提供される固有テキスト情報ファイルとする。			

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定 した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
10. 自立支援医療（精神通院医療）	10.3. 公費負担医療管理機能	10.3.8.		0221039	都道府県審査機関等から送付されたレセプト情報（国保）を請求年月単位にファイル取込による一括入力ができること。	○			
10. 自立支援医療（精神通院医療）	10.3. 公費負担医療管理機能	10.3.3.		0221040	都道府県審査機関等から送付されたレセプト情報（後期）を請求年月単位に管理（登録、修正、削除、照会）できること。 【管理項目】 管理項目はレセプト情報（国保）と同様 ※ 手入力によるレセプト情報の管理とする。	○			
10. 自立支援医療（精神通院医療）	10.3. 公費負担医療管理機能	10.3.9.		0221041	都道府県審査機関等から送付されたレセプト情報（後期）を請求年月単位にファイル取込による一括入力ができること。	○			
10. 自立支援医療（精神通院医療）	10.3. 公費負担医療管理機能	10.3.4.		0221042	都道府県審査機関等から送付されたレセプト情報（社保）を請求年月単位に管理（登録、修正、削除、照会）できること。 【管理項目】 管理項目はレセプト情報（国保）と同様 ※ 手入力によるレセプト情報の管理とする。	○			
10. 自立支援医療（精神通院医療）	10.3. 公費負担医療管理機能	10.3.10.		0221043	都道府県審査機関等から送付されたレセプト情報（社保）を請求年月単位にファイル取込による一括入力ができること。	○			
10. 自立支援医療（精神通院医療）	10.3. 公費負担医療管理機能	10.3.5.		0221044	都道府県審査機関等から送付されたレセプト情報（生保）を請求年月単位に管理（登録、修正、削除、照会）できること。 【管理項目】 管理項目はレセプト情報（国保）と同様 ※ 手入力によるレセプト情報の管理とする。	○			
10. 自立支援医療（精神通院医療）	10.3. 公費負担医療管理機能	10.3.11.		0221045	都道府県審査機関等から送付されたレセプト情報（生保）を請求年月単位にファイル取込による一括入力ができること。	○			

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
10. 自立支援医療（精神通院医療）	10.3. 公費負担医療管理機能	10.3.6.		0221046	<p>レセプト情報を登録した後、任意のタイミングで以下の突合チェックを行い、エラー内容を一覧で確認できること。</p> <p>＜実装すべきチェック条件＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・診療年月日に住民登録があるかどうか ・資格の受給者番号と一致するか ・診療年月が有効期間内かどうか ・台帳に登録されている医療機関かどうか ・重複請求かどうか ・負担上限月額を超えていないか ・加入保険が一致しているかどうか ・公費負担番号が一致しているか <p>※各突合チェックの実施有無をパラメタ等で設定できること</p>	○			
10. 自立支援医療（精神通院医療）	10.3. 公費負担医療管理機能	10.3.7.		0221047	<p>登録されたレセプト情報（国保、後期、社保、生保）を一覧で確認できること。</p> <p>※ EUC機能でよい</p>	○			
10. 自立支援医療（精神通院医療）	10.4. 帳票出力機能			0221343	機能ID：0221017 の精神医療独自施策利用項目を利用して、独自事業（上乗せ）の所得区分、機能ID：0221340 のPMH連携用独自上乗せ後の自己負担上限額等をベンダの実装範囲において各帳票の所得区分や自己負担上限額の欄等に印字できること。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・独自の上乗せ支給する場合の要件である。例えば負担上限月額が法定は5,000円のところ、独自助成により2,500円となる場合は、自立支援医療受給者証の自己負担上限額欄に対して「5,000円（独自助成により2,500円）」と印字する要件であるが、独自助成分の印字方法は自治体で様々であることからカスタマイズを抑止するためにベンダの実装範囲としている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・【第3.0版】標準化検討会における検討により機能ID:0221048から修正 ・機能ID：0221017 の精神通院医療独自施策利用項目、機能ID：0221340 のPMHへの独自上乗せ後の自己負担上限額は、各帳票の「編集」や「自由記載」の領域に印字することは可能となっているが、印字欄が分かれることで利用者や事業者の誤認に繋がるおそれがあることから設けた要件である。 	
10. 自立支援医療（精神通院医療）	10.4. 帳票出力機能	10.4.1.		0221049	<p>■帳票詳細要件 02 ■ 「自立支援医療受給者証」が 출력できること。</p> <p>※1 一括出力できること ※2 セット出力したい帳票を選択できること ※自治体によりセット出力したい帳票が異なるため ※3 様式サイズはA4であること ※4 片面印刷であること</p> <p>【帳票の用途】 自立支援医療費の支給認定について(平成18年3月3日) (障発第0303002号)にて、別紙様式第3号が示されている。</p>	○	指定都市及び権限移譲市市区町村で必要な帳票となるため標準オプションとしている。		
10. 自立支援医療（精神通院医療）	10.4. 帳票出力機能	10.4.16.		0221050	機能ID：0221049 の様式サイズについてA6であること。	○	プリンタの機能の範囲によりA6以上の用紙に複数ページを1枚にまとめて印刷すること（2アップ、4アップ等）も可能とする。		
10. 自立支援医療（精神通院医療）	10.4. 帳票出力機能	10.4.17.		0221051	機能ID：0221049、0221050の印刷方式について両面印刷であること	○	両面印刷は1枚の用紙に1人分の印刷となるようにすること。		

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】 ◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定 した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考 (改定内容等)	適合基準日
10. 自立支援医療 (精神通院医療)	10.4. 帳票出力機能	10.4.2.		0221052	■帳票詳細要件03 ■ 「自己負担上限額管理票」が出力できること。 ※1 様式サイズはA4であること ※2 片面印刷であること 【帳票の用途】 自立支援医療費の支給認定について(平成18年3月3日)(障発第0303002号)にて、別紙様式第5号が示されている。	○	指定都市及び権限移譲市区町村で必要な帳票となるため標準オプションとしている。		
10. 自立支援医療 (精神通院医療)	10.4. 帳票出力機能	10.4.18.		0221053	機能ID：0221052 の様式サイズについてA6であること	○	プリンタの機能の範囲によりA6以上の用紙に複数ページを1枚にまとめて印刷すること（2アップ、4アップ等）も可能とする。		
10. 自立支援医療 (精神通院医療)	10.4. 帳票出力機能	10.4.20.		0221055	機能ID：0221052、0221053の印刷方式について両面印刷であること	○			
10. 自立支援医療 (精神通院医療)	10.4. 帳票出力機能	10.4.3.		0221056	■帳票詳細要件04 ■ 「却下通知書」が出力できること。 【帳票の用途】 自立支援医療費の支給認定について(平成18年3月3日)(障発第0303002号)にて、別紙様式第6号が示されている。	○	指定都市及び権限移譲市区町村で必要な帳票となるため標準オプションとしている。		
10. 自立支援医療 (精神通院医療)	10.4. 帳票出力機能	10.4.4.		0221057	■帳票詳細要件05 ■ 「受給者証の交付について」が出力できること。 ※ 一括出力できること	○	自治体の運用（都道府県の運用も含む）により、出力有無が分かれるため、標準オプションとしている。		
10. 自立支援医療 (精神通院医療)	10.4. 帳票出力機能	10.4.5.		0221058	■帳票詳細要件06 ■ 「受給者証の更新について（お知らせ）」が出力できること。 ※ 一括出力できること	○	自治体の運用（都道府県の運用も含む）により、出力有無が分かれるため、標準オプションとしている。		
10. 自立支援医療 (精神通院医療)	10.4. 帳票出力機能	10.4.6.		0221059	■帳票詳細要件 01 ■ 「進達リスト」が出力できること。 ※ 申請事由コード毎の改ページ有無設定に応じて出力できること	◎			令和8年4月1日
10. 自立支援医療 (精神通院医療)	10.4. 帳票出力機能	10.4.7.		0221060	■帳票詳細要件07 ■ 「調査書」が出力できること。	○	指定都市及び権限移譲市区町村で必要な帳票となるため標準オプションとしている。		

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定 した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日	
10. 自立支援医療（精神通院医療）	10.4. 帳票出力機能	10.4.8.		0221061	■帳票詳細要件08 ■「自立支援医療費支給認定申請書」が output できること。 ※ 一括出力できること 【帳票の用途】 自立支援医療費の支給認定について(平成18年3月3日)(障発第0303002号)にて、別紙様式第1号が示されている。	○	自治体の運用（都道府県の運用も含む）により、出力有無が分かれるため、標準オプションとしている。			
10. 自立支援医療（精神通院医療）	10.4. 帳票出力機能	10.4.9.		0221062	■帳票詳細要件09 ■「自立支援医療受給者証等記載事項変更届」が output できること。 【帳票の用途】 自立支援医療費の支給認定について(平成18年3月3日)(障発第0303002号)にて、別紙様式第4号が示されている。	○				
10. 自立支援医療（精神通院医療）	10.4. 帳票出力機能	10.4.10.		0221063	■帳票詳細要件10 ■「認定決定通知書」が output できること。	○	指定都市及び権限移譲市区町村で必要な帳票となるため標準オプションとしている。			
10. 自立支援医療（精神通院医療）	10.4. 帳票出力機能	10.4.11.		0221064	■帳票詳細要件11 ■「変更決定通知書」が output できること。	○	指定都市及び権限移譲市区町村で必要な帳票となるため標準オプションとしている。			
10. 自立支援医療（精神通院医療）	10.4. 帳票出力機能	10.4.12.		0221065	■帳票詳細要件12 ■「支給認定取消通知書」が output できること。	○	指定都市及び権限移譲市区町村で必要な帳票となるため標準オプションとしている。			
10. 自立支援医療（精神通院医療）	10.4. 帳票出力機能	10.4.13.		0221066	■帳票詳細要件13 ■「自立支援医療受給者証再交付申請書」が output できること。	○				
10. 自立支援医療（精神通院医療）	10.4. 帳票出力機能	10.4.14.		0221067	■帳票詳細要件14 ■「自立支援医療受給者証返還届」が output できること。	○				
10. 自立支援医療（精神通院医療）	10.4. 帳票出力機能			0221296	機能ID：0221058の「受給者証の更新について（お知らせ）」と機能ID：0221061の「自立支援医療費支給認定申請書」を一括で出力する場合は、セットでの出力もできること	○	【第3.0版】検討会での議論の結果、当該要件を追加			

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
10. 自立支援医療（精神通院医療）	10.5. 統計管理機能	10.5.1.		0221297	福祉行政報告例「第21 自立支援医療（精神障害者・児の精神通院医療）」の集計数値を出せること。 ※ 様式は問わない（固定帳票ではない）	○	・指定都市及び権限移譲市区町村で必要な集計となるため標準オプションとしている。 ・【第3.0版】検討会での議論の結果、機能要件に「集計数値を出せること。様式は問わない（固定帳票ではない）」を追記	【第3.0版】機能ID：0221068から分割	
10. 自立支援医療（精神通院医療）	10.5. 統計管理機能	10.5.1.		0221298	福祉行政報告例「第21 自立支援医療（精神障害者・児の精神通院医療）」の集計根拠となった該当情報をEUC機能を利用して出せること。	○	・指定都市及び権限移譲市区町村で必要な集計となるため標準オプションとしている。 ・【第3.0版】検討会での議論の結果、機能要件に「集計根拠となった該当情報をEUC機能を利用して出せること。」を追記	【第3.0版】機能ID：0221068から分割	
10. 自立支援医療（精神通院医療）	10.5. 統計管理機能	10.5.1.		0221299	福祉行政報告例「第21 自立支援医療（精神障害者・児の精神通院医療）」の集計数値は様式（固定帳票）で出力できること	○	・指定都市及び権限移譲市区町村で必要な集計となるため標準オプションとしている。 ・【第3.0版】検討会での議論の結果、機能要件に「様式（固定帳票）で出力できること」を追記	【第3.0版】機能ID：0221068から分割	
10. 自立支援医療（精神通院医療）	10.5. 統計管理機能	10.5.2.		0221300	福祉行政報告例「第21の2 自立支援医療における所得区分の状況」の集計数値を出せること。 ※ 様式は問わない（固定帳票ではない）	○	・指定都市及び権限移譲市区町村で必要な集計となるため標準オプションとしている。 ・【第3.0版】検討会での議論の結果、機能要件に「集計数値を出せること。様式は問わない（固定帳票ではない）」を追記	【第3.0版】機能ID：0221069から分割	
10. 自立支援医療（精神通院医療）	10.5. 統計管理機能	10.5.2.		0221301	福祉行政報告例「第21の2 自立支援医療における所得区分の状況」の集計根拠となった該当情報をEUC機能を利用して出せること。	○	・指定都市及び権限移譲市区町村で必要な集計となるため標準オプションとしている。 ・【第3.0版】検討会での議論の結果、機能要件に「集計根拠となった該当情報をEUC機能を利用して出せること。」を追記	【第3.0版】機能ID：0221069から分割	
10. 自立支援医療（精神通院医療）	10.5. 統計管理機能	10.5.2.		0221302	福祉行政報告例「第21の2 自立支援医療における所得区分の状況」の集計数値は様式（固定帳票）で出力できること。	○	・指定都市及び権限移譲市区町村で必要な集計となるため標準オプションとしている。 ・【第3.0版】検討会での議論の結果、機能要件に「様式（固定帳票）で出力できること」を追記	【第3.0版】機能ID：0221069から分割	
10. 自立支援医療（精神通院医療）	10.5. 統計管理機能	10.5.3.		0221070	各種統計資料（都道府県報告資料、市区町村独自集計）をEUC機能を利用して作成できること。 ※ 集計数値がであること	◎			令和8年4月1日

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定 した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日	
10. 自立支援医療（精神通院医療）	10.5. 統計管理機能	10.5.3.		0221071	各種統計資料は、集計根拠となった該当情報をEUC機能を利用して出せること。	○				
10. 自立支援医療（精神通院医療）	10.7. マスタ管理機能	10.7.1.		0221072	指定医療機関情報をマスタ管理（登録・修正・削除・照会）できること。 【管理項目】 医療機関番号 医療機関コード 医療機関種別コード 医療機関名称漢字 医療機関名称カナ 医療機関代表者名 医療機関都道府県コード 医療機関住所 医療機関住所方書 医療機関郵便番号 医療機関電話番号	◎				令和8年4月1日
10. 自立支援医療（精神通院医療）	10.7. マスタ管理機能	10.7.1.		0221073	指定医療機関情報をマスタ管理（登録・修正・削除・照会）できること。 【管理項目】 精神通院医療指定日 精神通院医療廃止日 精神通院医療廃止理由 精神通院医療適用開始日 精神通院医療適用終了日	○				
10. 自立支援医療（精神通院医療）	10.7. マスタ管理機能	10.7.2.		0221074	指定医療機関情報を一覧で確認できること。	◎			令和8年4月1日	
10. 自立支援医療（精神通院医療）	10.7. マスタ管理機能	10.7.3.		0221075	指定医療機関情報の一覧をEUC機能を利用して出力できること。	○				
10. 自立支援医療（精神通院医療）	10.7. マスタ管理機能	10.7.4.		0221076	保険者情報をマスタ管理できること。 【管理項目】 保険者番号 保険の種類コード 保険者名 保険者郵便番号 保険者住所 保険者方書 適用開始日 適用終了日	◎			令和8年4月1日	

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（旧）のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定 した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
10. 自立支援医療（精神通院医療）	10.7. マスタ管理機能	10.7.6.		0221077	保険者情報をマスタ管理できること。 【管理項目】 保険者名カナ	○			
10. 自立支援医療（精神通院医療）	10.7. マスタ管理機能	10.7.5.		0221078	保険者情報を一覧で確認できること。	○			

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID(旧)のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定 した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
11. 補装具									
11. 補装具	11.1. 台帳管理機能	11.1.1.		0221079	申請に基づく補装具台帳情報を管理（登録、修正、削除、照会）できること。	◎			令和8年4月1日
11. 補装具	11.1. 台帳管理機能	11.1.2.		0221080	<p>以下の申請・判定依頼情報を管理できること。</p> <p>【管理項目】 申請日、障害者・障害児の別コード、申請種別コード、借受けの意向有無、修理対象コード、補装具コード、耐用年数、特例補装具、修理部位、処方、判定予定日、判定依頼日、判定機関名コード、事業者コード、用具上限額、難病名コード、難病名、資格状態コード、申請受付番号</p> <p>※1 補装具名に関しては国より発出されている「補装具種目名称別コード一覧表」での管理を基本とするが、自治体毎に任意のコード・名称で管理することも問題はない。ただし、副本登録時には「補装具種目名称別コード一覧表」の対応するコードに変換して副本データを作成すること ※2 用具上限額について、完成用部品を扱う補装具は合計価格にて管理できること ※3 借受けの意向有無に関しては、申請種別が「購入」の場合、必要に応じて更生相談所での判定が適切に実施できるよう対象者へ意向の確認を実施し管理 ※4 補装具名は補装具種目マスタ情報から取得できること ※5 取扱事業者は補装具事業者マスタ情報から取得できること</p>	◎	【管理項目】用具上限額とは、「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年9月29日 厚生労働省告示第528号）」で示される額となる。		令和8年4月1日
11. 補装具	11.1. 台帳管理機能	11.1.2.	訂正	0221081	<p>以下の申請・判定依頼情報を管理できること。</p> <p>【管理項目】 障害・疾患等に関する既往歴 現在受療中の医療機関番号（※1） 判定方法コード 判定予定時間 判定会場コード 代理受領の有無 保険者番号（※2） 長期給付の内容 生育・職業歴 進行状態コード 他自治体支給（※3）</p> <p>※1 現在受療中の医療機関は医療機関情報のマスタから参照・検索して指定できること ※2 保険者の情報は保険者情報のマスタから参照・検索して指定できること ※3 転入前に他自治体で支給された補装具の台帳情報を登録した場合に他自治体の支給かどうかを判断するための項目</p>	○			

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（旧）のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定 した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
11. 補 装具	11.1. 台帳管 理機能	11.1.3.		0221082	<p>対象者情報を管理できること。 【管理項目】 個人番号 宛名番号 世帯番号 氏名 氏名カナ 英字名 通称名 通称名カナ 氏名優先区分コード 郵便番号 住所 住所方書 生年月日</p> <p>※1 個人番号、住基情報で保持している管理項目は、他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む ※2 電話番号、携帯番号は障害者福祉共通での管理とする</p>	◎			令和8年4月1日
11. 補 装具	11.1. 台帳管 理機能	11.1.4.		0221083	<p>保護者情報を管理できること。 【管理項目】 個人番号 宛名番号 世帯番号 氏名 氏名カナ 英字名 通称名 通称名カナ 氏名優先区分コード 続柄 郵便番号 住所 住所方書 生年月日</p> <p>※1 個人番号、住基情報で保持している管理項目は、他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む ※2 電話番号、携帯番号は障害者福祉共通での管理とする</p>	◎			令和8年4月1日

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID(旧)のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定 した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日	
11. 補 装具	11.1. 台帳管 理機能	11.1.21.		0221084	世帯情報を管理できること。 【管理項目】 個人番号 宛名番号 氏名 氏名カナ 続柄 生年月日 世帯員住民税均等割額 世帯員住民税所得割額 世帯員課税非課税区分コード 世帯員合計所得金額 世帯員障害年金等 世帯員手当等 世帯員収入額 世帯員最多納税者該否 ※1 個人番号、住基情報で保持している管理項目は、他システムを参考し表示することで、保持までしない場合を含む ※2 世帯員住民税所得割額については寄附金税額控除前、住宅借入金等特別税額控除前の額とし、年少扶養控除額および特定扶養控除額は事務連絡で発出された「旧市町村民税所得割額計算シート」の計算仕様により算出すること。 ※3 世帯員は10人まで管理可能とし、対象者が障害者の場合の世帯員は対象者および配偶者となる。	◎				令和8年4月1日
11. 補 装具	11.1. 台帳管 理機能	11.1.29.		0221085	機能ID : 0221084 の世帯員住民税所得割額は「旧市町村民税所得割額計算シート」の計算仕様により算出することとしているが、あわせて調整控除を考慮した算出ができること。 【管理項目】 調整控除額	○				
11. 補 装具	11.1. 台帳管 理機能	11.1.21.		0221086	世帯情報を管理できること。 【管理項目】 世帯員旧所得割計算前所得割額 世帯員年少扶養人数 世帯員特定扶養人数 世帯員公的年金等の種類 世帯員所得確定区分コード ※指定都市の場合は、県費負担教職員の税源移譲前の税率によるため、市町村民税所得割額、市町村民税_住宅借入金等特別税額控除額、市町村民税_寄附金税額控除額は、8%ではなく6%（税源移譲前）を利用すること。	○				
11. 補 装具	11.1. 台帳管 理機能			0221364	機能ID : 0221086に規定する管理項目「世帯員特定扶養人数」について個人住民税システムから連携される項目を利用して自動算出できること。 ※連携ID:010o008で連携されるデータ項目ID : 01000362「扶養控除対象区分」及び連携ID:010o009で連携されるデータ項目ID : 01000117「被扶養者_宛名番号」より、生年月日から対象有無を判断することを想定している。	○		【第3.0版】標準化検討会における検討により追加		

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID(旧)のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定 した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
11. 補 装具	11.1. 台帳管 理機能	11.1.5.		0221087	<p>以下の月額負担上限額を判定するための情報を管理できること。 【管理項目】 所得判定年度 住民税均等割額（※） 住民税所得割額（※） 生活保護の受給有無 生保移行防止減免対象区分 所得区分コード 収入額合計（※） 月額負担上限額</p> <p>※最多納税者の額を設定すること。</p>	◎			令和8年4月1日
11. 補 装具	11.1. 台帳管 理機能	11.1.24.		0221088	所得判定年度を基準日から自動設定できること。なお、基準日は申請日、判定日、決定日等をパラメタ等で設定できること。	○			
11. 補 装具	11.1. 台帳管 理機能	11.1.5.		0221089	生活保護情報を連携している場合、管理項目の生活保護の受給有無に自動で値が設定できること。	○			
11. 補 装具	11.1. 台帳管 理機能	11.1.6.		0221090	<p>判定・決定等に基づき以下的情報を管理できること。 【管理項目】 判定書受付日、判定日、判定結果コード、判定理由、判定職員氏名、決定日、支給番号、交付日、見積額、基準額、法定内自己負担額、公費負担額、超過分自己負担額、利用者負担額、借受期間開始日、借受期間終了日、借受初月見積額、借受初月基準額、借受中間見積額、借受中間基準額、借受最終月見積額、借受最終月基準額、借受初月法定内自己負担額、借受初月超過分自己負担額、借受初月公費負担額、借受中間法定内自己負担額、借受中間超過分自己負担額、借受中間公費負担額、借受最終月法定内自己負担額、借受最終月超過分自己負担額、借受最終月公費負担額、指導記録、備考</p> <p>※利用者負担額は法定内自己負担額と超過分自己負担額を合算した金額となる。</p>	◎	<ul style="list-style-type: none"> 【管理項目】基準額とは、「補装具費支給事務取扱指針について」の「別紙 補装具費等の算定について (1) 基準額の算出（端数処理：小数点以下切り捨て）」より算出される額となる。 機能ID : 0221303は【第3.0版】検討会での議論の結果、管理項目の借受中間変更月、借受中間変更法定内自己負担額、借受中間変更公費負担額を追加 		令和8年4月1日
11. 補 装具	11.1. 台帳管 理機能	11.1.6.		0221303	<p>判定・決定等に基づき以下的情報を管理できること。 【管理項目】 同月法定内自己負担額 ※1 借受中間変更月 ※2 借受中間変更法定内自己負担額 ※2 借受中間変更公費負担額 ※2</p> <p>※1 同月法定内自己負担額は、同月内で既に決定している法定内自己負担額の合計となる。</p> <p>※2 借受中間変更月、借受中間変更法定内自己負担額、借受中間変更公費負担額は、すでに別の補装具の借受を決定をしており、今回の借受期間中に前回の借受最終月を迎えた場合、借受中間法定内自己負担額、借受中間公費負担額が変更となるため変更月、借受中間法定内自己負担額、借受中間公費負担額管理を管理する項目である。</p>	○		【第3.0版】機能ID : 0221091から修正	
11. 補 装具	11.1. 台帳管 理機能	11.1.22.		0221092	支給決定後に取消の届出に基づき以下的情報を管理できること。 【管理項目】 支給取消年月日 支給取消事由コード	○			

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID(旧)のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定 した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日	
11. 標準機能	11.1. 台帳管理機能			0221304	補装具の作成中や修理中、また、借受の場合で借受期間中に転出や死亡により廃止となった場合以下の情報を管理できること。 【管理項目】 廃止日 廃止理由コード	○	【第3.0版】検討会での議論の結果、当該要件を追加			
11. 標準機能	11.1. 台帳管理機能	11.1.7.		0221093	取扱業者からの請求に基づき以下の情報を管理できること。 【管理項目】 貸与対象年月 請求日 支払日 支払区分コード 納入日	◎			令和8年4月1日	
11. 標準機能	11.1. 台帳管理機能	11.1.23.		0221094	消込処理を行う場合、支給券のバーコードを読み取り対象者を検索できること。	○				
11. 標準機能	11.1. 台帳管理機能	11.1.8.		0221095	申請受付番号は、手入力の他に自動付番もできること。 ※1 自動付番は、通番とすること（年度毎に通番しない） ※2 ※1に加え、管理組織単位での通番も選択できること ※3 手入力した場合に重複番号を抑止すること ※4 自動付番後に手修正できること	○				
11. 標準機能	11.1. 台帳管理機能	11.1.9.		0221096	申請・交付した補装具情報を履歴で管理でき、履歴情報の照会が可能であること。	◎			令和8年4月1日	
11. 標準機能	11.1. 台帳管理機能	11.1.10.		0221097	支給番号で対象者検索ができること。	◎			令和8年4月1日	
11. 標準機能	11.1. 台帳管理機能	11.1.11.		0221098	住民税情報や生活保護情報を連携により取得できる場合は、連携された情報をもとに自動で所得区分、月額負担上限額を判定できること。 転入者等で住民税情報や生活保護情報を取得できない場合は、手入力により月額負担上限額を判定できること。	◎			令和8年4月1日	
11. 標準機能	11.1. 台帳管理機能	11.1.25.		0221099	機能ID：0221109 の補装具独自施策利用項目を利用して、独自事業（上乗せ）の所得区分や月額負担上限額等をベンダの実装範囲において自動で判定できること。	○	独自の上乗せ支給する場合の要件である。例えば住民税情報や生活保護情報により独自所得区分、月額負担上限額等を自動判定するといった要件であるが、自動判定の方法は自治体で様々であることからカスタマイズを抑止するためにベンダの実装範囲としている。			
11. 標準機能	11.1. 台帳管理機能	11.1.12.		0221100	見積額、基準額、所得区分、月額負担上限額をもとに、法定内自己負担額、超過分自己負担額、利用者負担額、公費負担額を計算できること。	◎			令和8年4月1日	
11. 標準機能	11.1. 台帳管理機能	11.1.26.		0221101	機能ID：0221100 の要件は機能ID：0221109 の補装具独自施策利用項目で管理している独自事業（上乗せ）の所得区分や月額負担上限額等も用いて、補装具独自施策利用項目を利用した独自事業（上乗せ）の利用者負担額、公費負担額等をベンダの実装範囲において自動計算できること。	○	独自の上乗せ支給する場合の要件である。例えば見積額、基準額、独自所得区分、独自月額負担上限額から独自利用者負担額、独自公費負担額を自動計算するといった要件であるが、自動計算の方法は自治体で様々であることからカスタマイズを抑止するためにベンダの実装範囲としている。			
11. 標準機能	11.1. 台帳管理機能	11.1.13.		0221102	一度に複数の補装具を決定した場合、法定内自己負担額は複数の補装具費の合計と月額負担上限額を比較した上で、法定内自己負担額、超過分自己負担額、利用者負担額、公費負担額が計算できること。	◎			令和8年4月1日	

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（旧）のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
11. 補装具	11.1. 台帳管理機能	11.1.27.		0221103	機能ID：0221102 の要件は機能ID：0221109 の補装具独自施策利用項目で管理している独自事業（上乗せ）の月額上限額等も用いて、補装具独自施策利用項目を利用した独自事業（上乗せ）の利用者負担額、公費負担額等をベンダの実装範囲において自動計算できること。	○	独自の上乗せ支給する場合の要件である。例えば、一度に複数の補装具を決定した場合の独自利用者負担額、独自公費負担額を自動計算するといった要件であるが、自動計算の方法は自治体で様々であることからカスタマイズを抑止するためにベンダの実装範囲としている。		
11. 補装具	11.1. 台帳管理機能	11.1.14.		0221104	複数回に渡り、補装具費の同月決定をした場合、法定内自己負担額は支給決定済みの法定内自己負担額と今回決定する法定内自己負担額の合計と月額負担上限額を比較した上で、法定内自己負担額、超過分自己負担額、利用者負担額、公費負担額を計算できること。その際、既に支給決定している補装具での法定内自己負担額が確認できること。	◎			令和8年4月1日
11. 補装具	11.1. 台帳管理機能	11.1.28.		0221105	機能ID：0221104 の要件は機能ID：0221109 の補装具独自施策利用項目で管理している支給済みの独自事業（上乗せ）の利用者負担額等も用いて、補装具独自施策利用項目を利用した独自事業（上乗せ）の利用者負担額、公費負担額等をベンダの実装範囲において自動計算できること。	○	独自の上乗せ支給する場合の要件である。例えば、複数回に渡り、補装具費の同月決定をした場合の独自利用者負担額、独自公費負担額を自動計算するといった要件であるが、自動計算の方法は自治体で様々であることからカスタマイズを抑止するためにベンダの実装範囲としている。		
11. 補装具	11.1. 台帳管理機能	11.1.15.		0221106	支給番号は、手入力の他に自動付番ができること。 ※1 自動付番は「年度（西暦下2桁）十児者の区分+通番」を基本として、パラメタ等によって年度と児者の区分を含む含まないを変更できること ※2 自動付番する際は1補装具毎に採番すること ※3 手入力した場合に重複番号を抑止すること ※4 自動付番後に手修正できること	◎			令和8年4月1日
11. 補装具	11.1. 台帳管理機能	11.1.16.		0221107	取扱事業者の入力における事業者の検索は、事業者コード、事業者名、事業者名称カナ、事業者住所、事業者電話番号で検索できること。 また、事業者名、事業者名称カナ検索は、住民記録システム標準仕様書に準拠した氏名、カナ氏名検索と同様のあいまい検索ができること。	○	あいまい検索の要件は、（別紙2）機能・帳票要件_01障害者福祉共通の機能ID：0220135 に準拠する。		
11. 補装具	11.1. 台帳管理機能	11.1.30.		0221108	現在受療中の医療機関の入力における医療機関情報の検索は医療機関番号、医療機関コード、医療機関名称漢字、医療機関名カナ、医療機関住所で検索できること。 また、医療機関名称漢字、医療機関名カナ検索は、住民記録システム標準仕様書に準拠した氏名、カナ氏名検索と同様のあいまい検索ができること。	○			

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定 した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
11. 補 装具	11.1. 台帳管 理機能	11.1.17.		0221109	補装具独自施策利用項目として以下を実装すること。 【管理項目】 区分コード～区分5コード 日付1～日付5 金額1～金額10 備考1～備考5 ※1 利用有無を設定できること ※2 項目名称を設定できること ※3 未入力時のエラー又はアラートを設定できること ※4 EUC機能で扱えること ※5 帳票詳細要件に記載の印字項目の設定対象とすること	○	独自に管理したい項目及び既存システムにおいて管理している情報のうち標準拡張システムへ移行したい項目も想定し、区分、日付、備考をそれぞれ5項目、金額を10項目管理できることとした。		
11. 補 装具	11.1. 台帳管 理機能	11.1.18.		0221110	指導記録についてはボタン押下等により、申請種別、支給番号、補装具名称、見積額、基準額、法定内自己負担額、公費負担額、超過分自己負担額、利用者負担額が設定されること。 ※設定の有無はパラメタ等で設定できること。	○			
11. 補 装具	11.1. 台帳管 理機能	11.1.19.		0221111	支払対象者に対する支払日を一括設定できること。	○			
11. 補 装具	11.1. 台帳管 理機能	11.1.20.		0221112	高額障害福祉サービス費の算定状態を管理できること。 【管理項目】 高額算定フラグ	◎			令和8年4月1日
11. 補 装具	11.1. 台帳管 理機能			0221305	進行状態コードは、ペンダの実装範囲により、各日付項目等の入力等と連動させる形で自動更新できること。	○	進行状態コードの更新方法として、各日付項目の入力等と連動させる形で自動的に更新することで、項目間の不整合を抑止し、入力負荷を低減するシステム設計をしているペンダや現行運用している自治体が存在することから、当機能要件を追加している。	【第3.0版】標準化検討会における検討により追加	
11. 補 装具	11.2. 一覧管 理機能	11.2.1.		0221113	指定条件（日付、資格状態、用具、事業者等）で一覧を確認、データ加工等の操作ができる（EUCができる）こと。 ※1 障害者福祉共通に記載のEUC機能を満たすこと ※2 表示項目は台帳管理項目全てを対象とし、任意に指定できること ※3 取扱補装具、補装具取扱業者マスターの情報も表示できること	◎			令和8年4月1日

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定 した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
11. 補 装具	11.2. 一覧管 理機能	11.2.2.		0221114	様式例第10号「補装具費支給申請決定簿」と同等の情報を一覧で確認できること。	◎	<p>以下は様式例第10号「補装具費支給申請決定簿」の各項目に該当する管理項目となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請受付月日⇒申請日 ・ケース番号⇒申請受付番号 ・氏名⇒対象者情報の氏名 ・居住地⇒対象者情報の住所+住所方書 ・手帳番号⇒身体障害者手帳の手帳番号 ・購入・借受け・修理の別⇒申請種別（コードから取得） ・判定依頼年月日／判定書受付年月日⇒判定依頼日・判定書受付日 ・支給決定日⇒決定日 ・支給番号⇒支給番号 ・補装具の名称および修理部位⇒補装具名（マスタから取得）、修理部位 ・種目名称別コード⇒補装具種目名称別コード（マスタから取得） ・補装具事業者名⇒事業者名（マスタから取得） ・基準額⇒基準額 ・利用者負担額⇒利用者負担額 ・世帯区分⇒所得区分（コードから取得） ・適合判定日⇒判定日 ・引渡し月日⇒納入日 ・補装具費支払月日⇒支払日 ・支払金額⇒公費負担額 ・借受け期間⇒借受期間開始日、借受期間終了日 		令和8年4月1日
11. 補 装具	11.3. マスタ 管理機 能	11.3.1.		0221306	取扱補装具の種目を管理できること。 【管理項目】 補装具コード 適用開始年月 購入基本単価 修理基本単価 耐用年数 適用終了年月 補装具種目名称別コード 福祉行政報告例用具種類コード 補装具名	◎	【第3.0版】検討会での議論の結果、 管理項目「福祉行政報告例用具種類 コード」を追加	【第3.0版】機能ID：0221115から修正	令和8年4月1日
11. 補 装具	11.3. マスタ 管理機 能	11.3.2.		0221116	補装具取扱業者の管理ができること。 【管理項目】 事業者コード 事業者名 事業者名称カナ 事業者代表者名 事業者住所 事業者住所方書 事業者郵便番号 事業者電話番号 事業者FAX番号	◎			令和8年4月1日

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID(旧)のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定 した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
11. 補 装具	11.3. マスタ 管理機 能	11.3.3.		0221117	補装具取扱業者の管理ができること。 【管理項目】 代理受領契約の有無 金融機関コード 店舗番号 口座種別コード 口座番号 ゆうちょ銀行記号 ゆうちょ銀行番号 口座名義人カナ 口座名義人漢字 金融機関種別コード 法人名 法人住所 法人住所方書 法人郵便番号 法人電話番号 法人FAX番号 事業者メールアドレス 備考	○			
11. 補 装具	11.3. マスタ 管理機 能	11.3.4.		0221118	医療機関情報をマスタ管理（登録・修正・削除・照会）できること。 【管理項目】 医療機関番号 医療機関コード 医療機関種別コード 医療機関名称漢字 医療機関名称カナ 医療機関代表者名 医療機関都道府県コード 医療機関住所 医療機関郵便番号 医療機関電話番号	○			
11. 補 装具	11.3. マスタ 管理機 能	11.3.5.		0221119	医療機関情報を一覧で確認できること。	○			
11. 補 装具	11.3. マスタ 管理機 能	11.3.6.		0221120	医療機関情報の一覧をEUC機能を利用して出力できること。	○			
11. 補 装具	11.3. マスタ 管理機 能	11.3.7.		0221121	保険者情報をマスタ管理できること。 【管理項目】 保険者番号 保険の種類コード 保険者名 保険者名カナ 保険者郵便番号 保険者住所 保険者方書 適用開始日 適用終了日	○			
11. 補 装具	11.3. マスタ 管理機 能	11.3.8.		0221122	保険者情報を一覧で確認できること。	○			

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID(旧)のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定 した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
11. 補 装具	11.4. 集計表 作成機 能	11.4.1.		0221123	業者別集計の集計数値を出せること。 ※ 業者別に月別または年別を指定して、申請件数・決定件数・決定金額、自己負担額、公費負担額、請求済額、未請求額等の確認が可能であること	◎			令和8年4月1日
11. 補 装具	11.4. 集計表 作成機 能	11.4.2.		0221124	「福祉行政報告例第18 身体障害者・児の補装具費の支給（購入・借受け・修理）」の集計数値を出せること。	◎			令和8年4月1日
11. 補 装具	11.4. 集計表 作成機 能	11.4.2.		0221125	福祉行政報告例第18は、集計根拠となった該当情報をEUC機能を利用して出せること。 ※ 様式（固定帳票）で出力すること	○			
11. 補 装具	11.4. 集計表 作成機 能	11.4.3.		0221126	「福祉行政報告例第18の2 難病患者等の補装具費の支給（購入・借受け・修理）」の集計数値を出せること。	◎			令和8年4月1日
11. 補 装具	11.4. 集計表 作成機 能	11.4.3.		0221127	福祉行政報告例第18の2は、集計根拠となった該当情報をEUC機能を利用して出せること。 ※ 様式（固定帳票）で出力すること	○			
11. 補 装具	11.4. 集計表 作成機 能	11.4.4.		0221128	「福祉行政報告例第18の3 身体障害者・児の特例補装具費の支給（購入・修理）」の集計数値を出せること。	◎			令和8年4月1日
11. 補 装具	11.4. 集計表 作成機 能	11.4.4.		0221129	福祉行政報告例第18の3は、集計根拠となった該当情報をEUC機能を利用して出せること。 ※ 様式（固定帳票）で出力すること	○			
11. 補 装具	11.4. 集計表 作成機 能	11.4.5.		0221130	「福祉行政報告例第18の4 難病患者等の特例補装具費の支給（購入・修理）」の集計数値を出せること。	◎			令和8年4月1日
11. 補 装具	11.4. 集計表 作成機 能	11.4.5.		0221131	福祉行政報告例第18の4は、集計根拠となった該当情報をEUC機能を利用して出せること。 ※ 様式（固定帳票）で出力すること	○			
11. 補 装具	11.4. 集計表 作成機 能	11.4.6.		0221132	各種統計資料（都道府県集計、市区町村独自集計）をEUC機能を利用して作成できること。 ※ 集計数値がされること	◎			令和8年4月1日
11. 補 装具	11.4. 集計表 作成機 能	11.4.7.		0221133	各種統計資料（都道府県集計、市区町村独自集計）は以下によること。 ※ 集計根拠となった該当情報をEUC機能を利用して出せること	○			

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
11. 補装具	11.5. 帳票出力機能	11.5.10.		0221134	機能ID：0221109 の補装具独自施策利用項目を利用して、独自事業（上乗せ）の所得区分や月額負担上限額、利用者負担額、公費負担額等をベンダの実装範囲において各帳票の所得区分や月額負担上限、利用者負担額、公費負担額等に該当する欄等に印字できること。	○	・独自の上乗せ支給する場合の要件である。例えば月額負担上限額が法定は37,200円のところ、独自助成により10,000円となる場合は、支給券の月額負担上限額欄に対して「37,200円（独自助成により1,000円）」と印字する要件であるが、独自助成の印字方法は自治体で様々であることからカスタマイズを抑制するためにベンダの実装範囲としている。	機能ID：0221109 の補装具独自施策利用項目は、各帳票の「編集」や「自由記載」の領域に印字することは可能となっているが、印字欄が分かれることで利用者や事業者の誤認に繋がるおそれがあることから設けた要件である。	
11. 補装具	11.5. 帳票出力機能	11.5.1.		0221135	■帳票詳細要件 01 ■ 様式例第2号「調査書」を出力できること。 ※ パラメタの設定により、複数補装具を申請している場合、以下の条件に合致する単位にまとめて1枚に印刷できること 1. 「申請日」が同一であること 2. 「申請種別」が同一であること	◎	検討会構成員が実際に利用している帳票では国の参考様式に対して、①世帯員の状況のみ複数行印字可能としている、②世帯員の状況と用具名・基準額・見積額・公費負担額を複数行印字可能としている、の2パターンに分かれていたが、②のパターンの方が利便性に優れていると判断して世帯員の状況、用具名等を複数行印字可能な仕様として整理した。		令和8年4月1日
11. 補装具	11.5. 帳票出力機能	11.5.2.		0221136	■帳票詳細要件 02 ■ 様式例第3号「判定依頼書」を出力できること。	○			令和8年4月1日
11. 補装具	11.5. 帳票出力機能	11.5.3.		0221137	■帳票詳細要件 03 ■ 様式例第4号「判定通知書」を出力できること。	○			令和8年4月1日
11. 補装具	11.5. 帳票出力機能	11.5.4.		0221307	■帳票詳細要件 04 ■ 様式例第7号「補装具費支給決定通知書」を出力できること。 ※ パラメタの設定により、複数補装具を申請している場合、以下の条件に合致する単位にまとめて1枚に印刷できること 1. 「申請日」が同一であること 2. 「申請種別」が同一であること なお、「申請種別」が「借受け」の場合で「借受期間」が異なる場合は別帳票とすること 3. 「事業者コード」が同一であること。	○	【第3.0版】検討会での議論の結果、帳票を1枚にまとめない条件を追加	【第3.0版】機能ID：0221138から修正	令和8年4月1日
11. 補装具	11.5. 帳票出力機能	11.5.5.		0221308	■帳票詳細要件 05 ■ 様式例第8(1)(2)(3)号「補装具費支給券」を出力できること。 ※ パラメタの設定により、複数補装具を申請している場合、以下の条件に合致する単位にまとめて1枚に印刷できること 1. 「申請日」が同一であること 2. 「申請種別」が同一であること なお、「申請種別」が「借受け」の場合で「借受期間」が異なる場合は別帳票とすること 3. 「事業者コード」が同一であること。	○	・検討会構成員からの意見で、支給券と委任状を一体的に運用した方が紙の省略化に繋がるという指摘を踏まえて、支給券に委任者と受任者を印字する仕様を実装OPとして定義している。 ・【第3.0版】検討会での議論の結果、帳票を1枚にまとめない条件を追加	【第3.0版】機能ID：0221139から修正	令和8年4月1日
11. 補装具	11.5. 帳票出力機能	11.5.6.		0221140	■帳票詳細要件 06 ■ 様式例第9号「却下決定通知書」を出力できること。	○			令和8年4月1日

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID(旧)のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
11. 補装具	11.5. 帳票出力機能	11.5.7.		0221141	■帳票詳細要件 07 ■ 「代理受領に係る補装具費支払請求書兼委任状」を出力できること。 ※ パラメタの設定により、複数補装具を申請している場合、以下の条件に合致する単位にまとめて1枚に印刷できること 1. 「申請日」が同一であること 2. 「申請種別」が同一であること 3. 「事業者コード」が同一であること。	○	支給券と委任状を一体的にした運用を行う場合、本帳票は不要となるため、実装OPとしている。		
11. 補装具	11.5. 帳票出力機能	11.5.8.		0221309	■帳票詳細要件 08 ■ 「補装具費支給決定のお知らせ（事業者向け）」を出力できること。 ※ パラメタの設定により、複数補装具を申請している場合、以下の条件に合致する単位にまとめて1枚に印刷できること 1. 「申請日」が同一であること 2. 「申請種別」が同一であること なお、「申請種別」が「借受け」の場合で「借受期間」が異なる場合は別帳票とすること 3. 「事業者コード」が同一であること。	◎	【第3.0版】検討会での議論の結果、帳票を1枚にまとめない条件を追加	【第3.0版】機能ID：0221142から修正	令和8年4月1日
11. 補装具	11.5. 帳票出力機能	11.5.9.		0221143	■帳票詳細要件 09 ■ 様式例第1号「補装具費（購入・借受け・修理）支給申請書」を出力できること。 ※ パラメタの設定により、複数補装具を申請している場合、以下の条件に合致する単位にまとめて1枚に印刷できること 1. 「申請日」が同一であること 2. 「申請種別」が同一であること 3. 「事業者コード」が同一であること。	○			
11. 補装具	11.5. 帳票出力機能			0221344	■帳票詳細要件 10 ■ 「補装具費支給廃止通知書」を出力できること。 ※ パラメタの設定により、複数補装具を申請している場合、以下の条件に合致する単位にまとめて1枚に印刷できること 1. 「申請日」が同一であること 2. 「申請種別」が同一であること なお、「申請種別」が「借受け」の場合で「借受期間」が異なる場合は別帳票とすること 3. 「事業者コード」が同一であること。	○	【第3.0版】標準化検討会における検討により、当帳票の出力機能を追加		
11. 補装具	11.6. 国保連合会との連携機能	11.6.1.		0221144	国保連合会が高額障害福祉サービス等給付費（施行令第四十三条の五第一項）の高額計算に必要な情報（補装具に関連するもののみ）として、国保連合会へ送信するG11障害福祉サービス費市町村保有給付実績情報（補装具費支給レコード）をシステムからの抽出、作成を一括で行う機能（新規、差分、再作成）を有していること。	○	本要件は高額障害福祉サービス費の事務を国保連に委託している場合のみ必要となることから標準オプションとしている。		

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（旧）のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定し た項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分		要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
						障害者福祉シ ステム	特別児童扶養 手当システム			
12. 特別児童扶養手当										
12. 特 別児童 扶養手 当	12.1. 台帳管 理機能	12.1.1.		0221310	特別児童扶養手当の申請・届出情報（認定請求、転入、再認定、額改定請求、額改定期、障害状況届、変更届、所得状況届、所得状況変更届、支給停止関係届、辞退届、受給証明、喪失、死亡、転出、未支払請求、取下げ、職権処理を含む）を管理（登録、修正、削除、照会）できること。	◎	◎	【第3.0版】特別児童扶養手当証書の廃止に関する省令改正により、証書亡失届の管理が不要となり、受給証明の管理が追加となることから、当該機能を追加している。	【第3.0版】機能ID：0221145から修正	令和8年4月1日
12. 特 別児童 扶養手 当	12.1. 台帳管 理機能	12.1.2.		0221146	申請・届出等情報を管理できること。 【管理項目】 申請日 ※ 申請、届出を受理した日 申請区分コード 喪失日 喪失理由コード 進行状態コード 整理番号 進達日 誓約有無 備考	◎	◎	・誓約有無は、認定請求書、額改定期、資格喪失届、未支払特別児童扶養手当請求書、記載事項変更届、障害状態再審査（診断）請求書の誓約事項の有無を管理する項目である。		令和8年4月1日
12. 特 別児童 扶養手 当	12.1. 台帳管 理機能	12.1.2.		0221147	申請・届出等情報を管理できること。 【管理項目】 受付日 返付日 再提出日 再返付日 再々提出日 返戻日 ※ 進達後に都道府県から返戻された日 再返戻日 再進達日 ※ 反戻後に再進達した日 再々進達日 審査済日 不備不足書類種類コード ※ 10種類まで管理できること 不備不足書類コード ※ 不備不足書類種類コードに対して非該当、該当を選択 添付書類種類コード ※ 10種類まで管理できること 添付書類コード ※ 添付書類種類コードに対して非該当、該当を選択 改定事由コード 旧住所地への移管通知日 新住所地への移管通知日 変更日 再提出有無 喪失理由 ※日本語で内容を管理 改定事由 ※日本語で内容を管理	○	○	・受付日、返付日等は、自治体の運用により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。 ・不備不足書類は、返付管理があるため、添付書類ではなく不備不足書類としており、自治体の運用により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。 ・再提出有無は、機能ID：0221221「特別児童扶養手当関係書類提出書」を再提出とする場合に「有」を入力する。未入力時は提出とする。		

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID(旧)のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定し た項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分		要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
						障害者福祉シ ステム	特別児童扶養 手当システム			
12. 特 別児童 扶養手 当	12.1. 台帳管 理機能	12.1.3.		0221148	申請者(受給者)情報を管理できること。 【管理項目】 個人番号 宛名番号 世帯番号 氏名 カナ氏名 郵便番号 住所コード 住所 住所方書 生年月日 通称名 通称名カナ 英字名 氏名優先区分コード 在留資格コード 在留期限 ※1 個人番号、住基情報で保持している管理項目は、他システムを参考し表示することで、保持までしない場合を含む ※2 障害者福祉用世帯で、特別児童扶養手当の受給者として紐づけてよい ※3 電話番号、携帯番号は障害者福祉共通での管理とする	◎	◎	※3について、特別児童扶養手当を児童扶養手当システム(いわゆる児童福祉システム)等の他の標準化対象20業務と一体的に調達・利用する場合は、一体的に調達・利用する標準化対象20業務の標準仕様書に準拠すること。 管理項目の「住所コード」は、基本データリストのデータ項目ID: 02202592「受給者住所_市区町村コード」、02202593「受給者住所_町字コード」が該当する。なお、カスタマーバーコードを印字する等の理由により独自に住所コードを保持するには可能である。		令和8年4月1日
12. 特 別児童 扶養手 当	12.1. 台帳管 理機能	12.1.3.		0221149	申請者(受給者)情報を管理できること。 【管理項目】 国籍コード 養育者種別コード 旧住所 旧住所方書 転入日 新住所 新住所方書 転出日	○	○	・旧住所は、「特別児童扶養手当受給資格者移管通知書」の「変更前住所」を印字するために管理する項目である。		
12. 特 別児童 扶養手 当	12.1. 台帳管 理機能	12.1.4.		0221150	配偶者情報を管理できること。 【管理項目】 個人番号 宛名番号 世帯番号 氏名 カナ氏名 郵便番号 住所 住所方書 生年月日 続柄コード 通称名 通称名カナ 英字名 氏名優先区分コード 在留資格コード 在留期限 ※1 個人番号、住基情報で保持している管理項目は、他システムを参考し表示することで、保持までしない場合を含む ※2 障害者福祉用世帯で、特別児童扶養手当の配偶者として紐づけてよい ※3 電話番号、携帯番号は障害者福祉共通での管理とする	◎	◎	※3について、特別児童扶養手当を児童扶養手当システム(いわゆる児童福祉システム)等の他の標準化対象20業務と一体的に調達・利用する場合は、一体的に調達・利用する標準化対象20業務の標準仕様書に準拠すること。		令和8年4月1日

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID(旧)のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定し た項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分		要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
						障害者福祉シ ステム	特別児童扶養 手当システム			
12. 特 別児童 扶養手 当	12.1. 台帳管 理機能	12.1.4.		0221151	配偶者情報を管理できること。 【管理項目】 該当日 非該当日 国籍コード	○	○			
12. 特 別児童 扶養手 当	12.1. 台帳管 理機能	12.1.5.		0221152	扶養義務者情報を管理できること。 【管理項目】 個人番号 宛名番号 世帯番号 氏名 カナ氏名 郵便番号 住所 住所方書 生年月日 統柄コード 通称名 通称名カナ 英字名 氏名優先区分コード 在留資格コード 在留期限 ※1 個人番号、住基情報で保持している管理項目は、他システムを参 照し表示することで、保持までしない場合を含む ※2 障害者福祉用世帯で、特別児童扶養手当の扶養義務者として紐づ けてよい ※3 統柄は住民票上の統柄ではなく、申請者から見た統柄とすること ※4 電話番号、携帯番号は障害者福祉共通での管理とする	◎	◎	※4について、特別児童扶養手当を児童 扶養手当システム（いわゆる児童福祉 システム）等の他の標準化対象20業務 と一緒に調達・利用する場合は、一 体的に調達・利用する標準化対象20業 務の標準仕様書に準拠すること。		令和8年4月1日
12. 特 別児童 扶養手 当	12.1. 台帳管 理機能	12.1.5.		0221153	扶養義務者情報を管理できること。 【管理項目】 該当日 非該当日 国籍コード ※ 扶養義務者は候補も含めて5名まで管理できること	○	○			

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID(旧)のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定し た項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
						障害者福祉シ ステム	特別児童扶養 手当システム		
12. 特別児童扶養手当	12.1. 台帳管理機能	12.1.6.		0221154	支給対象障害児情報を管理できること。 <small>【管理項目】 個人番号 宛名番号 児童氏名 児童カナ氏名 児童生年月日 児童統柄コード 児童世帯番号 児童父宛名番号 児童母宛名番号 児童同居別居区分コード 別居時の郵便番号 別居時の住所 別居時の住所方書 児童主な日中の所在（在学学校名等） 児童障害分類コード ※複数選択可 児童障害等級コード ※児童障害分類コード毎に設定 児童有期認定期年月 ※児童障害分類コード毎に設定 児童障害総合等級コード 児童診断書様式コード（診断書1～8号、身障手帳、療育手帳） ※児童障害分類コード毎に設定 児童該当日 児童該当事由コード 児童非該当事由定日 児童非該当日 児童非該当事由コード 児童通称名 児童通称名カナ 児童英字名 児童氏名優先区分コード 児童在留資格コード 児童在留期限 ※1 個人番号、住基情報で保持している管理項目は、他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む ※2 線柄は住民票上の統柄ではなく、申請者から見た統柄とすること </small>	◎	◎		令和8年4月1日
12. 特別児童扶養手当	12.1. 台帳管理機能	12.1.6.		0221155	支給対象障害児情報を管理できること。 <small>【管理項目】 児童障害名 児童国籍コード 児童年金受給状態コード 児童年金種別コード</small>	○	○	<small>【第3.0版】標準化検討会における検討により、不支給管理項目は児童単位ではなく受給者単位とすることから削除している。</small>	<small>【第3.0版】一部、機能ID：0221354、0221355に修正</small>
12. 特別児童扶養手当	12.1. 台帳管理機能			0221354	不支給を管理できること。 <small>【管理項目】 不支給年月 不支給解除年月 不支給理由 時効による不支給有無</small>	○	○	<small>・不支給に係る管理項目は、有期認定期の更新が遅れた場合等に遅れた月数分や1級⇒2級の差額を不支給とするために利用する。支給停止に係る管理項目は所得制限によるものであるため、別項目としている。</small>	<small>【第3.0版】機能ID：0221155から修正</small>
12. 特別児童扶養手当	12.1. 台帳管理機能			0221355	不支給を管理できること。 <small>【管理項目】 不支給決定日 不支給解除決定日 時効予定期</small>	○	○	<small>・支給対象障害児が複数かつ一部の支給対象障害児が有期認定期の更新が遅れた場合は不支給理由で管理する。 ・自治体やベンダの管理幅が異なることから、2つの機能IDに分けている。</small>	<small>【第3.0版】機能ID：0221155から修正</small>
12. 特別児童扶養手当	12.1. 台帳管理機能	12.1.38.		0221156	支給対象障害児情報をとして以下を管理できること。 <small>【管理項目】 福祉行政報告例用障害分類コード</small>	○	○	<small>福祉行政報告例用障害分類コードは、福祉行政報告例第26で必要な項目であるため、「外部障害、内部障害、知的障害、知的+精神障害、精神障害、重複障害」の管理を想定している。</small>	<small>指定都市及び権限移譲市町村が必要管理項目であるため、標準オプションとしている。</small>

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID(旧)のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定し た項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分		要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
						障害者福祉シ ステム	特別児童扶養 手当システム			
12. 特別児童扶養手当	12.1. 台帳管理機能	12.1.35.		0221157	特別児童扶養手当支給対象障害児情報独自施策利用項目として以下を実装すること。 【管理項目】 区分1コード～区分5コード 日付1～日付5 備考1～備考5 ※1 利用有無を設定できること ※2 項目名称を設定できること ※3 未入力時のエラー又はアラートを設定できること ※4 EUC機能で扱えること ※5 帳票詳細要件に記載の印字項目の設定対象とすること	○	○			
12. 特別児童扶養手当	12.1. 台帳管理機能	12.1.36.		0221158	特別児童扶養手当支給対象障害児障害分類情報独自施策利用項目として以下を実装すること。 【管理項目】 区分1コード～区分5コード ※児童障害分類コード毎に設定 日付1～日付5 ※児童障害分類コード毎に設定 備考1～備考5 ※児童障害分類コード毎に設定 ※1 利用有無を設定できること ※2 項目名称を設定できること ※3 未入力時のエラー又はアラートを設定できること ※4 EUC機能で扱えること ※5 帳票詳細要件に記載の印字項目の設定対象とすること	○	○			
12. 特別児童扶養手当	12.1. 台帳管理機能	12.1.7.		0221159	所得情報を管理できること。 【管理項目】 所得判定年度 所得状況届提出日 誓約有無 所得判定日 所得確定区分コード 被災有無 支給該非コード 本人、配偶者、扶養義務者について、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則」第4条(様式第6)を管理できる所得情報の項目を満たすこと ※1 扶養義務者候補も同様に管理できること ※2 対象児童は扶養義務者候補として同様に管理できること	◎	◎	・所得状況届に記載されている所得情報の管理項目は個別に定めず、施行規則に記載の項目を満たすこととしている。なお、所得や控除に係る管理項目は、所得状況届の裏面の注意事項も留意すること。 ・誓約有無は、所得状況届の誓約事項の有無を管理する項目である。 ・所得判定に係る要件は、機能ID：0221171～0221178に記載している。		令和8年4月1日
12. 特別児童扶養手当	12.1. 台帳管理機能	12.1.33.		0221160	特別児童扶養手当所得情報独自施策利用項目として以下を実装すること。 【管理項目】 区分1コード～区分5コード 日付1～日付5 金額1～金額5 備考1～備考5 ※1 利用有無を設定できること ※2 項目名称を設定できること ※3 未入力時のエラー又はアラートを設定できること ※4 EUC機能で扱えること ※5 帳票詳細要件に記載の印字項目の設定対象とすること	○	○			

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID(旧)のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定し た項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分		要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日	
						障害者福祉シ ステム	特別児童扶養 手当システム				
12. 特別児童扶養手当	12.1. 台帳管理機能	12.1.8.		0221161	所得判定の結果、支給停止、支給停止解除を管理できること。 【管理項目】 支給停止年月 支給停止解除年月 支給停止理由コード 支給停止解除理由コード	◎	◎			令和8年4月1日	
12. 特別児童扶養手当	12.1. 台帳管理機能	12.1.9.		0221162	支払口座情報を管理できること。 【管理項目】 金融機関コード 店舗番号 口座種別コード 口座番号 ゆうちょ銀行記号 ゆうちょ銀行番号 口座名義人カナ 口座名義人漢字 公金口座区分コード 金融機関種別コード ※ ゆうちょ銀行の記号・番号から振込用の店舗番号・口座種別コード・口座番号へ変換できること	◎	◎	【第3.0版】標準化PMOツールへの意見等により、「01_市町村_特別児童扶養手当受給資格者名簿（表面）」（市町村事務取扱準則様式2号）において記載が必要な事項であるため、標準オプション機能から実装必須機能に変更している。	【第3.0版】実装類型を変更		令和8年4月1日
12. 特別児童扶養手当	12.1. 台帳管理機能	12.1.39.		0221163	支払口座情報を履歴管理できること。 【管理項目】 有効開始日 有効終了日	○	○				
12. 特別児童扶養手当	12.1. 台帳管理機能	12.1.10.		0221311	認定結果等情報を管理できること。 【管理項目】 判定日 判定結果コード 証明書交付日 証明書要否コード 受給者番号 ※従来の証書番号と同一 支給開始年月 手当月額 改定年月 資格状態コード ※1 判定日は判定結果に応じた日付とする ※2 判定結果コードには却下、認定の他に取下も含むこと	◎	◎	資格状態は、申請、認定、却下、取下、喪失を管理するものとし、差止・差止解除・支給停止・支給停止解除、現況届未提出は各管理項目の入力状態で管理する。 【第3.0版】特別児童扶養手当証書の廃止に関する省令改正により、「証書交付日」を削除、管理項目名を「証書番号」から「受給者番号」に変更、「証明書交付日」・「証明書要否コード」を追加している。また、標準化PMOツールへの意見等により「手当月額」を標準オプション機能から実装必須機能に変更するため追加している。	【第3.0版】機能ID：0221164から修正		令和8年4月1日
12. 特別児童扶養手当	12.1. 台帳管理機能	12.1.10.		0221312	認定結果等情報を管理できること。 【管理項目】 1級児童数 2級児童数 受給者記号 ※従来の証書記号と同一 却下理由 転入前住所地最終支給年月	○	○	受給者記号は、都道府県事務取扱準則、指定都市事務取扱準則により都道府県、指定都市ごとに定められており、都道府県、指定都市をまたがる住所変更時は、転出先にて新たな記号による台帳を作成するため、受給者記号は標準オプションとしている。 【第3.0版】特別児童扶養手当証書の廃止に関する省令改正により、管理項目名を「証書記号」から「受給者記号」に変更している。また、標準化PMOツールへの意見等により「手当月額」を実装必須機能に変更するため削除している。	【第3.0版】機能ID：0221165から修正		

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID(旧)のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定し た項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分		要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
						障害者福祉シ ステム	特別児童扶養 手当システム			
12. 特別児童扶養手当	12.4. 支払管理機能	12.1.11.		0221166	支給情報を管理できること。 【管理項目】 支給年月 支払状態区分コード 支払方法コード ※口座振替・送金 定時・随時区分コード 支給額 支給決定日 振込日 金融機関コード 店舗番号 口座種別コード 口座番号 ゆうちょ銀行記号 ゆうちょ銀行番号 口座名義人カナ	○	○	自治体の運用(都道府県の運用を含む)により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。		
12. 特別児童扶養手当	12.1. 台帳管理機能	12.1.12.		0221167	支給の差止、差止解除を管理できること。 【管理項目】 差止年月 差止解除年月 差止理由コード	○	○	自治体の運用(都道府県の運用を含む)により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。		
12. 特別児童扶養手当	12.1. 台帳管理機能	12.1.13.		0221168	特別児童扶養手当独自施策利用項目として以下を実装すること。 【管理項目】 区分1コード～区分5コード 日付1～日付5 金額1～金額5 備考1～備考5 ※1 利用有無を設定できること ※2 項目名称を設定できること ※3 未入力時のエラー又はアラートを設定できること ※4 EUC機能で扱えること ※5 帳票詳細要件に記載の印字項目の設定対象とすること	○	○	独自に管理したい項目及び既存システムにおいて管理している情報のうち標準拠システムへ移行したい項目も想定し、区分、日付、備考をそれぞれ5項目管理できることとした。		
12. 特別児童扶養手当	12.1. 台帳管理機能	12.1.14.		0221169	整理番号は、手入力の他に自動付番もできること ※1 手入力した場合に重複番号を抑止すること ※2 自動付番後に手修正できること ※3 自動付番は、通番とすること(管理組織単位での通番や年度毎に通番しない) ※4 自動付番は、認定請求書の受理時点、認定者の転入時とすること(「特別児童扶養手当市町村事務取扱準則について」の第二(8)に従う)	○	○	整理番号の自動付番は、自治体の運用により必要有無が分かれるため、標準オプションとしている。		
12. 特別児童扶養手当	12.1. 台帳管理機能	12.1.40.		0221170	最新の台帳履歴情報が申請・進達中の状態に対して、更に申請・届出情報を登録し、更に進達できること。 ※1 当機能を利用する場合はパラメタ等で設定できること ※2 申請・進達中情報がある場合は、申請・進達中情報に対する登録か追加登録かを選択できること ※3 申請・進達中の履歴が複数ある場合は、明示的に気づける仕組みとすること ※ 指定都市・権限移譲自治体以外の要件	○	○	所得状況届や再認定等は支給停止や資格喪失、支給額等に影響する可能性があるため、都道府県へ進達(送付)する自治体に対する要件としている。		
12. 特別児童扶養手当	12.1. 台帳管理機能	12.1.15.		0221171	申請・届出情報を履歴で管理でき、入力した履歴情報を照会できること。管理できる履歴の件数は上限が無いこと。	◎	◎			令和8年4月1日

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（旧）のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定し た項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分		要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
						障害者福祉シ ステム	特別児童扶養 手当システム			
12. 特別児童扶養手当	12.1. 台帳管理機能	12.1.16.		0221172	世帯内最高所得者を総所得額にて自動判定し、扶養義務者に自動設定できること。 ※ 扶養義務者の手入力は実装必須である	○	○	自治体の運用により必要有無分かれるため、標準オプションとしている。		
12. 特別児童扶養手当	12.1. 台帳管理機能	12.1.17.		0221173	所得情報は、税情報と連携できる場合は自動で取得し、自動で所得判定できること。軽減者等手入力の場合や税連携不可能な「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族数」等は手入力後に自動で所得判定できること。	○	○	自治体の運用により必要有無分かれるため、標準オプションとしている。		
12. 特別児童扶養手当	12.1. 台帳管理機能			0221384	機能ID：0221173に規定する管理項目「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族数」について、個人住民税システムから連携される項目を利用して自動算出できること。 ※連携ID:01000008で連携されるデータ項目ID：01000362「扶養控除対象区分」及び連携ID:0100009で連携されるデータ項目ID：01000117「被扶養者_宛名番号」より、生年月日から対象有無を判断することを想定している。	○	○		【第4.0版】標準化検討会における検討により追加	
12. 特別児童扶養手当	12.1. 台帳管理機能	12.1.18.		0221174	本人、配偶者、扶養義務者等の所得判定後、自動で支給該非を判定できること。	○	○	自治体の運用により必要有無分かれるため、標準オプションとしている。		
12. 特別児童扶養手当	12.1. 台帳管理機能	12.1.19.		0221175	現況時、バーコードから対象者を確定できること。	○	○	自治体の運用により必要有無分かれるため、標準オプションとしている。		
12. 特別児童扶養手当	12.1. 台帳管理機能	12.1.20.		0221176	現況時、新年度の所得情報（受給者、配偶者、扶養義務者）を一括登録できること。 ※ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則第4条（様式第6）を管理できる所得情報の項目のうち、税情報と連携できる管理項目に対して一括で登録すること	○	○	自治体の運用により必要有無分かれるため、標準オプションとしている。		
12. 特別児童扶養手当	12.1. 台帳管理機能	12.1.21.		0221177	現況時、所得状況届を一括で受付登録できること。 ※1 登録する管理項目は、所得状況届提出日、進達日のいずれか、もしくはその両方 ※2 年度ごとに個人を一意に識別し、一括登録すること	○	○	自治体の運用により必要有無分かれるため、標準オプションとしている。		
12. 特別児童扶養手当	12.1. 台帳管理機能	12.1.22.		0221178	現況時、所得判定、支給該非判定を一括で登録できること。 ※ 現況時の所得状況届の入力が完了した後の処理である	○	○	自治体の運用により必要有無分かれるため、標準オプションとしている。		
12. 特別児童扶養手当	12.1. 台帳管理機能	12.1.23.		0221179	現況時、所得状況届の進達結果を一括で登録できること。 ※ 現況時の所得状況届を都道府県へ進達後、その結果を受理した後の処理である	○	○	自治体の運用により必要有無分かれるため、標準オプションとしている。		
12. 特別児童扶養手当	12.1. 台帳管理機能	12.1.34.		0221180	現況時、所得状況届の未提出者について差止状態に一括で登録できること。 ※ 現況時の所得状況届を都道府県へ進達後、その結果を受理した後の処理である	○	○	自治体の運用により必要有無分かれるため、標準オプションとしている。		
12. 特別児童扶養手当	12.1. 台帳管理機能	12.1.24.		0221313	対象者検索は、受給者番号でできること。	◎	◎	【第3.0版】特別児童扶養手当証書の廃止に関する省令改正により、管理項目名が「証書番号」から「受給者番号」に変更となることから、当該機能を追加している。	【第3.0版】機能ID：0221181から修正	令和8年4月1日

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（旧）のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定し た項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分		要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
						障害者福祉シ ステム	特別児童扶養 手当システム			
12. 特別児童扶養手当	12.1. 台帳管理機能	12.1.25.		0221314	受給者番号は、手入力の他に自動付番もできること ※1 手入力した場合に重複番号を抑止すること ※2 自動付番後に手修正できること ※3 自動付番は、通番とすること（管理組織単位での通番や年度毎に通番しない）	○	○	受給者番号の自動付番は、都道府県及び権限移譲市町村になるため、標準オプションとしている。 【第3.0版】特別児童扶養手当証書の廃止に関する省令改正により、管理項目名が「証書番号」から「受給者番号」に変更となることから、当該機能を追加している。	【第3.0版】機能ID：0221182から修正	
12. 特別児童扶養手当	12.1. 台帳管理機能	12.1.26.		0221183	申請者（受給者）および支給対象障害児の住基の死亡・転出等の減異動情報を基に、自動で差止、額改定もしくは喪失できること。 ※1 自動処理した申請者（受給者）、対象児童は、一覧により確認できること ※2 自動処理の対象とする異動事由をパラメタ等で設定できること	○	○	住基の異動情報から直接台帳情報へ反映させる機能は、自治体の運用により必要有無分かれるため、標準オプションとしている。		
12. 特別児童扶養手当	12.1. 台帳管理機能	12.1.27.		0221184	20歳到達者を一括で資格喪失できること。	○	○			
12. 特別児童扶養手当	12.1. 台帳管理機能	12.1.37.		0221185	支給対象障害児に変更がない場合、前受給者の資格情報を引き継いで新受給者の資格情報を登録できること。	○	○	例えば受給者（父親）の死亡により、配偶者（母親）を受給者とする等、受給者変更が発生する場合に、資格情報を引き継いで効率的に資格情報を登録するための要件である。		
12. 特別児童扶養手当	12.1. 台帳管理機能	12.1.42.		0221186	都道府県からの判定結果ファイルを一括して読み込ませること。 ※ ペンダの実装範囲の機能とする	○	○	・都道府県は市町村の標準準拠システムのペンドの実装内容（ファイルレイアウトやチェック条件、エラー後の処理等）を確認の上、判定結果ファイルを作成すること。 ・標準準拠システムに取り込むためにコード値や文字等の変換が必要である場合は、標準準拠システム外で実施すること。	都道府県の現行システムはそれぞれであるため、都道府県により判定結果情報ファイルの送付レイアウトは異なる。	
12. 特別児童扶養手当	12.1. 台帳管理機能	12.1.28.		0221315	データ登録時、入力した整理番号又は受給者番号が重複した場合は禁止（エラー）とすること。ただし同一人物の場合は注意喚起（アラート）とし登録も可能とすること。	◎	◎	【第3.0版】特別児童扶養手当証書の廃止に関する省令改正により、管理項目名が「証書番号」から「受給者番号」に変更となることから、当該機能を追加している。	【第3.0版】機能ID：0221187から修正	令和8年4月1日
12. 特別児童扶養手当	12.1. 台帳管理機能	12.1.29.		0221188	データ登録時、入力した認定情報の支給開始年月以降の所得情報の存在チェックを行い、所得情報が無い場合は注意喚起（アラート）ができるこ	◎	◎			令和8年4月1日
12. 特別児童扶養手当	12.1. 台帳管理機能	12.1.30.		0221189	支給対象障害児が他の受給者の支給対象障害児となっている場合は注意喚起（アラート）ができるこ	◎	◎			令和8年4月1日
12. 特別児童扶養手当	12.1. 台帳管理機能	12.1.31.		0221190	データ登録時、有期認定年月は（3月、7月、10月、11月）以外が入力された場合は禁止（エラー）又は注意喚起（アラート）とすること。 エラー又はアラートのいずれとするかはパラメタ等で設定できること。	◎	◎			令和8年4月1日

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID(旧)のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定し た項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分		要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
						障害者福祉シ ステム	特別児童扶養 手当システム			
12. 特別児童扶養手当	12.1. 台帳管理機能	12.1.32.		0221316	データ登録時、口座情報が無い場合は注意喚起（アラート）ができること。	○	○	支給開始年月、受給者番号等は、判定結果が認定の場合は必須入力となるが、項目間の必須入力チェックはデータ要件に定めるが共通的な要件となるため、機能ID：0220162に記載している。 【第3.0版】特別児童扶養手当証書の廃止に関する省令改正により、管理項目名が「証書番号」から「受給者番号」に変更となることから、当該機能を追加している。	【第3.0版】機能ID：0221191から修正	
12. 特別児童扶養手当	12.1. 台帳管理機能	12.1.41.		0221192	データ登録時、施設入退所情報がある場合は注意喚起（アラート）がで きること。 ※1 障害福祉サービス等で管理する療養介護、障害者支援施設の入退 所情報 ※2 介護保険システムと連携を行う場合は、介護保険施設入退所者情 報 ※3 機能ID：0220128 の管理項目を管理する場合は、当該情報	○	○			
12. 特別児童扶養手当	12.1. 台帳管理機能			0221317	進行状態コードは、ベンダの実装範囲により、各日付項目等の入力等と 連動させる形で自動更新できること。	○	○	進行状態コードの更新方法として、各 日付項目の入力等と連動させる形で自 動的に更新することで、項目間の不整 合を抑止し、入力負荷を低減するシ ステム設計をしているベンダや現行運用 している自治体が存在することから、 当機能要件を追加している。	【第3.0版】標準化検討会における検討 により追加	
12. 特別児童扶養手当	12.2. 進達管理機能	12.2.1.		0221193	進達状態を管理できること。 ※ 進達日、進達中、進達未（申請中）を把握できること	◎	◎			令和8年4月1日
12. 特別児童扶養手当	12.2. 進達管理機能	12.2.2.		0221194	進達対象者を抽出し、進達の一括登録ができること。	○	○	進達の一括登録は、自治体の運用によ り必要有無分かれため、標準オブ ジェーションとしている。		
12. 特別児童扶養手当	12.2. 進達管理機能	12.2.3.		0221195	進達を履歴管理でき、過去の履歴を照会できること。	◎	◎			令和8年4月1日
12. 特別児童扶養手当	12.2. 進達管理機能	12.2.4.		0221196	都道府県へ送付するための進達情報ファイルを作成できること。 ※ EUC機能の利用又はベンダの実装範囲の機能とする	○	○	・ファイルレイアウトは都道府県と市 町村間で取り決めること。 ・都道府県システムに取り込むために コード値や文字等の変換が必要である 場合は、標準準拠システム外で実施す ること。	都道府県の現行システムはそれぞれで あるため、都道府県により進達情報 ファイルの取り込みレイアウトは異な る。	
12. 特別児童扶養手当	12.3. 一覧管理機能	12.3.1.		0221197	診断書再提出者を一覧で確認できること。	○	○	自治体の運用（都道府県の運用を含 む）により管理有無が分かれため、 標準オプションとしている。		
12. 特別児童扶養手当	12.3. 一覧管理機能	12.3.2.		0221198	進達対象者を一覧で確認できること。	◎	◎			令和8年4月1日
12. 特別児童扶養手当	12.3. 一覧管理機能	12.3.2.		0221199	再進達対象者を一覧で確認できること。	○	○			

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（旧）のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定し た項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分		要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日	
						障害者福祉シ ステム	特別児童扶養 手当システム				
12. 特別児童扶養手当	12.3. 一覧管理機能	12.3.3.		0221200	指定する年度の現況対象者を一覧で確認できること。	○	○	自治体の運用（都道府県の運用を含む）により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。			
12. 特別児童扶養手当	12.3. 一覧管理機能	12.3.4.		0221201	指定する年度の現況届提出・未提出者を一覧で確認できること。	○	○	自治体の運用（都道府県の運用を含む）により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。			
12. 特別児童扶養手当	12.3. 一覧管理機能	12.3.5.		0221202	指定する年月における20歳到達者を一覧で確認できること。	◎	◎			令和8年4月1日	
12. 特別児童扶養手当	12.3. 一覧管理機能	12.3.6.		0221203	指定条件で抽出し、一覧を確認、加工できること（EUCができること）。 ※1 障害者福祉共通に記載のEUC機能を満たすこと ※2 表示項目は台帳管理項目の全てを対象とし、任意に指定できること ※3 対象児童の住民登録情報、身体障害者手帳情報、療育手帳情報、精神障害者保健福祉手帳情報を付加もしくは参照できること ※4 最新履歴、全履歴、特定期間の履歴等、表示する履歴は任意に指定できること	◎	◎	※1について、特別児童扶養手当を児童扶養手当システム（いわゆる児童福祉システム）等の他の標準化対象20業務と一緒に調達・利用する場合は、一体化的に調達・利用する標準化対象20業務の標準仕様書に準拠すること。			令和8年4月1日
12. 特別児童扶養手当	12.3. 一覧管理機能	12.3.6.		0221204	指定条件で抽出し、一覧を確認、加工できること（EUCができること）。 ※ 実装必須の※2に対して支払実績情報も含めること	○	○				
12. 特別児童扶養手当	12.4. 支払管理機能	12.4.1.		0221205	定例払い（4月、8月、11月又は12月）及び随時払い（新規認定、喪失時等）ができること。	○	○	12.4. 支払管理機能の利用は指定都市及び権限移譲市町村になるため、標準オプションとしている。			
12. 特別児童扶養手当	12.4. 支払管理機能	12.4.2.		0221206	定例払い（4月、8月、11月又は12月）を選択している場合、支払用ファイル作成月（3月・7月・10月又は11月）以外を指定した場合は禁止（エラー）又は注意喚起（アラート）とすること。 エラー又はアラートのいずれとするかはパラメタ等で設定できること。	○	○				
12. 特別児童扶養手当	12.4. 支払管理機能	12.4.3.		0221318	特別児童扶養手当用レイアウトで支払用ファイルを作成できること。 ※1 支給停止期間、一時差止期間、不支給期間はデータが作成されないこと ※2 受給者番号、管理場所コード、金融機関コード等での並び順を指定できること	○	○	【第3.0版】特別児童扶養手当証書の廃止に関する省令改正により、管理項目名が「証書番号」から「受給者番号」に変更となることから、当該機能を追加している。	【第3.0版】機能ID：0221207から修正		
12. 特別児童扶養手当	12.4. 支払管理機能	12.4.4.		0221208	支給月額の改定がある場合、改定後の支給月額で支払いができること。	○	○				
12. 特別児童扶養手当	12.4. 支払管理機能	12.4.5.		0221209	支払前に支払額（支給月ごとの内訳を含む）や口座有無、公金口座区分コードを一覧で確認できること。 また、支給対象期間中に20歳を迎える支給対象児童を確認できること。 ※1 公的給付支給等口座が変更されていないかを確認するために、支払前に公金口座区分コードが”有”の対象者を確認できること ※2 管理場所コードや金融機関コードごとに確認できること	○	○				

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（旧）のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定し た項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分		要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
						障害者福祉シ ステム	特別児童扶養 手当システム			
12. 特別児童扶養手当	12.4. 支払管理機能	12.4.13.		0221210	資格喪失者への過払いを抑止するために、支払前に、施設入退所情報を一覧で確認できること。 ※1 障害福祉サービス等で管理する療養介護、障害者支援施設の入退所情報 ※2 介護保険システムと連携を行う場合は、介護保険施設入退所者情報 ※3 機能ID：0220128 の管理項目を管理する場合は、当該情報	○	○			
12. 特別児童扶養手当	12.4. 支払管理機能	12.4.11.		0221211	所得状況届未提出、診断書未提出の場合は、一時差止、支給停止、不支給の登録有無に関わらず、支払データが作成されないこと。 【補足説明】 過払いによる債権回収を低減させることを第一義とする機能である。当機能を実装しない場合は、一時差止、支給停止、不支給の登録内容に従って支払データが作成される。	○	○			
12. 特別児童扶養手当	12.4. 支払管理機能	12.4.12.		0221212	受給者の在留期限又は支給対象障害児の児童在留期限が到来した月（在留期限月）以降は、一時差止、支給停止、不支給の登録有無に関わらず、支払データが作成されないこと。 【補足説明】 過払いによる債権回収を低減させることを第一義とする機能である。当機能を実装しない場合は、一時差止、支給停止、不支給の登録内容に従って支払データが作成される。	○	○			
12. 特別児童扶養手当	12.4. 支払管理機能	12.4.6.		0221213	直近の支払処理の取消、再処理による支払用ファイルの作成ができること。 ※ オペレーションミスや登録漏れが発覚した際に、直近の支払処理結果を無かったことにし、再度できるようにするための要件	○	○			
12. 特別児童扶養手当	12.4. 支払管理機能	12.4.7.		0221214	遡り認定等の支払の際、過去の支給単価での支払額を自動的に計算できること。 ※ 支払額の手入力による修正もできること	○	○			
12. 特別児童扶養手当	12.4. 支払管理機能	12.4.9.		0221215	過誤に対して支給額、又は振込不能に対して再支払を調整できること。 【管理項目】 調整区分コード 調整日 調整理由 調整額 ※1 返納の場合は、過払い月の支給額と調整できること ※2 過払い分を次期払いする場合は、支払処理へ反映できること ※3 不足分を追加支給する場合は、随時払いへ反映できること ※4 手当支払集計表へ反映できること	○	○	デジタル庁が定める基本データリスト（コード一覧）のコード名：調整区分コードを以下のとおり補足する。 001：戻入 過払いが発生しその債権を回収した際に回収額を入力して、次の定例払時に影響させないようにする場合 002：差引 過払いが発生した際にまだ支給していない手当から過払いとなった金額を差引く場合 003：支払 未払いや遡及認定等により追加で支払う額が発生した際、次の定例払ではなく、随時で支払う場合 004：充当 未払いや遡及認定等により追加で支払う額が発生した際、次の定例払時に追加して支払う場合	振込不能状態であることを把握するための振込不能フラグの管理は、例えば調整区分コード「005」を追加し管理する。	

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（旧）のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定し た項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分		要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
						障害者福祉シ ステム	特別児童扶養 手当システム			
12. 特別児童扶養手当	12. 4. 支払管理機能	12. 4. 10.		0221216	支払情報を履歴で管理することができ、支払金額、支払月、支払先口座情報が一目で確認できること。 ※ 画面のみならずCSVファイルや帳票による管理を含む	○	○			
12. 特別児童扶養手当	12. 5. 集計表作成機能	12. 5. 1.		0221217	福祉行政報告例「第26 特別児童扶養手当受給資格者の認定及び異動状況」の集計数値を出せること。 ※1 様式は問わない（固定帳票ではない） ※2 集計根拠となった該当情報をEUC機能を利用して出せること	○	○			
12. 特別児童扶養手当	12. 6. 帳票出力機能			0221345	「特別児童扶養手当関係書類提出受付処理簿」をEUC機能を利用して作成できること。 ※1 市町村事務取扱準則 様式第1号 ※2 指定都市・権限移譲自治体以外の要件	○	○	自治体の運用（都道府県の運用を含む）により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。 【第3.0版】実装類型の変更となることから、当該機能を追加している。	【第3.0版】機能ID：0221218から修正	
12. 特別児童扶養手当	12. 6. 帳票出力機能	12. 6. 2.		0221219	■帳票詳細要件01、02■ 01「市町村 特別児童扶養手当受給資格者名簿（表面）」 02「市町村 特別児童扶養手当受給資格者名簿（裏面）」を出力できること。 ※1 市町村事務取扱準則 様式第2号 ※2 指定都市・権限移譲自治体以外の要件	○	○	・転出先自治体への送付について、個人情報保護の観点からの確に保護するための処置を行うことを前提に、電子データ（PDF化したファイル等）で送付することも差し支えない。 ・自治体の運用（都道府県の運用を含む）により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。		
12. 特別児童扶養手当	12. 6. 帳票出力機能	12. 6. 3.		0221220	■帳票詳細要件03、04■ 03「指定都市 特別児童扶養手当受給資格者台帳（表面）」 04「指定都市 特別児童扶養手当受給資格者台帳（裏面）」 ※1 指定都市事務取扱準則 様式第3号 ※2 指定都市・権限移譲自治体の要件	○	○			
12. 特別児童扶養手当	12. 6. 帳票出力機能	12. 6. 4.		0221221	■帳票詳細要件05■ 「特別児童扶養手当関係書類提出書」を出力できること。 ※1 市町村事務取扱準則 様式第4号 ※2 指定都市・権限移譲自治体以外の要件 ※3 出力対象データに機能ID：0221147の「再提出有無」が「有」のデータが存在する場合は、提出と再提出を分けて出力（改ページ）すること	○	○	自治体の運用（都道府県の運用を含む）により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。		
12. 特別児童扶養手当	12. 6. 帳票出力機能	12. 6. 6.		0221223	■帳票詳細要件07■ 「特別児童扶養手当住所・支払金融機関変更届処理済報告書」を出力できること。 ※1 市町村事務取扱準則 様式第7号 ※2 指定都市・権限移譲自治体以外の要件	○	○	自治体の運用（都道府県の運用を含む）により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。		
12. 特別児童扶養手当	12. 6. 帳票出力機能	12. 6. 8.		0221225	■帳票詳細要件09■ 「障害状態再審査（診断）請求書の提出について」を出力できること。 ※1 一括出力できること ※2 障害状態再審査（診断）請求書とセット出力を選択できること	○	○	自治体の運用（都道府県の運用を含む）により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。		

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（旧）のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定し た項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分		要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
						障害者福祉シ ステム	特別児童扶養 手当システム			
12. 特別児童 扶養手 当	12. 6. 帳票出 力機能	12. 6. 9.		0221226	■帳票詳細要件10■ 「所得状況届の提出について」を出力できること。 ※1 一括出力できること ※2 所得状況届とセット出力を選択できること ※3 現況届とセット出力を選択できること	○	○	自治体の運用（都道府県の運用を含む）により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。		
12. 特別児童 扶養手 当	12. 6. 帳票出 力機能	12. 6. 10.		0221227	■帳票詳細要件11■ 「所得状況届」を出力できること。 ※1 施行規則第4条 様式第6号 ※2 一括出力できること	○	○	自治体の運用（都道府県の運用を含む）により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。		
12. 特別児童 扶養手 当	12. 6. 帳票出 力機能	12. 6. 11.		0221228	■帳票詳細要件12■ 「現況届」を出力できること。 ※ 一括出力できること	○	○	自治体の運用（都道府県の運用を含む）により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。		
12. 特別児童 扶養手 当	12. 6. 帳票出 力機能	12. 6. 12.		0221229	■帳票詳細要件13■ 「特別児童扶養手当認定通知書」を出力できること。 ※1 施行規則第17条 様式第11号 ※2 指定都市・権限移譲自治体の要件	○	○	自治体の運用（都道府県の運用を含む）により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。		
12. 特別児童 扶養手 当	12. 6. 帳票出 力機能	12. 6. 13.		0221230	■帳票詳細要件14■ 「特別児童扶養手当支給停止通知書」を出力できること。 ※1 施行規則第17条 様式第11号の2 ※2 指定都市・権限移譲自治体の要件	○	○	自治体の運用により管理有無が分かれ るため、標準オプションとしている。		
12. 特別児童 扶養手 当	12. 6. 帳票出 力機能	12. 6. 14.		0221231	■帳票詳細要件15■ 「特別児童扶養手当認定請求却下通知書」を出力できること。 ※1 施行規則第18条 様式第12号 ※2 指定都市・権限移譲自治体の要件	○	○	自治体の運用により管理有無が分かれ るため、標準オプションとしている。		
12. 特別児童 扶養手 当	12. 6. 帳票出 力機能	12. 6. 15.		0221232	■帳票詳細要件16■ 「特別児童扶養手当額改定通知書」を出力できること。 ※1 施行規則第19条 様式第13号 ※2 指定都市・権限移譲自治体の要件	○	○	自治体の運用により管理有無が分かれ るため、標準オプションとしている。		
12. 特別児童 扶養手 当	12. 6. 帳票出 力機能	12. 6. 16.		0221233	■帳票詳細要件17■ 「特別児童扶養手当額改定請求却下通知書」を出力できること。 ※1 施行規則第17条 様式第14号 ※2 指定都市・権限移譲自治体の要件	○	○	自治体の運用により管理有無が分かれ るため、標準オプションとしている。		
12. 特別児童 扶養手 当	12. 6. 帳票出 力機能	12. 6. 17.		0221234	■帳票詳細要件18■ 「特別児童扶養手当資格喪失通知書」を出力できること。 ※1 施行規則第24条 様式第15号 ※2 指定都市・権限移譲自治体の要件	○	○	自治体の運用により管理有無が分かれ るため、標準オプションとしている。		

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID(旧)のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定し た項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分		要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
						障害者福祉シ ステム	特別児童扶養 手当システム			
12. 特別児童 扶養手 当	12. 6. 帳票出 力機能	12. 6. 18.		0221235	■帳票詳細要件19 ■ 「特別児童扶養手当受給資格者移管通知書」を出力できること。 ※1 「特別児童扶養手当都道府県事務取扱準則について」様式第7号 ※2 指定都市・権限移譲自治体の要件	○	○	・自治体の運用により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。 ・「特別児童扶養手当指定都市事務取扱準則について」では様式は示されていないが、実運用において当様式を利用していることから要件として定めている。		
12. 特別児童 扶養手 当	12. 6. 帳票出 力機能	12. 6. 19.		0221236	■帳票詳細要件20 ■ 「特別児童扶養手当有期認定通知書」を出力できること。 ※1 「特別児童扶養手当における有期認定の取扱いについて」別紙様式 ※2 指定都市・権限移譲自治体の要件	○	○	自治体の運用により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。		
12. 特別児童 扶養手 当	12. 6. 帳票出 力機能	12. 6. 21.		0221238	■帳票詳細要件22 ■ 「特別児童扶養手当認定請求書」を出力できること。 ※1 施行規則第1条 様式第1号	○	○	自治体の運用により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。		
12. 特別児童 扶養手 当	12. 6. 帳票出 力機能	12. 6. 22.		0221239	■帳票詳細要件23 ■ 「特別児童扶養手当額改定請求書」を出力できること。 ※1 施行規則第2条 様式第4号	○	○	自治体の運用により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。		
12. 特別児童 扶養手 当	12. 6. 帳票出 力機能	12. 6. 23.		0221240	■帳票詳細要件24 ■ 「特別児童扶養手当額改定届」を出力できること。 ※1 施行規則第3条 様式第5号	○	○	自治体の運用により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。		
12. 特別児童 扶養手 当	12. 6. 帳票出 力機能	12. 6. 25.		0221242	■帳票詳細要件26 ■ 「特別児童扶養手当資格喪失届」を出力できること。 ※1 施行規則第11条 様式第9号	○	○	自治体の運用により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。		
12. 特別児童 扶養手 当	12. 6. 帳票出 力機能	12. 6. 26.		0221243	■帳票詳細要件27 ■ 「未支払特別児童扶養手当請求書」を出力できること。 ※1 施行規則第13条 様式第10号	○	○	自治体の運用により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。		
12. 特別児童 扶養手 当	12. 6. 帳票出 力機能	12. 6. 27.		0221244	■帳票詳細要件28 ■ 「特別児童扶養手当記載事項変更届」を出力できること。	○	○	自治体の運用により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。		
12. 特別児童 扶養手 当	12. 6. 帳票出 力機能	12. 6. 28.		0221245	■帳票詳細要件29 ■ 「特別児童扶養手当転出届」を出力できること。	○	○	自治体の運用により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。		
12. 特別児童 扶養手 当	12. 6. 帳票出 力機能	12. 6. 29.		0221246	「現況届対象者一覧」をEUC機能を利用して作成できること。 ※ 様式は問わない(固定帳票ではない)	○	○	自治体の運用(都道府県の運用を含む)により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。		
12. 特別児童 扶養手 当	12. 6. 帳票出 力機能	12. 6. 30.		0221247	「現況届所得一覧」をEUC機能を利用して作成できること。 ※ 様式は問わない(固定帳票ではない)	○	○	自治体の運用(都道府県の運用を含む)により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。		

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（旧）のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定し た項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分		要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
						障害者福祉シ ステム	特別児童扶養 手当システム			
12. 特別児童扶養手当	12. 6. 帳票出力機能	12. 6. 31.		0221248	■帳票詳細要件30 ■ 「特別児童扶養手当障害状態再審査（診断）請求書」を出力できること。 ※ 一括出力できること	○	○	自治体の運用により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。		
12. 特別児童扶養手当	12. 6. 帳票出力機能	12. 6. 32.		0221249	■帳票詳細要件31 ■ 「特別児童扶養手当支給停止解除通知書」を出力できること。 ※1 「特別児童扶養手当指定都市事務取扱準則について」様式第7号 ※2 指定都市・権限移譲自治体の要件	○	○	自治体の運用により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。		
12. 特別児童扶養手当	12. 6. 帳票出力機能	12. 6. 34.		0221251	■帳票詳細要件33 ■ 「特別児童扶養手当所得状況届督促通知書」を出力できること。	○	○	自治体の運用により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。		
12. 特別児童扶養手当	12. 6. 帳票出力機能	12. 6. 35.		0221252	■帳票詳細要件34 ■ 「特別児童扶養手当支払対象者一覧表」を出力できること。 【補足説明】 厚生労働省へ支払データと合わせて送付するものである。	○	○	自治体の運用により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。		
12. 特別児童扶養手当	12. 6. 帳票出力機能			0221319	■帳票詳細要件35 ■ 「特別児童扶養手当受給証明書」を出力できること。	○	○	自治体の運用により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。 【第3.0版】特別児童扶養手当証書の廃止に関する省令改正により、当該機能を追加している。	【第3.0版】当該要件を追加	
12. 特別児童扶養手当	12. 6. 帳票出力機能			0221320	■帳票詳細要件36 ■ 「特別児童扶養手当受給証明申請書」を出力できること。	○	○	自治体の運用により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。 【第3.0版】特別児童扶養手当証書の廃止に関する省令改正により、当該機能を追加している。	【第3.0版】当該要件を追加	
12. 特別児童扶養手当	12. 7. マスタ管理機	12. 7. 1.		0221253	所得判定に係る所得限度額等のマスタを管理（登録・修正・削除・照会）できること。	◎	◎			令和8年4月1日
12. 特別児童扶養手当	12. 7. マスタ管理機能	12. 7. 2.		0221254	支払に係る支給単価等のマスタを管理（登録・修正・削除・照会）できること。	○	○	支払の管理は指定都市及び権限移譲市町村になるため、標準オプションとしている。		

機能・帳票要件（指定都市）

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	備考（改定内容等）	適合基準日					
障害者福祉共通					障害者福祉システム	障害者総合支援システム	審査会システム	請求審査システム	特別児童扶養手当システム	要件の考え方・理由			
1. 障害者福祉共通	1.1. 他システム連携			0228096	機能ID：0220017、0220018 の各標準オプション機能を実装必須機能とすること。	◎	◎	×	×	×	人口規模や大量処理のために必要な機能	2023年3月、指定都市要件として詳細化協議案_管理番号：103 【第4.0版】機能ID：0228001から修正	令和8年4月1日
1. 障害者福祉共通	1.1. 他システム連携			0228002	機能ID：0220019 の標準オプション機能を実装必須機能とすること。	◎	◎	×	×	◎	人口規模や大量処理のために必要な機能	2023年3月、指定都市要件として詳細化協議案_管理番号：103	令和8年4月1日
1. 障害者福祉共通	1.1. 他システム連携			0228003	機能ID：0220076 の標準オプション機能を実装必須機能とすること。	◎	◎	×	×	◎	人口規模や大量処理のために必要な機能	2023年3月、指定都市要件として詳細化協議案_管理番号：104	令和8年4月1日
1. 障害者福祉共通	1.1. 他システム連携			0228040	独自施策システムに、支援措置対象者情報を照会する。	○	○	×	×	○	・指定都市等人口規模の大きい自治体においては、高齢者福祉システム等の独自施策システムで管理する支援措置対象者情報を取り込む必要があるため。 ・データ要件・連携要件標準仕様書（総論）「3.3 独自施策システム等連携仕様」に準拠し、当機能は障害者福祉_基本データリストの「支援措置対象者情報」グループの項目で連携する。なお、同一パッケージである場合の扱いも「3.3 独自施策システム等連携仕様」に準ずる。	【第3.0版】にて、指定都市要件（標準オプション機能）として追加協議案_管理番号：1追-1	
1. 障害者福祉共通	1.1. 他システム連携			0228041	独自施策システムに、メモ情報を照会する。	○	○	×	×	○	・指定都市等人口規模の大きい自治体においては、高齢者福祉システム等の独自施策システムで管理する支援措置対象者情報を取り込む必要があるため。 ・データ要件・連携要件標準仕様書（総論）「3.3 独自施策システム等連携仕様」に準拠し、当機能は障害者福祉_基本データリストの「メモ情報」グループの項目で連携する。なお、同一パッケージである場合の扱いも「3.3 独自施策システム等連携仕様」に準ずる。	【第3.0版】にて、指定都市要件（標準オプション機能）として追加協議案_管理番号：1追-2	
1. 障害者福祉共通	1.1. 他システム連携			0228042	機能ID：0220012 は、実装必須機能とすること。	◎	◎	×	×	◎	・指定都市の制度上必要な機能	【第3.0版】にて、指定都市要件（実装必須機能）として追加協議案_管理番号：102	令和8年4月1日
1. 障害者福祉共通	1.2. マスタ管理機能			0228004	機能ID：0220081 の標準オプション機能を実装必須機能とすること。	◎	◎	◎	◎	◎	人口規模や大量処理のために必要な機能	2023年3月、指定都市要件として詳細化協議案_管理番号：105	令和8年4月1日
1. 障害者福祉共通	1.2. マスタ管理機能			0228005	機能ID：0220083 が実装されている場合は、機能ID：0220082 の登録、修正、削除の機能は標準オプション機能とすること。	○	○	○	×	○	・人口規模や大量処理のために必要な機能 ・機能ID：0220083 は標準オプション機能であるためベンダにより実装有無は異なるが、実装された場合は一括更新が可能となるため、機能ID：0220082 の個別の更新機能の実装は任意とする要件である。	2023年3月、指定都市要件として詳細化協議案_管理番号：62	
1. 障害者福祉共通	1.2. マスタ管理機能			0228006	機能ID：0220087 の標準オプション機能を実装必須機能とすること。	◎	◎	◎	×	◎	人口規模や大量処理のために必要な機能	2023年3月、指定都市要件として詳細化協議案_管理番号：106	令和8年4月1日
1. 障害者福祉共通	1.2. マスタ管理機能			0228007	機能ID：0220088 の標準オプション機能を実装必須機能とすること。	◎	◎	◎	×	◎	人口規模や大量処理のために必要な機能	2023年3月、指定都市要件として詳細化協議案_管理番号：107	令和8年4月1日

機能・帳票要件（指定都市）

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分					要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
						障害者福祉システム	障害者総合支援システム	審査会システム	請求審査システム	特別児童扶養手当システム			
1.障害者福祉共通	1.2.マスタ管理機能			0228008	機能ID：0220090 の標準オプション機能を実装必須機能とすること。	◎	◎	◎	×	◎	人口規模や大量処理のために必要な機能	2023年3月、指定都市要件として詳細化協議案_管理番号：108	令和8年4月1日
1.障害者福祉共通	1.2.マスタ管理機能			0228009	機能ID：0220091 について、問合せ先の担当部署名に担当も設定できる要件は標準オプション機能とすること。	○	○	○	×	○	・人口規模や大量処理のために必要な機能 ・機能ID：0220091 の「要件の考え方・理由」に”問合せ先の担当部署名には、担当も設定できること。”であるが、担当の設定は標準オプション機能とする要件である。	2023年3月、指定都市要件として詳細化協議案_管理番号：63	
1.障害者福祉共通	1.2.マスタ管理機能			0228010	機能ID：0220092、0220093 の各標準オプション機能を実装必須機能とすること。	◎	◎	◎	×	◎	人口規模や大量処理のために必要な機能	2023年3月、指定都市要件として詳細化協議案_管理番号：109	令和8年4月1日
1.障害者福祉共通	1.4.台帳管理機能			0228011	機能ID：0220147 の標準オプション機能を実装必須機能とすること。	◎	◎	×	×	×	人口規模や大量処理のために必要な機能	2023年3月、指定都市要件として詳細化協議案_管理番号：103	令和8年4月1日
1.障害者福祉共通	1.4.台帳管理機能			0228046	機能ID：0220156 の資料やPDF、画像ファイル情報は、複数の対象者を一括登録でき、その際、対象者単位で複数のファイルを一括登録できること。 ※1 当機能を利用する場合は、利用者があらかじめ先頭を宛名番号15桁（ゼロ詰め）で対象者と紐づけられたファイル名又はフォルダ名のファイルを用意すること。この際、申請書、診断書といったPDFや画像ファイルの種類の識別方法は利用者の任意とする。 ※2 基本データリストの「関連ファイル情報」グループのデータ項目を一括登録することとなるため、履歴番号は最大+1、事業番号は一括登録時に（事業名で）指定できること	○	○	○	×	○	・人口規模や大量処理のために必要な機能 ・障害者福祉の各業務フローの各処理において利用できる機能とする。	【第3.0版】にて、指定都市要件（標準オプション機能）として追加協議案_管理番号：110-追1	
1.障害者福祉共通	1.4.台帳管理機能			0228047	判定と決定を別々の部署で入力できること。	○	○	×	×	○	・指定都市に限る機能であるが、必ずしも必要とまでは言えない機能 ・判定・決定に係る管理項目の入力部署が複数となる場合に対応するための要件である。 例) 判定機関で判定結果まで登録し、その後本庁で決定の登録を行う ・決定の入力とは、資格状態コードを「30：却下」又は「40：受給（決定）」とする処理であり、当入力により通知書や手帳の印刷を行える状態になることである。 ・判定と決定を別々の部署で入力する際の入力項目は、指定都市により異なることからベンダの実装範囲とする。	【第3.0版】にて、指定都市要件（標準オプション機能）として追加協議案_管理番号：127-追1	
1.障害者福祉共通	1.5.一覧管理機能			0228012	機能ID：0220166 の標準オプション機能を実装必須機能とすること。	◎	◎	◎	×	◎	人口規模や大量処理のために必要な機能	2023年3月、指定都市要件として詳細化協議案_管理番号：111	令和8年4月1日
1.障害者福祉共通	1.6.帳票出力機能			0228013	機能ID：0220187、0220188、0220191 の各標準オプション機能を実装必須機能とすること。	◎	◎	◎	×	◎	人口規模や大量処理のために必要な機能	2023年3月、指定都市要件として詳細化協議案_管理番号：112	令和8年4月1日
1.障害者福祉共通	1.6.帳票出力機能			0228014	機能ID：0220207 の標準オプション機能を実装必須機能とすること。	◎	◎	◎	×	◎	人口規模や大量処理のために必要な機能	2023年3月、指定都市要件として詳細化協議案_管理番号：113	令和8年4月1日
1.障害者福祉共通	1.6.帳票出力機能			0228015	発行者のある帳票を出力する場合は、発行者は行政区ごとに印字できること。	◎	◎	◎	×	◎	・指定都市の制度上必要な機能 ・「市町村長名」は、帳票詳細要件で「パラメータなどにより初期設定が行えること」としているが、行政区単位で設定し印字できるようにする要件である。 ・なお、帳票レイアウトは省令様式や通知様式に準拠した表記としている。	2023年3月、指定都市要件として詳細化協議案_管理番号：24	令和8年4月1日

機能・帳票要件（指定都市）

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定し た項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分					要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
						障害者福祉シ ステム	障害者総合支 援システム	審査会シ ステム	請求審査シス テム	特別児童扶養 手当システム			
1.障害者福祉共通	1.7.固有機能			0228016	機能ID：0220217 の標準オプション機能を実装必須機能とすること。	◎	◎	◎	×	◎	指定都市の制度上必要な機能	2023年3月、指定都市要件として詳細化 協議案_管理番号：114	令和8年4月1日
1.障害者福祉共通	1.7.固有機能			0228017	機能ID：0220219、0220220、0220222 の各標準オプション機能を実装必 須機能とすること。	◎	◎	◎	×	◎	人口規模や大量処理のために必要な機 能	2023年3月、指定都市要件として詳細化 協議案_管理番号：23	令和8年4月1日
1.障害者福祉共通	1.7.固有機能			0228048	機能ID：0220218 で市全体で処理する場合は、行政区コード順で出力で きること。	◎	◎	◎	×	◎	・指定都市の制度上必要な機能	【第3.0版】にて、指定都市要件（実装 必須機能）として追加 協議案_管理番号：21	令和8年4月1日

機能・帳票要件（指定都市）

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定 した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
2. 身体障害者手帳									
2. 身体障害者手帳	2. 1. 申請管理機能			0228050	<p>カード様式又は紙様式の手帳で使用する写真をスキャンした画像データファイルを自動で対象者に一括で紐づけできること。</p> <p>対象者との紐づけは以下に従うこと。</p> <p>① 標準拠拠システムから出力した申請書を利用することとし、申請書を出力する場合は、機能ID：0220214により、個人を一意に識別できる宛名番号等のバーコード又は二次元コードを印字すること</p> <p>② ①の申請書に写真を貼り付けること</p> <p>③ ②の申請書を連続してスキャンする際、バーコード又は二次元コードを読み取り、スキャンする範囲を写真部分に特定すること</p> <p>④ ③の読み取りの結果、個人を一意に識別できる宛名番号等をキーとしたファイル名又はフォルダ名とした写真部分のみの画像ファイルを作成すること</p>	○	<ul style="list-style-type: none"> 人口規模や大量処理のために必要な機能 身体障害者手帳の各業務フローの「申請情報登録」から「判定結果の登録」までに利用する機能とする。 カード様式用の写真データファイルの場合は、外部委託する際に利用することも考慮すること。 	【第3.0版】にて、指定都市要件（標準オプション機能）として追加協議案_管理番号：6	
2. 身体障害者手帳	2. 1. 申請管理機能			0228051	<p>事務処理に係る以下の項目を管理できること。</p> <p>【管理項目】 判定機関結果送付日 ※判定機関から受付場所に結果を送付した日</p>	○	<ul style="list-style-type: none"> 人口規模や大量処理のために必要な機能 身体障害者手帳の各業務フローの「判定結果の登録」及び「必要に応じて交付（再交付）決定通知書等の作成」において利用する機能とする。 返戻の場合、返戻日、返戻理由の管理はそれぞれ、判定日、判定理由を利用してこととし、交付や却下判定の際に上書きされ、返戻情報を事跡として残すことは想定していない。また、基本データリストのコードID：010（手帳判定結果）に、コード値：5（返戻）（備考：返戻の管理が不要の場合は削除可能とする。）を追加することで、判定結果コードでの管理も可能とする。 	【第3.0版】にて、指定都市要件（標準オプション機能）として追加協議案_管理番号：127追-8	
2. 身体障害者手帳	2. 1. 申請管理機能			0228052	申請中の情報に対して、「判定機関結果送付日」を一括登録できること。	○	<ul style="list-style-type: none"> 人口規模や大量処理のために必要な機能 身体障害者手帳の各業務フローの「判定結果の登録」及び「必要に応じて交付（再交付）決定通知書等の作成」において利用する機能とする。 	【第3.0版】にて、指定都市要件（標準オプション機能）として追加協議案_管理番号：127追-15	
2. 身体障害者手帳	2. 1. 申請管理機能	新規追加		0228097	<p>住登外又は住基除票の身体障害者手帳交付者に対して、指定した年齢を元に、一括で資格喪失できること。</p> <p>※ 一括処理した身体障害者手帳交付者は、一覧で確認できること</p>	○		【第4.1版】指定都市の12市が賛同する要件であり、標準化検討会における検討により追加	
2. 身体障害者手帳	2. 2. 進達管理機能			0228053	機能ID：0220244、0220245、0220246、0220247、0220249、0220265、0220287 の各標準オプション機能は実装必須機能とすること。	◎	区役所の申請受付と判定機関の判定事務を進達関連機能を利用して対応する観点で指定都市の制度上必要な機能	【第3.0版】にて、指定都市要件（実装必須機能）として追加協議案_管理番号：127	令和8年4月1日
2. 身体障害者手帳	2. 3. 台帳管理機能			0228019	進行状態を検索キーとして抽出した対象者に対し、「判定結果」、「交付日」、「再交付日」を一括登録できること。	○	人口規模や大量処理のために必要な機能	2023年3月、指定都市要件として詳細化協議案_管理番号：30	

機能・帳票要件（指定都市）

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定 した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
2.身体障害者手帳	2.3.台帳管理機能			0228020	「決定日」は、各管理場所でのみ登録できるよう権限管理を行うことができること。各管理場所は、事務実施機関以外にも判定機関及び保守業者等必要な管理者を設定できるものとする。	◎	指定都市の制度上必要な機能	2023年3月、指定都市要件として詳細化協議案_管理番号：100	令和8年4月1日
2.身体障害者手帳	2.3.台帳管理機能			0228054	機能ID：0220262は、実装必須機能とすること。	◎	・指定都市の制度上必要な機能 ・機能ID：0220262は、「自府であらたに交付する手帳の手帳番号について、手入力の他に自動付番もできること。」としているが、指定都市においては「自府であらたに交付する手帳の手帳番号を自動付番でき、手入力による修正もできること。」と読み替えること。	【第3.0版】にて、指定都市要件（実装必須機能）として追加協議案_管理番号：47追1	令和8年4月1日
2.身体障害者手帳	2.3.台帳管理機能			0228088	「手帳受領日」を一括登録できること。 ※ 手帳受領日は、判定機関から区役所等が手帳を受領した日	○	・人口規模や大量処理のために必要な機能 ・身体障害者手帳の業務フローの01新規交付申請、03再交付申請（等級変更・障害部位追加等）、07再認定の「判定結果の登録」及び「必要に応じて交付（再交付）決定通知書等の作成」において利用する機能とする。 ・「通知発送日」は以下の理由により一括登録に含めていない。 機能ID：0220192（通知書出力時は、発行日は任意で設定し、印字できること）により、任意の日付を指定でき、また機能ID：0220127（帳票の出力履歴を管理すること）により発行日は管理されるが、通知の出力処理時に日付を指定して発行日を更新するとともに、「通知発送日」を更新するため。	【第3.0版】にて、指定都市要件（標準オプション機能）として追加協議案_管理番号：1追-7	
2.身体障害者手帳	2.3.台帳管理機能			0228089	申請中の情報に対して、管理場所ごとに、「決定日」を一括登録できること。	○	・人口規模や大量処理のために必要な機能 ・身体障害者手帳の業務フローの01新規交付申請、03再交付申請（等級変更・障害部位追加等）、07再認定の「判定結果の登録」において利用する機能とする。 ・判定機関で判定日や判定結果等を入力した後、本庁や区役所において決定状態とするために「決定日」を一括登録する要件である。	【第3.0版】にて、指定都市要件（標準オプション機能）として追加協議案_管理番号：57追-1	
2.身体障害者手帳	2.7.帳票出力機能			0228090	機能ID：0220289 の標準オプション機能を実装必須機能とすること。	◎	指定都市の制度上必要な機能	【第3.0版】にて、指定都市要件（実装必須機能）として追加協議案_管理番号：48追-1	令和8年4月1日

機能・帳票要件（指定都市）

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定 した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
3. 療育手帳									
3. 療育手帳	3. 1. 申請管理機能			0228055	<p>カード様式又は紙様式の手帳で使用する写真をスキャンした画像データファイルを自動で対象者に一括で紐づけできること。</p> <p>対象者との紐づけは以下に従うこと。</p> <p>① 標準拠拠システムから出力した申請書を利用することとし、申請書を出力する場合は、機能ID：0220214により、個人を一意に識別できる宛名番号等のバーコード又は二次元コードを印字すること</p> <p>② ①の申請書に写真を貼り付けること</p> <p>③ ②の申請書を連続してスキャンする際、バーコード又は二次元コードを読み取り、スキャンする範囲を写真部分に特定すること</p> <p>④ ③の読み取りの結果、個人を一意に識別できる宛名番号等をキーとしたファイル名又はフォルダ名とした写真部分のみの画像ファイルを作成すること</p>	○	<ul style="list-style-type: none"> ・人口規模や大量処理のために必要な機能 ・療育手帳の各業務フローの「申請情報登録」から「判定結果の登録」までに利用する機能とする。 ・カード様式用の写真データファイルの場合は、外部委託する際に利用することも考慮すること。 	【第3.0版】にて、指定都市要件（標準オプション機能）として追加協議案_管理番号：12	
3. 療育手帳	3. 1. 申請管理機能			0228056	申請中の情報に対して、「判定機関結果送付日」を一括登録できること。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・人口規模や大量処理のために必要な機能 ・療育手帳の業務フローの01 新規交付申請の「判定結果の登録」及び「必要に応じて交付決定通知書等の作成」において利用する機能とする。 	【第3.0版】にて、指定都市要件（標準オプション機能）として追加協議案_管理番号：159	
3. 療育手帳	3. 1. 申請管理機能	新規追加		0228098	住登外又は住基除票の療育手帳交付者に対して、指定した年齢を元に、一括で資格喪失できること。 ※ 一括処理した療育手帳交付者は、一覧で確認できること	○		【第4.1版】指定都市の12市が賛同する要件であり、標準化検討会における検討により追加	
3. 療育手帳	3. 3. 台帳管理機能			0228057	機能ID：0220334は、実装必須機能とすること。	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・指定都市の制度上必要な機能 ・機能ID：0220334は、「自府であらたに交付する手帳の手帳番号について、手入力の他に自動付番もできること。」としているが、指定都市においては「自府であらたに交付する手帳の手帳番号を自動付番でき、手入力による修正もできること。」と読み替えること。 	【第3.0版】にて、指定都市要件（実装必須機能）として追加協議案_管理番号：47-追2	令和8年4月1日

機能・帳票要件（指定都市）

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定 した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
3.療育手帳	3.3.台帳管理機能			0228091	「手帳受領日」を一括登録できること。 ※ 手帳受領日は、判定機関から区役所等が手帳を受領した日	○	<ul style="list-style-type: none"> ・人口規模や大量処理のために必要な機能 ・療育手帳の業務フローの01 新規交付申請、04 再交付申請（程度変更）、07 再判定の「判定結果の登録」及び「必要に応じて交付決定通知書等の作成」において利用する機能とする。 ・「通知発送日」は以下の理由により一括登録に含めていない。 機能ID：0220192（通知書出力時は、発行日は任意で設定し、印字できること）により、任意の日付を指定でき、また機能ID：0220127（帳票の出力履歴を管理できること）により発行日は管理されるが、通知の出力処理時に日付を指定して発行日を更新するとともに、「通知発送日」を更新するため。 	【第3.0版】にて、指定都市要件（標準オプション機能）として追加協議案_管理番号：1追-8	
3.療育手帳	3.3.台帳管理機能			0228092	申請中の情報に対して、管理場所ごとに、「決定日」を一括登録できること。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・人口規模や大量処理のために必要な機能 ・療育手帳の業務フローの01 新規交付申請、04 再交付申請（程度変更）、07 再判定の「判定結果の登録」において利用する機能とする。 ・判定機関で判定日や判定結果等を入力した後、本庁や区役所において決定状態とするために「決定日」を一括登録する要件である。 	【第3.0版】にて、指定都市要件（標準オプション機能）として追加協議案_管理番号：57追-2	
3.療育手帳	3.4.一覧管理機能			0228023	機能ID：0220338 は標準オプション機能とすること。	○	指定都市では、必ずしも進捗が必要では無いため標準オプション機能とする要件である。	2023年3月、指定都市要件として詳細化協議案_管理番号：13, 14	
3.療育手帳	3.7.帳票出力機能	訂正	0228093	機能ID：0220360 の標準オプション機能を実装必須機能とすること。	◎	指定都市の制度上必要な機能	【第3.0版】にて、指定都市要件（実装必須機能）として追加協議案_管理番号：48追-2	令和8年4月1日	

機能・帳票要件（指定都市）

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定 した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
4. 精神障害者保健福祉手帳									
4. 精神障害者保健福祉手帳	4. 1. 申請管理機能			0228058	<p>カード様式又は紙様式の手帳で使用する写真をスキャンした画像データファイルを自動で対象者に一括で紐づけできること。</p> <p>対象者との紐づけは以下に従うこと。</p> <p>① 標準準拠システムから出力した申請書を利用することとし、申請書を出力する場合は、機能ID：0220214により、個人を一意に識別できる宛名番号等のバーコード又は二次元コードを印字すること</p> <p>② ①の申請書に写真を貼り付けること</p> <p>③ ②の申請書を連続してスキャンする際、バーコード又は二次元コードを読み取り、スキャンする範囲を写真部分に特定すること</p> <p>④ ③の読み取りの結果、個人を一意に識別できる宛名番号等をキーとしたファイル名又はフォルダ名とした写真部分のみの画像ファイルを作成すること</p>	○	<ul style="list-style-type: none"> ・人口規模や大量処理のために必要な機能 ・精神障害者保健福祉手帳の各業務フローの「申請情報登録」から「判定結果の登録」までに利用する機能とする。 ・カード様式用の写真データファイルの場合は、外部委託する際に利用することも考慮すること。 	【第3.0版】にて、指定都市要件（標準オプション機能）として追加協議案_管理番号：12追-1	
4. 精神障害者保健福祉手帳	4. 1. 申請管理機能			0228059	<p>事務処理に係る以下の項目を管理できること。</p> <p>【管理項目】 判定機関結果送付日 ※判定機関から受付場所に結果を送付した日</p>	○	<ul style="list-style-type: none"> ・人口規模や大量処理のために必要な機能 ・精神障害者保健福祉手帳の各業務フローの「判定結果の登録」及び「必要に応じて交付決定通知書等の作成」において利用する機能とする。 ・返戻の場合、返戻日、返戻理由の管理はそれぞれ、判定日、判定理由を利用してすることとし、交付や却下判定の際に上書きされ、返戻情報を事跡として残すことは想定していない。また、基本データリストのコードID：010（手帳判定結果）に、コード値：5（返戻）（備考：返戻の管理が不要の場合は削除可能とする。）を追加することで、判定結果コードでの管理も可能とする。 	【第3.0版】にて、指定都市要件（標準オプション機能）として追加協議案_管理番号：127追-10	
4. 精神障害者保健福祉手帳	4. 1. 申請管理機能			0228060	申請中の情報に対して、「判定機関結果送付日」を一括登録できること。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・人口規模や大量処理のために必要な機能 ・精神障害者保健福祉手帳の各業務フローの「判定結果の登録」及び「必要に応じて交付決定通知書等の作成」において利用する機能とする。 	【第3.0版】にて、指定都市要件（標準オプション機能）として追加協議案_管理番号：127追-16	
4. 精神障害者保健福祉手帳	4. 3. 台帳管理機能			0228061	機能ID：0220399は、実装必須機能とすること。	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・指定都市の制度上必要な機能 ・機能ID：0220399は、「自府であらたに交付する手帳の手帳番号について、手入力の他に自動付番もできること。」としているが、指定都市においては「自府であらたに交付する手帳の手帳番号を自動付番でき、手入力による修正もできること。」と読み替えること。 	【第3.0版】にて、指定都市要件（実装必須機能）として追加協議案_管理番号：47	令和8年4月1日

機能・帳票要件（指定都市）

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定 した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
4. 精神障害者保健福祉手帳	4. 3. 台帳管理機能			0228062	「手帳受領日」を一括登録できること。 ※ 手帳受領日は、判定機関から区役所等が手帳を受領した日	○	<ul style="list-style-type: none"> ・人口規模や大量処理のために必要な機能 ・精神障害者保健福祉手帳の業務フローの01 新規交付申請、04 変更申請（等級変更）、06 更新申請の「判定結果の登録」及び「必要に応じて交付決定通知書等の作成」において利用する機能とする。 ・「通知発送日」は以下の理由により一括登録に含めていない。 機能ID：0220192（通知書出力時は、発行日は任意で設定し、印字できること）により、任意の日付を指定でき、また機能ID：0220127（帳票の出力履歴を管理すること）により発行日は管理されるが、通知の出力処理時に日付を指定して発行日を更新するとともに、「通知発送日」を更新するため。 	【第3.0版】にて、指定都市要件（標準オプション機能）として追加協議案_管理番号：1追-3	
4. 精神障害者保健福祉手帳	4. 3. 台帳管理機能			0228063	申請中の情報に対して、管理場所ごとに、「決定日」を一括登録できること。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・人口規模や大量処理のために必要な機能 ・精神障害者保健福祉手帳の業務フローの01 新規交付申請、04 変更申請（等級変更）、06 更新申請の「判定結果の登録」において利用する機能とする。 ・判定機関で判定日や判定結果等を入力した後、本庁や区役所において決定状態とするために「決定日」を一括登録する要件である。 	【第3.0版】にて、指定都市要件（標準オプション機能）として追加協議案_管理番号：57	
4. 精神障害者保健福祉手帳	4. 7. 帳票出力機能			0228025	機能ID：0220421、0220422 の各標準オプション機能を実装必須機能とすること。	◎	指定都市の制度上必要な機能	2023年3月、指定都市要件として詳細化協議案_管理番号：48	令和8年4月1日

機能・帳票要件（指定都市）

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定 した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
5. 国制度手当									
5.国制度手当	5.1. 台帳管理機能			0228026	機能ID : 0220460 の自動付番機能のみを利用する場合は、機能ID : 0220471 は実装しないこと。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・人口規模や大量処理のために必要な機能 ・機能ID : 0220460 は、手入力のみ又は自動付番と手入力を併用する場合の要件である。 	2023年3月、指定都市要件として詳細化協議案_管理番号 : 71	

機能・帳票要件（指定都市）

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定 した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分			要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
6.障害福祉サービス等（受給者管理）						障害者福祉シ ステム	障害者総合支 援システム	審査会 システム			
6.障害福祉サービス等（受給者管理機能）	6.1.受給者台帳管理機能			0228027	機能ID：0220562 の「進行状態コード」は実装必須機能とすること。	◎	◎	×	人口規模や大量処理のために必要な機能	2023年3月、指定都市要件として詳細化協議案_管理番号：115	令和8年4月1日
6.障害福祉サービス等（受給者管理機能）	6.1.受給者台帳管理機能			0228064	介護保険の特定疾病について管理できること。 【管理項目】 介護保険特定疾病コード	○	○	×	・介護保険施行令（平成10年政令第412号）第2条で定める16の疾病（特定疾病）に該当する場合、注意喚起（アラート）により特定疾病における介護優先支給のケースに、誤って支給しないようにするため。	【第3.0版】にて、指定都市要件（標準オプション機能）として追加協議案_管理番号：19	
6.障害福祉サービス等（受給者管理機能）	6.1.受給者台帳管理機能			0228028	機能ID：0220603 の認定審査会資料の個人情報におけるマスキングの対象項目は固定できること。	○	○	○	・人口規模や大量処理のために必要な機能 ・機能ID：0220603 はマスキングの方法は問わないこととしているが、マスキングする項目を固定化し、対象者により異なる項目としないことで、入力負荷を軽減する要件である。	2023年3月、指定都市要件として詳細化協議案_管理番号：25	
6.障害福祉サービス等（受給者管理機能）	6.1.受給者台帳管理機能			0228029	機能ID：0220612 の標準オプション機能を実装必須機能とすること。	◎	◎	×	人口規模や大量処理のために必要な機能	2023年3月、指定都市要件として詳細化協議案_管理番号：116	令和8年4月1日
6.障害福祉サービス等（受給者管理機能）	6.1.受給者台帳管理機能			0228065	機能ID：0228064を実装している場合、機能ID：0220652に加えて、介護保険の特定疾病に該当する場合は注意喚起（アラート）ができること。	○	○	×	・介護保険施行令（平成10年政令第412号）第2条で定める16の疾病（特定疾病）に該当する場合、注意喚起（アラート）により特定疾病における介護優先支給のケースに、誤って支給しないようにするため。	【第3.0版】にて、指定都市要件（標準オプション機能）として追加協議案_管理番号：19	

機能・帳票要件（指定都市）

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定 した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分			要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
						障害者福祉シ ステム	障害者総合支 援システム	請求審査シス テム			
7. 障害福祉サービス等（給付管理）											
7. 障害福祉サービス等（給付管理）	7.2. 市町村審査機能			0228066	機能ID:0220769の市町村二次審査事務に使用する情報抽出の機能について、抽出条件に管理場所を追加すること。	○	○	×	・指定都市に限る機能であるが、必ずしも必要とまでは言えない機能	【第3.0版】にて、指定都市要件（標準オプション機能）として追加協議案_管理番号：128	
7. 障害福祉サービス等（給付管理）	7.3. 高額障害福祉サービス等管理機能			0228031	【支給勧奨（既存高額、新高額）】既存高額、新高額に係る給付のお知らせ、申請書は、該当者ごとにまとめて出力でき、単件又は複数人を一括して出力できること。	○	○	×	人口規模や大量処理のために必要な機能	2023年3月、指定都市要件として詳細化 協議案_管理番号：139	

機能・帳票要件（指定都市）

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定 した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
8.自立支援医療（更生医療）									
8.自立支援医療 (更生医療)	8.1.受給者台帳管理機能			0228067	機能ID：0220850 に以下の管理項目も管理できること。 【管理項目】 原傷病名コード	○	・指定都市に限る機能であるが、必ずしも必要とまでは言えない機能 ・以下の業務フローにおいて利用する機能とする。 更生医療の01 新規申請の「申請情報登録」	【第3.0版】にて、指定都市要件（標準オプション機能）として追加 協議案_管理番号：137	
8.自立支援医療 (更生医療)	8.1.受給者台帳管理機能			0228068	事務処理に係る以下の項目を管理できること。 【管理項目】 判定機関結果送付日 ※判定機関から受付場所に結果を送付した日	○	・人口規模や大量処理のために必要な機能 ・自立支援医療（更生医療）の各業務フローの「認定結果の登録」及び「受給者証等の作成」において利用する機能とする。 ・返戻の場合、返戻日、返戻理由の管理はそれぞれ、判定日、却下理由コード、却下理由を利用することとし、決定や却下判定の際に上書きされ、返戻情報を事跡として残すこととは想定していない。また、基本データリストのコードID：012（自立支援医療判定結果）に、コード値：5（返戻）（備考：返戻の管理が不要の場合は削除可能とする。）を追加することで、判定結果コードでの管理も可能とする。	【第3.0版】にて、指定都市要件（標準オプション機能）として追加 協議案_管理番号：127追-11	
8.自立支援医療 (更生医療)	8.1.受給者台帳管理機能			0228069	申請中の情報に対して、「判定機関結果送付日」を一括登録できること。	○	・人口規模や大量処理のために必要な機能 ・自立支援医療（更生医療）の各業務フローの「認定結果の登録」及び「受給者証等の作成」において利用する機能とする。	【第3.0版】にて、指定都市要件（標準オプション機能）として追加 協議案_管理番号：127追-17	
8.自立支援医療 (更生医療)	8.1.受給者台帳管理機能			0228032	機能ID：0220870 の、受給者番号の入力は自動付番のみとし、手入力を不可とすること。	○	人口規模や大量処理のために必要な機能	2023年3月、指定都市要件として詳細化 協議案_管理番号：80	
8.自立支援医療 (更生医療)	8.1.受給者台帳管理機能			0228070	申請中の情報に対して、管理場所ごとに、「認定日」を一括登録できること。	○	・人口規模や大量処理のために必要な機能 ・以下の業務フローにおいて利用する機能とする。 更生医療の01 新規申請、03 変更申請（医療の具体的方針の変更・再認定・医療機関追加変更・負担上限額変更）、06 更新申請の「認定結果の登録」 ・判定機関で判定日や判定結果等を入力した後、本庁や区役所において決定状態とするために「認定日」を一括登録する要件である。	【第3.0版】にて、指定都市要件（標準オプション機能）として追加 協議案_管理番号：157	

機能・帳票要件（指定都市）

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定 した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
8.自立支 援医療 (更生医 療)	8.6.マ スタ管 理機能			0228071	<p>機能ID：0220920 に以下の更生医療に関する管理項目を追加すること。また、履歴管理できること。</p> <p>【管理項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開設者住所 ・開設者氏名又は名称 ・開設者生年月日 ・開設者職名 ・医師名 ・管理薬剤師名 ・申請状況コード ※未申請、辞退、申請済 ・申請日 ・変更日 ・休止期間開始日 ・休止期間終了日 ・職種 ※訪問看護事業者の場合の設定項目 ・定数 ※訪問看護事業者の場合の設定項目 ・備考 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・指定都市に限る機能であるが、必ずしも必要とまでは言えない機能 	<p>【第3.0版】にて、指定都市要件（標準オプション機能）として追加協議案_管理番号：153</p>	

機能・帳票要件(指定都市)

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定 した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
9.自立支援医療(育成医療)									
9.自立支援医療（育成医療）	9.1.受給者台帳管理機能			0228072	機能ID：0220928 に以下の管理項目も管理できること。 【管理項目】 原傷病名コード	○	・指定都市に限る機能であるが、必ずしも必要とまでは言えない機能 ・以下の業務フローにおいて利用する機能とする。 育成医療の01 新規申請の「申請情報登録」	【第3.0版】にて、指定都市要件（標準オプション機能）として追加協議案_管理番号：81	
9.自立支援医療（育成医療）	9.1.受給者台帳管理機能			0228073	事務処理に係る以下の項目を管理できること。 【管理項目】 判定機関結果送付日 ※判定機関から受付場所に結果を送付した日	○	・人口規模や大量処理のために必要な機能 ・自立支援医療（育成医療）の各業務フローの「認定結果の登録」及び「受給者証等の作成」において利用する機能とする。 ・返戻の場合、返戻日、返戻理由の管理はそれぞれ、判定日、却下理由コード、却下理由を利用することとし、決定や却下判定の際に上書きされ、返戻情報を事跡として残すことは想定していない。また、基本データリストのコードID：012（自立支援医療判定結果）に、コード値：5（返戻）（備考：返戻の管理が不要の場合は削除可能とする。）を追加することで、判定結果コードでの管理も可能とする。	【第3.0版】にて、指定都市要件（標準オプション機能）として追加協議案_管理番号：127追-12	
9.自立支援医療（育成医療）	9.1.受給者台帳管理機能			0228074	申請中の情報に対して、「判定機関結果送付日」を一括登録できること。	○	・人口規模や大量処理のために必要な機能 ・自立支援医療（育成医療）の各業務フローの「認定結果の登録」及び「受給者証等の作成」において利用する機能とする。	【第3.0版】にて、指定都市要件（標準オプション機能）として追加協議案_管理番号：127追-18	
9.自立支援医療（育成医療）	9.1.受給者台帳管理機能			0228094	申請中の情報に対して、管理場所ごとに、「認定日」を一括登録できること。	○	・人口規模や大量処理のために必要な機能 ・自立支援医療（育成医療）の業務フローの01 新規申請の「認定結果の登録」、03 変更申請（医療の具体的方針の変更・再認定・医療機関追加変更・負担上限額変更）及び06 更新申請の「認定変更結果入力」において利用する機能とする。	【第3.0版】にて、指定都市要件（標準オプション機能）として追加協議案_管理番号：1追-9	

機能・帳票要件(指定都市)

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定 した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
9.自立支援医療（育成医療）	9.6.マスタ管理機能			0228075	<p>機能ID：0220993 に以下の育成医療に関する管理項目を追加すること。また、履歴管理できること。</p> <p>【管理項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開設者住所 ・開設者氏名又は名称 ・開設者生年月日 ・開設者職名 ・医師名 ・管理薬剤師名 ・申請状況コード ※未申請、辞退、申請済 ・申請日 ・変更日 ・休止期間開始日 ・休止期間終了日 ・職種 ※訪問看護事業者の場合の設定項目 ・定数 ※訪問看護事業者の場合の設定項目 ・備考 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・指定都市に限る機能であるが、必ずしも必要とまでは言えない機能 	<p>【第3.0版】にて、指定都市要件（標準オプション機能）として追加協議案_管理番号：155</p>	

機能・帳票要件（指定都市）

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定 した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
10. 自立支援医療（精神通院医療）									
10. 自立支援医療（精神通院医療）	10.1. 受給者台帳管理機能			0228076	事務処理に係る以下の項目を管理できること。 【管理項目】 判定機関結果送付日 ※判定機関から受付場所に結果を送付した日	○	<ul style="list-style-type: none"> ・人口規模や大量処理のために必要な機能 ・自立支援医療（精神通院医療）の各業務フローの「判定結果の登録」及び「必要に応じて交付についての作成」において利用する機能とする。 ・返戻の場合、返戻日、返戻理由の管理はそれぞれ、判定日、却下理由コード、却下理由を利用することとし、決定や却下判定の際に上書きされ、返戻情報を事跡として残すことは想定していない。また、基本データリストのコードID：012（自立支援医療判定結果）に、コード値：5（返戻）（備考：返戻の管理が不要の場合は削除可能とする。）を追加することで、判定結果コードでの管理も可能とする。 	【第3.0版】にて、指定都市要件（標準オプション機能）として追加協議案_管理番号：127追-13	
10. 自立支援医療（精神通院医療）	10.1. 受給者台帳管理機能			0228077	申請中の情報に対して、「判定機関結果送付日」を一括登録できること。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・人口規模や大量処理のために必要な機能 ・自立支援医療（精神通院医療）の各業務フローの「判定結果の登録」及び「必要に応じて交付についての作成」において利用する機能とする。 	【第3.0版】にて、指定都市要件（標準オプション機能）として追加協議案_管理番号：127追-19	
10. 自立支援医療（精神通院医療）	10.1. 受給者台帳管理機能			0228078	「結果受理日」を一括登録できること。 ※ 結果受理日は、判定機関から区役所等が判定結果を受理した日	○	<ul style="list-style-type: none"> ・人口規模や大量処理のために必要な機能 ・自立支援医療（精神通院医療）の業務フローの01 新規申請、変更申請（医療機関変更・負担上限額変更）、05 更新申請の「判定結果の登録」において利用する機能とする。 	【第3.0版】にて、指定都市要件（標準オプション機能）として追加協議案_管理番号：1追-4	
10. 自立支援医療（精神通院医療）	10.1. 受給者台帳管理機能			0228079	申請中の情報に対して、管理場所ごとに、「認定日」を一括登録できること。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・人口規模や大量処理のために必要な機能 ・自立支援医療（精神通院医療）の業務フローの01 新規申請、03 変更申請（医療機関変更・負担上限額変更）、05 更新申請の「判定結果の登録」において利用する機能とする。 	【第3.0版】にて、指定都市要件（標準オプション機能）として追加協議案_管理番号：1追-6	
10. 自立支援医療（精神通院医療）	10.3. 公費負担医療管理機能			0228033	機能ID：0221038、0221040、0221042、0221044、0221046、0221047 の各標準オプション機能は実装必須機能とすること。	◎	指定都市の制度上必要な機能	2023年3月、指定都市要件として詳細化協議案_管理番号：49	令和8年4月1日
10. 自立支援医療（精神通院医療）	10.4. 帳票出力機能			0228080	機能ID：0221049、0221052、0221056、0221063、0221065の標準オプション機能は実装必須機能とすること。	◎	・指定都市の制度上必要な機能	【第3.0版】にて、指定都市要件（実装必須機能）として追加協議案_管理番号：50	令和8年4月1日

機能・帳票要件（指定都市）

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定 した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
10. 自立支援医療（精神通院医療）	10.7. マスター管理機能			0228081	<p>機能ID：0221073 に以下の精神通院医療に関する管理項目を追加すること。また、履歴管理できること。</p> <p>【管理項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開設者住所 ・開設者氏名又は名称 ・開設者生年月日 ・開設者職名 ・医師名 ・管理薬剤師名 ・申請状況コード ※未申請、辞退、申請済 ・申請日 ・変更日 ・休止期間開始日 ・休止期間終了日 ・職種 ※訪問看護事業者の場合の設定項目 ・定数 ※訪問看護事業者の場合の設定項目 ・備考 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・指定都市に限る機能であるが、必ずしも必要とまでは言えない機能 	<p>【第3.0版】にて、指定都市要件（標準オプション機能）として追加協議案_管理番号：146</p>	

機能・帳票要件（指定都市）

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定 した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
11. 補装具									
11. 補装具	11.1. 台帳管理機能			0228082	機能ID：0221081 に以下の管理項目も管理できること。 【管理項目】 依頼事項区分コード、来所・巡回区分コード、技術的助言	○	<ul style="list-style-type: none"> ・指定都市に限る機能であるが、必ずしも必要とまでは言えない機能 ・判定依頼を行うための項目管理機能とし、以下の業務フローにおいて利用する機能とする。 補装具の01 支給決定の「判定依頼書等の作成」	【第3.0版】にて、指定都市要件（標準オプション機能）として追加 協議案_管理番号：37	
11. 補装具	11.1. 台帳管理機能			0228083	事務処理に係る以下の項目を管理できること。 【管理項目】 判定機関結果送付日 ※判定機関から受付場所に結果を送付した日	○	<ul style="list-style-type: none"> ・人口規模や大量処理のために必要な機能 ・補装具の各業務フローの「判定結果の登録」及び「支給決定通知書等の作成」において利用する機能とする。 ・返戻の場合、返戻日、返戻理由の管理はそれぞれ、判定日、判定理由を利用することとし、決定や却下判定の際に上書きされ、返戻情報を事跡として残すことは想定していない。また、基本データリストのコードID：013（補装具判定結果）に、コード値：5（返戻）（備考：返戻の管理が不要の場合は削除可能とする。）を追加することで、判定結果コードでの管理も可能とする。 	【第3.0版】にて、指定都市要件（標準オプション機能）として追加 協議案_管理番号：127追-14	
11. 補装具	11.1. 台帳管理機能			0228084	申請中の情報に対して、「判定機関結果送付日」を一括登録できること。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・人口規模や大量処理のために必要な機能 ・補装具の各業務フローの「判定結果の登録」及び「支給決定通知書等の作成」において利用する機能とする。 	【第3.0版】にて、指定都市要件（標準オプション機能）として追加 協議案_管理番号：127追-20	
11. 補装具	11.1. 台帳管理機能			0228085	申請中の情報に対して、管理場所ごとに、「決定日」を一括登録できること。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・人口規模や大量処理のために必要な機能 ・以下の業務フローにおいて利用する機能とする。 11 補装具の01 支給決定の「判定結果の登録」 ・判定機関で判定日や判定結果等を入力した後、本庁や区役所において決定状態とするために「決定日」を一括登録する要件である。	【第3.0版】にて、指定都市要件（標準オプション機能）として追加 協議案_管理番号：42	
11. 補装具	11.3. マスタ管理機能			0228086	機能ID：0221116 に以下の管理項目を追加すること。また、履歴管理できること。 【管理項目】 ・届出日 ・用具コード ・適用開始日 ・適用終了日	○	<ul style="list-style-type: none"> ・人口規模や大量処理のために必要な機能 ・台帳画面などより参照する事業者情報マスタは最新履歴のデータを参照することとする。 	【第3.0版】にて、指定都市要件（標準オプション機能）として追加 協議案_管理番号：152	

機能・帳票要件（指定都市）

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定し た項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分		要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
						障害者福祉シ ステム	特別児童扶養 手当システム			
12. 特別児童扶養手当										
12. 特別児童扶養手当	12.1. 台帳管理機能			0228095	機能ID：0221169、0221314 の自動付番機能のみを利用する場合は、機能ID：0221315 は実装しないこと。	○	○	・人口規模や大量処理のために必要な機能 ・機能ID：0221169、0221314 は、手入力のみ又は自動付番と手入力を併用する場合の要件である。 【第3.0版】特別児童扶養手当証書の廃止に関する省令改正により、管理項目名が「証書番号」から「受給者番号」に変更となることから、当該機能を追加している。	【第3.0版】機能ID：0228034から修正	
12. 特別児童扶養手当	12.1. 台帳管理機能			0228035	行政区と本庁の要件として、以下ができること。 ・行政区で、申請入力 ・本庁で、「申請者一覧」等で申請情報を確認～判定結果入力 ・行政区で、「判定結果一覧」等で判定結果を確認～決定入力	◎	◎	・指定都市の制度上必要な機能 ・機能ID：0220221 にて、入力や参照の処理制御や利用権限は設定可能としているが、標準オプション機能であるため、特別児童扶養手当においては当要件にて実装必須機能としている。 ・「申請者一覧」等、「判定結果一覧」等は、12.3.一覧管理機能として、確認できる機能となる。	2023年3月、指定都市要件として詳細化 協議案_管理番号：96	令和8年4月1日
12. 特別児童扶養手当	12.1. 台帳管理機能			0228087	過払い等に対する債権の登録、終了を管理できること。 【管理項目】 債権発生元支給年月（自） 債権発生元支給年月（至） 債権発生日 債権終了日 債権額 債権理由 ※日本語入力	○	○	・指定都市に限る機能であるが、必ずしも必要とまでは言えない機能 ・特別児童扶養手当の業務フローの02資格喪失の「届出情報登録」、04 有期認定、06 額改定請求、07 年齢到達処理後の08 手当支払の「支出情報の提出」を行った後に過払い等と判断した段階において利用する機能とする。 ・債権の発生から終了までの管理は、台帳画面上の管理項目の入力や一覧確認によって行うこととし、債権管理専用の機能や画面を用意しなくてもよい。	【第3.0版】にて、指定都市要件（標準オプション機能）として追加 協議案_管理番号：87	
12. 特別児童扶養手当	12.3. 一覧管理機能			0228036	指定都市における各行政区で登録した申請者情報を入力日、進達状況等で抽出し、一覧で確認できること。更に確認した一覧から個別の申請者情報を確認できること。	○	○	人口規模や大量処理のために必要な機能	2023年3月、指定都市要件として詳細化 協議案_管理番号：149	
12. 特別児童扶養手当	12.3. 一覧管理機能			0228037	指定都市における各行政区で登録した申請者情報を入力日、進達状況等で抽出し、一覧で確認できること。更に確認した一覧をCSVファイルで出力できること。	○	○	人口規模や大量処理のために必要な機能	2023年3月、指定都市要件として詳細化 協議案_管理番号：150	
12. 特別児童扶養手当	12.6. 帳票出力機能			0228039	機能ID：0221252 の標準オプション機能を実装必須機能とすること。	◎	◎	指定都市の制度上必要な機能	2023年3月、指定都市要件として詳細化 協議案_管理番号：51	令和8年4月1日